

包括外部監査の結果報告書

財産に関する財務事務等の執行について

令和5年2月

姫路市包括外部監査人 山本 康善

目 次

第1章	外部監査の概要	1
第2章	監査対象の概要	6
第3章	政策局の所管する財産	50
第4章	財政局（管財課）の所管する財産	54
第5章	財政局（管財課を除く）の所管する財産	94
第6章	市民局の所管する財産	98
第7章	環境局の所管する財産	108
第8章	健康福祉局の所管する財産	110
第9章	産業局の所管する財産	120
第10章	都市局（都市開発整備事業を除く）の所管する財産	127
第11章	都市局（都市開発整備事業）の所管する財産	156
第12章	建設局の所管する財産	165
第13章	消防局の所管する財産	193
第14章	教育委員会事務局の所管する財産	195
第15章	上下水道局の所管する財産	208
第16章	全般的意見	219
第17章	監査の結果及び意見の総括	226

第1章 外部監査の概要

第1節 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び姫路市外部監査条例第2条の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（監査のテーマ）

包括外部監査人が選定した特定の事件（地方自治法第252条の37第1項、いわゆる「監査のテーマ」）は、次のとおりである。

「財産に関する財務事務等の執行について」

3 監査対象期間

監査対象期間（年度）は、令和3年度である。

なお、必要に応じて令和2年度以前及び令和4年度についても対象とした。

4 特定の事件の選定の理由

これまで、地方自治体における財務情報としては、「歳入歳出決算書」に代表されるフロー情報が重要視されてきた。また、従来からのストック情報としては、「財産に関する調書」があるが、公有財産の土地・建物については数量情報が記載されているものの、金額情報の記載はない。

しかし、近年、全国の自治体全般において、税収の伸び悩みや公債残高の増加などから、ストック情報が重要視されている。

姫路市では、財政状況を市民に分かりやすく伝えるため、平成20（2008）年度決算から総務省方式改訂モデルの財務書類を作成し、公表してきた。このような取り組みは全国の自治体で進められているが、財務書類の作成基準が複数あり、他都市との比較が難しい等の課題もあったため、平成27（2015）年1月に総務省より固定資産台帳と複式仕訳に基づく統一的な基準が示された（新地方公会計制度）。これに基づき、姫路市においても平成28（2016）年度決算からは統一的な基準に基づく財務書類を作成し公表している。

新地方公会計制度に基づき作成された姫路市の令和3（2021）年3月31日（令和2（2020）年度末）現在の貸借対照表によると、一般会計等の総資産額は826,008百万円であり、そのうち有形固定資産は795,340百万円と、総資産額の96%超を占めている。また、有形固定資産のうち、事業用資産の状況は次のとおりである。

(単位：百万円)

区 分	土 地	建 物	工作物	左記以外	事業用資産計
取得価額	211,793	380,272	61,865	11,872	665,802
減価償却累計額	—	222,973	40,685	2,165	265,823
差 引	211,793	157,299	21,180	9,707	399,978

(注) なお、端数処理の関係で、合計や差引が一致しない場合がある。

また、令和2(2020)年度決算における「財産に関する調書」によれば、一般会計の令和2(2020)年度末現在高(一部)は次のとおりである。

区 分		土地(地積)	建物(延面積)	現金	土地(金額)
公有財産	行政財産	9,291,827㎡	1,915,355㎡	—	—
	普通財産	7,391,292㎡	17,862㎡	—	—
	合計	16,683,120㎡	1,933,217㎡	—	—
出資土地		167,304㎡	—	—	—
土地開発基金		—	—	4,220百万円	779百万円

(注) 公有財産の土地・建物については道路及び橋りょう、河川及び海岸並びに港湾及び漁港を除く。なお、端数処理の関係で、合計や差引が一致しない場合がある。

上記のような土地、建物をはじめとする地方自治体の財産は、「常に良好の状態において管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用しなければならない」(地方財政法第8条)とされている。

財産に関しては、総合計画ふるさとひめじプラン2030(令和3(2021)年3月策定)の「実施計画」や姫路市行財政改革プラン2024・同アクションプランにおいて、「未利用財産の有効活用の推進」、「普通財産の活用・処分」、「公共施設マネジメントの推進」等が戦略や事業として掲げられており、過去には総合計画ふるさとひめじプラン2020(平成21(2009)年3月策定)の第1次～第4次実施計画や姫路市行財政改革プラン2019・同実行計画においても、「未利用財産の有効活用の促進」、「未利用公有財産等の活用・処分」、「公共施設マネジメントの推進」、「新地方公会計の推進」、「固定資産台帳の整備」等が事業として掲げられてきた。また、姫路市は、平成24(2012)年度には公共建築物を対象とした「公共施設のマネジメントに関する基本方針」を策定し、総ストック量や管理運営の最適化などに取り組んできた。平成28(2016)年3月にはこの基本方針を改定し、新たに道路・橋りょうや上下水道などの社会基盤施設も対象に加え、姫路市が保有するすべての公共施設を対象とした「姫路市公共施設等総合管理計画」を策定している(令和3(2021)年3月改訂)。

過去の包括外部監査における特定の事件のうち、姫路市の財産に関連するものとしては、平成13(2001)年度に普通財産の管理事務、平成15(2003)年度に土地開発公社、平成18(2006)年度に公有財産及び借受財産の管理等を取り上げている。また、平成26(2014)年度には、公の施設に係る管理運営及び指定管理者制度の事務等の執行を取り上げているが、公共用財産は公の施設を構成する物的要素であることが多い

ため、当該年度についても財産に関連する内容が取り上げられたと考えることができる。ここ数年の包括外部監査においては、特定の部局等の事務・事業に関連して有する公有財産の管理が検討対象とされたことはあったものの、姫路市の財産について正面から取り上げているのは上記のように平成26（2014）年度が最後となっている。

また、この10年以内の包括外部監査においては、特定の部局等の事務・事業が特定の事件として選定されていることが多く、全庁統一的・横断的な特定の事件としては、平成27（2015）年度に一般会計における使用料及び手数料の徴収、分担金及び負担金の徴収並びにこれらの収入未済額の管理に関する事務等の執行が取り上げられたのが最後となっている。

上記の諸点から、今後、更なる少子高齢化が進展し、社会保障費が増加し、姫路市の財政運営の厳しさがより一層増すことが想定される中で、姫路市の財産に関する財務事務等について、全庁統一的・横断的に外部の視点から検証及び報告を行うことは、姫路市の行財政の運営及び市民の関心に資するものであると考える。

そこで、令和4（2022）年度の包括外部監査においては、「財産に関する財務事務等の執行について」を特定の事件として選定することとした。

5 監査の対象

次の財産を監査の対象とした。

- (1) 姫路市の公有財産のうち、土地、建物及び工作物
- (2) 姫路市土地開発基金
- (3) 姫路市が公用又は公共用に供する目的で借受けている不動産のうち、土地及び建物

また、監査対象とした部署は、上記(1)～(3)の財産を所管するすべての部署である。

6 外部監査の方法

(1) 監査の視点

ア 公有財産のうち土地、建物及び工作物の取得、処分及び管理（貸付け及び目的外使用許可を含む）に関する事務の執行が、法令、条例、規則、要綱等に従い、適切に行われているか。

イ 公有財産のうち土地、建物及び工作物の取得、処分及び管理（貸付け及び目的外使用許可を含む）に関する事務の執行が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的に行われているか。

ウ 土地開発基金の管理及び運用に関する事務の執行が、法令、条例、規則、要綱等に従い、適切に行われているか。

エ 土地開発基金の管理及び運用に関する事務の執行が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的に行われているか。

オ 土地及び建物の公用又は公共用に供する目的での借受に関する事務の執行が、法令、条例、規則、要綱等に従い、適切に行われているか。

カ 土地及び建物の公用又は公共用に供する目的での借受に関する事務の執行が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的に行われているか。

(2) 外部監査の主な手続

- ア ①姫路市の公有財産のうち、土地、建物及び工作物、②姫路市土地開発基金並びに③姫路市が公用又は公共用に供する目的で借受けている不動産のうち、土地及び建物について、財政局管財課等から公有財産台帳等の資料の提供を受け、これらの財産の現状及び課題を把握する。
- イ ①公有財産のうち土地、建物及び工作物の取得、処分及び管理（貸付け及び目的外使用許可を含む）に関する事務の執行、②土地開発基金の管理及び運用に関する事務の執行並びに③土地及び建物の公用又は公共用に供する目的での借受に関する事務の執行について、関係書類を閲覧し、必要に応じて質問を行うとともに、関連法規並びに条例及び規則等との照合を行い、事務の執行が合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から適切に行われているかについて監査手続を実施した。
- ウ 上記アに記載した財産について、現況を把握するため、必要に応じて、現地及びその付近を視察した。

7 外部監査の従事者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 山本 康善

(2) 包括外部監査人補助者

監査委員との協議（地方自治法第252条の32第1項）を経て、次のとおり補助者を選任した。（順不同）

公認会計士	道幸	尚志
公認会計士	竹川	正剛
公認会計士	井茂	博之
公認会計士	合田	幹孝
公認会計士	因幡	健
公認会計士	畑山	直久
弁護士	太田	悠子

8 外部監査の実施期間

令和4年7月1日から令和5年2月14日まで

9 利害関係

外部監査の対象とした特定の事件につき、包括外部監査人及び監査補助者には、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2節 報告書における留意事項

1 「監査の結果」及び「意見」について

この報告書では、監査の結論を「監査の結果」と「意見」に分けて記載した。

「監査の結果」は、是正・改善を求める事項であり、主として合規性に関する事項（法令、条例、規則、要綱等に形式的・実質的に違反していると判断した事項）である。また、合規性に関する事項ではないが社会通念上著しく適切さを欠いていると判断した事項も含んでいる。

また、「意見」は、「監査の結果」には該当しないが、経済性・効率性・有効性の観点から、包括外部監査人が組織及び運営の合理化に資すると判断し、改善について検討を求める事項を記載している。

2 資料の出典について

この報告書に掲載している図、表等の資料の出典のうち、特に明記のないものは、姫路市が作成した資料及びこれらの資料を基に監査人が加工したものである。

3 端数処理について

この報告書に記載している図、表等における数値については、端数処理の関係で、明細数値を合計した数値と、合計として記載されている数値が一致しない場合がある。

第2章 監査対象の概要

第1節 地方自治体の財産について

1 地方自治体の財産に関する憲法及び地方財政法の規定

(1) 日本国憲法第94条

日本国憲法には、第94条に次のような定めがあり、地方自治体の重要な事務の一つがその財産を管理することであることを明らかにしている。

○ 日本国憲法（第8章 地方自治）

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

(2) 地方財政法第8条

地方財政法は、第8条において、地方自治体の管理及び運用について次のように定めている。

○ 地方財政法

（財産の管理及び運用）

第8条 地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。

2 地方自治法における財産について

上述のように、憲法94条は、「地方公共団体は、その財産を管理」と規定している。この「財産」を具体化して、地方自治法は、「この法律において『財産』とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう」と規定している（同法第237条第1項）。

(1) 公有財産

ア 公有財産の範囲について

地方自治法は、公有財産とは、地方公共団体の所有する財産のうち、次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいうと規定している（同法第238条第1項）。

<公有財産とされるもの>

- 1 不動産
- 2 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- 3 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
- 4 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- 5 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- 6 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利

- 7 出資による権利
- 8 財産の信託の受益権

イ 公有財産の分類について

地方自治法は、公有財産を行政財産と普通財産とに分類するとしている（同法第238条第3項）。

行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう（同法第238条第4項）。

また、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう（同法第238条第4項）。

さらに、行政財産は、一般的には公用財産と公共用財産に分類される。

また、一般的には、公用財産は、地方自治体が事務・事業の執行のため直接使用する財産であり、公共用財産は住民の一般的共同利用に供する財産であるとされている。公有財産の分類については、次のようにまとめることができる。

<公有財産の分類>

公有財産 地方自治体が所有する財産	行政財産 普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産	公用財産 地方自治体が事務・事業の執行のため直接使用する財産 （例）自治体が使用する庁舎など
	普通財産 行政財産以外の一切の公有財産	公共用財産（注） 住民の一般的共同利用に供する財産 （例）学校、道路、公会堂、病院など住民が一般的に利用する財産

（注）公の施設（地方自治法第244条）は、施設の行政的側面であり、財産的側面の公有財産と区別されるが、公共用財産は公の施設を構成する物的要素であることが多い。公の施設は、主に公共用財産の範ちゅうに属するものであるといえる。

(2) 物品

地方自治法における財産のうち、物品とは、次のものをいう（同法第239条第1項）。

- ① 普通地方公共団体の所有に属する動産で、次のもの以外のもの
 - i 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）
 - ii 公有財産に属するもの
 - iii 基金（下記（4）参照）に属するもの
- ② 普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）

(3) 債権

地方自治法における財産のうち、債権とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいうとされる（同法第240条第1項）。

(4) 基金

地方自治法は、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができるとしている（同法第241条第1項）。

<地方自治法における財産のまとめ>

	公有財産 範囲：238条1項 分類：238条3項・4項	行政財産	公用財産
		普通財産	公共用財産
地方自治法における財産 (237条1項)		物 品 (239条)	
		債 権 (240条)	
		基 金 (241条)	

3 地方自治法が定める公有財産の管理規定

(1) 行政財産の管理及び処分

行政財産は、地方自治法第238条の4第2項から第4項に定められているものを除くほか、貸付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができないとされている（地方自治法第238条の4第1項）。

なお、この規定に違反する行為は無効とされる（地方自治法第238条の4第6項）。

地方自治法第238条の4第2項から第4項の規定に該当する場合には、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、貸付け、又は私権を設定することができる。

(参考) 地方自治法第238条の4（行政財産の管理及び処分）第2項～第4項

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

- 一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。

- 二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合
 - 三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合
 - 四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。
 - 五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。
 - 六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。
- 3 前項第2号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という。）を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。
 - 4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。

また、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる（地方自治法第238条の4第7項）。この場合、行政財産の使用については、借地借家法の規定は、適用されない（地方自治法第238条の4第8項）。

なお、行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる（地方自治法第238条の4第9項）。

（2）普通財産の管理及び処分

普通財産は、これを貸付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる（地方自治法第238条の5第1項）。

また、普通財産である土地（その土地の定着物を含む。）は、当該普通地方公共団体を受益者として政令で定める信託の目的により、これを信託することができる（地方自治法第238条の5第2項）。

普通財産を貸付けた場合において、その貸付期間中に国、地方公共団体その他公共

団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる（地方自治法第 238 条の 5 第 4 項）。契約を解除した場合においては、借受人は、これによって生じた損失につきその補償を求めることができる（地方自治法第 238 条の 5 第 5 項）。貸付け以外の方法により普通財産を使用させる場合も同様である（地方自治法第 238 条の 5 第 7 項）。

また、普通地方公共団体の長が一定の用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定して普通財産を貸し付けた場合において、借受人が指定された期日を経過してもなおこれをその用途に供せず、又はこれをその用途に供した後指定された期間内にその用途を廃止したときは、当該普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる（地方自治法第 238 条の 5 第 6 項）。普通財産を売り払い、又は譲与する場合も同様である（地方自治法第 238 条の 5 第 7 項）。

第2節 姫路市公有財産規則について

姫路市公有財産規則（本節において「公有財産規則」という。）は、法令その他別に定めがある場合を除くほか、公有財産の取得、管理及び処分並びに不動産の借受について必要な事項を定めている。

公有財産規則の規定の内容は次のようにまとめられる（附則は除く）。

第1章 総則（第1条—第9条）	
第2章 取得（第10条—第16条）	
第3章 交換（第17条—第19条）	
第4章 管理	第1節 通則（第20条）
	第2節 維持、保存及び運用（第21条・第22条）
	第3節 目的外の使用許可（第23条）
	第4節 貸付（第24条～第28条）
	第5節 用途廃止（第29条・第30条）
	第6節 所属替及び所管換（第31条～第33条）
第5章 処分（第34条～第36条）	
第6章 登記及び登録（第37条・第38条）	
第7章 台帳（第39条～第45条）	
第8章 補則（第46条～第54条）	

1 全般的な規定

(1) 公有財産の分類について（公有財産規則第2条）

公有財産規則における公有財産の分類は、次のとおりである。

公有財産	行政財産	公用財産 市において公用に供し、又は供することと決定した財産
		公共用財産 市において公共用に供し、又は供することと決定した財産
		企業用財産 市において市の企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の適用を受ける企業をいう。）の用に供し、又は供することと決定した財産
	普通財産 行政財産以外の一の切の公有財産	

行政財産については、一般的な行政財産の分類の区分（公用財産と公共用財産に分類）に加えて、公有財産規則では、企業用財産という区分を設けている。企業用財産

については、公有財産規則の規定の多くを適用除外とするなどの特例が定められている（公有財産規則第48条）。

（2）公有財産の所属（公有財産規則第5条）

行政財産は、これを使用し、又は事業の用に供する課に所属させるものとしてされている。ただし、2以上の課において使用し、又は事業の用に供する行政財産のうち、統一的に管理する必要があるものについては、市長がその所属を定めるとされている。

普通財産は、管財課に所属させるものとしてされている。ただし、管財課に所属させることが不相当と認められるものについては、市長がその所属を定めるとされている。

（3）公有財産に関する事務の処理（公有財産規則第6条）

ア 管財課長の事務処理

管財課長は、上司の命をうけ、次に掲げる事務を処理するものとされている。

- ① 公有財産の総括及び総合調整に関すること
- ② 普通財産の取得、管理及び処分に関すること

なお、公有財産規則において「公有財産の総括」とは、公有財産の取得、管理及び処分の適正を期するため、公有財産に関する制度を整え、その事務を統一し、その増減、現在額及び現状を明らかにし、その他必要な調整を図ることをいうとされている（公有財産規則第3条第1項）。

イ 管理及び処分の特例

上記アにかかわらず、公営住宅及び分譲住宅に係る公有財産の管理及び処分に関する事務は住宅課長が、また、法令に特別の定めのある公有財産の管理及び処分に関する事務は当該事務を所掌する課長が、上司の命をうけ、処理するとされている（公有財産規則第46条）。

なお、公有財産を処分したときは、上記の各課長は、直ちに管財課長に通知しなければならないとされている（公有財産規則第47条）。

ウ 公有財産の所属する課及びこれに準ずるものの長の事務処理

公有財産の所属する課及びこれに準ずるものの長（本節において「課長等」という。）は、上司の命をうけ、次の事務を処理するものとされている。

- ① 公有財産の取得
- ② 公有財産の維持保存に関すること。

（4）公有財産取扱主任（公有財産規則第7条）

課長等は、その所属に係る公有財産に関する事務を取り扱わせるため、公有財産取扱主任が置かれている。なお、公有財産取扱主任は、室又は課の庶務を担当する係長又は課長補佐をもって充てるものとされている。

(5) 総括事務の執行 (公有財産規則第9条)

管財課長は、公有財産の効率的運用を図るため必要があると認めるときは、課長等に対して、その所属に係る公有財産について必要な報告を求め、又は公有財産の管理状況を実施について調査し、公有財産の所属替、用途変更、用途廃止その他必要な措置に関し、課長等に指示することができることとされている。

2 公有財産の取得に関する規定

(1) 取得前の措置 (公有財産規則第10条)

公有財産となるべき物件を買入れ、寄付又は交換によって取得しようとするときは、あらかじめその物件について必要な事項を調査し、私権の設定、その他の特殊な義務があるときは、その所有者にこれを消滅させ、又はこれについて必要な措置をした後でなければ取得してはならないとされている(ただし、やむを得ない特別の事情があると認めるときはこの限りでない)。

(2) 取得の伺 (公有財産規則第11条)

公有財産となるべき物件を取得(交換及び寄付による取得を除く。)しようとするときは、所定の事項を記載した文書により市長の決裁を受けなければならないとされている。

(3) 寄付受納 (公有財産規則第12条)

公有財産となるべき物件の寄付を受けようとするときは、所定の事項を記載した文書により市長の決裁を受けなければならないとされている。

なお、当該文書には、寄付申出書、登記又は登録に関する承諾書、評価調書、関係図面その他必要と認められる書類を添付しなければならないとされている。

(4) 受領 (公有財産規則第14条)

課長等は、公有財産となるべき物件の引渡しを受けようとするときは、当該物件を契約書その他関係書類及び図面と照合し、適格と認めた場合でなければ、これを受領してはならないとされている(ただし、かしの程度が軽微な場合又は確実と認められる履行手段が講じられている場合においては、この限りでない)。

(5) 代金の支払 (公有財産規則第15条)

取得した公有財産の代金は、登記又は登録を要するものについては登記又は登録を完了した後に、その他の公有財産についてはその公有財産を受領した後に、支払わなければならないとされている(ただし、市長が特にその必要がないと認める場合においては、この限りでない)。

(6) 取得通知 (公有財産規則第16条)

課長等は、公有財産を取得したときは、直ちに管財課長に通知しなければならないとされている。

3 公有財産の交換に関する規定

(1) 交換 (公有財産規則第17条)

普通財産を交換しようとするときは、所定の事項を記載した文書により、市長の決裁を受けなければならないとされている。

なお、当該文書には、交換物件に関する調査書、交換申出書、評価調書、関係図面その他必要と認められる書類を添付しなければならないとされている。

(2) 交換通知 (公有財産規則第18条)

課長等は、交換契約を締結したときは、直ちにその旨を管財課長に通知しなければならないとされている。

(3) 交換差金 (公有財産規則第19条)

市が取得すべき交換物件について、交換差金の収入金がある場合は、これを収入した後でなければ、登記又は登録をしてはならないとされている(ただし、その納付義務者が国又は他の地方公共団体である場合においては、この限りでない。)

4 公有財産目的外使用許可に関する規定 (公有財産規則第23条)

課長等は、地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の使用について、申し出を受けた場合において、やむを得ないと認めるときは、申請人に行政財産使用許可申請書を提出させなければならないとされている。

また、申請に基づき許可しようとするときは、所定の事項を記載した文書に行政財産使用許可書案を添付して、市長の決裁を受けなければならないとされている。

なお、許可は、行政財産使用許可書により行うものとされている。

<参考> 地方自治法第238条の4

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

5 普通財産の貸付に関する規定

(1) 貸付期間 (公有財産規則第24条)

普通財産の貸付けは、次に掲げる区分ごとに定める期間を超えてはならないとされている(ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。)

① 堅固な建物の所有を目的として有償で貸し付ける土地	30年
② 非堅固な建物の所有を目的として有償で貸し付ける土地	20年
③ 一時使用を目的として貸し付ける土地及び建物	1年
④ ①～③に掲げる土地及び建物以外の土地、建物その他工作物	5年

上記の貸付期間は、これを更新することができることとされ、この場合においては更新の時から上記に定める期間を超えてはならないとされている。

(2) 貸付料 (公有財産規則第25条)

普通財産の貸付料は、適正な価格により評価した額で定めなければならないとされている。

また、貸付料は、毎月又は毎年度定期に納付させなければならないとされている。

(3) 貸付 (公有財産規則第26条)

普通財産を貸付けようとするときは、借受申請者から借受申請書を提出させ、次の事項を記載した文書により、市長の決裁を受けなければならないとされている。

- ①公有財産台帳記載事項、②貸付けの目的、③貸付けの相手方、④貸付けの数量、⑤貸付けの期間、⑥貸付料及び算定基礎、⑦契約書案、⑧その他必要事項

また、借受申請書には、適当と認められる保証人に連署させるか、又は相当の担保を提供する旨の誓約書を添付させなければならないとされている(ただし、市長が特にその必要がないと認める場合は、この限りでない。)

(4) 貸借契約書 (公有財産規則第27条)

契約書には、上記(3)の①～⑥の事項のほか、おおむね次に掲げる事項を記載しなければならないとされている。

- ①貸付料の納入方法、②転貸の禁止、③貸付期間中であっても、市、国、他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、契約を解除する旨、④相続等による権利の承継及び災害等の届出義務、⑤保証人のある場合の変更等の措置、⑥契約更新の要領、⑦貸付目的以外の使用及び原状変更の取り扱い、⑧返還、⑨損害賠償

(5) 用途等の指定 (公有財産規則第28条)

無償又は減額して普通財産を貸付けるときは、用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定しなければならないとされ、この場合において、当該指定に違反したときは、契約を解除する旨を契約書に記載しなければならないとされている。

6 行政財産の用途廃止に関する規定

(1) 用途廃止 (公有財産規則第29条)

課長等は、その所属に係る行政財産の用途を廃止しようとするときは、所定の事項を記載した文書により市長の決裁を受けなければならないとされている。

(2) 用途廃止財産の引継ぎ (公有財産規則第30条)

課長等は、上記(1)の用途廃止の決裁が完了したときは、直ちにその旨を管財課長に通知し、用途廃止財産引継書とともに当該普通財産を管財課長に引き継がなければならないとされている。

7 行政財産の所属替及び所管換に関する規定

(1) 所属替及び所管換の意義 (公有財産規則第3条第2項・第3項)

公有財産規則において、「所管換」とは、市長と企業の管理者又は教育委員会との間において、これらの管理に属する公有財産の所管を移すことをいうとされている。

また、「所属替」とは、一の課の所属に属する公有財産を同一所管内の他の課の所属に移すことをいうとされている。

(2) 所属替等 (公有財産規則第31条)

課長等は、行政財産の所属替又は所管換（以下「所属替等」という。）をうけようとするときは、当該行政財産の所属する課長等と協議の上、所定の事項を記載した文書により、市長の決裁を受けなければならないとされている。なお、当該文書には、協議意見書を添付しなければならないとされている。

(3) 所属替等の財産の引継 (公有財産規則第32条)

所属替等をする課の課長等は、上記(2)の規定による決裁が完了した旨の通知を受けたときは、当該財産を所属替等を受ける課の課長等へ必要な書類を添付した引継書とともに引継ぎ、管財課長に通知しなければならないとされている。

(4) 有償による整理 (公有財産規則第33条)

異なる会計間において、公有財産の所属替等をしようとするときは、当該会計間において、有償として整理するとされている（ただし、市長が、特に必要がないと認める場合は、この限りでない。）。

8 公有財産の処分に関する規定

(1) 売却等の決定 (公有財産規則第35条)

普通財産を売却し、譲与し、若しくは減額して譲渡し、又は出資の目的としようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書に評価調書及び関係図面を添付して、市長の決裁を受けなければならないとされている。

①当該公有財産台帳記載事項、②処分しようとする理由、③評価額、④処分予定価格、⑤契約の方法及びその根拠、⑥指名競争入札又は随意契約による場合は、相手方の住所、氏名、⑦一般競争入札による場合は、公告案、入札心得書案及び入札条件案、⑧売却代金の延納又は分納を認めるときは、その理由、要領、担保物件及び利息、⑨議会の議決を要する場合は、その議案、⑩契約書案、⑪収入科目、⑫その他必要事項

(2) 用途等の指定 (公有財産規則第34条・第28条)

普通財産を譲与又は減額譲渡する場合は、用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定しなければならないが、この場合において、当該指定に違反したときは、契約を解除する旨を契約書に記載しなければならないとされている。

9 公有財産の評価に関する規定 (公有財産規則第8条)

公有財産を取得し、貸付け、又は処分しようとするときは、その価格を評定して評価調書を作成し、公有財産運用委員会(本章第4節参照)の審議に付するものとされている。

ただし、次の①、②のいずれかに該当する場合は、審議に付さないものとするとしている。

- ① 取得しようとする財産の予定価格が1件3,000万円未満のもの(特に審議に付する必要があると認められるものを除く。)である場合
- ② 時価に比較して著しく低い価格で取得する場合

なお、緊急を要するため、時間的余裕がないときは、公有財産運用委員会の審議を省略することができ、これにより処置をしたときは、次の公有財産運用委員会に報告しなければならないとされている。

10 公有財産の維持、保存及び運用に関する規定

(1) 公有財産取扱主任の注意義務 (公有財産規則第21条)

公有財産取扱主任は、特に次に掲げる事項について注意しなければならないとされている。

- ① 土地は、不法に占拠され、又は境界が不明になっていないかどうか。
- ② 建物は、不法に占拠され、又は滅失若しくは損傷がないかどうか。
- ③ 電気、ガス、給排水等の施設は完全であるかどうか。
- ④ 使用許可に係る行政財産の使用状況は適正であるかどうか。
- ⑤ 公有財産台帳の記載事項は適正であるかどうか。また、現況と一致しているかどうか。

また、公有財産取扱主任は、上記の各事項について異状があったときは、直ちにその旨を課長等に報告し、その指示に従い措置しなければならないとされている。

(2) 修繕又は模様替等について (公有財産規則第22条)

課長等は、その所属に係る公有財産について地ならし、盛土等土地造成工事をしようとするとき、又は建物若しくは工作物を移築し、若しくは移設し、改築し、若しくは改造等の修繕若しくは模様替をしようとするときは、所定の事項を記載した文書により市長の決裁を受けなければならないとされている。なお、当該文書には関係図面その他必要な書類を添付しなければならないとされている。

また、課長等は、上記の工事が完了したときは、直ちにその旨を管財課長に通知しなければならないとされている。

11 不動産の借受に関する規定

(1) 借受物件 (公有財産規則第4条)

姫路市が、公用又は公共用に供する目的で借受けている不動産については、公有財産規則による行政財産の管理の例により管理するものとされている。

(2) 借受物件の評価 (公有財産規則第8条の2による第8条の準用)

公用又は公共用に供する目的で不動産を借り受けようとするときは、その価格を評定して評価調書を作成し、公有財産運用委員会の審議に付するものとされている。

なお、緊急を要するため、時間的余裕がないときは、公有財産運用委員会の審議を省略することができ、これにより処置をしたときは、次の公有財産運用委員会に報告しなければならないとされている。

第3節 姫路市用地事前審議委員会について

1 姫路市用地事前審議委員会の概要

姫路市用地事前審議委員会規程（本節において、「審議委員会規程」という。）に基づき、姫路市用地事前審議委員会（本節において「審議委員会」という。）が設置されている。

審議委員会は、姫路市の事業用地の計画的、効果的取得及び直接事業の用に供していない土地の適切な管理又は処分について基本方針を立てるために設置されている（審議委員会規程第1条）。

2 所掌事項

審議委員会規程第2条において、審議委員会が調査し、審議する事項について規定されている。

<審議委員会規程第2条より 抜粋>

(1) 次の各号の一に該当する土地の取得の適否及び用途に関すること。

ア 本市に対して買取りの希望があった土地。ただし、姫路市道路事業予定地建築規制及び先買条例（昭和55年姫路市条例第39号）第6条第1項の規定により買取りの申出のあった土地は、除く。

イ 公共事業に伴う代替用地で売却先が特定しがたいもの

ウ ア及びイを除き、各局（これに相当する組織を含む。）の長が付議する必要があると認める土地

(2) 現に直接事業の用に供していない土地の管理、有効利用又は処分の方針に関すること。

(3) その他前条の目的（注）を達成するため必要とする事項

（注）姫路市の事業用地の計画的、効果的取得及び直接事業の用に供していない土地の適切な管理又は処分について基本方針を立てる（審議委員会規程第1条）。

3 組織等

審議委員会は、委員長、副委員長、委員及び臨時委員をもって組織するとされている（審議委員会規程第3条）。委員長は財政局を担当する副市長、副委員長は当該副市長以外の副市長、委員は関係する局長、部長、課長をもって充てられている（審議委員会規程第4条・別表）。

委員長は、市長の指示を受け、会議を招集し、その会議の議長となるとされている（審議委員会規程第5条）。また、委員長は、会議の結果を市長に報告しなければならないとされている（審議委員会規程第10条）。

また、委員会の事務は、財政局管財課において処理するとされている（審議委員会規程第13条）。

第4節 公有財産運用委員会について

1 概要

公有財産運用委員会規程（本節において、「委員会規程」という。）に基づき、公有財産運用委員会（本節において「運用委員会」という。）が設置されている。

2 審議事項

委員会は、公有財産に関し次の事項（姫路市用地事前審議委員会規程第2条に規定する事項を除く。）を審議することとされている（委員会規程第1条）。

- ① 公有財産の総合評価に関する事
- ② 公有財産の取得及び処分に関する事
- ③ 公有財産の管理方針に関する事
- ④ 不動産の賃貸借に関する事
- ⑤ その他必要とする事項

<参考> 姫路市用地事前審議委員会規程

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、審議する。

(1) 次の各号の一に該当する土地の取得の適否及び用途に関する事

ア 本市に対して買取りの希望があった土地。ただし、姫路市道路事業予定地建築規制及び先買条例（昭和55年姫路市条例第39号）第6条第1項の規定により買取りの申出のあった土地は、除く。

イ 公共事業に伴う代替用地で売却先が特定しがたいもの

ウ ア及びイを除き、各局（これに相当する組織を含む。）の長が付議する必要があると認める土地

(2) 現に直接事業の用に供していない土地の管理、有効利用又は処分の方針に関する事

(3) その他前条の目的を達成するため必要とする事項

3 組織等

運用委員会は、委員長、副委員長、及び委員若干名並びに臨時委員をもって組織するとされている（委員会規程第2条）。委員長は財政局を担当する副市長、副委員長は財政局長、委員は関係する部長、室長、課長が充てられている（委員会規程第3条・別表）。

委員長は、委員会の会務を総括し、会議を招集し、その議長となるとされている（委員会規程第4条）。

また、委員会の事務は、財政局管財課において取扱うとされている（審議委員会規程第9条）。

第5節 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例について

財産の交換又は適正な対価なくしての譲渡若しくは貸付については、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」によって規定されている。

1 普通財産の交換について

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の第2条に規定されている。

<財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例 より>

第2条 普通財産のうち不動産は、次の各号の一に該当するときは、これを他の不動産と交換することができる。ただし、価格の差額が、その高価なものの価額の4分の1を超えるときはこの限りでない。

(1) 本市において、公用、公共用又は公益の用に供するため必要があるとき。

(2) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益の用に供するため必要があるとき。

2 前項の規定により交換をする場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

2 物品の交換について

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の第3条に規定されている。

<財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例 より>

第3条 物品は、次の各号の一に該当するときは、これを他の動産と交換することができる。

(1) 経費の低減を図るため、必要があると認めるとき。

(2) 交換によるほかは取得しがたい動産を取得するとき。

2 第2条第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

3 無償又は減額譲渡について

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の第4条に規定されている。

<財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例 より>

第4条 普通財産又は物品は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

(1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体若しくは公の支配に属する公共的団体において、公用、公共用又は公益の用に供するため、国又は当該団体に譲渡するとき。

(2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体において維持又は保存の費用を負担した公用、公共用又は公益の用に供する財産又は物品の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産又は不用物品をその負担した費用の額に相当する金額以内を減じて国又は当該団体に譲渡するとき。

(3) 行政財産又は公用若しくは公共用に供する物品のうち寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産又は不用物品をその寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。ただし、特約のある場合を除くほか、寄附を受けた後20年を経過したものについては、この限りでない。

(4) 行政財産又は公用若しくは公共用に供する物品に代るべき他の財産の寄附を受けたため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産又は不用物品の寄附を受けた財産の価額に相当する金額以内を減じて当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。

(5) 前各号に定める場合のほか、物品にあつては、市長において公益上特に必要があると認めるとき。

4 無償貸付について

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の第5条に規定されている。

<財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例 より>

第5条 普通財産又は物品は、国又は他の地方公共団体その他公共団体若しくは公の支配に属する公共的団体が、公用、公共用又は公益の用に供する場合には国又は当該団体に無償で貸付けることができる。

5 減額貸付等について

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の第6条に規定されている。

<財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例 より>

第6条 普通財産又は物品について公益上特に必要があるときは、時価よりも低い価額で貸付け、又は貸付料を減免することができる。

第6節 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する必要な事項については、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（本節において「条例」という。）に定められている。

1 議会の議決に付すべき契約

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とするとされている（条例第2条）。

上記の契約を締結しようとするときは、市長は、議会の議決を得たときに契約が成立する旨を相手方に告げ、かつ、その旨を記載して仮契約を締結するものとされている。また、市長は、上記の契約に関する事件については、次の議会にこれを提案しなければならないとされている（条例第3条）。

<地方自治法より抜粋>

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一～四 （略）

五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
（以下略）

<地方自治法施行令より抜粋>

第121条の2 地方自治法第96条第1項第5号に規定する政令で定める基準は、契約の種類については、別表第三上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

別表第三（第121条の2関係）

工事又は製造の請負	千円	
	都道府県	500,000
	指定都市	300,000
	市（指定都市を除く。次表において同じ。）	150,000
	町村	50,000

2 議会の議決に付すべき財産の取得又は処分

地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格6,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとするとされている（条例第4条）。

<地方自治法より抜粋>

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一～五 (略)

六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

七 不動産を信託すること。

八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(以下略)

<地方自治法施行令より抜粋>

第121条の2 (第1項 略)

② 地方自治法第96条第1項第8号に規定する政令で定める基準は、財産の取得又は処分の種類については、別表第四上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

別表第四 (第121条の2 関係)

不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が都道府県にあつては1件2万平方メートル以上、指定都市にあつては1件1万平方メートル以上、市町村にあつては1件5千平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払い	都道府県	千円 70,000
	指定都市	40,000
	市	20,000
	町村	7,000

第7節 普通財産の貸付料の算定基準

姫路市の普通財産の貸付料の算定基準は、「普通財産の貸付料算定基準及び高圧線下敷の使用料（貸付料）算定基準について（通知）」（平成5年3月8日付公有財産運用委員会委員長通知）に定められている。その内容は次のとおりである。

I 普通財産の貸付料算定基準

普通財産の貸付にかかる貸付料については、次の算式により算定した額とする。

1 基準貸付料

(1) 土地

（営利用の場合）

$$\text{時価} \times 6/100 \times 1/12 = \text{月額貸付料}$$

（住宅・非営利用の場合）

$$\text{時価} \times 4/100 \times 1/12 = \text{月額貸付料}$$

(2) 建物

$$(\text{建物評価額} \times 10/100 + \text{土地貸付料相当額}) \times 1/12 = \text{月額貸付料}$$

2 基準貸付料の適用期間

貸付料については、原則として3年ごとに改訂を行うものとする。ただし、適用期間内に時価が著しく変動したこと等によりその貸付料が不相当になる場合はこの限りでない。

3 基準貸付料の特例

次の各号の一に該当するときは、この基準によらず、当該各号の定めるところにより貸付料を算定することができる。

(1) 電柱・電話柱敷等のように、別に貸付料を定めているとき。

(2) 姫路市道路占用料徴収条例等他の算式を準用するとき。

(3) 国、地方公共団体又は公共的団体に貸付をするもので合意に基づき相手方の基準を適用するとき。

(4) この基準施行の際、現に契約により算定式を定めているとき。

(5) 個別に民間精通者の鑑定評価を参考とするとき。

(6) その他特別の事精があると市長が認めるとき。

4 補則

(1) この基準により算定した額に100円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入する。ただし、国又は他の地方公共団体その他公共団体との契約等により貸付料を算定する場合は、この限りではない。

(2) 行政財産の使用許可に係る使用料は、この算定基準を準用して算定した額とする。

(3) 継続貸付及び継続許可で次に該当するときは、公有財産運用委員会の審議を省略することができる。

・ 貸付料の適用期間内で、貸付期間の更新を行うとき。

また、貸付料等の増額減額の基準は、次のとおりであり、これは平成12年8月21日

に開催された公有財産運用委員会において承認されたものである（なお、その後も同委員会において状況に応じた見直しが行われている）。

貸付料等増額減額基準

1 増額減額率

基準貸付料と現実の貸付料との較差に応じ、増額減額率を決定する。

→基準貸付料に対する現行貸付料の割合（充足率）により決定する（注）。

- | | | | | |
|---|-----|-------|--------|-------|
| ① | 充足率 | 50%未満 | | 15%増額 |
| ② | 充足率 | 50%以上 | 70%未満 | 10%増額 |
| ③ | 充足率 | 70%以上 | 90%未満 | 5%増額 |
| ④ | 充足率 | 90%以上 | 110%以下 | 据置き |
| ⑤ | 充足率 | 110%超 | 200%以下 | 10%減額 |
| ⑥ | 充足率 | 200%超 | | 20%減額 |

※ ただし、次にあげるものは減額措置の適用はしない。

ア 国・県等の公共団体 兵庫県（交番敷地）

イ 公共的企業 JR西日本高圧線下敷

2 更新周期

3年毎に基準貸付料を見直し、貸付契約を更新する。

3 行政財産の目的外使用許可に係る使用料については、当基準を準用する。

（注）数式で表すと、「充足率＝現行貸付料÷基準貸付料」となる。

なお、上記の「普通財産の貸付料算定基準」及び「貸付料等増額減額基準」は、借受財産の借受料を算定する場合にも準用されている（姫路市公有財産規則第4条・第8条の2による準用）。

第8節 公有財産台帳及び固定資産台帳

1 公有財産台帳の作成について

公有財産台帳の作成については、姫路市公有財産規則第39条～第41条に規定されている。

(1) 台帳の作成

管財課長は、公有財産台帳を調製して、地方自治法第238条の種類及び分類に従い、次に掲げる事項を記載して、変動の都度整理しておかなければならないとされている。

- ① 分類及び種類
- ② 所属、用途及び所在
- ③ 種類及び数量
- ④ 価格
- ⑤ 得喪変更の年月日及び理由
- ⑥ その他必要事項

なお、公有財産台帳のうち、不動産及び市長が指定する不動産の従物に係る公有財産台帳は、磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製するものとされている。

また、課長等（公有財産の所属する課及びこれに準ずるものの長）は、その所属に係る公有財産について、上記により調製した公有財産台帳と同一内容の記録を保存しなければならないとされている。

上記のように、姫路市公有財産規則では、公有財産台帳を調製し、変動の都度整理しておかなければならないとされている。財産台帳を適切に調製・整理することは、保有する全ての公有財産の増減や年度末現在高を正確に把握することにつながるため、公有財産の管理において重要性が高い事務であるといえる。

(2) 台帳の価格

公有財産台帳に登録すべき価格は、次の①～⑧に定めるところによるとされている。

- ① 購入、交換、寄附及び遺贈に係るものは、その取得時における評価額
- ② 収用に係るものは、補償金額
- ③ 代物弁済に係るものは、収納金額
- ④ 新築又は増築に係るものは、建築費
- ⑤ 立木竹については、その材積に単価を乗じて算出した金額
- ⑥ 地方自治法第238条第1項第4号及び第5号に掲げる権利は、見込金額
- ⑦ 地方自治法第238条第1項第6号に掲げる有価証券は、額面金額。ただし、株券については、取得価額
- ⑧ 地方自治法第238条第1項第7号に掲げる出資の権利は、出資金額

(3) 種目、種別及び単位

公有財産台帳に登録する種目、種別及び数量の単位は、別に定めるところ（姫路市公有財産規則に規定する書類の様式等に関する要綱）によるとされている。

2 公有財産管理システム

(1) 公有財産管理システム

姫路市の公有財産台帳のうち、不動産及び市長が指定する不動産の従物に係る公有財産台帳は、磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製するものとされている（姫路市公有財産規則第39条第3項）。なお、市長が指定する不動産の従物は、100万円（推定価格を含む。）以上の工作物とされている（姫路市公有財産管理システム記録事務取扱要綱第9条第1項）。

以上により、現在、姫路市では、公有財産管理システムが導入されており、土地、建物及び工作物については、公有財産台帳が情報システムによって調製されている。なお、公有財産管理システムは、財務会計システムを構成する下位システムのうちの一つである。

現在運用されている公有財産管理システムは、令和元年12月から従来のシステムに代わり運用されている。

(2) 姫路市公有財産管理システム記録事務取扱要綱

この要綱は、姫路市公有財産規則第54条の規定に基づき、次に掲げる市有土地等の記録を適正に行うために必要な事項を定めるものである。

- ・ 市が所有する土地、建物及び工作物
- ・ 市が公用又は公共用に供する目的で借り受けた土地、建物及び工作物
- ・ 道路法（昭和27年法律第180号）等の規定による占用の許可（工事のための一時的な占用許可を除く。）を得た土地

土地、建物及び工作物（土地等）の取得若しくは借受け又は土地の占用の許可申請をしようとする課又はこれに準ずるものの長（取得課長等）及び市有土地等を管理する課又はこれに準ずるものの長（管理課長等）は、この要綱により当該財産の記録管理を行わなければならないとされている。

3 地方公会計の整備促進と固定資産台帳の整備

(1) 地方公会計の整備促進

地方公共団体の厳しい財政状況の中で、財政の透明性を高め、住民に対する説明責任をより適切に果たすとともに、財政の効率化・適正化を図るため、現金主義・単式簿記による予算・決算制度を補完するものとして、財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書等）の開示が推進されている。

地方公会計の整備については、総務省において、平成22年から「今後の地方公会計の推進に関する研究会」が開催されて議論が進められ、平成26年にとりまとめられた同研究会報告書において、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示された。また、平成27年度から平成29年度までの3年間で、全ての地方公共団体において統一的な基準による地方公会計を整備するよう、総務省から各地方公共団体に要請された。

姫路市では、平成20年度決算から総務省方式改訂モデルの財務書類を作成し公表してきたが、平成29年度（平成28年度決算）から統一的な基準に基づく財務書類を作成し、公表している。

（2）固定資産台帳の整備

固定資産台帳は、固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有する全ての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものである。固定資産は、1年限りで費消される費用と異なり、その資産が除売却されるまで長期にわたり行政サービス等に利用されることから、会計上の価額管理を行う必要があり、統一的な基準では、その現在高は貸借対照表（償却資産は、原則として取得価額等と減価償却累計額を表示）に、その期中の増減は純資産変動計算書に表示される。

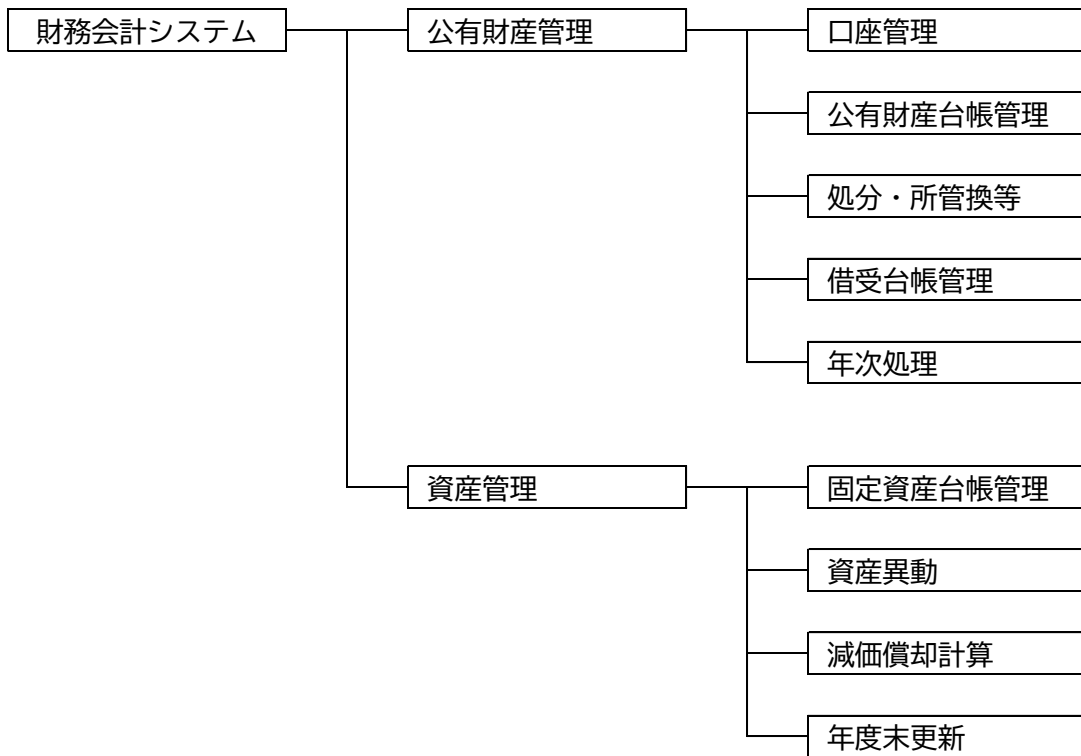
現行制度上、各地方公共団体では、地方自治法に規定する公有財産を管理するための公有財産台帳や個別法に基づく道路台帳等の各種台帳を備えることとなっている。しかし、これらの台帳は、主に数量面を中心とした財産の運用管理、現状把握等を目的として備えることとされており、資産価値に係る情報の把握が前提とされていない点で固定資産台帳と異なる。

固定資産は、地方公共団体の財産の極めて大きな割合を占めるため、地方公共団体の財政状況を正しく把握するためには、正確な固定資産に係る情報が不可欠となる。全ての地方公共団体に適用する統一的な基準による財務書類等の作成にあたっては、自団体の資産の状況を正しく把握することや、他団体との比較可能性を確保することが重要になることから、各地方公共団体の財政状況を表す財務書類の作成に必要な情報を備えた補助簿として固定資産台帳を整備する必要がある。なお、固定資産台帳については、公表を前提とすることとされている（ただし、姫路市では令和3年度末時点では公表はしていない）。

姫路市では、平成29年度からの地方公会計制度の開始に伴い、平成28年度決算から、投資的経費を執行することによって取得した固定資産及び寄附や帰属などにより無償で取得した固定資産について、固定資産台帳に登載することになった。

また、以前に運用されていた財務会計システムにおいては、公有財産台帳（土地台帳・建物台帳・工作物台帳）と固定資産台帳とはそれぞれ独立しており、直接のリンクはなかったが、令和元年12月より運用されている新しい財務会計システムにおいては、公有財産台帳と固定資産台帳とは明確に紐づけられて管理されることになった。

<姫路市の公有財産管理システム・資産管理システムの構成図>



第9節 姫路市公有財産利活用基本方針

姫路市公有財産利活用基本方針は、全市的な観点のもと、公有財産の管理・処分における現状と課題を明確にし、その利活用の基本的な考え方を定めるとともに、公有財産の適正な管理と有効活用を推進していくための指針として、平成25年9月に策定されている。

当該基本方針の内容は、次のとおりとなっている。

<姫路市公有財産利活用基本方針の内容>

- 1 公有財産の現状
- 2 公有財産の現状把握と管理の適正化
- 3 未利用財産の利活用の基本的考え方
 - (1) 庁内活用
 - (2) 売却処分
 - (3) 貸付
 - (4) 目的外使用許可
 - (5) 広告事業等
 - (6) その他の有効活用
- 4 公民連携による公有財産の有効活用
- 5 基本方針の推進に向けて

第10節 未利用財産等引継マニュアル

未利用財産は、行政目的がなくなり、将来的な利活用計画も定められていない財産がほとんどであり、維持管理経費の節減や財源確保の上からも、個別に当該財産の利活用方針を定め、売却や貸付等による積極的な有効活用を図る必要がある。

このため、姫路市においては、平成23年12月に『未利用財産等引継マニュアル』を作成している。

当該マニュアルの内容は、次のとおりである。

<未利用財産等引継マニュアルの内容>

- 1 公有財産の分類
- 2 公有財産管理上の義務
- 3 用途廃止と財産利活用の意義
- 4 未利用財産・用途廃止財産利活用の現状
- 5 未利用財産等の引継マニュアルの必要性
- 6 未利用財産等の利活用に関する原則
- 7 未利用財産等の調査及び利活用の検討
- 8 未利用財産等の引継手順
- 9 引継に係る必要書類一覧
- 10 未利用財産等の利活用、引継までの流れ

なお、当該マニュアルでは、全庁的な未利用財産の洗い出し及び情報の共有化を図るとともに、未利用財産等の利活用に関する原則を以下のとおり定めている。

①庁内において他の用途での利活用を図る。



②庁内での利活用希望がない場合、売却処分する。

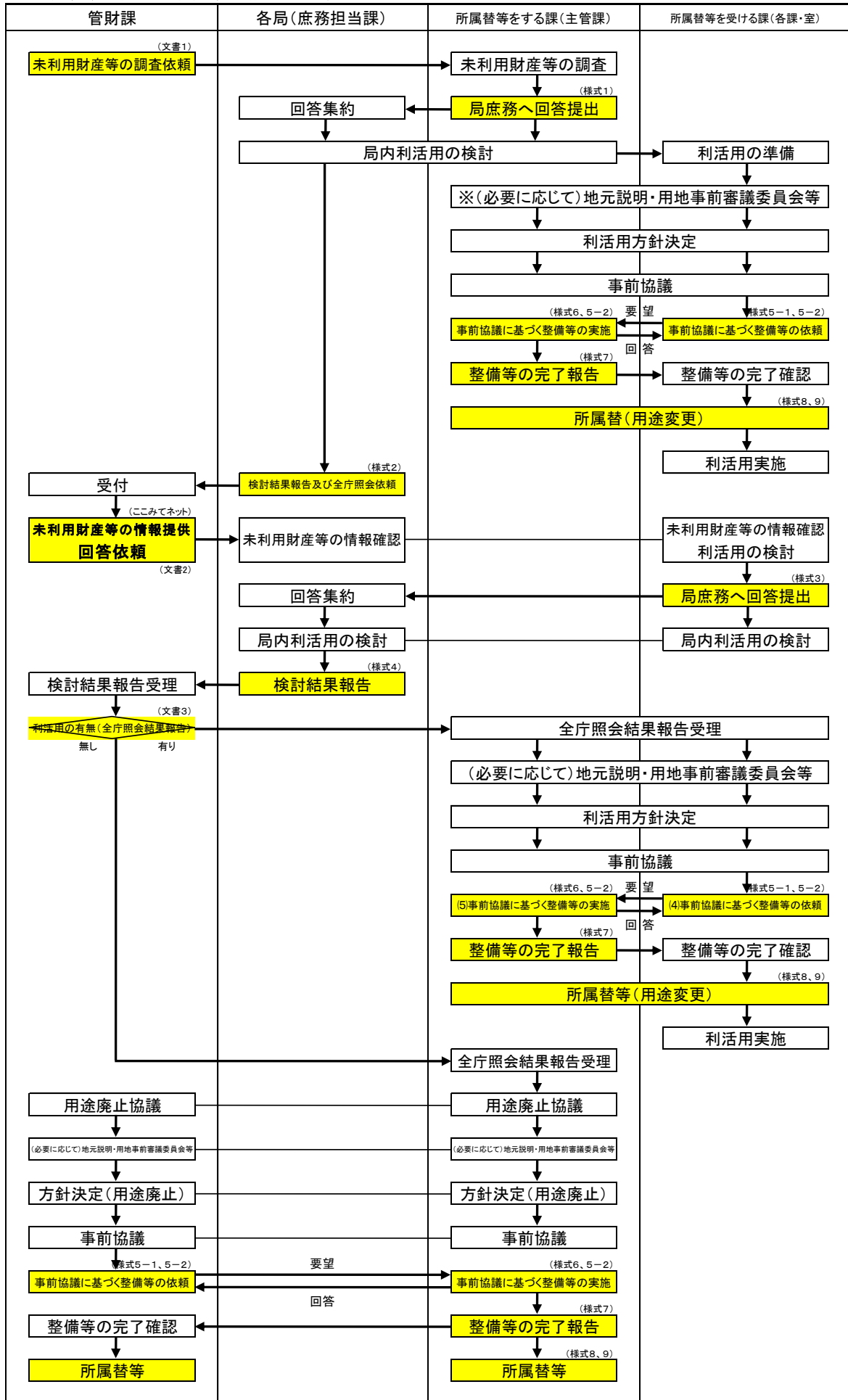


③売却処分できない場合は、貸付けを行う。

未利用財産の有効活用については、上記の原則に従って、資産の公共性や市場性など多岐にわたる視点から、総合的に検討していく必要があるとされている。

また、当該マニュアルによる未利用財産等の利活用、引継までの流れは次頁の通りとなっている。

未利用財産等の利活用、引継までの流れ



第11節 姫路市行財政改革プラン2024について

1 「姫路市行財政改革プラン2024」の概要

令和2年3月に策定された「姫路市行財政改革プラン2024」では、未来のあるべき姿からのバックキャスト（現状から何をやるのか）による行財政改革に取り組むため、テーマを「未来志向型の行財政改革」、サブテーマを「時代の変化にチャレンジできる仕組みづくり」とし、変化の激しい時代において、未来を切り拓いていくポジティブな意識をもって行財政改革を進めていくこととされている。

プランの対象期間は、令和2年度～令和6年度の5年間とされている。そして、5年間の中期的な改革の方向性と目標（GOAL）、これを達成するためのアクションプラン（実行計画）を掲げ、行財政改革に取り組んでいくこととされている。

2 推進方策（3つの基本方針と8つの戦略）

「姫路市行財政改革プラン2024」では、行財政改革の推進のため、下記のように、「組織・人」「予算」「仕組み」に関する3つの基本方針のもと、8つの戦略が掲げられている。また、各戦略に基づく具体的な行動計画として、別途アクションプランを策定し、年度ごとの取組みや目標値を設定のうえ、適切な進捗管理を行っていくこととされている。

基本方針1 〔組織・人〕強い組織づくりと働き方改革	戦略1：組織マネジメントの強化
	戦略2：職員の成長に向けたサポート
	戦略3：働き方改革の推進
基本方針2 〔予算〕持続可能な財政運営と予算の重点化	戦略4：健全財政の維持
	戦略5：収納対策と財源の確保
	戦略6：公共施設マネジメントの推進
基本方針3 〔仕組み〕生産性の向上と連携・共創の推進	戦略7：効果的なPDCAと業務の効率化
	戦略8：連携と共創による事業の推進

3 今回の包括外部監査における特定の事件（監査のテーマ）との関連

今回の包括外部監査における特定の事件は、「財産に関する財務事務等の執行について」である。これとの関連では、基本方針2・戦略5「収納対策と財源の確保」のうちの実行計画14「財源の開拓と確保」において、次のようなアクションプランが掲げられている。

14 財源の開拓と確保

市税収入の大幅な伸びが期待できない中、定期的な使用料等の見直しや普通財産の有効活用等により、自主財源の確保を図ります。

【受益者負担の適正化】

受益者負担の適正化に向け、引き続き、公共施設の使用料等の見直しを行っていきます。

【普通財産の活用・処分】

新たな公有財産利活用基本方針の策定に向け普通財産の有効活用法等について研究し、安定した自主財源の確保に努めます。

【広告事業等の推進】

ネーミングライツやデジタルサイネージ等の多様な広告媒体の積極的活用や公有財産の有効活用により自主財源の確保に取り組みます。

【ふるさと納税の推進】

ふるさと納税の趣旨を踏まえ、返礼品の見直しや効果的なPR等により財源の確保に努めます。

GOAL〔目標〕	市有財産の有効活用等の取組みにより、安定した自主財源の確保を目指します。
----------	--------------------------------------

第12節 姫路市における公有財産等の保有状況について

1 「財産に関する調書」における公有財産（土地及び建物）の状況

地方公共団体においては、決算に際して「財産に関する調書」を調製することが求められている（地方自治法第233条第1項、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第166条第2項）。

この「財産に関する調書」による姫路市の公有財産（土地及び建物）の状況は下記のとおりである。

なお、「財産に関する調書」には、公有財産のうち、道路及び橋りょう、河川及び海岸並びに港湾及び漁港については記載することを要しないこととされている（地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）（別記）財産に関する調書様式（第16条の2関係）1 公有財産(1)土地及び建物 備考2）。したがって、道路等については、「財産に関する調書」には含まれていない。

(1) 一般会計

ア 令和3年度における土地の状況

区分		地積（単位：㎡）		
		前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
公用財産	本庁舎	32,566.81	0	32,566.81
	その他の行政施設	消防施設	397.62	50,302.85
		その他の施設	182,956.92	62.36
公共用財産	学校関係	2,399,883.24	△578.17	2,399,305.07
	公営住宅	643,971.83	△9,713.14	634,258.69
	公園	3,596,355.88	△5,365.81	3,590,990.07
	その他の施設	2,386,188.02	269,837.68	2,656,025.70
普通財産	山林	6,078,272.62	△43,813.10	6,034,459.52
	処分可能地	30,908.75	△3,928.16	26,980.59
	貸付地等	1,282,111.18	41,132.11	1,323,243.29
合計	行政財産計	9,291,827.93	254,640.54	9,546,468.47
	普通財産計	7,391,292.55	△6,609.15	7,384,683.40
	総括（注）	16,683,120.48	248,031.39	16,931,151.87

（注）総括＝行政財産計＋普通財産計

土地の当年度末現在高は、16,931,151.87㎡で、前年度末に比べ248,031.39㎡、1.5%増加している。これは、主としてしげる幼稚園貸付地（1,267㎡）や書写西住宅（895㎡）の売却により減少したものの、北部農山村地域活性化施設整備事業用地（255,458㎡）や手柄山中央公園（1,839㎡）の取得により増加したためである。

イ 令和3年度における建物の状況

区分		延面積計（木造＋非木造）（単位：㎡）		
		前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
公用財産	本庁舎	56,021.02	0	56,021.02
	その他の行政施設	消防施設	6.00	23,273.73
		その他の施設	54.35	27,574.11
公共用財産	学校関係	857,657.68	3,106.30	860,763.98
	公営住宅	416,667.92	1,160.80	417,828.72
	公園	33,964.34	55.75	34,020.09
	その他の施設	500,256.96	△2,651.30	497,605.66
普通財産	山林	0	0	0
	処分可能地	451.06	0	451.06
	貸付地等	17,411.21	12,429.57	29,840.78
合計	行政財産	1,915,355.41	1,731.90	1,917,087.31
	普通財産	17,862.27	12,429.57	30,291.84
	総括（注）	1,933,217.68	14,161.47	1,947,379.15

（注）総括＝行政財産＋普通財産（行政財産と普通財産の合計）

建物の当年度末現在高は、1,947,379.15㎡で、前年度末に比べて14,161.47㎡・0.7%増加している。これは、主として市川住宅（3,014㎡）及び姫路市民プール（1,988㎡）の撤去により減少したものの、お城本町再開発事業貸付地（イーグレひめじ）（11,737㎡）の購入や中河原住宅（4,301㎡）の新築により増加したためである。

ウ 土地の状況の推移（平成30年度～令和3年度）

区 分		地積（単位：㎡）				
		平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	
公用財産	本庁舎	32,566.81	32,566.81	32,566.81	32,566.81	
	その他の行政施設	消防施設	48,608.78	48,678.62	49,905.23	50,302.85
		その他の施設	182,955.58	182,955.58	182,956.92	183,019.28
公共用財産	学校関係	2,400,814.07	2,400,973.35	2,399,883.24	2,399,305.07	
	公営住宅	649,174.83	645,872.02	643,971.83	634,258.69	
	公園	3,570,574.47	3,584,744.23	3,596,355.88	3,590,990.07	
	その他の施設	2,395,783.27	2,404,524.51	2,386,188.02	2,656,025.70	
普通財産	山林	6,034,459.52	6,078,272.62	6,078,272.62	6,034,459.52	
	処分可能地	32,108.46	29,444.91	30,908.75	26,980.59	
	貸付地等	1,307,773.91	1,294,386.48	1,282,111.18	1,323,243.29	
合計	行政財産計	9,280,477.81	9,300,315.12	9,291,827.93	9,546,468.47	
	普通財産計	7,374,341.89	7,402,104.01	7,391,292.55	7,384,683.40	
	総括（注）	16,654,819.70	16,702,419.13	16,683,120.48	16,931,151.87	

（注）総括＝行政財産＋普通財産（行政財産と普通財産の合計）

エ 建物の状況の推移（平成30年度～令和3年度）

区 分		延面積計（木造＋非木造）（単位：㎡）				
		平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	
公用財産	本庁舎	55,933.54	55,933.54	56,021.02	56,021.02	
	その他の行政施設	消防施設	23,197.64	23,179.34	23,267.73	23,273.73
		その他の施設	27,205.86	26,686.22	27,519.76	27,574.11
公共用財産	学校関係	854,698.73	856,396.77	857,657.68	860,763.98	
	公営住宅	420,267.71	417,133.97	416,667.92	417,828.72	
	公園	32,476.98	32,644.08	33,964.34	34,020.09	
	その他の施設	474,761.08	475,796.48	500,256.96	497,605.66	
普通財産	山林	0	0	0	0	
	処分可能地	1,153.17	1,153.17	451.06	451.06	
	貸付地等	18,647.12	18,647.12	17,411.21	29,840.78	
合計	行政財産計	1,888,541.54	1,887,770.40	1,915,355.41	1,917,087.31	
	普通財産計	19,800.29	19,800.29	17,862.27	30,291.84	
	総括（注）	1,908,341.83	1,907,570.69	1,933,217.68	1,947,379.15	

（注）総括＝行政財産＋普通財産（行政財産と普通財産の合計）

(2) 特別会計

姫路市の特別会計のうち、卸売市場事業特別会計及び国民健康保険事業特別会計の直営診療施設勘定は、公有財産を保有している。

卸売市場事業特別会計の公有財産は産業局中央卸売市場が所管しており、国民健康保険事業特別会計の直営診療施設勘定の公有財産は市民局国民健康保険課が所管している。

ア 令和3年度末における土地の状況

区分		地積（単位：㎡）	
		卸売市場事業特別会計	国民健康保険事業特別会計 直営診療施設勘定
公用財産	本庁舎	0	0
	その他の行政施設	消防施設	0
		その他の施設	0
公共用財産	学校関係	0	0
	公営住宅	0	0
	公園	0	0
	その他の施設	99,022.67	107.20
普通財産	山林	0	0
	処分可能地	0	0
	貸付地等	0	0
合計	行政財産	99,022.67	107.20
	普通財産	0	0
	総括（注）	99,022.67	107.20

（注）総括＝行政財産＋普通財産（行政財産と普通財産の合計）

イ 令和3年度における建物の状況

区分		延面積計（木造＋非木造）（単位：㎡）	
		卸売市場事業特別会計	国民健康保険事業特別会計 直営診療施設勘定
公用財産	本庁舎	0	0
	その他の行政施設	消防施設	0
		その他の施設	0
公共用財産	学校関係	0	0
	公営住宅	0	0
	公園	0	0
	その他の施設	58,267.46	604.00
普通財産	山林	0	0
	処分可能地	0	0
	貸付地等	0	0
合計	行政財産	58,267.46	604.00
	普通財産	0	0
	総括（注）	58,267.46	604.00

（注）総括＝行政財産＋普通財産（行政財産と普通財産の合計）

2 貸借対照表（統一的な基準に基づく財務書類）における有形固定資産等の推移

<留意事項>

1. 掲載する貸借対照表の会計年度

令和5年1月20日現在、令和3年度の財務書類は未公表であるため、平成30年度（平成31年3月31日現在）から令和2年度（令和3年3月31日現在）までの推移を掲載している。

2. 貸借対照表の作成基準日

貸借対照表の作成基準日は、各会計年度の最終日（3月31日）である。出納整理期間（各会計年度の最終日の翌日である4月1日から5月31日まで）の入出金に関する会計処理については、作成基準日までに終了したものとして処理されている。

3. 「一般会計等財務書類」と「全体財務書類」について

各年度の財務書類は、一般会計と公営事業会計以外の特別会計からなる「一般会計等財務書類」、公営事業会計の特別会計を含めた「全体財務書類」、さらに出資団体等を含めた「連結財務書類」の3種類が作成されている。

今回の包括外部監査では、「連結財務書類」に含まれる出資団体等は監査の対象としていないため、ここでは、「一般会計等財務書類」の貸借対照表及び「全体財務書類」の貸借対照表からの抜粋を掲載している。

「一般会計等財務書類」及び「全体財務書類」の対象となる会計を図示すると、次のとおりである。

全体財務書類						
<table border="1"><thead><tr><th>一般会計等財務書類</th></tr></thead><tbody><tr><td>① 一般会計</td></tr><tr><td>② 奨学学術振興事業特別会計</td></tr><tr><td>③ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計</td></tr><tr><td>④ 財政健全化調整特別会計</td></tr></tbody></table>	一般会計等財務書類	① 一般会計	② 奨学学術振興事業特別会計	③ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	④ 財政健全化調整特別会計	⑤ 水道事業会計 ⑥ 都市開発整備事業会計 ⑦ 下水道事業会計 ⑧ 卸売市場事業特別会計 ⑨ 国民健康保険事業特別会計 ⑩ 介護保険事業特別会計 ⑪ 後期高齢者医療事業特別会計
一般会計等財務書類						
① 一般会計						
② 奨学学術振興事業特別会計						
③ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計						
④ 財政健全化調整特別会計						

(1) 貸借対照表（一般会計等）より 抜粋

（単位：百万円）

【資産の部】	平成31年3月31日	令和2年3月31日	令和3年3月31日
固定資産			
有形固定資産	687,969	692,087	705,993
事業用資産（注1）	370,477	380,702	399,978
土地	213,535	212,902	211,793
立木竹	427	427	427
建物	339,295	350,740	380,272
建物減価償却累計額	△ 210,316	△ 216,812	△ 222,973
工作物	59,080	59,582	61,865
工作物減価償却累計額	△ 36,590	△ 38,678	△ 40,685
船舶	496	496	496
船舶減価償却累計額	△ 496	△ 496	△ 496
浮標等	556	552	552
浮標等減価償却累計額	△ 453	△ 478	△ 506
航空機			-
航空機減価償却累計額			-
その他	4,476	4,476	4,476
その他減価償却累計額	△ 1,041	△ 1,102	△ 1,163
建設仮勘定	1,509	9,093	5,921
インフラ資産（注2）	306,193	300,142	294,625
土地	91,911	92,912	94,417
建物	6,049	6,148	6,290
建物減価償却累計額	△ 3,337	△ 3,483	△ 3,632
工作物	632,461	638,608	643,662
工作物減価償却累計額	△ 425,356	△ 437,539	△ 449,831
その他			-
その他減価償却累計額			-
建設仮勘定	4,465	3,495	3,718
物品	19,486	19,621	19,802
物品減価償却累計額	△ 8,187	△ 8,377	△ 8,413
無形固定資産	664	403	142
ソフトウェア	523	261	0
その他	142	142	142

（注1）事業用資産は、インフラ資産及び物品以外の有形固定資産をいう（総務省「財務書類作成要領」（令和元年8月改訂）第94項）。庁舎・公民館等の地方自治体が事業を行うための資産である。

（注2）インフラ資産は、システムまたはネットワークの一部であること、性質が特殊なものであり代替的利用ができないこと、移動させることができないこと、処分に関し制約を受けることといった特徴の一部または全てを有するものであり、例えば道路ネットワーク、下水処理システム、水道等が該当する（総務省「財務書類作成要領」（令和元年8月改訂）第96項）。

(2) 貸借対照表（全体）より 抜粋

（単位：百万円）

【資産の部】	平成31年3月31日	令和2年3月31日	令和3年3月31日
固定資産			
有形固定資産	1,026,819	1,029,136	1,043,603
事業用資産	376,865	387,166	406,064
土地	219,219	218,679	216,986
立木竹	427	427	427
建物	347,015	358,460	387,992
建物減価償却累計額	△ 217,485	△ 224,062	△ 230,304
工作物	60,446	60,948	63,231
工作物減価償却累計額	△ 37,909	△ 40,009	△ 42,025
船舶	496	496	496
船舶減価償却累計額	△ 496	△ 496	△ 496
浮標等	556	552	552
浮標等減価償却累計額	△ 453	△ 478	△ 506
航空機			-
航空機減価償却累計額			-
その他	4,582	4,531	4,825
その他減価償却累計額	△ 1,041	△ 1,102	△ 1,163
建設仮勘定	1,509	9,221	6,048
インフラ資産	632,626	624,897	620,033
土地	106,582	107,759	109,624
建物	21,815	22,109	21,962
建物減価償却累計額	△ 9,022	△ 9,593	△ 10,038
工作物	1,078,413	1,092,610	1,107,247
工作物減価償却累計額	△ 572,421	△ 595,783	△ 618,737
その他	212	224	237
その他減価償却累計額	△ 152	△ 165	△ 176
建設仮勘定	7,198	7,735	9,913
物品	39,346	39,625	40,158
物品減価償却累計額	△ 22,018	△ 22,552	△ 22,651
無形固定資産	9,689	9,031	8,334
ソフトウェア	536	268	3
その他	9,153	8,763	8,331

第13節 公有財産に関連する歳入決算及び歳出決算の状況（一般会計）

※ 本節における金額の単位は円。

1 歳入決算の状況

(1) 土地建物貸付収入（注1）

ア 決算状況の推移

年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
令和元年度	105,313,000	111,348,852	110,903,452	0	445,400
令和2年度	103,046,000	102,793,387	102,367,987	0	425,400
令和3年度	124,992,000	137,392,722	136,987,322	0	405,400

（注1）第65款（財産収入）第10項（財産運用収入）第10目（財産貸付収入）第10節（土地建物貸付収入）

イ 収入済額の事項別内訳の推移

事項名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
公舎貸付料	2,109,000	3,265,300	2,332,200
一般土地建物貸付料	88,877,583	79,896,050	114,942,060
花の北市民広場等貸付料	8,637,600	8,637,600	8,637,600
あじさい苑用地貸付料	727,700	727,700	727,700
区画整理事業土地貸付料	451,990	392,675	366,850
しらさぎレジデンス貸付料	4,751,827	3,961,710	4,971,254
県営住宅用地貸付料	1,682,952	1,682,952	1,682,952
家島教職員住宅貸付料	1,080,000	1,080,000	602,706
住宅団地内店舗用地貸付料	111,600	100,800	100,800
お城本町再開発ビル貸付料	2,473,200	2,623,200	2,623,200
計	110,903,452	102,367,987	136,987,322

(2) 不動産売払収入（注2）

ア 決算状況の推移

年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
令和元年度	636,634,000	671,399,094	671,399,094	0	0
令和2年度	641,883,000	881,142,404	881,142,404	0	0
令和3年度	443,241,000	349,967,045	349,967,045	0	0

（注2）第65款（財産収入）第15項（財産売払収入）第10目（不動産売払収入）

イ 収入済額の節別内訳の推移

節番号・名称	令和元年度	令和2年度	令和3年度
10 普通財産売払収入	256,049,785	575,618,083	101,019,945
15 総務費不動産売払収入		31,770,000	
25 衛生費不動産売払収入	134,739,200		
45 土木費不動産売払収入	278,336,083	272,778,321	248,947,100
50 消防費不動産売払収入	2,274,026	976,000	
計	671,399,094	881,142,404	349,967,045

2 歳出決算の状況

(1) 公有財産購入費

ア 令和3年度の決算状況

款	項	目	節	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
35	農林水産業費						
	10	農水産費					
		20	農産振興費				
			17 公有財産購入費	315,608,000	315,607,960		40
45	土木費						0
	15	道路橋りょう管理費					0
		15	道路橋りょう管理費				0
			17 公有財産購入費	485,000			485,000
	25	道路新設改良費					0
		17	公有財産購入費	610,584,790	102,778,497	繰越明許費 278,627,853	229,178,440
	35	交通安全対策費					0
		17	公有財産購入費	260,564,220	229,979,424	繰越明許費 20,309,230	10,275,566
	20	河川港湾費					0
		15	河川改良費				0
			17 公有財産購入費	15,000,000			15,000,000
	30	都市計画費					0
		30	街路事業費				0
			17 公有財産購入費	665,806,776	452,466,002	繰越明許費 213,339,177	1,597
	35	公園費					0
		20	公園施設費				0
			17 公有財産購入費	357,440,000	166,335,096	繰越明許費 190,000,000	1,104,904
55	教育費						0
	20	中学校費					0
		10	学校管理費				0
			17 公有財産購入費	34,300,000			34,300,000

イ 費目別の支出済額の推移

款	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
15	総務費	51,429,338	29,036,010	
35	農林水産業費			315,607,960
45	土木費	1,200,067,926	1,555,869,069	951,559,019
55	教育費	35,670,320		34,300,000
	計	1,287,167,584	1,584,905,079	1,301,466,979

第14節 土地開発基金について

1 基金の概要

基金とは、特定目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために、自治体が条例の定めに基づいて任意に設置した資金又は財産である（地方自治法第241条）。

また、基金の管理、処分等については、地方自治法第241条において規定されている。

○ 地方自治法第241条

（基金）

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

3 第1項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

5 第1項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類（注：決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類）と併せて議会に提出しなければならない。

6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手續、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

8 第2項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 土地開発基金の概要

(1) 設置の根拠

姫路市土地開発基金（この節において「土地開発基金」という。）は、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るために設置されている。

設置の根拠は、姫路市土地開発基金条例（昭和44年7月15日条例第28号。この節において「土地開発基金条例」という）である。

土地開発基金は、地方自治法第241条第5項の「特定の目的のために定額の資金を運用するための基金」に該当する基金である。

(2) 土地開発基金の額

基金の額は、1億円とするとされている（土地開発基金条例第2条第1項）。

また、必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積み立てをすることができる（土地開発基金条例第2条第2項・第3項）。

なお、令和3年度末の基金の額は、50億円となっている。

(3) 土地開発基金の運用及び管理

土地開発基金の運用及び管理については、土地開発基金条例に規定されている。

また、姫路市会計規則（昭和42年4月1日規則第24号）には、姫路市の基金一般についての管理規定が置かれている。

○ 姫路市土地開発基金条例 より

（運用）

第3条 市長は、基金（注：姫路市土地開発基金。以下同様。）の設置の目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。

（管理）

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実有利な方法により保管しなければならない。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

（運用益金の整理）

第6条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理する。

（委任）

第7条 この条例の定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

○ 姫路市会計規則 より

（基金）

第85条 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ第2章（注：収入）、第3章（注：支出）、前章（注：現金及び有価証券）及び次章（注：財産の記録管理）の規定の例により行うものとする。

2 基金から支出して歳入に収入する場合又は歳出予算から支出して基金に編入する場合においては、第4章（注：振替及び更正）に規定する振替の例により行うものとする。

3 土地開発基金の状況

(1) 土地開発基金の運用状況

令和3年度における土地開発基金の運用状況は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高		決算年度末現在高
		増	減	
現金預金	4,220,912,785	451,523,298	578,032,489	4,094,403,594
土 地	779,087,215	578,032,489	451,523,298	905,596,406
合 計	5,000,000,000	1,029,555,787	1,029,555,787	5,000,000,000

令和3年度末現在の土地開発基金の総額は、前年度末と同額の5,000,000千円である。

令和3年度は、四ツ池線用地（198,183千円）、川手線用地（139,722千円）、新大塚駅周辺整備用地（101,599千円）、城北線用地（93,027千円）、内環状東線用地（24,047千円）及び広畑幹線用地（21,455千円）を土地開発基金が新たに取得している。

一方、土地開発基金が保有している、広畑幹線用地（197,709千円）、内環状東線用地（168,078千円）、川手線用地（50,198千円）及び城北線用地（35,538千円）が、一般会計によって買い戻されている。

この結果、令和3年度末の土地開発基金の内訳は、現金預金4,094,404千円及び土地905,596千円となっている。

なお、令和3年度に土地開発基金において生じた利子収入263千円は、一般会計の歳入として処理されている。

(2) 土地開発基金の年度末残高の推移（平成30年度～令和3年度）

(単位：円)

区 分	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末
現金預金	4,262,102,579	3,855,623,404	4,220,912,785	4,094,403,594
土 地	737,897,421	1,144,376,596	779,087,215	905,596,406
合 計	5,000,000,000	5,000,000,000	5,000,000,000	5,000,000,000

(3) 令和3年度末の土地開発基金の土地残高の概要

(単位：円)

事業名	所在地	所管課	支払年月日	金額	取得理由
糸引公園	東山	公園整備課	R3年3月	71,967,000	公園用地
内環状東線	古二階町	街路建設課	H29年6月～ H31年4月	20,904,730	都市計画道路用地
川手線	香寺町中仁野	北部道路事務所	R4年3月	124,662,000	都市計画道路用地
城北線	東辻井四丁目	街路建設課	R2年10月～ R3年12月	118,217,211	都市計画道路用地
城陽小学校用地	北条	学校施設課	H24年7月	221,098,797	学校用地

事業名	所在地	所管課	支払年月日	金額	取得理由
新手柄駅周辺	西延末	鉄道駅周辺整備課	R3年10月～ R4年2月	101,599,000	都市計画道路用地
広畑幹線	広畑区清水町 二丁目	街路建設課	R3年2月～ R4年2月	48,964,668	都市計画道路用地
四ツ池線	広畑区才	街路建設課	R3年10月～ R4年3月	198,183,000	都市計画道路用地
合 計				905,596,406	

第3章 政策局の所管する財産

第1節 地方創生室の所管する財産に関する事項

1 あじさい公園について

(1) 概要

あじさい公園の敷地には、姫路市が所有している部分と宗教法人加茂神社から借受けている部分がある。姫路市が所有している部分は、地方創生室が所管している。姫路市が所有している財産及び借受けている財産は下記のとおりである。

<姫路市所有財産>

財産名	索引番号上位	索引番号下位	財産口座名称	財産分類区分	口座用途区分	番地	現在報告面積(m ²)	備考
土地	017761	A00001	あじさい公園	普通財産	その他の公園	安富町安志478-1	415.00	*1
土地	017761	A00002	あじさい公園	普通財産	その他の公園	安富町安志478-3	419.00	*1
土地	017761	A00003	あじさい公園	普通財産	その他の公園	安富町安志479	204.00	*2
土地	017761	A00004	あじさい公園	普通財産	その他の公園	安富町安志479-1	285.00	*2
土地	017761	A00005	あじさい公園	普通財産	その他の公園	安富町安志480-4	50.00	*2
土地	017761	A00006	あじさい公園	普通財産	その他の公園	安富町安志400	942.00	*3
土地	017761	A00007	あじさい公園	普通財産	その他の公園	安富町安志402	928.00	*3
土地	017761	A00008	あじさい公園	普通財産	その他の公園	安富町安志403-1	456.00	*3

*1 あじさい公園駐車場部分

*2 未利用財産として「ここみてネット」に掲載されている

*3 あじさい公園の敷地部分

<借受財産>

施設名	用途(借受目的)	所在地	面積(m ²)	借受相手方	借受開始年月日	現在の契約期間	借受額(年額)
あじさい公園用地	公園	安富町安志404番地1、404番地3	18,473.00	宗教法人加茂神社	平成18年3月17日	公園の廃止等まで	無償

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

あじさい公園は、姫路市有地2,326m²と借受土地18,473m²を合わせた合計20,799m²の広大な公園である。平成18年3月27日に安富町と合併した際、あじさいを楽しめる公園として、旧安富町から引き継いでいる。あじさい公園は、なだらかな斜面となっており、あじさいを楽しむことをメインとした公園であり、あとは散歩に利用される程度である。

引き継いだ当初のあじさい公園は、公園大部分にあじさいが咲いていたが、鹿、いのしし等の食害により、あじさい公園内のあじさいは年々少なくなっている。現在においては、鹿、いのしし等の侵入を防止するフェンスに囲まれたあじさいの里と言わ

れる一部分(2,462㎡)のみとなっている。また、あじさいは一年中咲き続けることはなく、一般的に6月～7月に花が咲き、見ごろとなる。そのため、利用者はほぼその時期に限られる。

このように、あじさいの咲いている場所が少なくなっており、咲いている時期が少ないことから、利用者も少なくなっていると考えられる。そこで、あじさい公園の利用状況について、地方創生室担当者に確認したところ、安富地域推奨の花として広く利用者に楽しんでいただく施設として無料開放しているため、特に利用者数は把握していないとのことである。

このあじさい公園の敷地は、無償で借り受けているが、あじさい公園を管理維持するために、毎年度40万円程度が支出されている。令和3年度においては、下記のとおりあじさいの里管理業務委託費用が支出されている。

このような状況の下で、姫路市では、あじさい公園の今後の運用方法、管理方法等について、地元自治会、宗教法人加茂神社等の関係者と協議を行っているとのことである。

まずは、あじさい公園の利用者数等を調査した上で、あじさい公園の現状を把握する必要がある。その後、あじさい公園があじさいを楽しむことをメインとした公園であるなら、あじさいが鑑賞できるあじさいの里のみを存続させる等、あじさい公園を縮小する、ひいては、あじさい公園を廃止することも含めて、早急にあじさい公園の運用方法等を検討する必要がある。【意見3-1】

<令和3年度のあじさいの里管理業務委託>

【契約書】

名称 : あじさいの里管理業務委託
 場所 : 姫路市安富町安志地内
 契約相手方 : 株式会社 知福造園
 履行期間 : 始期 令和3年6月1日 終期 令和3年9月30日
 契約金額 : 400,000円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 36,363円
 契約保証金額 : 免除(姫路市契約規則第29条第1項第7号適用)
 契約不適合責任期間 : 目的物引渡しの日から1年間

【あじさいの里管理業務仕様書】

1. 実施場所
 業務を実施する場所は、次のとおりとする。(以下略)
 (1) 施設名 あじさいの里
 (2) 所在地 姫路市安富町安志地内
2. 実施期間
 令和3年9月30日限り
3. 業務内容等
 業務内容、実施面積及び注意事項は、次のとおりとする。

業務内容	実施面積	時期	注意事項
① 草刈及びこれに伴う集草処分	300㎡	6・9月	刈り草等は、樹木の下にマルチング材として有効活用するなど、適正に処理すること。
	1,500㎡	6・9月	
② あじさいの花がら摘み・枯枝除去	600㎡	6月	除去した花がら等は刈り草と同様に扱うこと。
③ 高木の枯枝、ツル等の除去		6月	高木の枯枝、ネットに絡まるクズ等の処分。除去したクズ等は刈り草と同様に扱うこと。

④ あじさい等の剪定	600㎡	7月	剪定は、開花時期等を十分に考慮すること。
⑤ 施肥	600㎡	6月	あじさいの株元へ緩効性固形肥料適量を施肥すること。(15kg×3袋)
⑥ その他甲が別途指示する事項			

* 業務内容①の実施面積及び時期について、上段はあじさい公園駐車場、下段はあじさいの里

- (1) 作業開始前に作業計画（作業要領、作業工程等）を立て、甲に提出すること。
- (2) 作業に伴う官公署等への手続きは、乙において行うこと。
- (3) ①～③の業務については、6月18日までに完了すること。
- (4) 道路上で作業をする場合は、道路工事及び道路占有工事の実施要領に基づき事故が発生しないよう万全を期すこと。
- (5) 作業中における臨機処置は乙において行うものとし、その内容を速やかに甲に報告すること。
また、施設等が、安全かつ快適に使用できる状態であることを随時確認し、問題があるときは応急処置をとった上で直ちに甲に通知すること。
- (6) 出来高確認は資料及び現地確認にて行うものとし、作業目的を達成していないものは甲の指示により手直しを行うこと。

4. 報告書

業務完了後、速やかに完了報告書を提出すること。なお、完了報告書には、作業日誌や作業状況写真（着手前、作業中、完了後）等、業務実施の確認ができる書類を添付するものとする。

5. その他

業務の実施に当たって疑義が生じた場合は、その都度、甲に確認すること。

第2節 危機管理室の所管する財産に関する事項

1 交通安全啓蒙のための姫路ウェルカムボードについて

(1) 概要

索引番号	財産口座名称	財産分類	口座用途	現在数量	備考
017353 E00001	交通安全啓蒙のための姫路ウェルカムボード	普通財産	その他の普通財産	1.00	平成27年3月19日、姫路西ロータリークラブからの寄附受納

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

交通安全啓蒙のための姫路ウェルカムボード（以下、「ウェルカムボード」という。）は、平成27年3月19日に姫路西ロータリークラブからの寄附を受納した工作物であり、普通財産に分類されている。

受納の理由は、次のとおりである。

- ① 姫路市民等に対する交通安全意識を高めるものであるため。
- ② 本市を訪れる来訪者に歓迎の意思を表すものであるため。

危機管理室では、このウェルカムボードを普通財産に分類している。しかし、上記の受納の理由から、このウェルカムボードは、行政目的を有するものであると考えられ、普通財産に分類するのは適切であるとはいえない。したがって、このウェルカムボードは、公用財産あるいは公共用財産に分類することが望ましい。【意見3-2】

<参考> 姫路市公有財産規則

（公有財産の分類）

第2条 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

2 行政財産は、これを次の各号の種類に分ける。

- (1) 公用財産 市において公用に供し、又は供することと決定した財産をいう。
- (2) 公共用財産 市において公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう。
- (3) 企業用財産 市において市の企業（途中略）の用に供し、又は供することと決定した財産をいう。

3 普通財産は、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

（公有財産の所属）

第5条 行政財産は、これを使用し、又は事業の用に供する課に所属させるものとする。ただし、2以上の課において使用し、又は事業の用に供する行政財産のうち、統一的に管理する必要があるものについては、市長がその所属を定める。

2 普通財産は管財課に所属させるものとする。ただし、管財課に所属させることが不相当と認められるものについては、市長がその所属を定める。

第4章 財政局（管財課）の所管する財産

第1節 全般的な事項

1 姫路市公有財産規則第39条の改正の必要性について

(1) 概要

姫路市公有財産規則（以下、「規則」という。）第39条では、公有財産台帳の記載事項を定めており、同条によれば、公有財産台帳には、地方自治法（以下、「自治法」という。）第238条第1項に掲げる種類及び同条第2項に定める分類に従い、規則第39条第1項(1)～(6)に定める事項を記載して変動の都度整理しておかなければならないとされている。

○ 姫路市公有財産規則第39条第1項

管財課長は、公有財産台帳を調製して、法第238条第1項に掲げる種類及び同条第2項に定める分類に従い、次に掲げる事項を記載して、変動の都度整理しておかなければならない。

(1) 分類及び種類

- (2) 所属、用途及び存在
- (3) 種類及び数量
- (4) 価格
- (5) 得喪変更の年月日及び理由
- (6) その他必要事項

すなわち、公有財産台帳の記載は、自治法第238条第1項に定める種類に従うとともに、同条第2項に定める分類に従うことが要求されていることになる。

また、現行の自治法第238条第1項及び第2項は、次のような規定となっている。

○ 地方自治法第238条（公有財産の範囲及び分類）第1項

この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

- 一 不動産
- 二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
- 四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- 五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- 六 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- 七 出資による権利
- 八 財産の信託の受益権

○ 地方自治法第238条（公有財産の範囲及び分類）第2項

前項第六号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第66条第一号に規定する短期社債
- 二 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第139条の12第1項に規定する短期投資法人債
- 三 信用金庫法（昭和26年法律第238号）第54条の4第1項に規定する短期債
- 四 保険業法（平成7年法律第105号）第61条の10第1項に規定する短期社債
- 五 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第8項に規定する特定短期社債
- 六 農林中央金庫法（平成13年法律第93号）第62条の2第1項に規定する短期農林債

(2) 監査の結果

上記(1)のように、自治法第238条第1項は、公有財産とするものが列挙されていることから、公有財産の種類を定めているといえる。しかし、第2項は、自治法第238条第1項第6号中にある「短期社債等」の定義規定であり、同項が公有財産の分類を定めていることになるのかどうかについては疑問がある。

一方、自治法第238条第3項は次のような規定となっており、公有財産の分類について定めている。

○ 地方自治法第238条（公有財産の範囲及び分類）第3項

公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

以上から、規則第39条第1項の文言中「法第238条第1項に掲げる種類及び同条第2項に定める分類に従い」とあるのは、正しくは「法第238条第1項に掲げる種類及び同条第3項に定める分類に従い」である可能性がある。

そこで、まず、自治法の改正経過について確認すると、平成14年の改正により、自治法第238条第2項に公有財産に含めない「短期社債等」の定義規定が新設され、これに伴い、改正前第2項が同第3項に、改正前第3項が第4項に繰下げられていることが判明した。

<平成14年改正地方自治法の新旧対照表>

地方自治法（改正後・抜粋）	地方自治法（改正前・抜粋）
（公有財産の範囲及び分類） 第238条 この法律において「公有財産」とは、普通地方共同体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。 一 不動産 二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機	（公有財産の範囲及び分類） 第238条 この法律において「公有財産」とは、普通地方共同体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。 一 不動産 二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機

地方自治法（改正後・抜粋）	地方自治法（改正前・抜粋）
<p>三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物</p> <p>四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利</p> <p>五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利</p> <p>六 <u>株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利</u></p> <p>七 出資による権利</p> <p>八 財産の信託の受益権</p> <p>2（新設）<u>前項第六号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>一～六（略）</p> <p>3（繰下）<u>公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。</u></p> <p>4（繰下）<u>行政財産とは、普通公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。</u></p>	<p>三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物</p> <p>四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利</p> <p>五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利</p> <p>六 <u>株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債証券（社債等登録法（昭和17年法律第11号）の規定により登録されたものを含む。）及び国債証券（国債に関する法律（昭和39年法律第34号）の規定により登録されたものを含む。）その他これらに準ずる有価証券</u></p> <p>七 出資による権利</p> <p>八 財産の信託の受益権</p> <p>2 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。</p> <p>3 <u>行政財産とは、普通公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。</u></p>

したがって、上記の平成14年の自治法の改正に伴って、規則第39条第1項は次のように改正される必要があるのではないかと考えられる。

改正後	改正前
<p>第39条 管財課長は、公有財産台帳を調製して、法第238条第1項に掲げる種類及び<u>同条第3項</u>に定める分類に従い、次に掲げる事項を記載して、変動の都度整理しておかなければならない。</p> <p>（以下略）</p>	<p>第39条 管財課長は、公有財産台帳を調製して、法第238条第1項に掲げる種類及び<u>同条第2項</u>に定める分類に従い、次に掲げる事項を記載して、変動の都度整理しておかなければならない。</p> <p>（以下略）</p>

次に、平成14年の自治法の改正に伴って、規則第39条第1項が改正されたかどうかについて管財課に確認したところ、当該自治法の改正に伴った規則の改正は行われて

いないことが判明した。

以上のように、現行の自治法では、現行の規則第39条第1項の「同条第2項に定める分類」に該当する条項が「同条第3項」に規定されているということになるため、自治法の改正に合わせて、規則第39条第1項の「同条第2項に定める分類」を「同条第3項に定める分類」とする改正規則を制定すべきである。【結果4-1】

2 未利用財産等引継マニュアルの規定について

(1) 概要

姫路市公有財産規則（以下、「規則」という。）第5条第2項によれば、普通財産は管財課に所属させる必要があり、また、規則第29条及び第30条によれば、用途廃止の決裁が完了したときは当該普通財産を管財課長に引き継がなければならないとされている。

一方で、管財課が作成した市の内部規程・事務処理基準である未利用財産等引継マニュアル（以下、「引継マニュアル」という。）には、引継不要（不適當）財産として i～vi の要件に該当する場合には、規則第30条の規定にかかわらず、用途廃止前に所属した課・室又は事業に関連した課・室に所属させると規定されている。

○ 姫路市公有財産規則

（公有財産の所属）

第5条（第1項 略）

2 普通財産は、管財課に所属させるものとする。ただし、管財課に所属させることが不適當と認められるものについては、市長がその所属を定める。

（用途廃止）

第29条 課長等は、その所属に係る行政財産の用途を廃止しようとするときは、文書に次に掲げる事項を記載して市長の決裁を受けなければならない。

(1)～(4)（略）

（用途廃止財産の引継ぎ）

第30条 課長等は、前条の規定による決裁が完了したときは、直ちにその旨を管財課長に通知し用途廃止財産引継書とともに当該普通財産を管財課長に引き継がなければならない。

○ 未利用財産等引継マニュアル（平成23年12月） 抜粋

8 未利用財産等の引継手順

(1) 事前協議

各課・室は、決定された利活用方針に基づき、未利用財産等を他部署へ所属替又は所管換（以下「所属替等」という。）を行う場合は、事前に協議を行う。

（途中略）

【その他注意事項】

（①及び② 略）

③ 引継不要（不適當）財産

次の財産については、姫路市公有財産規則第30条の規定にかかわらず、用途廃止前に所属した課・室又は事業に関連した課・室に所属するものとする。

- i 交換に供するため用途の廃止をするもの
 - ii 出先機関等の廃止によるもので、建物等が残存するもの
 - iii 法令により特別な管理を必要とする土地、建物等
 - iv 公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するための貸付けに係るもの
 - v 財産の所在等の関係から引継ぎを受けることが著しく不適當であるもの
 - vi その他未利用財産等を引継ぐことが不適當と認められるもの
- (以下略)

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

引継マニュアルによれば、用途廃止財産は管財課に引き継がなければならないとする規則第30条の規定に従わず、管財課に引き継がなくてよい場合を定めており、規則第30条の例外を定めたものと解釈できる規定となっている。

しかし、規則は、「地方公共団体の長がその権限に属する事務について制定する法である（地方自治法第15条1項）」（姫路市「法制事務提要<改訂版>」82ページ）ところ、引継マニュアルの引継不要（不適當）財産の「姫路市公有財産規則第30条の規定にかかわらず」との文言は、地方自治法に根拠のある規則の例外となる事務処理基準を、法的根拠が明確ではない内部規程で定めていることになり、行政活動は法律に基づき法律によって行われなければならないとする法律による行政の原理に抵触しているともとられかねない。

一方、「管財課に所属させることが不適當と認められるものについては、市長がその所属を定める」と定める規則第5条第2項但書により「用途廃止後の普通財産を管財課に引継ぐことが不適當と認められるもの」も市長が所属を定めることができると考えれば、引継マニュアルの規定は、当該但書の「不適當と認められるもの」の基準について定めたものと解釈できる余地もある。

ただし、「姫路市公有財産規則第30条の規定にかかわらず」という文言は、規則の例外を定めたと誤解を生じさせるため、適切な文言への修正を検討する必要がある。たとえば、「次の財産については、姫路市公有財産規則第5条第2項但書の『管財課に所属させることが不適當と認められるもの』に該当し、用途廃止前に所属した課（途中略）に所属するものとする。」などといった文言への修正が考えられる【意見4-1】。

3 高額土地の買入れ又は売払い時の手続きについて

(1) 概要

姫路市では「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第4条において「地方自治法第96条第1項第8号（注1）の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格6,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。」と定められている。

その結果、5,000平方メートル未満の土地の買入れ又は売払いについては、議会への付議は不要となっている。

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

相続税・贈与税における評価の基準として国税庁が公表する姫路税務署管内の令和3年度の最高路線価は130万円/m²、令和4年度の最高路線価は127万円/m²となっている（注2）。

仮に、100m²の土地を127万円/m²で買入れ又は売払いを行おうとした場合、予定価格は1億2,700万円となり、姫路市においては議会の議決に付さなければならない6,000万円の2倍以上となるが、面積は5,000平方メートル未満であるため、議会への付議は不要となる。

このように、一平方メートル当たりの単価が高額である土地の買入れ又は売払いを行おうとした場合には、土地の面積が狭くても買入れ又は売払いの予定価格が高額になるにもかかわらず、議会への付議が不要となるケースが発生する可能性がある。

この点について管財課に確認したところ、令和4年6月に、1件5,000平方メートル未満の土地であっても、売払予定価格が高額である（地積：372m²、売却予定価格：401,684,360円）と判断して、市議会の総務委員会への報告事項としたケースがある（令和4年第2回市議会定例会総務委員会（令和4年6月17日）における報告事項「土地の処分について」）ということであった。

上記のような先例もあることから、1件5,000平方メートル未満の土地であっても、買入れ又は売払いの予定価格が高額になる場合には、金額の基準を設定したうえで、議会への付議事項とする、あるいは報告事項とすることについてのルールを設定するなど、より慎重な手続きを経ることについて検討することが望まれる。【意見4-2】

（注1）地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（一～五 略）

六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

七 不動産を信託すること。

八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令（地方自治法施行令第121条の2第2項（注3））で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
（以下略）

（注2）

<https://www.nta.go.jp/about/organization/osaka/release/r04/rosenka/beppyu.htm>「令和4年分の大阪国税局各税務署管内の最高路線価」参照

（注3）地方自治法施行令

第121条の2（第1項略）

② 地方自治法第96条第1項第8号に規定する政令で定める基準は、財産の取得又は処分の種類については、別表第四（注4）上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

（注4）地方自治法施行令 別表第四（第121条の2関係）

不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が都道府県にあつては一件2万平方メートル以上、指定都市にあつては一件1万平方メートル以上、市町村にあつては一件5千平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払い	千円
都道府県	70,000
指定都市	40,000
市	20,000
町村	7,000

4 永久無償貸付地について（管財課所管分）

（1）概要

管財課に所属する普通財産（土地）で、姫路市と自治会との間で土地使用貸借契約（貸主：姫路市、借主：自治会）が締結されているもののうち、貸借期間が永久とされている（すなわち、永久無償貸借契約となっている）ケースが、3つの財産口座について見受けられる。

これらの土地は、従前より自治会が使用していた土地であり、当時は、自治会に法人格がなかった（注）ため、姫路市との合併前の地方自治体の名義で登記されたものである。その後、合併前の地方自治体と自治会との間で貸借期間を永久とする土地使用貸借契約が締結されている。

（注）平成3年の地方自治法の改正によって、地縁団体（自治会、町内会）などが市町村長の認可を受けた場合、法人格を取得し、不動産登記の登記名義人となることのできる制度（認可地縁団体制度）が導入されている（地方自治法第260条の2）。

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

上記「(1) 概要」に記載した土地の登記簿上の所有者は姫路市であるが、土地の使用人は自治会である。使用者である自治会は、当該土地を永久に無償で使用できることから、所有者とほぼ同等の便益を受けている。したがって、形式上の所有者は姫路市であるが、実質上の所有者は自治会という状況になっており、平成27年度の包括外部監査において、このような状況を解消し、どちらが真の所有者であるかを確定させるべきである旨の監査の結果が報告されている。

3つの財産口座については、各財産口座に固有の事情や、各財産口座における法令上の問題点が異なっている。そこで、管財課では、上記の包括外部監査の結果の報告に対応するため、法的見解や今後の取扱いについて、各財産口座の状況に応じて整理を行っている。

その結果、1つの財産口座については、自治会への無償譲渡を行うことが可能であると判断されたため、譲渡完了までの無償貸付契約と併せて、平成30年6月22日の公有財産運用委員会に、自治会への譲与・貸付（無償）案が付議されている。これは当該運用委員会において承認され、当該財産口座に対する姫路市としての方針が決定されている。当該財産口座については、管財課は、現在、決定された方針に基づいて、自治会との協議を行っているところであり、継続して協議を行うことが望まれる。

残る2つの財産口座については、法令上の問題点に対する見解は整理されているものの、今後の取扱いについては引き続き検討する必要があると判断していることから、公有財産運用委員会には付議されていない。

平成30年6月22日に開催された公有財産運用委員会において、審議結果に「他の永久無償貸借地についても公有財産運用委員会に諮ること」という事項が付け加えられている。したがって、管財課は、残る2つの財産口座についても、今後の取扱いについて引き続き検討を進め、公有財産運用委員会に諮ることが望まれる。【意見4-3】

5 公有財産管理システムの口座所在地について

(1) 概要

姫路市の現行の財務会計システム・公有財産管理（以下「公有財産管理システム」という。）の入力・登録項目の一つに、「口座所在地」がある。

財務会計システムの操作マニュアルによると、口座とは、「●●小学校」や「××公民館」等、それぞれの財産の所属をまとめた単位であるとされる。すなわち、土地、建物及び工作物を施設等ごとにグルーピングした単位であるといえる。

監査において、姫路市から提供を受けた公有財産管理システムの財産口座マスターのデータの内容を確認したところ、口座所在地が「姫路市安田一丁目1番地」となっているデータが多数（10,000件以上）見受けられた。現在、姫路市安田一丁目1番地においては、民間の事業者が店舗を営業しており、「姫路市安田一丁目1番地」は姫路

市役所とは関係のない場所である。これらのデータについては、公有財産管理システムの口座検索の画面においても、所在地が「姫路市安田一丁目1番地」と表示される。

また、口座所在地が「姫路市安田一丁目1番地」となっているデータの口座所在地に対応する郵便番号は大部分が「675-8501」となっている。郵便番号「675-8501」は加古川市役所（所在地：加古川市加古川町北在家2000）の郵便番号である。

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない

(3) 意見

「(1) 概要」に記載した「姫路市安田一丁目1番地」は、姫路市役所とは関係のない場所であり、市有の土地、建物及び工作物をグルーピングした「口座」の所在地としては明らかに適切ではない。「675-8501」という郵便番号も同様である。

公有財産管理システムを所管している管財課によると、口座所在地及びその郵便番号が現状のように「姫路市安田一丁目1番地」及び「675-8501」となっている場合、公有財産管理システムの運用上は、現時点では特に問題はないとのことである。しかし、記録内容としては適切なものではないのは明らかであるので、「(1) 概要」に記載した、口座所在地が「姫路市安田一丁目1番地」及び郵便番号が「675-8501」となっているデータについて、適切な内容に修正することが望ましい。

管財課によると、口座所在地が「姫路市安田一丁目1番地」及び郵便番号が「675-8501」となっている事象は、旧システムから現行の公有財産管理システムへ移行するにあたって発生したものであるとのことである。

このような事象が発生した状態で現行の公有財産管理システムの稼働が開始された原因については、明確には判明しなかったが、姫路市側の問題としては、データ移行の結果の検証が適切になされていなかったことが考えられる。

仮に、データ移行時にデータ移行の結果の検証を適切に行い、適時にシステムのメーカーに検証結果を報告していたならば、システムのメーカーも適時にデータ移行の結果に対して適切な対応ができた可能性が大きい。

今後、姫路市において情報システムの入れ換えを行う際には、データ移行における結果の検証の重要性を認識するとともに、適時かつ適切なデータ移行の結果の検証を実施することが望まれる。【意見4-4】

第2節 管財課の所管する普通財産に関する事項

1 大塩ゴルフ場貸付地（元大塩最終埋立処分場）について（その1）

(1) 概要

索引番号	002572-A00002 外9筆（土地）
財産口座名称	大塩ゴルフ場貸付地（元大塩最終埋立処分場）
財産分類	普通財産
口座用途区分	貸付地
種目（登記上の地目）	塩田、雑種地
所在地	大塩町2152-3外10筆
面積	計 52,927.69㎡（実測面積の判明している筆は実測面積を計上）
貸付先	一般財団法人姫路市まちづくり振興機構
貸付面積	計 51,857.89㎡
貸付料（年額）	10,023,521円（企画政策推進室に所属する土地の貸付料も含んだ金額）

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

これらの土地は、市民に対しゴルフに親しむ場を提供するためのパブリックゴルフ場（姫路シーサイドゴルフコース）用地として、姫路市が一般財団法人姫路市まちづくり振興機構に貸付けをしているもの（計65筆）のうちの一部である。

姫路市が姫路シーサイドゴルフコースの用地として一般財団法人姫路市まちづくり振興機構に貸付けをしている土地は、管財課に所属している上記の10筆のほか、企画政策推進室（令和3年度時点。なお、令和4年度は企画政策室となっている。）に所属しているものが55筆ある。その概要は次のとおりである。

索引番号	015449-A00001 外54筆（土地）
財産口座名称	大塩ゴルフ場貸付地
財産分類	普通財産
口座用途区分	貸付地
種目（登記上の地目）	塩田、堤、用悪水路、雑種地
所在地	大塩町2140-1外54筆
面積	計 449,318.19㎡（実測面積の判明している筆は実測面積を計上）
貸付先	一般財団法人姫路市まちづくり振興機構
貸付面積	計 449,318.19㎡（実測面積の判明している筆は実測面積を計上）

このように、同一の目的で同一の相手先に貸付している普通財産（土地）の所属が管財課と企画政策推進室に分かれている。同一の目的で同一の相手先に貸付けしている普通財産が複数の課室に所属しているという状況は、財産の貸付けに係る事務の執行を効率的に推進するという観点からすると、最適なものとはいえない。

したがって、姫路市が姫路シーサイドゴルフコースの用地として一般財団法人姫路市まちづくり振興機構に貸付けをしている土地が所属する課室を統一することが望ましい。

姫路市の普通財産は、管財課に所属させることが原則とされている（姫路市公有財産規則（昭和39年7月22日規則第28号）第5条第2項）。

一方で、姫路シーサイドゴルフコース用地として貸し付けている市有地の所在する地域である大塩町で計画されている大塩・的形臨海部開発事業に関する事及び当該土地の貸付先である一般財団法人姫路市まちづくり振興機構に関する事は企画政策推進室の分掌事務とされている（姫路市行政組織規則（平成元年6月26日規則第29号）第7条第2号）。

姫路市公有財産規則は、普通財産について、管財課に所属させることが不相当と認められるものについては、市長がその所属を定めるとされている（同規則第5条第2項但し書き）。したがって、普通財産であっても、管財課に所属させることが不相当と認められる場合、裏返せば管財課以外の課に所属させたほうがより相当であると認められる場合には、市長が管財課以外の課・室の所属とすると定めることも可能である。

そこで、姫路シーサイドゴルフコース用地として貸し付けている普通財産の全てを企画政策推進室に所属させたほうが、大塩・的形臨海部開発事業に関する事務事業及び一般財団法人姫路市まちづくり振興機構に関する事務事業を現状より効率的・効果的に推進できるということであれば、これらの普通財産の全てを企画政策推進室の所属とするという選択も可能であると考えられる。

姫路シーサイドゴルフコースの用地として一般財団法人姫路市まちづくり振興機構に貸付けをしている普通財産について、現在所属している課・室のいずれに所属させるかについてはそれぞれメリットとデメリットがあるが、これらを比較衡量したうえで、全庁的な観点から所属させる課・室について再度検討することが望まれる。

【意見4-5】

2 大塩ゴルフ場貸付地（元大塩最終埋立処分場）について（その2）

(1) 概要

索引番号	002572-A00014（土地）
財産口座名称	大塩ゴルフ場貸付地（元大塩最終埋立処分場）
財産分類	普通財産
口座用途区分	貸付地
種目（登記上の地目）	雑種地
所在地	大塩町2149-3
面積	（公簿）26.00㎡ （実測）26.44㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

当該土地は、公有財産台帳上、大塩ゴルフ場貸付地（元大塩最終埋立処分場）という財産口座にグルーピングされている土地のうちの1筆である。しかし、当該土地は、現在、同一財産口座の他の土地のように姫路シーサイドゴルフコースの敷地として一般財団法人姫路市まちづくり振興機構に有償で貸し付けられているものではなく、港

湾堤防敷として兵庫県に無償で貸し付けられている土地である。

元は大塩最終埋立処分場の土地として一連のものであっても、現状は上記のように貸付先や貸付の目的が異なっている。公有財産関係事務を効率的に実施する観点から、当該土地については現在の財産口座から分離し、別の財産口座を設けて、名称も港湾堤防敷としての貸付が明らかになるようなものにすることが望ましい。【意見4-6】

3 大塩ゴルフ場貸付地（元大塩最終埋立処分場）について（その3）

(1) 概要

索引番号	002572-A00001（土地）
財産口座名称	大塩ゴルフ場貸付地（元大塩最終埋立処分場）
財産分類	普通財産
口座用途区分	貸付地
種目（登記上の地目）	雑種地
所在地	大塩町2142-5
面積	（公簿）10,211.00㎡

索引番号	002572-A00006（土地）
財産口座名称	大塩ゴルフ場貸付地（元大塩最終埋立処分場）
財産分類	普通財産
口座用途区分	貸付地
種目（登記上の地目）	塩田
所在地	大塩町2157
面積	（公簿）1,226.00㎡ （実測）1,226.25㎡

索引番号	002572-A00016（土地）
財産口座名称	大塩ゴルフ場貸付地（元大塩最終埋立処分場）
財産分類	普通財産
口座用途区分	貸付地
種目（登記上の地目）	塩田
所在地	大塩町2158
面積	（公簿）485.00㎡ （実測）485.79㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

これらの土地は、公有財産台帳上、大塩ゴルフ場貸付地（元大塩最終埋立処分場）という財産口座にグルーピングされている土地に含まれているものである。しかし、令和3年2月19日に開催された姫路市公有財産運用委員会の議案第29号に添付されている「貸付土地一覧表」には、これらの土地は一般財団法人姫路市まちづくり振興機構への貸付対象として記載されておらず、現在、同一財産口座の他の土地のように姫路シーサイドゴルフコースの敷地として一般財団法人姫路市まちづくり振興機構に有償で貸し付けられているものではない。

公有財産関係事務を効率的に実施する観点から、これらの土地については現在の財産口座から分離し、別の財産口座を設けるとともに、財産口座の名称も姫路シーサイドゴルフコースの敷地ではないことが明らかになるようなものにすることが望ましい。
【意見4-7】

4 財産口座「東洋大姫路高校」について

(1) 概要

索引番号	003067-A00001（土地）外4筆
財産口座名称	東洋大姫路高校
財産分類	普通財産
口座用途区分	貸付地
種目（登記上の地目）	学校用地
所在地	書写2968-67 外4筆
面積	計 74,715.00㎡

(2) 監査の結果

これらの土地は、兵庫県から姫路市が購入した土地のうち、東洋大学附属姫路高等学校を姫路市に誘致するにあたって同校に売却した土地を除いた、残りの土地である。

現在、東洋大学附属姫路高等学校への貸付けは行われていないにもかかわらず、公有財産台帳上の口座用途は貸付地となっている。

したがって、現状の財産口座の用途が台帳上の口座用途と一致していないので、台帳上の口座用途を現状に即した適切なものに修正する必要がある。

また、これら土地は、現在は東洋大学附属姫路高等学校とは特に関係のないものであるため、誤解を避けるという見地から、財産口座名称も「東洋大姫路高校」から適切なものに修正する必要がある。【結果4-2】

5 家島町内の貸付地について

(1) 概要

索引番号	013161-A00001（土地）
財産口座名称	九ノ間（関電貸与分）
財産分類	普通財産
口座用途区分	貸付地
種目（登記上の地目）	雑種地
所在地	家島町真浦907-2
面積	（公簿・実測）154.00㎡
貸付先	不明
貸付面積	不明
貸付料（年額）	不明

索引番号	013162-A00001・A00002（土地）
財産口座名称	真浦配電塔用地
財産分類	普通財産
口座用途区分	貸付地
種目（登記上の地目）	雑種地
所在地	家島町真浦1802-1・同1804-6
面積	（公簿・実測）83.85㎡
貸付先	不明
貸付面積	不明
貸付料（年額）	不明

（2）監査の結果

記載すべき事項はない。

（3）意見

これらの土地は、旧家島町からの承継財産である。公有財産台帳上は普通財産に分類され、口座用途を貸付地として登録されている。しかし、平成30年度から令和3年度までの間において開催された公有財産運用委員会において、これらの土地の貸付けについての審議は行われていない。

そこで、管財課に貸付契約書について確認したところ、貸付契約書の所在については調査が必要とのことであった。

管財課の課内調査の結果、仮に契約が交わされていないということが判明した場合には、貸付先と契約を交わすよう改善の検討が必要である。【意見4-8】

6 大塩第一土地区画整理地区内代替地について

（1）概要

索引番号	007897-A00038（土地）
財産口座名称	大塩第一土地区画整理地区内代替地
財産分類	普通財産
口座用途	代替地
種目（登記上の地目）	宅地
所在地	大塩町汐咲一丁目45-3
面積	（公簿・実測）237.51㎡

（2）監査の結果

代替地とは、一般的には、道路等の公共事業のために必要な土地（公共事業用地）を提供した人に、その土地の代わりに提供する土地のことであるとされている。

管財課によると、当該土地については、公共事業用地の提供者にその土地の代わりに提供する予定はなく、現在は代替地ではなくなっているとのことである。したがって、口座用途を代替地から他の適切な用途に変更する必要がある。

なお、令和3年度において、姫路市は当該土地の除草業務を公益社団法人姫路市シ

ルバー人材センターに委託している。しかし、監査人が現地を視察したところ、地元の公共用地として使用されている可能性が見受けられた。

したがって、管財課は、当該土地について、利用の実態を調査する必要がある。

調査によって、仮に地元の公共用地として利用されていることが判明した場合、今後の管理、利活用の方法等について、地元との協議を進めることが望ましい。

【結果4-3】

7 代替用地（香寺町中仁野）について

(1) 概要

索引番号	013305-A00006（土地）
財産口座名称	代替用地
財産分類	普通財産
口座用途	代替地
種目（登記上の地目）	宅地
所在地	香寺町中仁野673-6
面積	（公簿・実測）226.48㎡

(2) 監査の結果

当該土地は、旧香寺町からの承継財産である。管財課によると、当該土地には、公共事業用地の提供者にその土地の代わりに提供する予定はなく、現在は代替地ではなくなっているとのことである。

当該土地について、代替地として使用の予定がないのであれば、姫路市は、当該土地の他の利活用方法を検討すべきである。また、現在は代替地ではなくなっていることから、口座用途を代替地から他の適切な用途に変更する必要がある。

なお、この土地に隣接する土地（香寺町中仁野673-5）も、登記簿によると所有者は姫路市（神崎郡香寺町）となっている。しかし、香寺町中仁野673-5の土地については、公有財産台帳には登録されていない。したがって、香寺町中仁野673-5の土地についても、調査を行い、公有財産台帳に登録する必要がある。【結果4-4】

8 代替用地（香寺町岩部）について

(1) 概要

索引番号	013305-A00001（土地）
財産口座名称	代替用地
財産分類	普通財産
口座用途	代替地
種目（登記上の地目）	宅地
所在地	香寺町岩部487-5
面積	（公簿・実測）30.30㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

当該土地は、旧香寺町からの承継財産である。管財課によると、当該土地には、公共事業用地の提供者にその土地の代わりに提供する予定はなく、現在は代替地ではなくなっているとのことである。

なお、香寺町岩部487-5には、当該土地のほか、口座用途が貸付地である部分がある。その概要は次のとおりである。

索引番号	016075-A00001（土地）
財産口座名称	香寺交番
財産分類	普通財産
口座用途区分	貸付地
種目（登記上の地目）	宅地
所在地	香寺町岩部487-5
面積	貸付地
貸付先	兵庫県
貸付面積	152.12㎡
貸付料（年額）	無償（貸付料有効期間：R2.4.1～R5.3.31）

香寺町岩部487-5の土地については、公有財産台帳上、上記のように二つの部分に分けて登録されているが、管財課によれば、現在ではそれぞれの部分を明確に特定することはできないということである。現在口座用途が代替地となっている部分（索引番号：013305-A00001）について、代替地として使用の予定がないのであれば、公有財産関係事務を効率的に実施する観点から、これらの二つの部分を統合して、香寺町岩部487-5全体を一つの物件として公有財産台帳に登録することについて検討する必要がある。【意見4-9】

9 口座用途が「代替地」であるその他の土地について

(1) 概要

上記で取り上げたもののほか、公有財産台帳に登録されている管財課に所属する普通財産で、口座用途が「代替地」とされているものは、次のとおりである。

区分	索引番号	財産口座名称	種目(*1)	所在地	面積(㎡)(*2)
土地	013305-A00002	代替用地	宅地	香寺町田野1085	314.00
土地	013305-A00003	代替用地	雑種地	香寺町中仁野342-1	115.00

(*1) 登記上の地目等

(*2) 実測面積が判明している場合は実測面積を記載している。判明していない場合は公簿上の面積を記載。

(2) 監査の結果

これらの土地は、いずれも旧香寺町からの承継財産である。管財課によると、これらの土地には、公共事業用地の提供者にその土地の代わりに提供する予定はなく、現在は代替地ではなくなっているとのことである。

代替地として使用の予定がないのであれば、管財課は、これらの土地の他の利活用方法を検討する必要がある。また、現在は代替地ではなくなっていることから、口座

用途を代替地から他の適切な用途に変更する必要がある。【結果4-5】

10 山畑新田処分予定地について

(1) 概要

索引番号	016777-A0000（土地）
財産口座名称	山畑新田処分予定地
財産分類	普通財産
口座用途	処分可能地
種目（登記上の地目）	雑種地
所在地	山畑新田506-5
面積	（公簿）94.00㎡（実測）94.60㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

当該土地について監査人が現地付近を視察したところ、現地は特定できなかったが、隣接地と一体で駐車場の敷地となっている可能性があることと見受けられた。

そこで、管財課に当該土地の実態について確認したところ、やはり隣接地と一体で駐車場の敷地となっていることが判明した。また、管財課の課内調査の結果、当該土地については、過去の分筆時に境界は確定しており、売却を検討した記録もあるものの、現在のところ売却には至っていないことも判明した。

当該土地については、境界は確定しており、売却は可能な状態にあることから、機会をとらえて隣接者等への売却について再度検討することが望ましい。【意見4-10】

11 香寺町田野処分予定地について

(1) 概要

索引番号	018589-A00001（土地）
財産口座名称	香寺町田野処分予定地
財産分類	普通財産
口座用途	処分可能地
種目（登記上の地目）	宅地
所在地	香寺町田野868-3
面積	（公簿・実測）230.81㎡

(2) 監査の結果

公有財産台帳によると、当該土地に隣接する香寺町田野868-4の土地を、同日に同じ相手方から売買により取得したという記録があった。

香寺町田野868-4の土地については公有財産台帳に登録されていないが、登記簿上の所有者は神崎郡香寺町となっており、現在の所有権は姫路市にある。

管財課に確認したところ、香寺町田野868-4の土地は市道（香呂148号線）の底地と

して当該地から分筆されていることが判明した。

したがって、姫路市は、香寺町田野868-4の土地について、公有財産台帳に登録する
手続を進める必要がある。【結果4-6】

12 復興区画整理事業用地処分予定地について

(1) 概要

索引番号	018950-A00001（土地）
財産口座名称	復興区画整理事業用地処分予定地
財産分類	普通財産
口座用途	処分可能地
種目（登記上の地目）	宅地
所在地	千代田町652
面積	（公簿・実測）27.29㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

当該土地は、令和3年度中に区画整理補償課から管財課へ所属替の手続が行われて
おり、現在は復興区画整理事業用地のグループからは外れている土地である。したが
って、現状の財産口座名称「復興区画整理事業用地処分予定地」は、事務処理に混乱
を生じさせる可能性がある。

そこで、公有財産関係事務を効率的に実施する観点から、当該土地の財産口座名称
については、過去に復興区画整理事業用地であったことを明示する名称に変更するこ
とが望ましい。【意見4-11】

13 的形柳池集会所について

(1) 概要

索引番号	007115-A00001（土地）
財産口座名称	的形柳池集会所
財産分類	普通財産
口座用途	集会所
種目（登記上の地目）	宅地
所在地	的形町の形760-20
面積	（公簿）157.78㎡

(2) 監査の結果

当該土地は、公有財産台帳上の用途区分は集会所となっている。しかし、監査人が
現地を視察したところ、集会所は建設されていなかった。敷地内には金属製の物置（倉
庫）が設置されており、置かれている物（カゴ等）から、粗大ごみ等の集積所となっ

ていると見受けられた。

また、平成30年度から令和3年度までの公有財産運用委員会の議案等を閲覧したところ、当該土地は公有財産運用委員会の審議の対象とはなっていない。

そこで、管財課に当該土地の実態について確認したところ、調査を行ったものの、実態は不明であるとの回答があった。

したがって、管財課は当該土地の実態について調査を継続し、姫路市と地元との間での利用に関する取り決めの有無等を明確にする必要がある。【結果4-7】

14 口座用途が「集会所」となっているその他の土地について

(1) 概要

この項でまとめて意見を述べる普通財産（口座用途が集会所となっている土地）については、次のとおりである。

区分	索引番号 上位	財産口座名称	種目 (*1)	所在地	面積(m ²) (*2)
土地	000532	京見町集会所	宅地	広畑区京見町1-24	289.56
土地	001398	田寺東集会所	宅地	田寺東一丁目420-136 外1筆	745.07
土地	001425	的形町小島集会所	宅地	的形町の形2890-10	418.22
土地	001849	妻鹿東海町集会所	宅地	飾磨区妻鹿東海町28	197.98
土地	002177	城見台一丁目集会所	宅地	城見台一丁目1111-33	156.23
土地	003388	城見台三・四丁目集会所	宅地	城見台三丁目5-11	538.67
土地	003556	あやみの集会所(第1工区)	宅地	勝原区勝原町49-7	417.56
土地	003708	御立山田集会所	宅地	御立東二丁目467-186	177.03
土地	003870	北新在家集会所	宅地	北新在家一丁目1-373	229.71
土地	004138	城見台二丁目集会所	宅地	城見台二丁目1111-90	269.40
土地	004463	六角公民館	原野	六角449-8	643.79
土地	004883	城見台四丁目集会所(*3)	宅地	城見台四丁目2-6	253.53
土地	005646	白鳥台集会所	宅地	白鳥台二丁目358-63	844.54
土地	005823	アクティタウン集会所	宅地	四郷町東阿保507-66	150.23
土地	006132	御立大池集会所	宅地	御立東二丁目467-258	186.46
土地	009491	緑台集会所	宅地	緑台二丁目1336-8	828.38
土地	010354	サバービア豊富集会所	宅地	豊富町御蔭570-30	380.00
土地	010553	東阿保団地集会所	宅地	四郷町東阿保1010-88	144.07
土地	013042	安志北の台集会所	宅地	安富町安志600-192	153.05
土地	013307	ニュータウン集会所	宅地	香寺町中寺259-110	724.87
土地	013309	青葉台集会所	雑種地	香寺町須加院130-4	623.00
土地	015897	大津区大津町一丁目集会所	宅地	大津区大津町一丁目31-116	175.15
土地	016024	チェリーランド集会所	宅地	夢前町寺364-8 外1筆	748.13
土地	016025	山富団地集会所	宅地 雑種地	夢前町山富26-246・同26-247	241.17
土地	016026	夢前団地集会所	宅地 雑種地 畑 公園	夢前町寺152-140 外9筆	835.86
土地	016027	菅生小山集会所	山林	夢前町菅生潤160-542	310.47
土地	016028	マロン集会所	宅地	夢前町菅生潤1974-168 外2筆	241.39

区分	索引番号 上位	財産口座名称	種目 (*1)	所在地	面積(m ²) (*2)
土地	016030	グリーン集会所 (*4)	宅地	夢前町菅生潤1489-30	146.77
土地	016031	荒神山集会所	宅地	夢前町前之庄1-109	549.00
土地	016032	姫ヶ丘集会所	宅地	香寺町須加院2-565	530.96
土地	016033	中村集会所 (*4)	宅地	夢前町宮置396-42	158.98
土地	016034	木場西の町集会所	宅地	木場1441-13	111.19
土地	018424	広畑区小坂集会所	宅地	広畑区小坂221-7	162.63

(*1) 登記上の地目等

(*2) 実測面積が判明している場合は実測面積を記載している。判明していない場合は公簿上の面積を記載。

(*3) 集会所は建設されていないが、金属製の物置が設置されている。

(*4) 集会所の建物も貸し付けられている。

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

これらの土地は、土地の所在地の自治会に貸付けが行われている土地である。これらの土地は、公有財産運用委員会の審議対象になっており、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第6条に基づき、貸付料は全額減免（免除）されている。

また、いずれも、貸付けの目的は集会所の敷地等となっており、自治会が借り受けた土地に集会所等を建設している。

したがって、公有財産台帳上の財産口座名称について、集会所の敷地となっていること（例：〇〇集会所敷地）や、貸付地であること（例：〇〇集会所（貸付地））が明示できるものに修正することを検討する必要がある。【意見 4-12】

15 網干川河川敷埋立余剰地について

(1) 概要

索引番号	011616-A00003（土地）
財産口座名称	網干川河川敷埋立余剰地
財産分類	普通財産
口座用途	遊休地
種目（登記上の地目）	宅地
所在地	網干区余子浜585-1
面積	（公簿）200.79m ² （実測）203.25m ²

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

当該土地については、ポケットパークとして利用されている。なお、ポケットパークについては、原則として道路管理課が所管している。

また、当該ポケットパークには、公園緑地課に所属する工作物が公有財産台帳に登

録されている。その概要は次のとおりである。

索引番号	000684-E00001（工作物）
所属名称	公園緑地課
財産口座名称	網干余子浜ポケットパーク
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	その他の公園
種目	築庭
名称	ポケットパーク（175.5㎡）花壇壁，植栽，ペープメント 他
現在数量	1.00

当該土地は、現在普通財産の遊休地とされているが、公園緑地課によって花壇壁やペープメントのような土地に定着した工作物が設置されており、暫定的な利用とはいえ、実態は公園として利用されている。したがって、明確な行政目的を持っているといえるため、普通財産に分類しておくのは妥当ではない。

また、ポケットパーク自体を所管する課、土地の所属する課、及び工作物の所属する課がすべて異なるという状態は、効率的な公有財産の関連事務を進めるとい見地からは最適ではないと考えられる。

したがって、当該土地については、行政財産（公共用）に財産分類を変更し、管財課以外の適切な課室の所属とすることを検討する必要がある。【意見4-13】

16 田寺東二丁目市有地（農業センター跡地）について

(1) 概要

索引番号	000877-A00011（土地）
財産口座名称	田寺東二丁目市有地（農業センター跡地）
財産分類	普通財産
口座用途	遊休地
種目（登記上の地目）	雑種地
所在地	田寺東二丁目745-17
面積	（公簿）236.00㎡ （実測）236.29㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

当該土地は、現在、駐車場用地として、有償で民間企業に貸し付けられており、現況は遊休状態ではないといえる。

したがって、公有財産台帳上の口座用途を遊休地としておくのは妥当ではなく、貸付地に変更することが望ましい。【意見4-14】

17 青山市有地について

(1) 概要

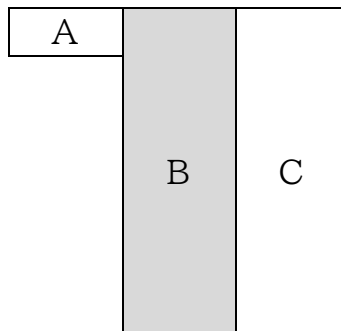
索引番号	002202-A00001（土地）
財産口座名称	青山市有地
財産分類	普通財産
口座用途区分	事業予定地
種目（登記上の地目）	雑種地
所在地	青山北二丁目56-5
面積	（公簿）29.00㎡

(2) 監査の結果

登記情報提供サービスから入手した公図（旧土地台帳附属地図）上において、青山北二丁目56-5の土地に隣接している次の土地は、市道白鳥10号線又は白鳥89号線の底地となっている。これらの土地は、道路総務課に所属するもので、種目（登記上の地目）は公衆用道路であり、公有財産台帳上は「その他財産」の「道路」に分類されている。

- ・青山北二丁目56-4（索引番号：002623-A00059、財産口座名称：市道白鳥10号線）・・・青山北二丁目56-5の土地に隣接
- ・青山北二丁目56-9（索引番号：005471-A00018、財産口座名称：市道白鳥89号線）・・・青山北二丁目56-5の土地に隣接

本件の土地及び上記の道路総務課所属の土地の位置関係を単純化して図示すると、次のようになる。



- A：青山北二丁目56-9（市道白鳥89号線の底地）姫路市所有（道路総務課に所属）
- B：青山北二丁目56-5（本件の土地）
- C：青山北二丁目56-4（市道白鳥10号線の底地）姫路市所有（道路総務課に所属）

そこで、青山北二丁目56-5の土地も市道の底地となっている可能性があると考えられるため、管財課に当該土地の現況について確認した。

管財課における調査の結果、当該土地は市道の底地となっていることが判明した。

したがって、当該土地については、道路関係の部署への所属替の手続きを進める必要がある。また、公有財産台帳上は財産分類を「その他財産」、用途区分を「道路」に

変更する必要がある。【結果4-8】

18 伊伝居雑地について

(1) 概要

索引番号	008780-A00001 (土地)
財産口座名称	伊伝居雑地
財産分類	普通財産
口座用途区分	事業予定地
種目 (登記上の地目)	雑種地
所在地	伊伝居448-8
面積	(公簿) 29.00㎡

(2) 監査の結果

姫路市伊伝居字東川448番8は、登記簿上では確認でき、所有者は姫路市となっている。しかし、登記情報提供サービスにおいて該当地番の地図を検索したところ、該当なしという結果であった。

そこで、監査人が管財課に当該土地の現況について質問を実施した。管財課において調査が実施されたものの、当該土地の実態は明確にはならなかった。したがって、管財課において、当該土地について継続して調査を進める必要がある。【結果4-9】

また、現在、当該土地は、公有財産台帳上、普通財産の事業予定地として管理されているが、姫路市が何らかの事業に使用する予定はないので、口座用途を事業予定地から他の適切なものに変更することが望ましい。

19 飾磨地区雑地 (須賀) について

(1) 概要

索引番号	009734-A00001・A00002 (土地)
財産口座名称	飾磨地区雑地 (須賀)
財産分類	普通財産
口座用途区分	事業予定地
種目 (登記上の地目)	宅地
所在地	飾磨区須加227・同227-3
面積	(公簿) 計16.22㎡

(2) 監査の結果

これらの土地は、過去に火の見櫓として利用されていた土地である (平成19年2月の包括外部監査の結果報告書による)。

これらの土地は、登記簿上では確認でき、所有者は姫路市となっている。しかし、登記情報提供サービスにおいて該当地番の地図を検索したところ、該当なしという結果であった。

そこで、管財課に当該土地の現況について質問を実施した。管財課において調査が実施されたものの、当該土地の実態は明確にはならなかった。したがって、管財課に

において、当該土地について継続して調査を進める必要がある。【結果4-10】

また、現在、当該土地は、公有財産台帳上、普通財産の事業予定地として管理されているが、姫路市が何らかの事業に使用する予定はないので、口座用途を事業予定地から他の適切なものに変更することが望ましい。

20 大塩町宅地について

(1) 概要

索引番号	012179-A00002（土地）
財産口座名称	大塩町宅地
財産分類	普通財産
口座用途区分	事業予定地
種目（登記上の地目）	宅地
所在地	大塩町761
面積	（公簿）19.83㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

当該土地は、旧大塩町（昭和34年（1959年）5月1日に姫路市と合併）から承継した財産である。

現在、「延命地蔵堂」の敷地として利用されている。地蔵堂そのものは公有財産台帳に登録されていないので、市有の建物ではない。

地蔵堂には市教育委員会による次のような説明が掲示されている。

延命地蔵

ここ延命地蔵堂は大塩から日笠山への上り坂にあり、嶺を超えると曾根に至る。堂内に「延命地蔵」と呼ばれる地蔵坐像が安置され、功德により一切の罪障が消え寿命が延びるといわれる。坐像台石の左側面に、「寛政九丁巳正月」（一七九七）の年紀が刻まれている。堂前向かって右は施主鍵屋与三兵衛で文化四年（一八〇七）の石灯籠、左は施主谷屋吉左衛門で嘉永五年（一八五二）の石灯籠がある。

平成一七年三月 姫路市教育委員会

当該土地は、普通財産に分類されているが、現在の地蔵堂の敷地という利用の状況からすれば、姫路市による利活用や処分が見込める土地ではない。

上記のように、教育委員会が地蔵堂に文化財としての価値を認めているとも考えられるので、当該土地を教育委員会に所管換し、行政財産（公共用財産）として管理することを検討する必要がある。

また、並行して当該土地を今後も市有地としておくのが妥当かどうか、地元と協議のうえで検討する必要がある。

さらに、現在、当該土地は、公有財産台帳上、普通財産の事業予定地として管理さ

れているが、姫路市が何らかの具体的な事業に使用する予定はないので、口座用途を事業予定地から他の適切なものに変更することが望ましい。【意見4-15】

21 大塩町雑地（大山）について

(1) 概要

索引番号	007043-A00001（土地）
財産口座名称	大塩町雑地（大山）
財産分類	普通財産
口座用途区分	雑地
種目（登記上の地目）	畑
所在地	大塩町959
面積	（公簿）323.00㎡

(2) 監査の結果

当該土地の現況について、監査人が管財課に質問し、これを受けて管財課において調査を実施したところ、当該土地については、現状、市道の底地として利用されていることが判明した。

したがって、当該土地については、道路関係の部署への所属替の手続きを進める必要がある。また、公有財産台帳上は財産分類を「その他財産」、用途区分を「道路」に変更する必要がある。【結果4-11】

22 元高岡小学校跡（通路）について

(1) 概要

索引番号	011350-A00001（土地）
財産口座名称	元高岡小学校跡（通路）
財産分類	普通財産
口座用途区分	雑地
種目（登記上の地目）	宅地
所在地	東今宿五丁目2170-2
面積	（公簿）132.23㎡

(2) 監査の結果

当該土地の現況について、監査人が管財課に質問し、これを受けて管財課において調査を実施したところ、当該土地については、現在、「道」としての機能を有する土地であることが判明した。

したがって、当該土地については、道路関係の部署への所属替の手続きを進める必要がある。また、公有財産台帳上は財産分類を「その他財産」、用途区分を「法定外公物道路」に変更する必要がある。【結果4-12】

23 八重畑駐在所跡地について

(1) 概要

索引番号	009618-A00002（土地）
財産口座名称	八重畑駐在所跡地
財産分類	普通財産
口座用途区分	その他の普通財産
種目（登記上の地目）	宅地
所在地	飾東町八重畑198-6
面積	（公簿）73.54㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

当該土地は、国道372号線沿いに所在している。飾磨郡飾東村（昭和33（1958）年に姫路市に編入）から承継した土地であり、兵庫県警察の八重畑駐在所が所在していたところである。八重畑駐在所が飾東町八重畑1032-2に移転した後、平成28年に分筆がなされ、分筆された一部（飾東町八重畑198-11）は処分（売却）されている。

当該土地は、現在は未利用の状態であり、空地となっているが、国道沿いに所在している土地であることから、処分や利活用ができる可能性はあると考えられる。このため、所定の手続きを経たうえで、処分や利活用の方法について再度検討することが望ましい。【意見4-16】

24 香寺民俗資料館について

(1) 概要

索引番号	013330-A00001（土地）
財産口座名称	香寺民俗資料館
財産分類	普通財産
口座用途区分	その他の普通財産
種目（登記上の地目）	宅地
所在地	香寺町中仁野336-1
面積	（公簿）1,302.80㎡ （実測）1,302.80㎡

索引番号	013330-A00002（土地）
財産口座名称	香寺民俗資料館
財産分類	普通財産
口座用途区分	その他の普通財産
種目（登記上の地目）	雑種地
所在地	香寺町中仁野336-5
面積	（公簿）342.00㎡ （実測）342.00㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

これらの土地は、旧香寺町から承継した財産である。香寺町中仁野336-1は、香寺民俗資料館の敷地であり、香寺町中仁野336-5は同資料館の駐車場の敷地である。

監査人が管財課に対し、香寺民俗資料館を運営している一般財団法人香寺民俗資料館と姫路市の間で、これらの土地の利用についてどのような取り決めがなされているかについて質問したところ、貸付契約書の所在等については調査が必要とのことであった。

管財課の課内調査の結果、仮に契約が交わされていないということが判明した場合には、資料館の運営先と契約を交わすよう改善の検討が必要である。【意見4-17】

25 旧給食センター跡地について（その1）

(1) 概要

索引番号	013453-A00003（土地）
財産口座名称	旧給食センター跡地
財産分類	普通財産
口座用途区分	その他の普通財産
種目（登記上の地目）	宅地
所在地	夢前町前之庄2214
面積	（公簿）1,024.00㎡ （実測）791.11㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

当該土地は、旧夢前町から承継した財産である。

夢前町前之庄2214は、現在は更地となっている。一部が夢前町消防団前之庄分団消防車庫用地（財産口座番号：013769-A00001、面積（実測）233.75㎡）として平成23年に分筆されているものの、残りの面積（実測）は791.11㎡あり、処分や利活用ができる可能性はあると考えられる。

このため、所定の手続きを経たうえで、処分や利活用について再度検討する必要がある。【意見4-18】

26 旧給食センター跡地について（その2）

（1）概要

索引番号	013453-A00003（土地）
財産口座名称	旧給食センター跡地
財産分類	普通財産
口座用途区分	その他の普通財産
種目（登記上の地目）	田
所在地	夢前町前之庄2870
面積	（公簿）804.00㎡（実測）618.97㎡

（2）監査の結果

記載すべき事項はない。

（3）意見

当該土地は、旧夢前町から承継した財産である。夢前町前之庄2870には、北部道路事務所所属の土地及び建物も所在している。その概要は次のとおりである。

索引番号	017376-A00001（土地）
所属	北部道路事務所
財産口座名称	資機材保管倉庫
財産分類	行政財産（公用）
口座用途区分	倉庫・車庫
種目（登記上の地目）	田
所在地	夢前町前之庄2870
面積	（公簿）804.00㎡（実測）185.03㎡

索引番号	017376-B00001（建物）
所属	北部道路事務所
財産口座名称	資機材保管倉庫
財産分類	行政財産（公用）
口座用途区分	倉庫・車庫
名称	資機材保管倉庫
所在地	夢前町前之庄2870
構造	鉄骨造
床面積	58.00㎡
建物別	倉庫

監査人が現地付近を視察したところ、夢前町前之庄2870の付近には、上記の北部道路事務所にも所属する建物の他にも建造物が所在していると見受けられた。当該建造物については、外観からは建物か工作物のいずれであるのかは判明しなかった。

そこで、当該建造物の詳細について管財課に確認したところ、当該建造物については調査が必要とのことであった。

管財課の課内調査の結果、仮に当該建造物の所在地も夢前町前之庄2870であり、公有財産台帳への登録もれがあったということが判明した場合には、公有財産台帳への

登録を行うよう改善の検討が必要である。【意見4-19】

27 旧市役所南車庫（交通）について

(1) 概要

索引番号	014938-A00005（土地）
財産口座名称	旧市役所南車庫（交通）
財産分類	普通財産
口座用途区分	その他の普通財産
種目（登記上の地目）	宅地
所在地	飾磨区野田町97
面積	（公簿）771.40㎡（実績）771.40㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

当該土地は、平成22年3月26日をもって事業廃止された姫路市営バス（廃止時には事業は企業局交通事業部が運営していた）の市役所南車庫として使用されていた財産である。なお、現在も「市バス専用方転場」と表記された看板が掲示されている。

当該土地については、令和元年10月28日付で管財課長から各所属長にあてて「市役所南車庫の予約方法について（依頼）」という文書が発出されている。当該文書によれば、多数の来庁者が見込まれる際などに当該土地が駐車場として使用されていることが見て取れる。

当該土地の実際の利用状況については書面等による確認はできなかったものの、当該土地については庁内掲示板（ここみてネット）の会議室の予約状況スケジュールに組み込まれており、当該土地の空き状況が確認できるようになっているため、相当程度の稼働率（利用度）になっていると推定される。

現在、当該土地は普通財産として分類されているものの、上記のような状況からすれば、姫路市としては当該土地の処分は予定しておらず、当該土地は実質的には市役所本庁舎の財産群を構成していると考えられる。したがって、財産分類を現状のように普通財産としておくのが最適なのかどうかについて、再度検討することが望ましい。

また、当該土地に掲示されている看板の「市バス専用方転場」という表記は、市役所外部から見れば市営バスが事業廃止されてからかなりの期間が経過しているにもかかわらず当該土地が放置されたままとなっており、有効に利用していないとの疑念を抱かれる要因となりかねない。したがって、看板の「市バス専用方転場」という表記を、適切なものに修正することが望ましい。【意見4-20】

28 口座用途が「その他の普通財産」である土地のうち実態が明確でない山林等について

(1) 概要

索引番号	013455-A00001 外19筆 (土地)
財産口座名称	ごみ焼却場跡地
財産分類	普通財産
口座用途区分	その他の普通財産
種目 (登記上の地目)	山林、田、原野、雑種地、池沼
所在地	夢前町高長7-2 外19筆
面積	計 8,242.00㎡

索引番号	016048-A00010・A00011 (土地)
財産口座名称	寄付用地
財産分類	普通財産
口座用途区分	その他の普通財産
種目 (登記上の地目)	山林、宅地
所在地	夢前町宮置348-1 外2筆
面積	計 7,513.91㎡

(2) 監査の結果

これらの土地は、旧夢前町から承継した財産である。

監査人は、管財課にこれらの土地の実態について質問を実施した。これに応じて管財課において調査を実施したものの、詳細については明確には判明しなかった。

したがって、管財課は、これらの土地の実態について継続して調査することが必要である。【結果 4-13】

29 香寺町管理分割物件3 (香寺町矢田部 820) について

(1) 概要

索引番号	013316-A00001 (土地)
財産口座名称	香寺町管理分割物件3
財産分類	普通財産
口座用途区分	その他の普通財産
種目 (登記上の地目)	山林
所在地	香寺町矢田部820
面積	(公簿・実測) 3,180.00㎡

(2) 監査の結果

監査人が管財課に対して当該土地の現況について質問したところ、当該土地は次の施設等の敷地となっていることが判明した。

- ・ 市立香寺総合公園スポーツセンター野球場 (スポーツ振興室の所管)
- ・ 市立香寺公民館 (令和3年度は教育委員会事務局生涯学習課、令和4年度は市民活動推進課の所管)

- ・ 市道（道路総務課の所管）

当該土地については、現在普通財産として分類され、管財課の所属となっているが、上記のように姫路市の施設等の敷地となっている。

したがって、当該土地は行政財産として分類することが必要である。また、公有財産に関係する事務の効率化を図る観点から、敷地となっている施設等に対応して、当該土地について管理上の分割を行う必要がある。

そのうえで、姫路市公有財産規則第5条第1項の規定に基づいて、所属する課・室を定めるとともに、所属替等の適切な事務手続を進める必要がある。【結果 4-14】

30 家島町の港湾施設用地について

(1) 概要

索引番号	013208-A00001・A00002・A00003（土地）
財産口座名称	港湾施設用地
財産分類	普通財産
口座用途	その他の普通財産
種目（登記上の地目）	雑種地・宅地
所在地	家島町真浦2425-7・同2425-8・同2425-9
面積	計 288.71㎡

索引番号	013208-A00004・A00005（土地）
財産口座名称	港湾施設用地
財産分類	普通財産
口座用途	その他の普通財産
種目（登記上の地目）	雑種地
所在地	家島町真浦2-48・同2-49
面積	計 1,393.00㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

当該土地は、旧家島町から承継した財産であり、いずれも海沿いに所在している。

公有財産台帳上、同一の財産口座番号（013208（索引番号上位と同じ））が付されており、所在する地区も同じ（家島町真浦）であるが、距離的には離れた場所にあることから、監査人において、便宜上二つのグループに分けた。

いずれのグループについても、現地付近を視察したが、どの範囲が市有地なのかについては特定することはできなかった。しかしながら、現地付近は、いずれも、市有の土地で普通財産に分類されているが、更地ではなく、土地の表面にはコンクリート製の護岸があり、一見すると岸壁のように見受けられた。

これらの土地が所属している管財課も、現地付近については岸壁であると認識しているとのことである。管財課によれば、これらの土地は旧家島町からの承継財産であ

り、合併時には姫路市役所に一般港湾に関する事務事業を所掌する部署がないことから、これらの土地については管財課の所属となっているとのことであった。

これらの土地の護岸については公有財産台帳には登録されていない。また、管財課に護岸の詳細について質問したところ、詳細については不明であり、調査が必要とのことであった。

なお、いずれのグループの土地についても、現地付近には船舶が係留されていたため、市有地にも船舶が係留されている可能性がある。また、真浦2-48外のグループの現地付近には物が置かれていることから、市有地に物が置かれている可能性もある。このように、いずれのグループの土地についても、現地付近は実態として公共用の岸壁のように利用されているため、市有地についても実態は公共用の岸壁のように利用されている可能性がある。

管財課の課内調査の結果、仮に、市有地についても公共用の岸壁のように利用されているということが確認されれば、状況に応じた適切な事務処理を進めることが望ましい。

また、港湾施設については、本来は日常のパトロールや毀損箇所の修繕など、専門部署によって維持管理が行われるべきである。既述のように、合併時には姫路市役所に一般港湾に関する事務事業を所掌する部署がなかったが、現在は産業局産業振興課に港湾関連の部署が設置されている。現状のように、専門部署でない管財課が港湾施設に関連する財産を所管するのが最適であるかどうかについて、市全体で再度検討することが望ましい。【意見4-21】

31 安志北の台污水处理場について

(1) 概要

索引番号	13055-A00001 (土地)
財産口座名称	安志北の台污水处理場
財産分類	普通財産
口座用途	その他の普通財産
種目 (登記上の地目)	宅地
所在地	安富町安志 600-344
面積	(公簿・実測) 755.82 m ²

(2) 監査の結果

当該土地は、旧安富町から承継した財産である。当該土地には污水处理場があったが現在は稼働しておらず、污水处理施設の遺構が残存している。

残存している污水处理施設の遺構については、公有財産台帳に登録されていない。このため、現時点で建設されてからどのくらいの年数が経過しているのか不明であるが、老朽化が進むまで現状のまま放置し続けることはできないと考えられる。

そこで、管財課に污水处理施設の遺構を含めた当該土地の実態について質問した。管財課により調査が行われたが、当該土地の実態についての詳細は明確に判明しなかった。

したがって、管財課は、汚水処理施設の遺構に対する調査を継続して行う必要がある。

また、財産口座名称について、汚水処理場が現在は稼働していないことが明示されるものに変更することが望ましい。【結果4-15】

32 安志北の台ガス基地について

(1) 概要

索引番号	013056-A00001（土地）
財産口座名称	安志北の台ガス基地
財産分類	普通財産
口座用途	その他の普通財産
種目（登記上の地目）	宅地
所在地	安富町安志 600-282
面積	（公簿）133.67㎡ （実測）133.67㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

当該土地は、旧安富町から承継した財産である。監査人が現地を視察したところ、植栽が整えられており、公園あるいは庭園のような利用のされ方であると見受けられる。このため、ガス基地ではないことは明らかである。

なお、当該土地に隣接する土地（安富町安志600-283）には、ガスボンベの保管庫のような建物があり、登記簿上の土地の所有者はLPガス関係の事業を営む民間企業である。当該建物に掲示されている緊急連絡先も登記簿上の所有者である。したがって、「ガス基地」は隣接する土地のことではないかと考えられる。

安富町安志600-282の土地の財産口座名称がなぜ現状のように「ガス基地」となっているのかについての経緯は不明である。

管財課においても当該土地に関する経緯や現況を調査したうえで、誤解を生じないように財産口座名称を変更することが望ましい。【意見4-22】

33 開発行為（夢前町護持）について

(1) 概要

索引番号	013456-A00005（土地）
財産口座名称	開発行為
財産分類	普通財産
口座用途	その他の普通財産
種目（登記上の地目）	山林
所在地	夢前町護持1364-1076
面積	（公簿・実測）279.00㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

当該土地は、旧夢前町から承継した財産であり、バースタウン住宅地の中に所在している。

現地は金属製フェンス（金網）で囲まれており、コンクリートブロック造の建物がある。建物の壁面には「ガス事業法に係る特定製造所」「火気厳禁 立入禁止」と記載された表示板が掲示されているが、屋根の一部が損壊しており、損壊していない部分も劣化が進んで危険な状態になりつつあると見受けられた。現在は使用されていないと推定される。

当該建物については公有財産台帳に登録されていないため、市有の建物ではないと推定される。

管財課に、当該土地・建物についての詳細を確認したところ、詳細については調査が必要とのことであった。

管財課の課内調査の結果、仮に上記の建物の所有者が判明した場合には、所有者と建物の適切な処置について協議をすることが望ましい。

また、当該土地について、公有財産台帳の財産口座名称に所在地を含める等、財産の特定ができるものに修正することが望ましい。【意見4-23】

34 溝口ホームタウン（開発行為寄付用地）について

(1) 概要

索引番号	013333-A00001（土地）
財産口座名称	溝口ホームタウン（開発行為寄付用地）
財産分類	普通財産
口座用途	その他の普通財産
種目（登記上の地目）	宅地
所在地	香寺町溝口386-32
面積	（公簿・実測）517.22 m ²

(2) 監査の結果

当該土地は、旧香寺町から承継した財産である。監査人が現地を視察したところ、現在は溝口ホームタウン2号公園として利用されている。また、当該土地には、ごみの集積場、鉄筋コンクリート造と見受けられる建物（「立入禁止 姫路市企業局水道事業部」、「関係者以外立入禁止」という掲示がある）及びコンクリートブロック造と見受けられる建物が存在している。

溝口ホームタウン2号公園は、公園緑地課に所属する財産口座が公有財産台帳に登録されている（行政財産・公共用、財産口座番号（索引番号上位と同じ）：019041）。また、当該財産口座の工作物が公有財産台帳に登録されている（索引番号：019041-E00001の遊具）。さらに、当該公園には市立公園において活動するとされている公園愛

護会が存在している。これらのことから、当該公園は、姫路市立の公園である。

当該土地及び当該土地にある建物については、管財課のほか、関係する課室が協力し、現況を把握して整理する必要がある。【結果4-16】

また、主たる用途が公園と考えられるので、普通財産から行政財産・公共用へ財産分類の変更を行い、公園緑地課の所属とすることが望ましい。さらに、公有財産台帳上の財産口座名称、口座用途等、必要な項目を修正することが望ましい。

35 生野林業（開発行為寄付用地）について

(1) 概要

索引番号	013335-A00001 外3筆（土地）
財産口座名称	生野林業（開発行為寄付用地）
財産分類	普通財産
口座用途	その他の普通財産
種目（登記上の地目）	宅地
所在地	香寺町中寺307-59 外3筆
面積	（公簿・実測）934.33㎡

(2) 監査の結果

これらの土地は、旧香寺町から承継した財産である。監査人が現地を視察したところ、現在は中寺青谷公園として利用されている。

中寺青谷公園については、建物及び工作物については公有財産台帳に登録されていない。しかし、当該公園には市立公園において活動するとされている公園愛護会が存在しており、姫路市立の公園である。

これらの土地については、管財課において現況を再度調査し、把握する必要がある。

また、市立公園として利用されているため、普通財産から行政財産・公共用へ分類の変更を行い、公園緑地課の所属とすることが望ましい。さらに、公有財産台帳上の財産口座名称、口座用途等、必要な項目を修正することが望ましい。【結果4-17】

36 開発行為・公益用地（菅生新在家自治会）について（その1）

(1) 概要

索引番号	013462-A00001（土地）
財産口座名称	開発行為・公益用地 菅生新在家自治会
財産分類	普通財産
口座用途	その他の普通財産
種目（登記上の地目）	宅地
所在地	夢前町菅生潤地内
面積	（公簿・実測）286.44㎡

(2) 監査の結果

当該土地は、旧夢前町から承継した財産である。監査人が現地付近の状況を視察したところ、作物の栽培が行なわれている可能性があることが認められた。

そこで、管財課に当該土地の実態について質問した。管財課により調査が行われたが、当該土地の実態についての詳細は明確に判明しなかった。

したがって、管財課は、当該土地の実態についての調査を継続して行う必要がある。

【結果4-18】

37 開発行為・公益用地（菅生新在家自治会）について（その2）

(1) 概要

索引番号	013462-A00002~A00004（土地）
財産口座名称	開発行為・公益用地 菅生新在家自治会
財産分類	普通財産
口座用途	その他の普通財産
種目（登記上の地目）	宅地
所在地	夢前町菅生潤地内
面積	計 305.34㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

これらの土地について監査人が現地視察を行ったところ、現地は駐車場として利用されている可能性があるとの見受けられた。

しかしながら、平成30年度から令和3年度までの公有財産運用委員会の議案等を閲覧したところ、これらの土地については公有財産運用委員会の審議の対象とはなっていない。

そこで、管財課に貸付契約書について確認したところ、貸付契約書の所在については調査が必要とのことであった。

管財課の課内調査の結果、仮に契約が交わされていないということが判明した場合には、貸付先と契約を交わすよう改善の検討が必要である。【意見4-24】

38 藤ヶ台（開発行為寄付用地）について

(1) 概要

索引番号	013336-A00006（土地）
財産口座名称	藤ヶ台（開発行為寄付用地）
財産分類	普通財産
口座用途	その他の普通財産
種目（登記上の地目）	宅地
所在地	香寺町犬飼871-29
面積	（公簿）738.08㎡ （実測）700.31㎡

(2) 監査の結果

これらの土地は、旧香寺町から承継した財産である。これらの土地について監査人

が現地視察を行ったところ、現地には藤ヶ台公民館が建設されている。

しかしながら、平成30年度から令和3年度までの公有財産運用委員会の議案等を閲覧したところ、これらの土地については、公有財産運用委員会の審議の対象とはなっていない。

そこで、管財課に当該土地の使用に関する姫路市と地元自治会との取り決めの有無について質問したところ、貸借契約書や使用に関する協定については存在していないことが判明した。

したがって、管財課は、当該土地の使用に関する取り決めについて、地元自治会と協議を実施する必要がある。【結果4-19】

39 開発行為（夢前町芦田地内）について

(1) 概要

索引番号	013456-A00001・A00002（土地）
財産口座名称	開発行為
財産分類	普通財産
口座用途	その他の普通財産
種目（登記上の地目）	宅地
所在地	夢前町芦田地内
面積	計 305.34㎡

(2) 監査の結果

これらの土地について監査人が現地視察を行ったところ、現地は駐車場として利用されている可能性があると思われられた。

また、平成30年度から令和3年度までの公有財産運用委員会の議案等を閲覧したところ、これらの土地については公有財産運用委員会の審議の対象とはなっていない。

そこで、監査人は、管財課に当該土地の実態について質問を実施した。管財課により調査が行われたが、当該土地の実態についての詳細は明確に判明しなかった。

したがって、管財課は、当該土地の実態についての調査を継続して行う必要がある。

また、現在、当該土地の公有財産台帳上の財産口座には、他の地域（夢前町護持等）に所在する土地も含まれているので、財産口座を新たに設けることが望ましい。

【結果4-20】

40 西庄山市有地について

(1) 概要

索引番号	017050-A00001（土地）
財産口座名称	西庄山市有地
財産分類	普通財産
口座用途区分	山林
種目（登記上の地目）	原野
所在地	西庄甲520-2
面積	173,672.22㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

当該土地は、兵庫県立循環器病センターへの貸付地（索引番号上位：000005、面積52,065.35㎡）の山側部分の土地である。

なお、兵庫県立はりま姫路総合医療センターの開院に伴い、令和4（2022）年4月末に兵庫県立循環器病センターは閉院となった。その後、兵庫県病院局による病院建物の解体が進められる予定である（令和4年度設計、令和5～6年度工事）。解体後に兵庫県立循環器病センターへの貸付は終了する予定（令和7年度）であり、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間、兵庫県立循環器病センターへの貸付けは継続する。当該貸付は無償貸付である（財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第5条に該当）。

兵庫県立循環器病センターへの貸付地（索引番号上位：000005）については、兵庫県への貸付の終了後に利活用や処分についての検討がなされることになると予想される。その際に、当該土地（西庄山市有地）についても併せて利活用や処分についての検討を行うことが望ましい。【意見4-25】

41 口座用途区分が「山林」とされているその他の土地について

(1) 概要

管財課に所属する普通財産の土地のうち、口座用途区分が「山林」とされているものがある。監査人が管財課に対し、口座用途区分が「山林」とされている土地の実態について質問したところ、次の財産口座の土地の実態については、詳細は不明であるとの回答があった。

区分	索引番号 上位	財産口座名称	種目 (*1)	所在地	面積(㎡) (*2)
土地	013044	山林	山林	安富町関地内 (関812-2 外1筆)	198.00
土地	013044	山林	山林 保安林	安富町狭戸地内 (狭戸847-13 外1筆)	1,784.00
土地	013044	山林	山林	安富町三坂62-4	700.00
土地	013200	公共用地（蛸地区）	山林	家島町真浦62-32	578.00
土地	013201	公共用地（床那辺地区）	山林	家島町真浦232-22	138.00
土地	013203	公共用地（九ノ間地区）	山林	家島町真浦903-78	396.00
土地	013204	公共用地（網代ノ脇地区）	山林	家島町宮486-8	4,284.00
土地	017041	広峰山市有地	山林 原野	広嶺山176-2 外22筆	33,199.00

(*1) 登記上の地目等

(*2) 実測面積が判明している場合は実測面積を記載している。判明していない場合は公簿上の面積を記載。

(2) 監査の結果

管財課は、上記(1)に記載の土地について、引き続き調査を実施し、実態の詳細を

明確にする必要がある。【結果 4-21】

(3) 意見

管財課に所属する普通財産の土地の中には、上記(1)に記載の土地以外にも、口座用途区分が「山林」となっている土地が散見される。山林又は山林に類する財産は、本来は専門部署によって維持管理が行われるべきであり、専門部署ではない管財課に所属させるのは、公有財産の効率的な管理という見地からみると、最適であるといえるかどうかについては疑問がある。

したがって、現状のように普通財産であるからという理由で管財課の所属としておくのが果たして妥当なのかどうかという点について、全庁的な視点から再度検討を行うことが望ましい。【意見 4-26】

42 口座用途が「調査土地」である土地について

(1) 概要

公有財産台帳上、管財課に所属する土地のうち、次に示すように、財産分類が「その他財産」で、口座用途が「調査土地」とされているものがある。

No.	索引番号	財産口座名称	財産分類	口座用途	種目 (*1)	所在地	面積(m ²) (*2)
1	009081 A00001	調査対象土地 (管財課担当)	その他財産	調査土地	公衆用道路	飾磨区今在家二丁目216	16.00
2	009081 A00002	調査対象土地 (管財課担当)	その他財産	調査土地	宅地	下手野三丁目276-3	22.47
3	009081 A00003	調査対象土地 (管財課担当)	その他財産	調査土地	雑種地	御立中三丁目1049-4	19.00
4	009081 A00004	調査対象土地 (管財課担当)	その他財産	調査土地	畑	広畑区蒲田1752-7	161.00
5	009081 A00005	調査対象土地 (管財課担当)	その他財産	調査土地	雑種地	御立中三丁目1068-3	49.00
6	009081 A00006	調査対象土地 (管財課担当)	その他財産	調査土地	雑種地	御立中三丁目1053-1	46.00
7	009081 A00008	調査対象土地 (管財課担当)	その他財産	調査土地	原野	広畑区蒲田1740	221.00

(*1) 登記上の地目等

(*2) 実測面積が判明している場合は実測面積を記載している。判明していない場合は公簿上の面積を記載。

なお、財産分類「その他財産」は、道路及び橋りょう、河川及び海岸並びに港湾及び漁港といった、財産に関する調書（地方自治法施行令第166条第3項）に記載することを要しない（地方自治法施行規則第16条の2の様式を参照）とされている公有財産（土地及び建物）を、公有財産台帳に登録する際に使用される財産分類の区分である。

姫路市の説明によると、口座用途が「調査土地」とされている土地は、登記があるものの所在の確認が困難な土地等であり、このような土地についても財産分類を「その他財産」、口座用途を「調査土地」として公有財産台帳に登録をしているとのことである。

(2) 監査の結果

管財課においては、上記の口座用途が「調査土地」とされている土地については、調査を実施しており、すべての土地について所在の確認が行われている。

しかしながら、公有財産台帳上は、財産分類が「その他財産」、口座用途が「調査土地」となったままである。

したがって、財産分類を「その他財産」から「行政財産」または「普通財産」に変更するとともに、口座用途を「調査土地」から適切なものに変更する必要がある。

【結果 4-22】

第5章 財政局（管財課を除く）の所管する財産

第1節 契約課の所管する財産に関する事項

1 廃車置場の立木について

(1) 概要

公有財産台帳（工作物）に、契約課に所属する工作物として、下記の立木が登録されていた。

索引番号	財産口座名称	財産分類	口座用途	種目	現在数量
001603 E00001	本庁舎関連（経理課廃車置場）	行政財産・公用	本庁舎関連	立木	1.00

(2) 監査の結果

廃車置場の現地において、公有財産台帳（工作物）に登録されている上記立木の所在を確認したところ、現在は存在していないことが判明した。実態に応じて、公有財産台帳（工作物）に処分、撤去等の記録をする必要がある。

このような問題は、定期的に（最低でも1年に1回）固定資産の現物確認を行うことで、防止することができる。

なお、当該立木については、令和5年1月13日に公有財産台帳（工作物）に抹消登録がなされ、問題は解消されている。【結果5-1】

第2節 工事技術検査室の所管する財産に関する事項

1 未利用財産について

(1) 概要

＜工事技術検査室所属の土地で「ここみてネット」に掲載されていないもの＞

索引番号	財産口座名称	財産分類	口座用途	所在地	面積(m ²)
013197	町道清水日和山線残土処分用地	普通財産	山林	家島町宮49-1	165.00
013218	町道網手ノ浜九ノ間線残土処分用地	普通財産	山林	家島町真浦983-41	495.00
013218	町道網手ノ浜九ノ間線残土処分用地	普通財産	山林	家島町真浦983-42	490.00
013218	町道網手ノ浜九ノ間線残土処分用地	普通財産	山林	家島町真浦983-52	475.00
013218	町道網手ノ浜九ノ間線残土処分用地	普通財産	山林	家島町真浦983-53	402.00
013218	町道網手ノ浜九ノ間線残土処分用地	普通財産	山林	家島町真浦983-118	890.00
013218	町道網手ノ浜九ノ間線残土処分用地	普通財産	山林	家島町真浦983-119	458.00
013218	町道網手ノ浜九ノ間線残土処分用地	普通財産	山林	家島町真浦983-120	387.00
013218	町道網手ノ浜九ノ間線残土処分用地	普通財産	山林	家島町真浦983-121	424.00
013218	町道網手ノ浜九ノ間線残土処分用地	普通財産	山林	家島町真浦983-122	104.00
013218	町道網手ノ浜九ノ間線残土処分用地	普通財産	山林	家島町真浦983-123	334.00

(2) 監査の結果

未利用財産等引継マニュアル7(2)では、未利用財産等がある場合は、当該局内部で利活用が可能かどうかの検討を速やかに行い、利活用の有無に関わらず検討結果を管財課に報告すると規定されている。しかしながら、上記「(1) 概要」に記載した土地については、工事技術検査室において未利用であるにもかかわらず、管財課に報告されずに「ここみてネット」に掲載されていなかった。工事技術検査室に確認したところ、上記残土処分用地は、平成18年3月27日に家島町と合併した時に工事技術検査室の所属となったが、もともとの残土処分用地は工事技術検査室にとっては、業務上不必要な土地であり、当初は他の利活用の検討は行っていたものの、利活用されずに未利用財産となった後もそのままの状態となっていたとのことである。

姫路市では、未利用財産等引継マニュアルを策定し、未利用財産等の即活用の促進を図っている。「ここみてネット」に掲載することにより、公有財産を有効に活用するために、適時にかつ正確に「ここみてネット」に掲載する必要がある。【結果5-2】

これに関して、工事技術検査室では管財課に未利用財産の報告を行い、上記土地については、「ここみてネット」に掲載される見込みである。

<参考> 未利用財産等引継マニュアル

7 未利用財産等の調査及び利活用の検討

(1) 未利用財産等の調査

管財課は、未利用財産等の有無及び利活用の検討について、全庁照会を行う。

各課・室は、概ね100㎡以上の未利用財産等の有無について調査を行い、所属する局庶務担当課（以下「各局」という。）に報告する。

なお、既に用地事前審議委員会(*1)で審議済、「ここみてネット」で情報提供済等の案件については、調査対象外とします。

(2) 局内での利活用の検討

各局は、(1)の調査において未利用財産等がある場合は、当該局内部で他の用途に転用する等の利活用が可能かどうかの検討を行う。

また、その検討はできるだけ速やかに行い、利活用の有無に関わらず検討結果を管財課に報告する。

(3) 庁内(他局)での利活用の確認

管財課は、(2)の検討結果に基づき、利活用がない未利用財産等について、庁内(他局)での利活用がないかを全庁照会する。

各局は、利活用したい財産があれば検討を行い、管財課に報告する。

【全庁照会方法】

- ① 管財課は、定期的に、未利用財産等の有無及び利活用の検討について、全庁照会を行う。
- ② 各課・室は、未利用財産等について、未利用財産等調査票に必要事項を記入し、各局庶務担当課に提出する。
- ③ 各局庶務担当課は、局内での未利用財産等の調査及びその利活用の検討結果を取りまとめ、未利用財産等調査報告書に必要事項を記入し、管財課に提出する。
- ④ 管財課は、調査報告書に基づき、各局内で利活用予定の無い未利用財産等の情報を「ここみてネット」に掲載する。
- ⑤ 管財課は、定期的に、未利用財産等の利活用の有無について全庁照会を行う。
- ⑥ 各課・室は、利活用の有無について、利活用調査票に必要事項を記入し、各局庶務担当課に提出する。
- ⑦ 各局庶務担当課は、局内での利活用の検討結果を取りまとめた後、利活用報告書に必要事

項を記入し、管財課に提出する。

⑧ 管財課は、各課・室に照会結果を報告する。

(4) 利活用方針の決定

各課・室は、(1)～(3)の結果を踏まえ、未利用財産等の利活用の方針を決定する。また、その利活用方針について、用地事前審議委員会に諮る必要がある場合は、管財課と協議した上で、各課・室において対応する。

なお、用途廃止については、利活用方針が決定した後、手続を行う。

(*1) 用地事前審議委員会

本市の事業用地の計画的、効果的取得及び直接事業の用に供していない財産の適切な管理又は処分について基本方針を決定

【未利用財産等の利活用について用地事前審議委員会に諮る目安】

- ① 概ね200㎡以上の未利用地の有効活用又は処分
- ② 上記の面積未満であっても、特に必要があると認められる場合

2 工事技術検査室の所管する土地の維持管理について

(1) 概要

<工事技術検査室に所属している土地>

財産口座名	財産分類	所在地
ダム残土捨場	普通財産	安富町皆河
残土処分場	普通財産	安富町皆河
町道尾崎鼻九ノ間線残土処分用地	普通財産	家島町真浦
町道清水日和山線残土処分用地	普通財産	家島町宮
町道網手ノ浜九ノ間線残土処分用地	普通財産	家島町真浦
町道尾崎鼻九ノ間線残土処分用地（山林）	普通財産	家島町真浦
町道清水日和山線残土処分用地（山林）	普通財産	家島町真浦

<令和3年度 工事技術検査室の管理用地にかかる維持管理について>

場所	業務名	概要	契約金額(円)
安富町皆河	安富町残土処分地除草業務	工期 R3.10.13～R3.11.30 除草工 A=7,400㎡	495,000
家島町真浦及び宮	家島町地内（その1） 除草業務委託	工期 R3.7.1～R3.8.13 除草工 A=2,590㎡ 階段修繕 N=1箇所 集水桝清掃 N=11箇所	499,400
	家島町地内（その2） 除草業務委託	工期 R3.11.16～R3.12.24 除草工 A=2,520㎡ 側溝清掃 L=100m 集水桝清掃 N=19箇所	499,400
	家島町宮地内法面補修工事	工期 R4.1.20～R4.3.17 土のう工 N=320袋 防草シート設置工 A=110㎡	1,166,000

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

上記「(1) 概要」に記載した土地は、残土処分用地であり、工事技術検査室にとっ

て業務上不必要な土地である。したがって、工事技術検査室がこれらの土地を所管することについては再度検討する余地がある。

これらの土地を適切に維持管理するためには、さまざまな業務が必要となる。令和3年度の維持管理の業務内容は「(1) 概要」に記載したとおりである。維持管理の業務内容は、毎年一定のものではなく、台風等の災害があった場合には大規模な補修が必要になる可能性もある。土地の適切な維持管理の前提として、土地の状態を適時にかつ継続的に把握する必要がある。地理的にこれらの土地の所在地に近い場所にある部署が所管することが適している。これらの土地の所在地である家島町及び安富町は、工事技術検査室のある本庁舎からは地理的に離れており（特に家島町は陸続きではない）、工事技術検査室がこれらの土地の状態を適時にかつ継続的に把握するには困難が伴うといえるため、土地の所在地に地理的に近い場所にある家島事務所又は安富事務所がこれらの土地を所管するというのも一つの選択肢である。

したがって、これらの土地を今後も本庁舎に所在する工事技術検査室の所管として維持管理を行うのが最適であるかどうかについて、全庁的な視点から再度検討することが望ましい。【意見5-1】

3 町道尾崎鼻九ノ間線残土処分用地（山林）について

(1) 概要

索引番号	財産口座名称	財産分類	口座用途	所在地	面積(m ²)
013217	町道尾崎鼻九ノ間線 残土処分用地（山林）	普通財産	その他の 普通財産	家島町真浦161	548.00

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 監査意見

この土地は山中にある残土処分用地であり、不法投棄が発生する可能性が高い。不法投棄を未然に防止するために、侵入を防止することは非常に重要である。

現地を視察したところ、侵入を防止するために、道路に面した入口に複数の立入防止用バリケードを設置し、その間をチェーンで結ぶという対策が取られていることは確認できた。しかし、実際には、本来あるべき姿と異なり、バリケードは倒れ、チェーンも地面に落下しており、侵入を防止できるような状態ではないと見受けられた。

バリケードを複数設置し、その間をチェーンで結ぶだけでは侵入を完全に防止することは難しいが、少なくとも侵入が禁止されているということ意識させるには有用であると考えられるため、バリケードが倒れていない状態を保持し続けることが望ましい。また、バリケードの設置等のみでは侵入を完全に防止できないことから、不法投棄の有無を確認することも望まれる。これらのために、巡回の回数を増やすなどの対応をとることが望ましい。【意見5-2】

第6章 市民局の所管する財産

第1節 市民局全般に関する事項

1 姫路市と自治会との間の永久土地使用貸借について

(1) 概要

市民局が所管する市有土地の中に、自治会との間で永久無償による貸付けに係る合意があると認められたものが散見された。

これらの土地は、もともと自治会が取得したものであり、自治会が所有権を有するものであるが、形式上は姫路市が所有者として登記が行われており、かつ公有財産台帳にも姫路市の土地として記載されている。また、これらの土地については、平成17年に自治会との間で交わされた覚書に基づいて自治会へ無償で永久に貸付け（以下、「永久無償貸付」という。）が行われる（貸主：姫路市、借主：自治会）こととなっている。

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない

(3) 意見

上記「(1) 概要」に記載の土地について、これまでの経緯を確認したところ、自治会が土地を取得した際、自治会は法人格を有しないことから自治会名義での土地の所有権登記が出来ないため、自治体で登記を行うとともに、自治会へ無償での貸付けをすることにより、実質的に自治会が所有している実態を維持しつつ、自治会として登記できない問題の解消を図ったとのことであった。

なお、同じ地区に所在する永久無償貸付地以外の土地について、姫路市が自治会から借り受けているもの（貸主：自治会、借主：姫路市）があったため、これについて確認したところ、自治会が所有している土地で、かつ自治会の代表者が登記名義人となっている土地があった。すなわち、自治会としては法人として所有権登記できない問題について、永久無償貸付地とは異なる方法がとられているケースが存在していることになる。この事実から、統一的な考え方をもって処理が行われていたわけではないものと考えられる。

形式的な所有者を自治体としつつ永久無償貸付契約を締結する方法は、自治会が所有してそのまま自治会が使用する場合に比べて固定資産税の負担が無くなることや、登録免許税、不動産取得税などの負担も免除された可能性があり、特定の団体に利益を供与している状況になっていないかという疑念が生じる。

以上より、本件の現状の問題点は以下の3点となる。

- ① 実質的な所有者（実態）と形式上所有者として登記されているもの（形式）が異なっていること
- ② 永久無償という非流動的な条件での契約を行っていること
- ③ またこれによって意図的かどうかに関わらず、本来負担すべき税負担を免れて

いること

実態と形式を一致させるためには、実質的にも形式的にも所有者が姫路市であるということについて自治会との合意を得る方法か、姫路市において自治会への譲与手続を行い、かつ各自治会名義での所有権移転登記を行う方法が考えられる（なお、平成3年の地方自治法改正によって、地縁団体（自治会、町内会など）が、市町村長の認可を受けた場合、法人格を取得し、不動産登記の登記名義人となることができる制度（認可地縁団体制度）が導入されている（地方自治法第260条の2））。

実質的な所有者の問題が解決すれば、現状の永久無償となっている貸付条件については、実質的な所有権を姫路市とする場合のみ問題となり、実質的にも形式的にも各自治会が所有することとなった場合には問題とならない。当該永久無償貸付契約の見直しについては、永久という期間についての定めを修正し、定期的に契約内容の見直しが行えるようにするとともに、無償での貸付けをすることについて契約更新の都度公有財産運用委員会での承認を得ることが必要となる。

最後に、固定資産税等の負担について、これは実質的にも形式的にも自治会が所有することとなった場合に問題となり、姫路市が所有する場合には問題とはならない。当該固定資産税等の負担については、姫路市で利用可能な固定資産税減免や補助金等の制度も検討の上で相手方と慎重な交渉をすることが望ましい。

以上、本件の問題については解決のための方法に複数の方法があり、慎重な検討が必要であるとともに、関係者の利害調整にも時間を要するものと考えられ、短期間の解決が想定されるものではないが、課題として存在していることは明らかであるため、将来的な解決に向けて検討を進め、まずは方針を定めておくことが望ましい。

【意見6-1】

【参考】地方自治法

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。

四 規約を定めていること。

③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 区域
- 四 主たる事務所の所在地
- 五 構成員の資格に関する事項
- 六 代表者に関する事項
- 七 会議に関する事項
- 八 資産に関する事項

- ④ 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。
- ⑤ 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。
- ⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。
- ⑦ 第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- ⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- ⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。
- ⑩ 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。
- ⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- ⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- ⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
- ⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- ⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- ⑯ 認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。
- ⑰ 認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

第2節 住民窓口センターの所管する財産に関する事項

1 駅前市役所の借受料について

(1) 概要

住民窓口センターにおいて、令和4年4月1日付で下記の内容の賃貸借契約を行っている。

相手方	(株)山陽百貨店
所在地	姫路市西駅前町88番地
建物名称	キャスパ
建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根地下3階付9階建
賃貸借部分	3階の一部
占有床面積	240.34㎡
共用部分負担面積	119.98㎡
用途	駅前市役所(すまいるステーション)
賃貸借期間	1年間(2022.4.1~2023.3.31)
借受料	1,100,000円/月(税抜)
共益費	590,000円/月(税抜)
その他	電話回線使用料 400円/回線(税抜)
開設	平成15年4月

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない

(3) 意見

当該契約は従来から継続している契約の更新となっており、当該契約更新時には賃借料を含む契約内容の見直しは行っていない。姫路市では平成5年3月8日付公有財産運用委員会委員長通知に基づき、3年に1度借受料の見直し要否の検討を行っており、前回の見直し要否の検討は令和3年4月1日~令和4年3月31日の期間に係る賃貸借契約(以下、見直し期間の契約)に際して行われている。

姫路市では、不動産の借受料の見直しに当たっては、基準借受料に対する現行借受料の割合(充足率)を算定し、当該充足率が100%から乖離した場合にその乖離の度合いに応じて借受料の見直しを行うこととしている。当該取り決めについて、不動産の借受けに関して明文化された規定は存在しないが、姫路市公有財産規則第8条の2において、借受物件の評価においては公有財産の貸付けを行う際の規定を準用することとされていることから、姫路市ではこれに基づき「普通財産の貸付料算定の基準」及び「貸付料等増額減額基準」を借受料の算定に準用している。

(基準貸付料(=基準借受料))

(i) 土地
(営利用の場合)
時価 × 6/100 × 1/12 = 月額貸付料
(住宅・非営利用の場合)
時価 × 4/100 × 1/12 = 月額貸付料
(ii) 建物
(建物評価額 × 10/100 + 土地貸付料相当額) × 1/12 = 月額貸付料

(充足率)

$$\text{現行貸付料} \div \text{基準貸付料} = \text{充足率}$$

(貸付料等増額減額基準 (一部抜粋))

(i)充足率	50%未満	15%増額
(ii)充足率	50%以上70%未満	10%増額
(iii)充足率	70%以上90%未満	5%増額
(iv)充足率	90%以上110%未満	据置き
(v)充足率	110%超200%以下	10%減額
(vi)充足率	200%超	20%減額

令和3年4月1日～令和4年3月31日の期間に係る賃貸借契約に際して管財課が行った充足率の計算では、基準貸付料は11,746,800円となっており、現行借受料が14,520,000円(税込)であるため充足率は123.60%となっている。上記貸付料等増額減額基準に照らせば、充足率が110%超200%以下で10%減額となる。これを受けて貸主との交渉を行っているが、平成27年の改定時に姫路市の減額要請に応じて4.3%の減額があったこと、及び地価・路線価ともにここ数年上昇を続け、山陽百貨店西館3階フロアの借受料相場も上昇していることを理由に拒否され、かつ姫路市側も現在の駅前市役所の立地の利便性や市民への認知度を理由にこれを受け入れ、現状維持で契約更新を行う判断を行っている。

本件の借受料を現状維持とする判断そのものが妥当であったのかについて今回の監査では問題とはしないが、その検討過程で十分な検討が出来ていない点について問題があると考えます。本件では、近隣相場との比較が行われた記録が残っておらず、契約相手方の主張と現状の立地や認知度などに問題がない点を根拠として決定が行われている。相手方の主張に含まれる地価・路線価が上昇しているという点について、本来地価等が上昇しているのであれば借受料は上昇するはずであり、現在は相場に比して安くなるのが通常であることから、充足率について110%を超える状況にはならないはずである。このような状況で充足率が123.60%となっているのは、むしろ過去の契約借受料が不当に高く設定されていた可能性があると考えるのが妥当である。この論点に対して適切な検討、検証を行うためには、具体的な近隣相場情報を収集した上で比較するほかない。不動産の賃貸物件については、財産の取得と異なり全く同じ内容の物件が存在しないため安易に近隣物件の借受料との比較のみで決定できる訳ではないものの、現在の借受料水準が相場と比較してどの程度であるかを理解せずして適切な判断ができるとは考えられない。今後の契約更新にあたっては、近隣相場との比較を検討事項に含める必要がある。

次に、契約更新の判断過程において不足していると考えられる事項は共益費についてである。不動産の賃借にあたり共益費を負担するのは一般的ではあるが、共益費として負担している金額が妥当であるのかについて検討が行われていない。賃貸借契約書第8条において、共益費は以下の費用に充当するものとされている。

- (1) 清掃料
- (2) エレベーター、エスカレーター保守料
- (3) 警備料

- | |
|--|
| (4) 消防設備点検料
(5) 電力量および上下水道料
(6) 消耗品費（照明器具の球替え等）
(7) 衛生管理費（手洗所のトイレットペーパーの交換）
(8) 設備費
(9) 管理委託手数料
(10) 保険料（主に施設賠償保険）
(11) その他甲（貸主）が必要と認める費用 |
|--|

上に列挙されている費用のうち共益費とされるものは、通常共用部にかかる費用のみである。そのため、共用部全体で必要となる上記費用を賃借人の占有床面積等で按分した金額が各賃借人の負担する、あるべき共益費となる。不動産の賃貸借にあたっては、このように実際発生費用を按分することは実務的に困難であるため、毎月一定額の共益費を賃借人が負担することになるが、上記のあるべき共益費から著しく乖離する金額については実質的には借受料としての性質を有していると言える。現状はこの点について適切な検討が行われていると言えないため、今後の契約更新にあたっては、相手方から情報収集をするとともに、適切に検討を行う必要がある。

なお、本件の判断そのものを問題としない理由は以下のとおりである。

- ・ 借受料の決定は相手方との交渉により決まるものであるため、姫路市の基準のみで決めることはできないこと
- ・ 姫路市が適切と考える借受料水準の物件が近隣にあったとしても、移転に要する引越費用、市民への周知に要する費用、移転先物件の内装工事費用、移転前物件の原状回復工事費用等の負担を考慮すれば、短期的には現在の物件での運用を継続する方が有利となる可能性が高いこと
- ・ また、短期的に借受料水準が低い物件であったとしても、長期的に同条件で賃借できるとは限らないこと
- ・ 近隣相場について共益費も含めて比較検討を行わなければならないが、現時点では判断結果を検証する情報が不足していること

以上より、駅前市役所の賃貸借契約更新にかかる借受料を現状維持とする判断については、監査上問題とはしないが、その判断過程において、今後検討内容をより充実させることが望ましい。【意見6-2】

第3節 名古屋山霊苑管理事務所の所管する財産に関する事項

1 公有財産台帳の登録誤りについて

(1) 概要

索引番号	財産口座名称	財産分類	口座用途	種目	所在地	面積 (㎡)
003889 A00001	名古屋山霊苑	行政財産・ 公共用	公衆衛生 施設	墓地	名古屋山町 419	55,268
003889 A00003	名古屋山霊苑	行政財産・ 公共用	公衆衛生 施設	墓地	名古屋山町 306-1-0-3	4,923
003889 A00004	名古屋山霊苑	行政財産・ 公共用	公衆衛生 施設	境内地	名古屋山町 1120	65,860

(2) 監査の結果

姫路市公有財産規則第39条において、公有財産台帳を調製することを規定している。しかし、同規則第48条において企業用財産には同規則第39条は適用されないとしている。

令和3年度において、都市開発整備事業会計は、下表に示すように名古屋山霊苑用地を所管しているが、上記「(1) 概要」に記載のとおり、名古屋山霊苑管理事務所の所管としても、同一の土地が公有財産台帳に登録されている。

<都市開発整備事業会計が所管する名古屋山霊苑土地>

索引番号	財産口座名称	財産分類	口座用途	種目	所在地	面積 (㎡)
012137 A00045	名古屋山霊園用 地	その他財産	開発	墓地	名古屋山町1120-1	426.00
012137 A00047	名古屋山霊園用 地	その他財産	開発	公衆用道 路	名古屋山町419	55,268.00
012137 A00121	名古屋山霊園用 地	その他財産	開発	墓地	名古屋山町1120-2	2,076.00
012137 A00138	名古屋山霊園用 地	その他財産	開発	墓地	名古屋山町306-1	4,923.00
012137 A00170	名古屋山霊園用 地	その他財産	開発	境内地	名古屋山町1120	65,860.00

名古屋山霊苑用地は都市開発整備事業会計が所管しており、名古屋山霊苑管理事務所の登録が誤っていると考えられるため、必要な修正を行う必要がある。【結果6-1】

第4節 家島事務所の所管する財産に関する事項

1 有休状態の土地の管理について

(1) 概要

索引番号	財産口座名称	所管課	財産分類	用途	種目	所在地	面積 (㎡)
013180 A00001	医師住宅予定地	家島事務所	普通財産	その他の 普通財産	保安林	家島町真浦2161- 22	917.00
013180 A00002	医師住宅予定地	家島事務所	普通財産	その他の 普通財産	宅地	家島町真浦2161- 30	108.49

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない

(3) 意見

旧家島町において国民健康保険家島診療所の隣接地の土地建物を寄付により取得し、その後建物を解体撤去して現在は土地のみを保有している。この土地は将来的に診療所に勤務する医師のための住宅用地として利用することを想定していることから、現在もそのまま家島事務所の所管する普通財産として登録されている。

当該土地は国民健康保険家島診療所を山側に上ったのり面の上にあるが、当該のり面の擁壁が一部崩れていたり、亀裂の入った状態となっている。擁壁の崩れは隣接する診療所の非常階段に近い部分となっており、大規模な地震等で非常階段での避難が必要となった時に、揺れの影響で擁壁が崩れると非常階段が使用できなくなる可能性が考えられる。緊急時におけるリスクについて十分な検討を行うとともに、擁壁の補修について適切な対応をとることが望まれる。【意見6-3】



(令和4年11月28日 現地にて撮影)

2 家島事務所の仮眠用設備について

(1) 概要

索引番号	財産口座名称	財産分類	口座用途	種目	所在地	面積(m ²)
013084 B00002	家島事務所	行政財産・ 公用	支所	一般物件	家島町真浦 2137-1	1,387.19

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない

(3) 意見

家島事務所の視察、及び職員へのヒアリングを行った結果、同事務所内の設備に不十分と考えられるものがあった。

家島事務所は離島であるため、災害時などは緊急対応のため本土在住の職員が家島事務所に夜間待機するケースがあるとのことであった。その際、家島事務所には仮眠用の設備が無いことから、仮眠する職員は空いているスペースに雑魚寝するなどの対応をしている。

緊急対応のために職員が家島事務所で待機する日数がそこまで多くはないこと、及び目的が緊急対応の待機であって宿泊する訳ではないことから特に仮眠用の設備を設けていないものと考えられるが、家島は離島であり場合によっては長時間本土との交通が途絶える可能性もあることから、緊急時に職員が適切に対応できるよう、また職員の健康・安全への配慮も必要になるため、家島事務所内に仮眠用の設備を設置することが望ましい。【意見6-4】

第5節 人権総務課の所管する財産に関する事項

1 財産分類の登録誤りについて

(1) 概要

ア 土地

索引番号	財産口座名称	財産分類	用途	種目	所在地	面積 (㎡)
001083 A00001	実法寺総合センター	普通財産	集会所	宅地	実法寺 665-2	492.00
008203 A00001	砥堀二区総合センター	普通財産	集会所	宅地	砥堀 431-1	965.00

イ 建物

索引番号	財産口座名称	財産分類	用途	建物名称	所在地	面積 (㎡)
001083 B00001	実法寺総合センター	普通財産	集会所	本館	実法寺 665-2	271.20
001083 B00002	実法寺総合センター	普通財産	集会所	実法寺 集会所	実法寺 665-2	97.00
008203 B00001	砥堀二区総合センター	普通財産	集会所	本館貸付	砥堀 431-1	198.67
008203 B00002	砥堀二区総合センター	普通財産	集会所	本館	砥堀 431-1	104.39

ウ 工作物

索引番号	財産口座名称	財産分類	用途	種目	名称	現在数量
008203 E00001	砥堀二区総合センター	普通財産	集会所	その他	自転車置場 10.45 ㎡ 軽量鉄骨造 スレート葺	1

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない

(3) 意見

概要に記載している土地、建物及び工作物については、総合センターとして公共の用に供されていることから公共用財産として分類すべきところ、普通財産として分類されている。これらの財産について、実際の用途に応じて財産分類を修正することが望ましい。

なお、公有財産台帳が実態を適切に反映しているかどうかについては、定期的に検証を行う必要があり、これが行われていれば適時に修正がなされた可能性が高い。したがって、定期的な公有財産台帳の登録内容の検証及び実物の調査について、ルールや体制の見直しと整備を行うことが望ましい。

【意見6-5】

第7章 環境局の所管する財産

第1節 北部美化事務所の所管する財産に関する事項

1 香寺町矢田部819-7の土地及び建物について

(1) 概要

索引番号	017038-B00001(建物)
財産口座名称	北部美化事務所車庫
所属	北部美化事務所
財産分類	行政財産・公用
口座用途	倉庫・車庫
種目	一般物件
建物別	車庫
建物名称	香寺環境センター車庫
所在地	香寺町矢田部819-7
構造	鉄骨造
延床面積	142.82㎡

索引番号	017038-B00004(建物)
財産口座名称	北部美化事務所車庫
所属	北部美化事務所
財産分類	行政財産・公用
口座用途	倉庫・車庫
種目	一般物件
建物別	簡易建物
建物名称	香寺環境センター詰所
所在地	香寺町矢田部819-7
構造	鉄骨プレハブ造
延床面積	57.85㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

上記「(1) 概要」に記載した建物は、旧香寺町から承継した財産であるが、現在も香寺環境センターの車庫及び詰所として使用中であり、公用財産にあたる。なお、所管は北部美化事務所となっている。

一方、その敷地である香寺町矢田部819-7の土地は、普通財産に分類されており、所管は管財課となっている。このため、公有財産台帳上、土地と建物の間の整合性が取れていない状況となっている。

なお、当該土地の概要は次のとおりである。

索引番号	013316-A00004（土地）
財産口座名称	香寺町管理分割物件3
所属	管財課
財産分類	普通財産
口座用途	その他の普通財産
種目（登記上の地目）	山林
所在地	香寺町矢田部819-7
面積	（公簿・実測）3,360.00㎡

したがって、公有財産に関連する事務の効率的な執行という観点から、香寺町矢田部819-7の土地について、北部美化事務所に所属替し、行政財産（公用財産）に分類するとともに、適切な口座用途に変更のうえ管理することが望まれる。

また、公有財産台帳の内容が実態を適切に反映しているかについて、定期的な検証が行われていれば、上記のような不整合は防ぐことができた可能性が高い。定期的な公有財産台帳の登録内容の検証及び実物の確認について、ルールや体制の見直しと整備を行うことが望ましい。【意見7-1】

第8章 健康福祉局の所管する財産

第1節 保健福祉政策課の所管する財産に関する事項

1 自治会共同墓地について

(1) 概要

索引番号	002201-A00001 (土地)
財産口座名称	砥堀墓地 (西山)
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	公衆衛生施設
種目 (登記上の地目)	墓地
所在地	砥堀 1 3 9 5
面積	(公簿) 2,208.00㎡

索引番号	003365-A00001 (土地)
財産口座名称	砥堀墓地 (風灰の上)
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	公衆衛生施設
種目 (登記上の地目)	墓地
所在地	砥堀 1 3 9 6
面積	(公簿) 119.00㎡

索引番号	003707-A00001 (土地)
財産口座名称	仁豊野墓地 (宮ノ下南町)
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	公衆衛生施設
種目 (登記上の地目)	墓地
所在地	仁豊野 2 0 8
面積	2,413.00㎡

索引番号	005686-A00001 外7筆 (土地)
財産口座名称	小川墓地
財産分類	普通財産
口座用途	貸付地
種目 (登記上の地目)	墓地
所在地	花田町小川地内
面積	計 2,026.60㎡

索引番号	005803-A00002 (土地)
財産口座名称	砥堀墓地 (奥之谷)
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	公衆衛生施設
種目 (登記上の地目)	墓地
所在地	砥堀 1 0 8 3
面積	(公簿・実測) 2,165.00㎡

索引番号	007280-A00001・A00002 (土地)
財産口座名称	今在家墓地
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	公衆衛生施設
種目 (登記上の地目)	墓地
所在地	飾磨区今在家 1 0 0 6 ・ 1 0 0 6 - 1
面積	計 701.00㎡

索引番号	008021-A00002 (土地)
財産口座名称	仁豊野墓地 (西山)
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	公衆衛生施設
種目 (登記上の地目)	墓地
所在地	仁豊野 9 4 4
面積	(公簿) 1,695.00㎡

索引番号	012347-A00001・A00002 (土地)
財産口座名称	網干墓地
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	公衆衛生施設
種目 (登記上の地目)	畑
所在地	網干区新在家 3 1 5 - 2 ・ 3 1 4 - 5
面積	計 213.00㎡

索引番号	015146-A00001 (土地)
財産口座名称	白浜墓地
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	公衆衛生施設
種目 (登記上の地目)	墓地
所在地	白浜町宇佐崎北二丁目 1 3 3
面積	(公簿・実測) 2,419.00㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

<覚書の管理について>

姫路市内における自治会が管理している共同墓地は、多くは、土地の所有者が自治

会又は自治会を構成する個人の名義になっている。しかし、一部の自治会共同墓地については、土地所有者が姫路市となっているもの（昔は村名義だったものが、その後合併等により姫路市に引き継がれたもの）があり、保健福祉政策課が所管している。

姫路市が土地所有者となっている自治会共同墓地は、市内に9カ所（6自治会）あり、1カ所（1自治会）については普通財産・貸付地に、8カ所（5自治会）については行政財産・公共用になっている。普通財産・貸付地となっている1カ所は、当初は残りの8カ所と同様に行政財産・公共用であったが、公共工事に伴い自治会共同墓地が市有地へ移転されたため、移転先市有地における位置づけが普通財産・貸付地とされたものである。

9カ所の自治会共同墓地のうち、1カ所の普通財産・貸付地については、貸付契約により自治会に無償貸付されており、8カ所の行政財産・公共用については、地方自治法第238条の6（旧慣による公有財産の使用）により、自治会の無償使用が認められている。

こうした歴史的経緯から、これらの自治会共同墓地は、形式上姫路市が所有名義人となっているものの、実質的には自治会の使用に供されるものになっており、（災害等の場合における土地の修繕など）維持管理責任は、自治会側が負担すべきものである。そのため、市は、1カ所の普通財産・貸付地の自治会共同墓地については、貸付契約において修繕等維持管理責任が自治会側にあることを規定することにより対応しており、残りの8カ所（5自治会）の行政財産・公共用の自治会共同墓地については、自治会との覚書において修繕等維持管理責任が自治会側にあることを示すことにより対応している。

そこで、監査で、貸付契約書及び覚書を確認したところ、貸付契約書及び3自治会との覚書についてはすぐに提示されたが、2自治会については覚書の所在に調査が必要とのことであった。

覚書は古いものではあるが、契約文書であるため、覚書の管理について、改善の検討が必要である。（なお、保健福祉政策課の課内調査の結果、覚書の確認ができなかった自治会について、仮に覚書が交わされていないということが判明した場合には、自治会と覚書を交わすよう改善の検討が必要である。）。【意見8-1】

第2節 高齢者支援課の所管する財産に関する事項

1 蒲田デイサービスセンターについて

(1) 概要

索引番号	008083-B00001（建物）
財産口座名称	蒲田デイサービスセンター
財産分類	普通財産
口座用途	貸付地
種目	一般物件
建物別	福祉集会所
建物名称	蒲田デイサービスセンター
所在地	広畑区蒲田1 1
構造	鉄筋コンクリート造
延床面積	422.63㎡

(2) 監査の結果

ア 公有財産台帳の財産分類区分誤り

蒲田デイサービスセンターは、外郭団体の社会福祉法人姫路市社会福祉協議会が運営する介護施設である。市は蒲田デイサービスセンターの土地（敷地）及び建物を所有しており、社会福祉法人姫路市社会福祉協議会に貸し付けている。土地は住宅課の所管で、建物が高齢者支援課の所管となっている。

公有財産台帳では、蒲田デイサービスセンターの建物は、財産分類区分が行政財産・公共用となっている。しかし、当該建物は、平成12年2月1日に行政財産の用途が廃止され、既に普通財産となっているので、公有財産台帳における財産分類区分を普通財産に訂正する必要がある。【結果8-1】

イ 土地・建物使用貸借契約の手続誤り

市（高齢者支援課）は、蒲田デイサービスセンターの土地及び建物を社会福祉法人姫路市社会福祉協議会に貸し付けている（使用貸借）が、土地が住宅課において行政財産になっており、問題がある。行政財産を貸付の用に供するのは不適切である。

高齢者支援課は、住宅課が蒲田デイサービスセンターの敷地部分の土地の用途（用途は市営住宅用地）を廃止する（すなわち普通財産にする）前に、貸付契約を結ぶべきではない。普通財産になったことを確認した後に、貸付契約を結ぶべきである。

【結果8-2】

第3節 保健所の所管する財産に関する事項

1 坂田町の保健所について

(1) 概要

索引番号	012206-A00001~A00004 (土地)
財産口座名称	保健所
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	医療施設
種目 (登記上の地目)	境内地
所在地	坂田町2・同3
面積	計 2,664.23㎡

索引番号	012206-B00001・B00002 (建物)
財産口座名称	保健所
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	医療施設
種目	一般物件
建物別	保健所・診療所
建物名称	中央保健所・保健所 (4階部分)
所在地	坂田町3
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
延床面積	計 10,573.92㎡

索引番号	009968-A00001・A00002 (土地)
財産口座名称	新環境衛生研究所
財産分類	行政財産・公用
口座用途	事務所・監視所・研究所
種目 (登記上の地目)	境内地
所在地	坂田町2・同3
面積	計 600.77㎡

索引番号	009968-B00001 (建物)
財産口座名称	新環境衛生研究所
財産分類	行政財産・公用
口座用途	事務所・監視所・研究所
種目	一般物件
建物別	保健所・診療所
建物名称	環境衛生研究所 (6階部分)
所在地	坂田町3
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
延床面積	2,403.00㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

<公有財産台帳の財産分類区分について>

公有財産台帳では、保健所（坂田町2、3）の土地及び建物は、6階の環境衛生研究所だけが公用財産で、それ以外が公共用財産となっている。

実際の利用状況を確認すると、1階の一部が中央保健福祉サービスセンターとなっており、4階の一部が中央保健センターとなっていたので、それらは公共用財産と言えるが、それ以外のスペースは、保健所職員が執務する場所であったので、公共用財産というよりは、公用財産のほうが実態に近い。

そのため、中央保健福祉サービスセンター及び中央保健センター以外の部分については、財産分類区分を公用財産に変えたほうが望ましい。（なお、中央保健福祉サービスセンター部分及び中央保健センター部分を分けることが難しい場合には、主たる用途が公用なので全体を公用財産に変えることも考えられる。）【意見8-2】

2 動物管理センターについて

(1) 概要

索引番号	008751-A00004（土地）
財産口座名称	動物管理センター
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	医療施設
種目（登記上の地目）	原野
所在地	花田町小川1250-2
面積	（公簿）174.00㎡ （実測）175.68㎡

索引番号	008751-B00001・B00002（建物）
財産口座名称	動物管理センター
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	医療施設
種目	一般物件
建物別	保健所・診療所
建物名称	名称不明・動物管理棟
所在地	東郷町1451-3
構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造
延床面積	計 479.44㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

<公有財産台帳の財産分類区分について>

公有財産台帳では、動物管理センターの土地及び建物は、公共用財産となっているが、保健所職員が執務する場所であったので、公用財産のほうが実態に近い。

そのため、当該土地及び建物については、財産分類区分を公用財産に変えたほうが望ましい。【意見8-3】

3 保健福祉サービスセンターについて

(1) 概要

索引番号	000625-A00001・A00002（土地）
財産口座名称	東保健福祉サービスセンター
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	医療施設
種目（登記上の地目）	宅地・雑種地
所在地	御国野町御着292-7・同283-15
面積	計 1,293.93㎡

索引番号	000625-B00001（建物）
財産口座名称	東保健福祉サービスセンター
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	医療施設
種目	一般物件
建物別	不明
建物名称	東保健福祉サービスセンター
所在地	御国野町御着283-15
構造	鉄筋コンクリート造
延床面積	581.23㎡

索引番号	003066-A00001・A00002・A00003（土地）
財産口座名称	北保健福祉サービスセンター
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	医療施設
種目（登記上の地目）	宅地
所在地	砥堀428・429-1・431-9
面積	計 1,277.69㎡

索引番号	003066-B00001（建物）
財産口座名称	北保健福祉サービスセンター
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	医療施設
種目	一般物件
建物別	不明
建物名称	北保健福祉サービスセンター
所在地	砥堀428
構造	鉄筋コンクリート造
延床面積	541.49㎡

索引番号	007915-A00001（土地）
財産口座名称	飾磨保健福祉サービスセンター
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	医療施設
種目（登記上の地目）	宅地
所在地	飾磨区英賀清水町一丁目5-1
面積	（公簿）2,185.55㎡（実測）2,182.34㎡

索引番号	007915-B00001（建物）
財産口座名称	飾磨保健福祉サービスセンター
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	医療施設
種目	一般物件
建物別	不明
建物名称	飾磨保健福祉サービスセンター
所在地	飾磨区英賀清水町一丁目5-1
構造	鉄筋コンクリート造
延床面積	628.50㎡

索引番号	010264-A00001（土地）
財産口座名称	網干保健福祉サービスセンター
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	医療施設
種目（登記上の地目）	宅地
所在地	網干区垣内中町119
面積	（公簿）431.01㎡

索引番号	010264-B00001（建物）
財産口座名称	網干保健福祉サービスセンター
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	医療施設
種目	一般物件
建物別	不明
建物名称	網干保健福祉サービスセンター
所在地	網干区垣内中町119
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
延床面積	348.47㎡

索引番号	011513-A00001（土地）
財産口座名称	灘保健福祉サービスセンター
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	医療施設
種目（登記上の地目）	宅地
所在地	白浜町宇佐崎中二丁目520
面積	（実測）488.77㎡

索引番号	011513-B00001（建物）
財産口座名称	灘保健福祉サービスセンター
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	医療施設
種目	一般物件
建物別	不明
建物名称	灘保健福祉サービスセンター
所在地	白浜町宇佐崎中二丁目520
構造	鉄筋コンクリート造
延床面積	484.06㎡

索引番号	015409-A00001（土地）
財産口座名称	家島保健福祉サービスセンター
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	医療施設
種目（登記上の地目）	宅地
所在地	家島町宮2169
面積	（公簿・実測）297.52㎡

索引番号	015409-B00001（建物）
財産口座名称	家島保健福祉サービスセンター
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	医療施設
種目	一般物件
建物別	保健福祉サービスセンター
建物名称	家島保健福祉サービスセンター
所在地	家島町宮2169
構造	鉄筋コンクリート造
延床面積	1,091.14㎡

索引番号	006433-B00001・B00002（建物）
財産口座名称	西保健福祉サービスセンター
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	医療施設
種目	一般物件
建物別	不明
建物名称	西保健福祉サービスセンター・同増築分
所在地	飾西728
構造	鉄筋コンクリート造
延床面積	計 251.57㎡

索引番号	010572-B00001（建物）
財産口座名称	広畑保健福祉サービスセンター
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	医療施設
種目	一般物件
建物別	不明
建物名称	広畑保健福祉サービスセンター
所在地	広畑区正門通三丁目2-2
構造	鉄筋コンクリート造
延床面積	164.77㎡

（2）監査の結果

記載すべき事項はない。

（3）意見

＜機能訓練室及び健診室の有効活用について＞

保健福祉サービスセンター（公の施設で、設置条例は姫路市保健福祉サービスセンター条例。）は、保健と福祉の連携を図り、市民に身近な保健サービス及び福祉サービスを一元的に提供することを目的に設置されている。

保健福祉サービスセンターは、公の施設として保健と福祉の両面の業務を受け持つ拠点施設として運営されてきた経緯があるが、その後の介護保険制度の導入及びその改正など国の制度変更の影響を受け、所管部署により機能の変更が講じられてきた。平成24年度から平成26年度にかけては、組織の再編が行われ、保健師が、中央保健センター（新設。分室を含む。）、南保健センター（新設した分室を含む。）及び西保健センターに集中配置されることになり、保健福祉サービスセンターには保健師がいなくなった。そのため、保健及び福祉に係る役割が縮小し、各種申請（介護保険課関係、高齢者支援課関係、障害福祉課関係、保健所予防課関係など）の受付業務や看護師等や相談員による相談業務が中心となった。

その結果、多くの保健福祉サービスセンターに設置されている機能訓練室や一部の保健福祉サービスセンターに設置されている健診室の稼働率が大きく低下することとなった。新型コロナウイルス感染症への対応に忙殺されてきた保健所であるが、今後、これら機能訓練室や健診室の利用率向上に向けた取組を進めていくことが望まれる。

【意見8-4】

第9章 産業局の所管する財産

第1節 農政総務課の所管する財産に関する事項

1 寄付を受けた太陽光発電システムについて

(1) 概要

平成28年4月1日付でフジプレミアム株式会社から自動追尾型太陽光発電システム4基、その他付随設備一式（平成25年7月5日設置。20枚の太陽電池モジュールを支柱に取付け、支柱は一本足で下部農地に4基を設置し、その他パワーコンディショナ及び表示装置を当該農地横に設置している。）を寄付受納している。

寄付受納理由は次のとおりである。

平成25年4月1日から平成28年3月31日の3年間、本市とフジプレミアム株式会社との共同研究により、太陽光発電設備の下で営農ができる設備であることにより、再生可能エネルギーの導入によるメリットと農業生産力の維持との両立を目指した農地活用型太陽光発電研究事業を実施した。共同研究終了後も引き続き、再生可能エネルギーを活用した農業の取組を実証研究するため、本設備の取得が必要である。

(2) 監査の結果

平成28年4月1日に寄付受納した上記太陽光発電システムについて、寄付受納日に公有財産台帳（工作物）に登録すべきところ、登録されていなかった。速やかに当該工作物を公有財産台帳に登録する必要がある。【結果9-1】

設備（工作物）の取得や異動は頻繁に生じるものではないが、公有財産台帳上の設備の登録状況等は適切に管理することが重要である。設備の登録漏れが生じないようなチェック体制を構築する必要がある。

なお、この設備については、令和4年9月28日において、下記のとおり公有財産台帳（工作物）に登録され、問題は解消されている。

<令和4年9月28日に公有財産台帳（工作物）に登録された太陽光発電システム>

索引番号	財産口座名称	財産分類区分	口座用途区分	番地	現在数量
016752 E00001	農地活用型太陽光発電研究用農地	行政財産・公用	事務所・監視所・研究所	香寺町相坂452	1

2 はやしだ交流センターアクセス道路予定地について

(1) 概要

索引番号	財産口座名称	財産分類	口座用途	所在地	面積(㎡)
012188 A00001	はやしだ交流センターアクセス道路予定地	<u>その他財産</u>	校区道路	林田町口佐見337-5	6.19
012188 A00002	はやしだ交流センターアクセス道路予定地	<u>その他財産</u>	校区道路	林田町口佐見313-2	4.76

(2) 監査の結果

はやしだ交流センターアクセス道路予定地の土地は、道路予定地であるにもかかわらず、公有財産台帳上の財産分類区分がその他財産となっている。公有財産台帳上、分類区分がその他財産とされるのは、道路法の適用を受けている道路、地番を有する法定外公共物（道路）等、いわゆる「道路」として機能しているものであり、道路予定地の財産分類区分をその他財産とするのは適切ではない。道路予定地については、公有財産台帳上の分類区分は行政財産・公共用、口座用途区分は道路予定地とする必要がある。【結果9-2】

なお、当該土地については、令和4年12月14日に、財産分類を行政財産・公共用、口座用途を道路予定地として公有財産台帳に変更登録され、問題は解消されている。

3 旧山之内幼稚園施設について

(1) 概要

区分	索引番号	財産口座名称	財産分類	口座用途	所在地	面積(㎡)
土地	017715 A00001	旧山之内幼稚園施設	普通財産	<u>その他の普通財産</u>	夢前町山之内124	2,407.35
建物	017715 B00001	旧山之内幼稚園施設 (注)	普通財産	<u>その他の普通財産</u>	夢前町山之内124	450.00

(注) 建物の名称は、「旧山之内幼稚園舎」である。

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

当該土地及び建物は、公有財産台帳上、口座用途区分をその他の普通財産として登録されている。しかし、現在は貸付けが行われているため、口座用途区分は貸付地とすることが望ましい。【意見9-1】

当該土地及び建物については、令和4年9月30日に、口座用途区分を貸付地として変更登録され、問題は解消されている。

第2節 農林整備課の所管する財産に関する事項

1 津市場東揚水施設及び津市場西揚水施設について

(1) 概要

区分	索引番号	財産口座名称	財産分類	口座用途	所在地	面積(㎡)
建物	002845 B00001	津市場東揚水施設	普通財産	その他の 普通財産	網干区津市場102-1	6.80
建物	004396 B00001	津市場西揚水施設	普通財産	その他の 普通財産	網干区津市場245	6.80

区分	索引番号	財産口座名称	財産分類	口座用途	名称	現在数量
工作物	002845 E00001	津市場東揚水施設	普通財産	その他の 普通財産	灌漑用ポンプ施設エハラ 式5馬力	1.00
工作物	004396 E00001	津市場西揚水施設	普通財産	その他の 普通財産	灌漑用ポンプ施設エハラ 式5馬力	1.00

(2) 監査の結果

公有財産台帳に登録されている上記の各揚水施設の所在を確認したところ、揚水施設は既に廃止されていることが判明した。実態に応じて、公有財産台帳に廃止（取りこわし、撤去等）の登録を行う必要がある。【結果9-3】

このような問題は、定期的に（基本的に1年に1回）現物確認を行うことで、防止することができる。

なお、この建物、工作物については、令和5年1月12日において廃止の手続は完了しており、問題は解消されている。

第3節 中央卸売市場の所管する財産に関する事項

1 現中央卸売市場の移転後の跡地について

(1) 概要

姫路市は、昭和32年10月の中央卸売市場開業に先立ち、昭和29年1月に中央卸売市場敷地賃借に関し地権者と土地賃貸借契約を締結した。令和4年3月現在、中央卸売市場敷地58,296㎡のうち、34,821.74㎡(51筆)を地権者45名から賃借しており、令和4年度の賃借料は、136,024千円である。

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

現在の姫路市中央卸売市場が移転し、令和5年3月13日に新市場が開場すれば、広大な跡地が残り、その跡地の有効な利活用が重要になってくる。

市場跡地に関しては、令和4年第3回市議会定例会の中で、姫路市長は「現在の中央卸売市場移転後の跡地において、市立高等学校を統合・新設することについて様々な角度から検討を進めている。説明会等を通じて地権者及び地域の皆様をはじめとする関係者の皆様のご理解とご協力をお願いした上で、正式な方針の決定については今年度末を目指して判断したい。」と答弁している。

現在の姫路市中央卸売市場の跡地に市立高等学校の校舎を新設する場合、学校運営の安定性・継続性を担保できる資産を確保する観点から、土地は姫路市の所有であることが望ましいが、「(1) 概要」に記載のとおり、現在の中央卸売市場敷地の半分以上は賃借している状態である。このため、跡地に市立高等学校の校舎を新設する場合、跡地を買取る必要が生じることも考えられるが、用地交渉は、実際に利活用の方針が決定し、事業化された段階でなければ行うことはできない。市立高等学校の校舎新設については、方針案が出ているものの事業化には至っていないことから、市立高等学校の校舎新設のための用地買収には着手することはできていない。

現在検討されている市立高等学校の校舎新設を含め、市場跡地の利活用にあたって跡地を買取る方針となった場合には、用地買収の遅れで事業が大きな制約を受けることのないよう、事業化の方針決定を速やかに行っていくことが望ましい。【意見9-2】

<参考> 卸売市場事業特別会計について

卸売市場管理運営事業の円滑な運営と、その経理の適正を図るため、卸売市場事業特別会計が設置されている(姫路市特別会計条例第1条)。

卸売市場事業特別会計は、市場事業収入、借入金その他附属諸収入及び一般会計繰入金をもってその歳入とし、市場管理運営事業費並びに借入金の償還金及び利子その他諸支出をもってその歳出とするとされている(姫路市特別会計条例第2条)。

中央卸売市場の所管する財産は、卸売市場事業特別会計の「財産に関する調書」(地方自治法施行規則第16条・別記様式)に記載され、一般会計の「財産に関する調書」の対象とはならない。

第4節 産業振興課の所管する財産に関する事項

1 家島港ふれあいプラザ及び坊勢漁港ふれあいプラザについて

(1) 概要

家島港ふれあいプラザの建物と土地の状況は下記のとおりである。建物の所管は、産業振興課であり、土地の所管は管財課である。

姫路市の公共交通ネットワーク充実に向け、家島地域の主要な交通結節点である家島港の利便性向上を図るとともに、観光および地域の振興に資することを目的に、平成24年9月にオープンした。

区分	索引番号	所属名称	財産口座名称	財産分類	口座用途	番地	面積(㎡)
建物	018156 B00001	産業振興課	家島港ふれあいプラザ	行政財産・公共用	商工観光施設	家島町真浦590-7	209.90
土地	013214 A00001	管財課	旧家島汽船公共待合所	普通財産	その他の普通財産	家島町真浦590-7	290.59

また、坊勢漁港ふれあいプラザの建物と土地の状況は下記のとおりである。建物の所管は産業振興課であり、土地の所管は水産漁港課である。

坊勢地域について坊勢漁港の旅客ターミナル機能の充実を図り、地域間交流の促進および地域の振興に資することを目的に、平成30年4月にオープンした。

区分	索引番号	所属名称	財産口座名称	財産分類	口座用途	番地	面積(㎡)
建物	018322 B00001	産業振興課	坊勢漁港ふれあいプラザ(本体棟)	行政財産・公共用	商工観光施設	家島町坊勢694-83	172.22
建物	018322 B00002	産業振興課	坊勢漁港ふれあいプラザ(トイレ棟)	行政財産・公共用	商工観光施設	家島町坊勢694-83	32.00
土地	015188 A00051	水産漁港課	漁港施設用地	行政財産・公共用	農業 漁業施設	家島町坊勢694-83	967.00

(2) 監査の結果

家島港ふれあいプラザの敷地は、公有財産台帳上の財産分類区分が普通財産となっている。施設の建物自体は、公有財産台帳上、財産分類区分を行政財産・公共用として登録されている。このため、公有財産台帳上、土地と建物の間の整合性が取れていない状況となっている。したがって、敷地を普通財産としておくのは適切ではない。敷地についても公有財産台帳上の財産分類区分を行政財産・公共用とすべきである。

【結果9-4】

(3) 意見

家島港ふれあいプラザ、坊勢漁港ふれあいプラザともに、建物と土地の所管部署が異なっている。同じ目的のために利用されている不動産であるならば、同じ所管部署にすることで施設を一体的に管理することができ、有効的かつ効率的な公有財産関連の事務が執行できると考えられるため、建物及び土地を同一の部署に所管させることが望ましい。【意見9-3】

第5節 労働政策課の所管する財産に関する事項

1 勤労市民会館利便施設について

(1) 概要

公有財産台帳に記載されている労働政策課所属の普通財産は、下記のとおりである。

区分	索引番号	財産口座名称	財産分類	口座用途	所在地	面積(㎡)
建物	009067 B00001	勤労市民会館利便施設（注）	普通財産	貸付地	中地354	537.02

（注）建物名称は、「1階（展示室）」となっている。

(2) 監査の結果

平成15年6月13日に「地方自治法の一部を改正する法律」（地方自治法第244条の2（公の施設の設置、管理及び廃止））が公布、同年9月2日から施行されたことにより、公の施設の管理について、従来の管理委託制度が廃止され、指定管理者制度の導入が図られた。

これを受け、平成17年7月1日に姫路市勤労市民会館条例が改正された。その際、上記の勤労市民会館利便施設（1階（展示室）、所在地：中地354）の公有財産台帳上の財産分類区分を普通財産から行政財産へ変更すべきところ、変更されていなかった。早急に勤労市民会館利便施設（1階（展示室））の財産分類区分を普通財産から行政財産へ変更すべきである。【結果9-5】

普通財産から行政財産への変更はあまり生じるものではないが、公有財産台帳の登録の状況等を適切に管理することが重要であり、変更漏れが生じないようなチェック体制を構築する必要がある。

なお、この建物については、令和5年1月10日において、財産分類は普通財産から行政財産に変更登録され、問題は解消されている。

<参考> 決裁文書（抜粋）

件名：姫路市勤労市民会館条例の一部改正について

上記のことについて、次のように「姫路市勤労市民会館条例の一部を改正する条例」を平成17年第2回姫路市議会定例会に提案したい。

1. 改正の理由

平成15年6月13日に「地方自治法の一部を改正する法律」（地方自治法244の2 公の施設の設置、管理及び廃止）が公布、同年9月2日から施行されたことにより、公の施設の管理について、従来の管理委託制度が廃止され、指定管理者制度の導入が図られました。これを受け、平成17年7月1日に姫路市勤労市民会館条例が改正しようとするもの。なお、勤労市民会館条例の中で、以下3施設を制定している。

- ① 名称 姫路市勤労市民会館
所在 姫路市中地354番地
- ② 名称 サンライフ姫路
所在 姫路市田寺東二丁目2番3号
- ③ 名称 姫路勤労者体育センター
所在 姫路市飾磨区細江104番地の3

2. 改正の概要（第3条、第4条共、利用時間、休館日に変更はないが、規則での定めを条例へ移行するもの。）

① 利用時間を次のとおりとする。（第3条関係）

姫路市勤労市民会館 午前9時から午後10時まで
サンライフ姫路 姫路勤労者体育センター 午前9時から午後9時まで

② 休館日を次のとおりとする。（第4条関係）

休館日は、12月28日から翌年1月3日まで及び火曜日。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下本号において「休日」という。）に当たるときは、その翌日（火曜日を含んで連続した休日がある場合においては、当該連続した最後の休日の翌日）とする。

勤労市民会館

③ 勤労市民会館 展示室の使用料を定める。（第10条及び別表関係）

展示室を普通財産から行政財産へ変更するもの。

* 使用料については、従来からの施設使用料と同様とした。

④ 勤労市民会館及び分館の管理は、指定管理者に委託することとする。（第18条関係）

⑤ 指定管理者の選定方法及び選定基準について、事業計画書の提出等（第19条関係）

⑥ 指定管理者の再度の選定について（第20条関係）

⑦ 指定管理者の指定について

指定は、議会の議決を必要とする。（第21条関係）

⑧ 指定管理者の業務の範囲について

指定管理者は、使用許可、使用料の徴収、減免及び還付等を行う。（第22条関係）

⑨ 事業報告書の提出について

指定管理者は、毎年度終了後、事業報告書を市長に提出しなければならない。（第23条関係）

⑩ 秘密の保持について

指定管理者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。（第24条関係）

⑪ 補足

条例の施行について必要な事項は、規則で定める。（第25条関係）

第10章 都市局（都市開発整備事業を除く）の所管する財産

第1節 都市計画課（都市開発整備事業を除く）の所管する財産に関する事項

1 イーグレひめじ地下駐車場について

(1) 概要

索引番号	001697-A00002（土地）
財産口座名称	お城本町再開発事業（イーグレひめじ）
財産分類	普通財産
口座用途	貸付地
種目（登記上の地目）	宅地
所在地	本町68番地290
面積	（実測）1,098.92㎡

索引番号	001697-B00001（建物）
財産口座名称	お城本町再開発事業（イーグレひめじ）
財産分類	普通財産
口座用途	貸付地
種目	一般物件
建物別	駐車場
建物名称	イーグレひめじ地下駐車場
所在地	本町68番地290
構造	鉄筋コンクリート造
延床面積	11,432.91㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

<イーグレひめじ地下駐車場の管理について>

イーグレひめじ地下駐車場（土地及び建物、普通財産（土地は、当初行政財産と登録されていたが、監査前に普通財産に訂正され、土地及び建物とも普通財産になっている。））は、普通財産であり、都市計画課が所管している。都市計画課は、イーグレひめじ地下駐車場をタイムズ24株式会社に貸し付けしており、タイムズの駐車場として運営されている。行政財産ではなく、普通財産としているのは、イーグレひめじ地下駐車場の一部に、イーグレひめじ東棟の住人が利用する駐車場区画が含まれているためである。住人が利用する駐車場区画は、行政財産ではなく、普通財産であるため、イーグレひめじ地下駐車場全体についても普通財産とするのが妥当であると担当課が考えたためである。

イーグレひめじ地下駐車場は、隣接する大手前公園地下駐車場と連絡通路（車が通れる）でつながれており、駐車場の利用者は、イーグレひめじ地下駐車場及び大手前

公園地下駐車場のいずれの入口からも入庫でき、また、いずれの出口からも出庫できる。どちらの入口から入庫しても、また、どちらの出口から出庫しても、利用料金（利用時間に応じた料金体系になっている）は同じになっている。なお、イーグレひめじ東棟の住人（駐車場の契約をしている住人）が持つ出庫用のパスカードについては、どちら側の出口からも出庫できる。

大手前公園地下駐車場は、行政財産・公共用であり、都市公園である大手前公園の公園施設という位置づけとなっている。所管は、姫路城総合管理室である。姫路城総合管理室は、大手前公園地下駐車場を外郭団体の一般財団法人姫路市まちづくり振興機構（この項において、「まちづくり振興機構」という。）に管理許可（都市公園法第5条第1項による管理許可）しており、まちづくり振興機構は、駐車場利用料金の精算業務をタイムズ24株式会社に委託している。大手前公園地下駐車場では、タイムズ24株式会社の精算機が使われているため、事実上タイムズパーク（タイムズの駐車場）に近い運営形態になっている。

イーグレひめじ地下駐車場及び大手前公園地下駐車場の駐車場利用料金は、料金を支払う利用者側にとっては共通料金であるが、料金を収受する運営者側にとっては、下記のとおり、利用者がイーグレひめじ地下駐車場の出口から出庫した場合はタイムズ24株式会社の収入になり、大手前公園地下駐車場の出口から出庫した場合はまちづくり振興機構の収入になる。

- ・ イーグレひめじ地下駐車場出口の精算機の収入
タイムズ24の収入になる。（姫路市へは、固定賃料として年間3,960千円、変動賃料として年間駐車場収入が29,100千円を超える場合に超える部分の金額の90%が支払われる。）
- ・ 大手前公園地下駐車場出口の精算機の収入
まちづくり振興機構の収入になる。（タイムズ24へは、精算機使用料及び人件費相当額（人件費は変動があるものの、まちづくり振興機構から受け取る手数料は、ほぼ固定金額）として年間約15,000千円が支払われる。）

このように、イーグレひめじ地下駐車場及び大手前公園地下駐車場は、中でつながっており出入口が共用で利用料金も共通であるなど一体的に利用されているが、管理が別になっており、次のような課題や問題点がある。

- ・ イーグレひめじ地下駐車場の所管は都市計画課で、大手前公園地下駐車場の所管は姫路城総合管理室の所管となっており、所管が異なる。タイムズ24株式会社への業務監督も別々（都市計画課とまちづくり振興機構）に行われている。
- ・ 同じように市民の駐車場として利用され、中でつながっているにもかかわらず、イーグレひめじ地下駐車場は普通財産となっており、大手前公園地下駐車場は行政財産・公共用となっている。（利用者にとっては、どちらもタイムズ24株式会社が運営する駐車場に見えるが、実際には、イーグレひめじ地下駐車場は、タイムズ24株式会社が運営しており、大手前公園地下駐車場は、精算業務をタイムズ24株

式会社が、それ以外の業務をまちづくり振興機構が担っている。）

- ・ どちらの駐車場を利用したかにかかわらず、イーグレひめじ地下駐車場の出口から出庫した場合はタイムズ24株式会社の収入になり、大手前公園地下駐車場の出口から出庫した場合はまちづくり振興機構の収入になる。イーグレひめじ地下駐車場及び大手前公園地下駐車場の精算機のうち、どちらの精算機が利用されたかで、収入の帰属が決まるのは望ましい方法ではない。（例えば大手前公園地下駐車場は、都市公園の公園施設と位置づけられているが、その利用者が、たまたまイーグレひめじ地下駐車場の出口から出庫した場合は、利用料金が公園施設管理者ではなくタイムズ24株式会社の収入になるというのはおかしい。）

こうした複雑な管理形態となる背景に、第一に、イーグレひめじ地下駐車場の一部がイーグレひめじ東棟の住人が利用する駐車場区画となっていること、及び、第二に、大手前公園地下駐車場が公園施設と位置づけられていることが要因として挙げられる。そのため、改善の難しさはあるが、イーグレひめじ地下駐車場及び大手前公園地下駐車場が中でつながっており、一体的な利用形態が利用者にとって利便性が高いこと、また、別々に管理する場合の弊害も見られることから、管理（民間事業者（現在は、タイムズ24株式会社）への業務監督を含む）についても一体的に実施できる方法を検討することが望まれる。

また、都市計画課が、駐車場を管理する専門部署として最善とは言い難いため、他の部署（例えば道路部局など）の所管とすることを検討することが望まれる。

【意見10-1】

2 旧イーグレひめじ料理店施設について

(1) 概要

索引番号	001697-A00001（建物）
財産口座名称	お城本町再開発事業（イーグレひめじ）
財産分類	普通財産
口座用途	貸付地
種目（登記上の地目）	宅地
所在地	本町68番地290
面積	（実測）90.11㎡

索引番号	001697-B00002（建物）
財産口座名称	お城本町再開発事業（イーグレひめじ）
財産分類	普通財産
口座用途	貸付地
種目	一般物件
建物別	会館
建物名称	イーグレひめじ地下駐車場
所在地	本町68番地290
構造	鉄筋コンクリート造
延床面積	304.54㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

<所属替の検討>

旧イーグレひめじ料理店施設（土地及び建物、普通財産（当初は土地及び建物とも行政財産と登録されていたが、監査前にいずれも普通財産に訂正されている。））は、イーグレひめじ西棟の4階にあり、令和3年4月1日に一般財団法人姫路市まちづくり振興機構から姫路市に所有権が移ったものである。テナントであった料理店は、令和2年4月に休館し、令和2年10月に設備を撤去し退去している。その後現在まで空室になっており、空室の状態では姫路市へ所有権が移転されたものである。

この旧イーグレひめじ料理店施設は、イーグレひめじの再開発の担当課が都市計画課であったなどの理由により、都市計画課の所管とされた。しかし、旧イーグレひめじ料理店施設は、普通財産であり、都市計画課が普通財産を管理し、テナント（飲食店に限らない）の選定やテナントの管理をする部署として最善であるとは言い難い。他の部局（例えば普通財産であることから管財課）の所管とした方が望ましい。

【意見10-2】

3 キャスパ地下駐車場について

(1) 概要

索引番号	017115-A00001~A00004（土地）
財産口座名称	キャスパ地下駐車場
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	再開発事業施設
種目（登記上の地目）	宅地
所在地	西駅前町88
面積	計 199.83㎡

索引番号	017115-B00001~B00004（建物）
財産口座名称	キャスパ地下駐車場
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	再開発事業施設
種目	一般物件
建物別	駐車場
建物名称	キャスパ
所在地	西駅前町88
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
延床面積	計 6,321.76㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

<所属替の検討>

キャスパ地下駐車場（土地及び建物（土地は共有で建物は区分所有）、行政財産・公共用）は、山陽百貨店の地下にある姫路市営の駐車場である。指定管理者制度が導入されており、指定管理者に選定されたタイムズ24株式会社が運営している。

キャスパ地下駐車場の所管については、キャスパの再開発の担当課が都市計画課であったなどの理由により、都市計画課となっている。そのため、指定管理者の選定や業務監督についても都市計画課が担っている。

しかし、都市計画課が駐車場を管理（指定管理者の選定や業務監督）する専門部署として最善とは言い難いため、他の部署（例えば道路部局など）の所管とすることを検討することが望まれる。【意見10-3】

4 久保町貯水槽について

(1) 概要

索引番号	002730-A00001・A00002（土地）
財産口座名称	久保町貯水槽
財産分類	普通財産
口座用途	遊休地
種目（登記上の地目）	雑種地
所在地	久保町65・66
面積	計 27.49㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

<口座用途区分の変更>

久保町貯水槽の土地は、防火水槽（消防局の所管）の敷地であり、公有財産台帳では、財産分類区分が普通財産、口座用途区分が遊休地となっている。山陽電気鉄道株式会社から公衆用トイレ（美化業務課の所管）の敷地を借りており、久保町貯水槽の土地は、その借りた土地の代替地として山陽電気鉄道株式会社へ貸し付けているものである。

そのため、久保町貯水槽の土地については、公有財産台帳の口座用途区分は、遊休地ではなく、貸付地とするほうが望ましい。【意見10-4】

第2節 まちづくり指導課の所管する財産に関する事項

1 旧水井家住宅について

(1) 概要

索引番号	016996-A00001（土地）
財産口座名称	旧水井家住宅
財産分類	普通財産
口座用途	その他の普通財産
種目（登記上の地目）	宅地
所在地	網干区興浜85-1
面積	（公簿・実測）628.67㎡

索引番号	016996-B00001 外7棟（建物）
財産口座名称	旧水井家住宅
財産分類	普通財産
口座用途	その他の普通財産
種目	一般物件
建物別	不明
建物名称	網干水井家住宅（主屋・附属屋1～7）
所在地	網干区興浜83
構造	木造・土蔵造
延床面積	363.10㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

<有効活用策の検討>

旧水井家住宅（普通財産）は、戦前まで材木問屋を営んでいた当主の住宅として使用されていた土地及び建物である。平成22年11月22日に姫路市に寄付され、姫路市によって維持管理が行われるようになり、平成23年10月17日に姫路市都市景観重要建築物等に指定されている。姫路市都市景観重要建築物等は、姫路市都市景観条例に基づき都市景観形成上重要な価値があると認める建築物若しくは工作物又は樹木若しくは樹林を、景観・広告物審議会の意見を聴いて姫路市が指定するものである。現在指定されている姫路市都市景観重要建築物等は、ほとんどが民間所有のもので、旧水井家住宅及びその他1件だけが姫路市の所有となっている。

旧水井家住宅は、町家の日（毎年3月8日）などのイベント時に内部が公開されている。また、臨時に地元のワークショップに貸し出されることがある。それ以外の日は、内部が一般公開されておらず、稼働日は少ない。

市は、寄付を受け入れて公有財産としたのであるから、現状の臨時公開にとどまらず、有効な活用方法を検討するべきである。【意見10-5】

2 開発行為帰属地について

(1) 概要

索引番号	000738-A00001 外6筆(土地)
財産口座名称	白鳥校区開発行為帰属地
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	開発行為帰属地
種目(登記上の地目)	公衆用道路・山林・雑種地
所在地	青山北二丁目地内・飾西地内
面積	計 13,996.39㎡

索引番号	001491-A00001 外18筆(土地)
財産口座名称	広峰校区開発行為帰属地
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	開発行為帰属地
種目(登記上の地目)	公衆用道路・用悪水路
所在地	上大野一丁目地内・北平野台町地内
面積	計 6,548.30㎡

索引番号	002049-A00017 外3筆(土地)
財産口座名称	勝原校区開発行為帰属地
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	開発行為帰属地
種目(登記上の地目)	公衆用道路・宅地
所在地	勝原区下太田地内・勝原区大谷地内
面積	計 163.49㎡

索引番号	003009-A00002 外2筆(土地)
財産口座名称	城北校区開発行為帰属地
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	開発行為帰属地
種目(登記上の地目)	公衆用道路・用悪水路
所在地	北平野南の町地内
面積	計 89.11㎡

索引番号	004302-A00009 外9筆(土地)
財産口座名称	安室東校区開発行為帰属地
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	開発行為帰属地
種目(登記上の地目)	公衆用道路・山林
所在地	田寺東一丁目地内・田寺東四丁目地内・御立東六丁目地内
面積	計 5,621.66㎡

索引番号	007427-A00001 外3筆(土地)
財産口座名称	谷外校区開発行為帰属地
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	開発行為帰属地
種目(登記上の地目)	公衆用道路
所在地	飾東町豊国地内
面積	1,210.95㎡

索引番号	009456-A00002 外1筆(土地)
財産口座名称	手柄校区開発行為帰属地
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	開発行為帰属地
種目(登記上の地目)	公衆用道路
所在地	飯田二丁目地内
面積	429.00㎡

(2) 監査の結果

<市道認定及び道路台帳反映のための手続の促進について>

民間の開発行為が完了して道路地として市に所有権が移転された土地で、その土地の全部又は一部について所有権移転登記が完了していないため、市道認定手続に入れないものを、市では開発行為帰属地と呼んでいる。

開発行為によって市道ができるまでの事務の流れについては、①開発協議、②開発許可、③工事、④検査、⑤開発完了公告、⑥用地の名義変更登記、⑦市道認定審査会議決、⑧市議会決議、⑨市道認定廃止告示、⑩市道区域決定・供用開始告示、⑪道路台帳反映、の順で手続が進められる。開発行為帰属地は、⑤の開発完了公告までなされたものの、⑥の用地の名義変更登記が完了できず、それ以後の手続が進められない土地のことである。実質的に、道路として使用されているにもかかわらず、市道認定や道路台帳への反映がなされず、道路部局ではなく、まちづくり指導課が所管している。

しかし、道路(正確には、道路台帳に反映されていないので、単なる「道」であるが、道路としての規格を満たす道なので、ここでは便宜上道路と呼ぶことにする。)は、日常のパトロールや毀損箇所の修繕など、専門部署によって維持管理が行われるべきであり、専門部署でないまちづくり指導課が所管するのは不適切である。相手先不明など名義変更登記手続に困難が生じているため、まちづくり指導課任せにせず、市を挙げて、名義変更登記を完了させ、所管を道路部局に引き継ぎ、その後の市道認定や道路台帳反映のための事務手続を進めるよう改善する必要がある。【結果10-1】

第3節 住宅課の所管する財産に関する事項

1 上鈴住宅（木造）跡地について

(1) 概要

索引番号	004849-A00005（土地）
財産口座名称	上鈴住宅（5031）
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	市営住宅
種目（登記上の地目）	宅地
所在地	四郷町上鈴239-1
面積	（実測）1,097.00㎡

(2) 監査の結果

<公有財産台帳の財産分類区分の誤りについて>

四郷町上鈴239番1の土地（施設名：上鈴住宅、行政財産・公共用、1,097㎡）は、平成23年度に上鈴住宅（木造）が除却された後の跡地で、現在広場として利用されている。広場には自治会倉庫が建てられており、当該土地のうち自治会倉庫の敷地部分が普通財産として自治会に貸付されている。

当該土地は、公有財産台帳では、財産分類区分が行政財産・公共用となっているが、自治会倉庫の敷地部分については、平成23年4月28日付の決裁書において用途廃止され普通財産の貸付地となっていることから、公有財産台帳における財産分類区分を普通財産に訂正する必要がある。（なお、自治会倉庫の敷地以外の部分についても、市営住宅を建設する予定がないことから、行政財産の用途を廃止し、普通財産とすることを検討する必要がある。）【結果10-2】

(3) 意見

<広場としての使い方について>

四郷町上鈴239番1の土地は、広場として利用されているが、市の公園（都市公園ほか）又はチビッコ広場（チビッコ開設要綱による）若しくはスポーツ広場公園（スポーツ広場公園設置要綱による）など市の制度に基づく公園や広場として位置付けられたものではない。自治会倉庫が建てられており、市が自治会倉庫の敷地を貸し付けていることから、自治会の利用に供されることが多いと考えられるが、自治会に管理を委託しているわけではない。

市営住宅を除却した後の跡地であることから、まずは土地の売却を検討する必要がある。また、将来市営住宅を建てる可能性があるのであれば、建てるまでの間、土地の有効活用を検討する必要がある。公園や広場としての利用が最善と判断した場合でも、市の制度に基づいたものにするよう検討する必要がある。【意見10-6】

2 才分譲住宅建設の残地について

(1) 概要

索引番号	009450-A00002・A00003（土地）
財産口座名称	才分譲住宅建設
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	市営住宅
種目（登記上の地目）	雑種地
所在地	広畑区才1272-62・1272-59
面積	計 1,931.45㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

<行政財産の用途廃止について>

才分譲住宅建設（行政財産・公共用）は、市営住宅の敷地としてではなく、分譲住宅地として開発されたものである。現在残っているのは、分譲後の残地で、2筆あり、広い方の筆（1698.35㎡）が樹木の生い茂る山裾の傾斜地（宅地造成は困難）で、狭い方の筆（233.1㎡）が三角形の形状で傾斜がある土地（宅地として利用するには造成費用がかかる）である。

いずれの筆についても、住宅課としては市営住宅を建設する予定がないことから、行政財産の用途を廃止し、普通財産とすることを検討する必要がある。【意見10-7】

3 朽原団地入口について

(1) 概要

索引番号	013063-A00001（土地）
財産口座名称	朽原団地入口
財産分類	普通財産
口座用途	その他の普通財産
種目（登記上の地目）	田
所在地	安富町朽原638-1
面積	（公簿・実測）1,017.00㎡

(2) 監査の結果

<教育委員会への所管換の必要性について>

安富町朽原638-1の土地（施設名：朽原団地入口、普通財産、その他普通財産、1017㎡）については、元々は、朽原住宅（市営住宅）の住宅内公園と位置付けられていたが、現在では、フェンスで囲われた公園部分の区画及び農地部分の区画の2区画に分かれている。農地部分の区画については、安富北小学校の児童用の農園に使用されており、安富北小学校の校庭とつながった出入口もある。

安富北小学校の児童用の農園に使用されている区画については、現在では、朽原住

宅の住宅内公園ではなくなっているため、教育委員会に所管換する必要がある。(また、学校施設の一部として運営されているならば、教育財産とする必要がある。)

【結果10-3】

4 浜田住宅について

(1) 概要

索引番号	003290-A00001外11筆の全部及び003290-A00007外5筆の一部(土地)
財産口座名称	浜田住宅(3020)
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	市営住宅
種目(登記上の地目)	宅地、公衆用道路
所在地	網干区浜田地内
面積	計 2,807.3㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

<土地の有効活用について>

網干区浜田1000番2外17筆の土地(施設名:浜田住宅、行政財産・公共用、2,807.3㎡)は、住宅が建っていない更地で、現在稼働中の浜田住宅とは別棟の(2棟目となる)浜田住宅を建設する予定地であったが、その後計画が中止になったものである。現在の浜田住宅とは道路を挟んで南側に位置し、集合住宅を建てるのに十分な面積がある。計画中止後については、住宅課において現在稼働中の網干西住宅の集約予定地として使う案があるため、将来市営住宅の敷地になる可能性は残されている。そのため、行政財産の用途は廃止されていない。

当該土地の現況については、空き地の状態で、特に使用はされていない。将来、網干西住宅の集約予定地として使うことが決定されたとしても、使う(市営住宅を建てる)のはかなり先のことであるため、使用開始までの期間における土地の活用方法を検討することが望まれる。【意見10-8】

5 東阿保住宅について

(1) 概要

索引番号	010711-A00004(土地)
財産口座名称	東阿保住宅(5090)
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	市営住宅
種目(登記上の地目)	宅地
所在地	四郷町東阿保1494-13
面積	(公簿・実測)2,000.67㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

<行政財産の用途廃止について>

四郷町東阿保1494番13の土地（施設名：東阿保住宅、2,000.67㎡、行政財産・公共用）は、現在の市営東阿保住宅とは道を挟んで南側に位置する草木が生い茂る山裾の緩傾斜地である。面積は広いが、宅地として使用するには、大掛かりな造成工事が必要である。

住宅課としては、この土地に市営住宅を建設することは考えておらず、現在、遊休地となっていることから、行政財産の用途を廃止して普通財産にすることを検討する必要がある。【意見10-9】

6 瑞岡住宅について

(1) 概要

索引番号	011287-A00004（土地）
財産口座名称	瑞岡住宅（7541）
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	市営住宅
種目（登記上の地目）	宅地
所在地	船津町5270-8-1
面積	（公簿）1,134.40㎡

(2) 監査の結果

<行政財産使用許可書における使用料の記載内容について>

船津町5270番8-1の土地（施設名：瑞岡住宅、行政財産・公共用、1,134.4㎡）は、現在の瑞岡住宅とは道路を挟んで北側に位置する土地であり、建物が建っていない更地の状態である。当該土地の一部（375㎡）は民間（社会福祉法人）の駐車場として利用されている。駐車場としての利用は、行政財産の目的外使用許可によっている。

市が交付した行政財産使用許可書（表題は、「行政財産の使用許可について」）の控えを閲覧したところ、用途の指定、使用期間、使用料などの事項が記載されていた。この内、使用料について見ると、「使用料は90,000円」とだけ記載されており、それが月額なのか年額なのか、あるいは、全期間（使用期間は3年間）なのか判別できない記載方法となっていた。実際の使用料を聞き取り調査したところ、月額90,000円とのことであったので、使用料の記載については、90,000円が月額であることを明示する方法に改めるべきである。【結果10-4】

<行政財産の使用許可について（抜粋）>

（使用料）

4 使用料は、90,000円とし、別に発行する納入通知書により納入期限内に納付しなければならない

(3) 意見

<行政財産の用途廃止について>

船津町5270番8-1の土地については、住宅課によると、現在の瑞岡住宅を拡張するための用地として使用される可能性があるとのことである。しかし、拡張することが決まっている訳ではないので、いったん行政財産の用途を廃止し、普通財産にすることを検討することが望まれる。【意見10-10】

7 元県営六九谷住宅について

(1) 概要

索引番号	010857-A00021・A00010・A00019（土地）
財産口座名称	元県営六九谷住宅
財産分類	普通財産
口座用途	その他の普通財産
種目（登記上の地目）	宅地・公衆用道路
所在地	林田町六九谷779・754-6・814-1
面積	（公簿・実測）4,166.18㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

<管財課への所属替の遅延について>

林田町六九谷779番外2筆の土地（施設名：元県営六九谷住宅、普通財産）は、県営六九谷住宅の敷地として兵庫県に貸し付けられていたが、県営六九谷住宅が廃止され、平成14年1月7日に兵庫県との賃貸契約が解除されたものである。その後、平成17年度に測量等が完了し、境界が確定している。この土地に、市営住宅を建てる予定はない。

現在、住宅課から管財課への所属替えの進められているが、既に平成17年度に測量等が完了しており、その時点で、土地売却に向けて管財課への所属替えを進めておくべきであった。平成18年度以降、この土地は、利用されることもなく、また、売却が進められることもなく、住宅課の所管が継続した。境界確定など売却のための進められれば、速やかに管財課へ所属替えできるよう、改善の検討が必要である。【意見10-11】

8 市之郷寮跡地のチビッコ広場について

(1) 概要

索引番号	006904-A00001 外4筆(土地)
財産口座名称	市之郷寮(0050)
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	市営住宅
種目(登記上の地目)	宅地
所在地	市之郷町二丁目9地内
面積	計 181.11㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

ア 行政財産の用途廃止

旧市之郷寮の土地(施設名:市之郷寮、姫路市市之郷町2丁目9番に5筆、行政財産・公共用)は、廃止した市之郷寮の跡地である。住宅課によると、当該土地に市営住宅を建てる予定はないとのことであるので、行政財産の用途を廃止して普通財産にすることを検討する必要がある。【意見10-12】

イ 公園整備課への所属替の検討

旧市之郷寮の土地については、住宅課が、公園整備課に対して目的外使用許可しており、地元自治会のチビッコ広場(チビッコ広場名:市之郷チビッコ広場、チビッコ広場開設要綱による)として利用されている。住宅課としては、この土地を使用する予定がないので、公園整備課への所属替えを検討することが望まれる。(なお、チビッコ広場としての利用の必要性が乏しいと判断される場合は、チビッコ広場を廃止して管財課に所属替えすることを検討することが望まれる。)【意見10-13】

9 天満住宅跡地の残地について

(1) 概要

索引番号	000715-A00004(土地)
財産口座名称	天満住宅(2030, 31)
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	市営住宅
種目(登記上の地目)	宅地
所在地	大津区天神町二丁目3-13
面積	(公簿)339.38㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

<所属替の検討について>

天満住宅は、廃止された市営住宅であり、跡地が処分され（又は住宅現況のまま処分され）、現在では、1筆（施設名：天満住宅、姫路市大津区天神町2丁目3-13、行政財産・公共用、339.38㎡）だけが、市の所有地として残っている。その1筆の残地には、遊具（ブランコ及びすべり台）並びに物置が設置されており、公園のようなかたちで使用されている。しかも、市の公園（種別：河川緑地）である天神二丁目緑地の隣にあり、天神二丁目緑地との間に連絡通路（段差があるため階段）が設けられているので、当該残地と天神二丁目緑地は一体の公園のように見える状態である。

遊具と物置の設置者及び設置目的並びに公園のように使用されることとなった経緯については、住宅課では現在の担当者に引き継がれておらず、調査が必要な状態である。そのため、過去の経緯を調査するなどした上で、現状のように公園のような使い方を継続するのが妥当であるか、また、所管部署が住宅課のままで良いかなどについて、再検討する必要がある。（例えば天神二丁目緑地を所管する公園部に所属替えするか、あるいは、用途廃止して普通財産にした上で管財課に所属替えするか、など最も望ましい方法を検討する必要がある。）【意見10-14】

10 別所第7住宅跡地の残地（公園部分）について

(1) 概要

索引番号	005682-A00003（土地）
財産口座名称	別所第7住宅（5076）
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	市営住宅
種目（登記上の地目）	宅地
所在地	別所町北宿867-16
面積	（公簿）1,478.85㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

<土地の売却の検討について>

姫路市別所町北宿867-16の土地（施設名：別所第7住宅、行政財産・公共用、1,478.85㎡）は、廃止された市営住宅である別所第7住宅の跡地を処分した（又は住宅現況のまま処分した）後の残地8筆のうちの1筆である。国道2号線に面した比較的立地の良い場所にあり、面積も広い。

当該土地の東側部分は、住宅課が、公園整備課に対して目的外使用許可しており、地元自治会のチビッコ広場（チビッコ広場名：小林東チビッコ広場、チビッコ広場開設要綱による）として利用されている。当該土地の西側部分は広場になっている。広場は、自治会が使用していると想定されるが、市の都市公園又はチビッコ広場若しく

はスポーツ広場公園（スポーツ広場公園開設要綱による）など市の制度に基づく公園や広場として位置付けられたものではない。自治会との取り決め文書は交わされておらず、管理や使用に関する取扱いは曖昧である。

売却しやすい好立地の土地であるにもかかわらず、売却処分されず、チビッコ広場及び広場として利用されることになった経緯については、住宅課では現在の担当者に引き継がれておらず、調査が必要な状態である。

過去の経緯を調べる必要はあるが、売却しやすい土地なので、用途廃止して普通財産とした上で、売却処分することを第一の選択肢として検討する必要がある。（なお、東側がチビッコ広場となっているので、公園整備課への所属替えも考えられるが、別所町北宿や別所町小林に都市公園があり、それらに加えて幹線道路沿いに公園又はチビッコ広場を設ける必要があるかについては慎重に検討する必要がある。）【意見10-15】

11 別所第7住宅跡地の残地（別所町北宿867-17）について

(1) 概要

索引番号	005682-A00007（土地）
財産口座名称	別所第7住宅（5076）
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	市営住宅
種目（登記上の地目）	宅地
所在地	別所町北宿867-17
面積	（公簿）594.40㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

<土地の売却の検討について>

姫路市別所町北宿867-17の土地（施設名：別所第7住宅、行政財産・公共用、594.4㎡）は、廃止された市営住宅である別所第7住宅の跡地を処分した（又は住宅現況のまま処分した）後の残地8筆のうちの1筆である。国道2号線に近い比較的立地の良い場所にある。前述の「10 別所第7住宅の残地（公園部分）について」の土地とは道を隔てて南側に位置する。その道も別所第7住宅の残地8筆のうちの1筆であるため、これら3筆を一体で開発することも可能である。

姫路市別所町北宿867-17の土地は、住宅課が地元自治会に維持管理を依頼しているが、委託契約を結んでいるわけではない。地元自治会が使用することが想定されるが、地元自治会へ使用許可することや地元自治会と貸付契約を結ぶことは行われていない。当該土地の利用や管理に関する地元自治会との関係は曖昧であり、この状態を継続するのは望ましくない。また、比較的立地が良い場所にあるにもかかわらず、売却処分されず、現在のような地元自治会を中心とした利用形態になった経緯について

は、住宅課では現在の担当者に引き継がれておらず、調査が必要な状態である。

過去の経緯を調べる必要はあるが、当該土地については、単独で住宅地として売却することや、あるいは、隣接の2筆と一体で売却することが可能であることから、用途廃止して普通財産とした上で、売却処分することを第一の選択肢として検討する必要がある。【意見10-16】

12 津熊第一住宅跡地について

(1) 概要

索引番号	006817-A00002 外2筆(土地)
財産口座名称	津熊第一住宅(7020)
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	市営住宅
種目(登記上の地目)	宅地
所在地	豊富町豊富3518・3521・3533-2
面積	計 1,214.61㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

ア 土地の利用又は処分方法の検討

津熊第一住宅は、廃止された市営住宅であり、建物を取り壊した後の跡地(姫路市豊富町豊富3518、3521、3532-2の3筆、行政財産・公共用、3筆合わせた面積は1,214.61㎡)が、現在では雑種地の状態で残っている。当該跡地の東側隣接地は、当該跡地より高い位置にあり、崩落防止のための擁壁が設置されているが、その擁壁が当該跡地方向にせり出すなど強度がかなり低下しており、崩落の恐れが生じている。擁壁の修理が行われないと、売却するのが難しい土地である。

当該跡地については、面積が広いので、売却できない状態であったとしても、活用する方法がないか検討することが望まれる。また、東側隣接地の地権者に擁壁修理を要請し、売却できる状態に持って行く努力も必要である。【意見10-17】

イ 行政財産の用途廃止

津熊第一住宅跡地は、市営住宅を建設する予定がないので、行政財産の用途を廃止し、普通財産にすることを検討する必要がある。【意見10-18】

13 蒲田デイサービスセンターの敷地について

(1) 概要

索引番号	001010-A00004（土地）
財産口座名称	蒲田住宅（2001）
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	市営住宅
種目（登記上の地目）	宅地
所在地	広畑区蒲田11
面積	（公簿）8,753.71㎡

(2) 監査の結果

<行政財産の用途廃止について>

姫路市広畑区蒲田11の土地（施設名：蒲田住宅、行政財産・公共用、8,753.71㎡）は、市が所有し、蒲田住宅（市営住宅）の敷地となっているが、敷地の一部には、蒲田デイサービスセンター（社会福祉法人の介護施設の名称）も建っている。蒲田デイサービスセンターの建物の所有者も市であり、普通財産として高齢者支援課が所管している。高齢者支援課は、蒲田デイサービスセンターの敷地及び建物を、外郭団体の社会福祉法人姫路市社会福祉協議会に貸し付けている。これらの事実関係から、蒲田デイサービスセンターの敷地及び建物については、行政財産の敷地の上に、普通財産の建物が建っていることになり、しかも、普通財産だけでなく行政財産も社会福祉法人姫路市社会福祉協議会に貸し付けられていることになる。

こうした状態になっていることは、第一に、本来一体であるはずの敷地と建物が行政財産と普通財産に別れてしまっており、不合理である。また、第二に、行政財産を貸付の用に供してしまっており、行政財産の使用法として不適切である。従って、蒲田デイサービスセンターの敷地及び建物の貸付を継続するのであれば、姫路市広畑区蒲田11の土地のうち蒲田デイサービスセンターの敷地の用に供する部分については、行政財産の用途を廃止し普通財産にする必要がある。【結果10-5】

(3) 意見

<高齢者支援課への所属替の検討について>

蒲田デイサービスセンターの建物は、高齢者支援課が所管している。また、蒲田デイサービスセンターの敷地及び建物は、高齢者支援課が社会福祉法人姫路市社会福祉協議会に貸し付けている。

そのため、姫路市広畑区蒲田11の土地のうち蒲田デイサービスセンターの敷地の用に供する部分については、高齢者支援課に所属替することを検討する必要がある。

【意見10-19】

14 廃止市営住宅の残地（自治会使用部分）について

(1) 概要

廃止した市営住宅のうち、残地（跡地処分後に残った土地）があるのは、北条南、市之郷寮、西飾磨、日和山、天満、仮屋、南山河、地、福泊、小島、北山河、奥浜、別所第七、庄、中山、津熊第一、三又、西山田、太市、塩浜、才分譲、元大塩及び八代分譲である。

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

<普通財産の貸付地にすることの検討について>

市営住宅を廃止すると、市営住宅の敷地や建物の処分が必要となる。現住の戸建ての場合は住人に払い下げ（売却）し、空室の戸建てや集合住宅の場合は取り壊して跡地を売却することが多い。

廃止市営住宅の土地（建物の敷地や建物の周辺の土地）及び建物は、大部分が処分（売却や取壊し）されているが、一部の土地については、市の所有が継続している。

市の所有が継続している土地の中には、自治会のゴミ集積所、自治会倉庫の用地、自治会花壇など自治会の使用に供される土地が見受けられる。これらの土地は、普通財産ではなく住宅課の行政財産となっているため、自治会の使用に関しては、行政財産の目的外使用許可によっている。しかし、行政財産として使用する予定がなく、継続的に自治会の使用に供される土地であるため、実質的には自治会への貸付である。こうした使用許可は、本来の「行政財産の目的外使用許可」（地方自治法第238条の4第7項）とは趣旨が異なる可能性がある。

市営住宅は廃止されているので、行政財産の目的外使用許可によるのではなく、行政財産の用途を廃止し、普通財産にした上で、自治会への貸付契約にすることを検討する必要がある。【意見10-20】

15 廃止市営住宅の残地（通路、道等）について

(1) 概要

「14 (1) 概要」と同じ。

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

<通路及び道の処分及び管理について>

廃止市営住宅の土地（建物の敷地や建物の周辺の土地）及び建物は、大部分が処分（売却や取壊し）されているが、一部の土地については、市の所有が継続している。

市の所有が継続している土地の中には、通路や道が非常に多く見受けられる。しかし、一般的に、通路や道については、行き止まりの道や4メートル未満の道は、私道にし（共同使用の通路や道であっても、例えば旗竿地に分筆するなどにして、住宅の敷地と抱き合わせで売却する）、4メートル以上の通り抜け道は市道（道路法上の道路）にするのが普通である。市が所有者になると、所有者としての責任（維持管理責任など）を負うことになり、毀損した場合の修繕負担などが生じる。4メートル以上の通り抜け道については、住宅課が市道にする方向で道路部局に働きかけているが、行き止まりの道や4メートル未満の道については、そうした働きかけもできず、住宅課の所管のままになっている。本来私道とすべき道について、市（住宅課）が所有者責任を負うことは望ましいものではない。

今後については、市営住宅を廃止してその土地や建物を処分する場合には、市道とすべきものを除き、道や通路が残らないような処分方法を検討する必要がある。

また、現在残っている通路や道については、処分方法や管理方法を検討する必要がある。【意見10-21】

16 廃止市営住宅の残地（傾斜地、山林、水路など）について

(1) 概要

「14 (1) 概要」と同じ。

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

<行政財産の用途廃止について>

廃止市営住宅の土地（建物の敷地や建物の周辺の土地）及び建物は、大部分が処分（売却や取壊し）されているが、一部の土地については、市の所有が継続している。

市の所有が継続している土地の中には、傾斜地、山林、水路など民間への売却が困難なものが見受けられる。こうした土地は、そのままでは住宅用地として使用できず、また、住宅課としては造成して宅地化する予定もないことから、行政財産の用途を廃止し、普通財産にすることを検討する必要がある。【意見10-22】

17 廃止市営住宅の残地の管理について

(1) 概要

「14 (1) 概要」と同じ。

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

<業務の引継ぎについて>

廃止市営住宅の残地については、公園のように使われるようになった経緯（「9 天満住宅跡地の残地について」参照）や売却可能であるのに売却されなかった経緯（「10 別所第7住宅跡地の残地（公園部分）について」及び「11 別所第7住宅跡地の残地（雑種地部分）について」参照）が現在の担当者に引き継がれず、調査が必要になっている事例が見受けられた。

廃止市営住宅の残地については、基礎データなど定量的な情報は記録されているが、一覧性がなく、管理面の課題を拾い上げにくい。一覧にして、定性情報（過去の経緯、管理方法など）や今後の処分（所属替えを含む）方針をまとめておき、担当者が変わっても課題が引き継がれるようにしておくことが望まれる。【意見10-23】

第4節 区画整理課の所管する財産に関する事項

1 塩町貸付地について

(1) 概要

索引番号	005588-A00001（土地）
財産口座名称	塩町貸付地
財産分類	普通財産
口座用途	貸付地
種目（登記上の地目）	宅地
所在地	塩町地内
面積	（公簿）52.61㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

<売却努力の継続について>

塩町貸付地（普通財産、貸付地）は、元々は、戦後の戦災復興事業として実施された市の復興区画整理事業から生じた保留地で、その後売却処分されず、貸付地となったものである。困窮者への支援目的などで貸し付けられた可能性があるが、古い事案で、現在では、貸付地となった経緯は不明である。市の区画整理事業が関係していることから、区画整理課が所管している。

塩町貸付地は、土地としては1筆であるが、2区画に分かれており、それぞれの区画に建物が建てられている。土地は市の所有であるが、2つの建物は民間（2者）の所有である。

市は、建物所有者との間で「土地売買の予約並びに土地賃貸借契約書」（以下この項において、単に契約書という。）を交わしている。土地の賃貸料は、当初より長期間同額で据え置いていたため市の基準貸付料よりかなり安い貸付料となっていたが、現在は10年程度かけて段階的に基準貸付料へ移行している。契約書では、姫路市が売渡しの申入れをした場合には、賃借人は時価相当額で買い受ける旨規定されている。

塩町貸付地については、普通財産であり、行政目的に使用する予定がない。そのため、所有継続は望ましくない。市は、賃借人の資力を考慮して、売渡しの申入れをしていないが、契約書では、賃借人に売渡しを申し入れることは可能となっており、できるだけ早く売却することが望まれる。【意見10-24】

2 復興区画整理事業用地について

(1) 概要

索引番号	006945-A00002 外20筆（土地）
財産口座名称	復興区画整理事業用地
財産分類	普通財産
口座用途	貸付地
種目（登記上の地目）	宅地、境内地
所在地	千代田町、博労町、地内町、塩町、駅前町及び忍町地内
面積	計 736.20㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

<売却努力の継続及び契約締結努力の継続について>

復興区画整理事業用地（普通財産、貸付地）は、塩町貸付地と同様、元々は、戦後の戦災復興事業として実施された市の復興区画整理事業から生じた保留地で、その後売却処分されず、貸付地、通路、空き地、自治会公民館用地などになった土地である。困窮者対策などに用いられた可能性があるが、古い事案で、現在では、こうした目的に使用されるようになった経緯は不明である。市の土地区画整理事業が関係していることから、区画整理課が所管している。

復興区画整理事業用地は、21筆からなっており、その内訳は、次の通りである。

5筆…「土地の売買の予約並びに土地賃貸借契約書」（塩町貸付地における賃借人との契約と契約内容は同じ）を締結している。

（注1）令和4年9月に1筆売却済みであるため、残りは4筆となっている。

（注2）土地の賃貸料は、当初より長期間同額で据え置いていたため市の基準貸付料よりかなり安い貸付料となっていたが、現在は10年程度かけて段階的に基準貸付料へ移行している。契約書では、姫路市が売渡しの申入れをした場合には、賃借人は時価相当額で買い受ける旨規定されている。

2筆…地元自治会に無償貸付している。

8筆…隣接地の進入路（土間コンクリート）となっている。

6筆…土地賃貸借契約を結んでいない。

復興区画整理事業用地のうち、「土地の売買の予約並びに土地賃貸借契約書」を締結している土地については、平成19年2月の包括外部監査では17筆残っていたが、売却が進み令和4年度で残り4筆となっており、引き続き売却努力を継続することが望まれる。隣接地の進入路（土間コンクリート）8筆については、地下に廃止すべき下水管があり、下水管撤去工事が必要になる可能性があるが、隣接地の所有者への売却の検討が望まれる。土地賃貸借契約を結んでいない6筆については、契約を結ぶか、あるいは、土地の返還（建物等がある場合は撤去）を求める若しくは売却することが望まれる。【意見10-25】

第5節 姫路駅周辺整備課の所管する財産に関する事項

1 高架関連事業用地について

(1) 概要

索引番号	006661-A00001 外35筆（土地）
財産口座名称	高架関連事業用地
財産分類	普通財産
口座用途	処分可能地
種目（登記上の地目）	鉄道用用地・公衆用道路・田・用悪水路・雑種地
所在地	久保町、南畝町、東延末、延末及び西延末地内
面積	計 3,456.88㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

<口座用途区分の変更について>

高架関連事業用地（普通財産、姫路市東延末、延末、西延末、久保町及び南畝町において計36筆、処分可能地）は、山陽本線等連続立体交差事業に関連して取得した土地である。

高架関連事業用地は、公有財産台帳では、口座用途区分が処分可能地となっている。しかし、高架関連事業は、現在継続中であるため、口座用途区分については、処分可能地ではなく事業予定地とすることが望ましい。【意見10-26】

2 内々環状東線について

(1) 概要

索引番号	012236-A00002 外20筆（土地）
財産口座名称	内々環状東線
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	道路予定地
種目（登記上の地目）	公衆用道路
所在地	東駅前町地内
面積	計 1,118.92㎡

(2) 監査の結果

<公有財産台帳の所属名称変更の遅延について>

公有財産台帳で姫路駅周辺整備課の所管となっている内々環状東線の土地（行政財産・公共用・道路予定地、姫路市東駅前町において計21筆）は、内々環状東線（本線は昭和51年に供用開始済）の歩道拡幅工事部分である。当該歩道拡幅工事は完成し、それに伴い、拡幅された歩道部分の所管は、内々環状東線を所管する道路部局に引き継がれている。（道路部局に所属替えとなった。）

しかし、公有財産台帳では、内々環状東線の土地（歩道拡幅工事部分）は、所管（所属名称）が姫路駅周辺整備課、口座用途区分が道路予定地のままとされている。既に所属替え済みであるため、公有財産台帳における所属名称を道路部局に、また、口座用途区分を道路に変更する必要がある。【結果10-6】

(3) 意見

<道路部局への引継書提出の遅延について>

内々環状東線の歩道拡幅工事については、平成26年度末には完成していたが、道路部局への引継書提出（道路関係書類の移管）は、令和3年3月24日になってしまった。完成から道路部局への引継ぎに約6年もかかっており、時間がかかりすぎている。迅速に引き継げるよう、改善の検討が必要である。【意見10-27】

3 校区道路について

(1) 概要

索引番号	003338-A00004 外5筆（土地）
財産口座名称	本線高架側道1号線（法定外公共物管理課から）
財産分類	その他財産
口座用途	校区道路
種目（登記上の地目）	用悪水路・公衆用道路・宅地
所在地	延末及び西延末地内
面積	計 40.42㎡

索引番号	006953-A00001 外1筆（土地）
財産口座名称	久保町地内道路機能回復事業
財産分類	その他財産
口座用途	校区道路
種目（登記上の地目）	公衆用道路・宅地
所在地	久保町地内
面積	計 22.16㎡

索引番号	008099-A00002 外1筆（土地）
財産口座名称	市道城南152号線新設事業
財産分類	その他財産
口座用途	校区道路
種目（登記上の地目）	畑・雑種地
所在地	南畝町
面積	計 35.54㎡

索引番号	009950-A00005 外1筆(土地)
財産口座名称	市道城南153号線新設事業
財産分類	その他財産
口座用途	校区道路
種目(登記上の地目)	宅地・雑種地
所在地	延末一丁目及び南畝町地内
面積	計 64.84㎡

索引番号	010416-A00002(土地)
財産口座名称	南畝町横断歩道橋
財産分類	その他財産
口座用途	校区道路
種目(登記上の地目)	宅地
所在地	南畝町地内
面積	(公簿・実測) 10.31㎡

索引番号	011378-A00001 外3筆(土地)
財産口座名称	市道城南130号線道路機能回復事業
財産分類	その他財産
口座用途	校区道路
種目(登記上の地目)	宅地・公衆用道路・田
所在地	南畝町地内
面積	計 9.23㎡

索引番号	011876-A00002 外1筆(土地)
財産口座名称	市道城南64号線交差点改良事業
財産分類	その他財産
口座用途	校区道路
種目(登記上の地目)	宅地・雑種地
所在地	久保町地内
面積	計 18.97㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

<公有財産台帳の財産分類区分及び口座用途区分の変更について>

公有財産台帳を見ると、姫路駅周辺整備課の所管する土地の中に、財産分類区分がその他財産で、口座用途区分が校区道路となっているものが7件(38筆)あった。校区道路の内容を姫路駅周辺整備課に質問したところ、全て道路予定地とのことであったので、校区道路38筆については、財産分類区分を行政財産・公共用に、口座用途区分を道路予定地に変更することを検討する必要がある。【意見10-28】

第6節 鉄道駅周辺整備課の所管する財産に関する事項

1 白浜の宮駅南エレベーター棟について

(1) 概要

索引番号	017152-B00001（建物）
財産口座名称	市道白浜313号線（山陽電鉄本線白浜の宮駅周辺整備事業）
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	道路予定地
種目	一般物件
建物別	不明
建物名称	白浜の宮駅南エレベーター棟
所在地	白浜町甲349-11
構造	鉄骨コンクリート造
延床面積	21.00㎡

(2) 監査の結果

< 公有財産台帳の所属名称変更手続の遅延について >

白浜の宮駅南エレベーター棟（建物、行政財産・公共用）は、歩道橋に連絡するエレベーター棟で、鉄道駅周辺整備課の「山陽電鉄本線白浜の宮駅周辺事業」の一環で建設されたものである。「山陽電鉄本線白浜の宮駅周辺事業」は完了し、それに伴い、白浜の宮駅南エレベーター棟の所管は、鉄道駅周辺整備課から歩道橋を所管する道路部局に引き継がれている。（道路総務課に所属替えとなった。）

しかし、公有財産台帳では、白浜の宮駅南エレベーター棟は、所管（所属名称）が鉄道駅周辺整備課のままとなっている。既に所属替が行われているため、公有財産台帳における所属名称を道路総務課に変更する必要がある。【結果10-7】

2 市道白浜313号線（山陽電鉄本線白浜の宮駅周辺事業）について

(1) 概要

索引番号	017152-A00001 外22筆（土地）
財産口座名称	市道白浜313号線（山陽電鉄本線白浜の宮駅周辺整備事業）
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	道路予定地
種目（登記上の地目）	宅地、雑種地
所在地	白浜町甲335-8 外
面積	計 1,837.40㎡

(2) 監査の結果

< 公有財産台帳の所属名称変更手続の遅延について >

市道白浜313号線の土地（行政財産・公共用、道路予定地）は、鉄道駅周辺整備課の「山陽電鉄本線白浜の宮駅周辺事業」の一環で整備される道路の予定地であった。市道白浜313号線は完成し、山陽電鉄本線白浜の宮駅周辺事業も完了して、市道白浜313

号線の所管は、鉄道駅周辺整備課から市道を所管する道路部局に引き継がれている。
 (道路総務課に所属替えとなった。)

しかし、公有財産台帳では、市道白浜313号線の土地は、所管(所属名称)が鉄道駅周辺整備課、口座用途区分が道路予定地のままとなっている。既に所属替が行われているため、公有財産台帳における所属名称を道路総務課に、また、口座用途区分を道路に、それぞれ変更する必要がある。【結果10-8】

3 市之郷新駅関連事業用地について

(1) 概要

索引番号	017138-A00003 外7筆(土地)
財産口座名称	市之郷新駅関連事業用地
財産分類	普通財産
口座用途	事業予定地
種目(登記上の地目)	雑種地、鉄道用用地
所在地	日出町三丁目地内・市之郷地内
面積	計 3,650.38㎡

(2) 監査の結果

<公有財産台帳の所属名称変更手続の遅延について>

市之郷新駅関連事業用地の土地(普通財産、事業予定地)は、東姫路駅周辺の開発事業用の土地で、主として、市道になる予定のものであった。鉄道駅周辺整備課の「市之郷新駅関連事業」は完了し、それに伴い、市之郷新駅関連事業用地の土地は、鉄道駅周辺整備課から市道を所管する道路部局に引き継がれている。(道路総務課に所属替えとなった。)

しかし、公有財産台帳では、市之郷新駅関連事業用地の土地(普通財産、事業予定地)は、財産分類区分が普通財産、所管(所属名称)が鉄道駅周辺整備課、口座用途区分が事業予定地のままとなっている。既に所属替が行われているため、所属名称を道路総務課に、財産分類区分を行政財産・公共用(システム上は、「その他の財産」)に、口座用途区分を道路に、それぞれ変更する必要がある。【結果10-9】

4 事務所及びレストハウスについて

(1) 概要

索引番号	019134-B00001（建物）
財産口座名称	姫路・英賀保間新駅周辺整備事業用地
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	道路予定地
種目	一般物件
建物別	一般事務所
建物名称	事務所及びレストハウス
所在地	手柄93-2
構造	鉄筋コンクリート造
延床面積	360.47㎡

(2) 監査の結果

<公有財産台帳の所属名称の誤りについて>

姫路市手柄93-2の「事務所及びレストハウス」の建物は、手柄山中央公園整備室が所管しているが、公有財産台帳では、誤って、所属名称が鉄道駅周辺整備課と記載されていた。公有財産台帳における所属名称を手柄山中央公園整備室に訂正する必要がある。【結果10-10】

第11章 都市局（都市開発整備事業）の所管する財産

第1節 都市開発整備事業の概要

1 都市開発整備事業の沿革

「姫路市都市開発事業及び都市整備事業」は、昭和41年2月に「夢前川整備事業」、「網干川整備事業」、「土地造成事業」、「名古屋山霊苑事業」、「宅地開発事業」、「駅西地区整備事業」の6特別会計を統合し、「姫路市都市開発事業」として住宅地及びえい地の造成・供給を目的に発足し、その後、昭和48年に都市基盤整備事業を追加している。

公共による宅地供給事業は、民間事業者の成長に伴い、その役割を終えつつあるが、公有財産（普通財産）の活用・処分を進めるため、一般会計では困難でも企業会計の手法・ノウハウを活用することで可能となる案件の分譲に取り組んできた。

また、えい地の造成については、社会情勢や価値観の変化はあるものの、従来型の墓地に対する需要は依然として根強いものがあり、姫路西霊苑において、第2期整備事業を行っている。

現在の主な事業は霊苑の永代貸付事業と土地開発事業等の残地の売却となっている。

2 都市開発整備事業会計

(1) 地方公営企業法の財務規程等の適用

都市開発事業及び都市整備事業には、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、同法の財務規定等が適用されている（姫路市都市開発事業及び都市整備事業に地方公営企業法の財務規定等を適用する条例）。

したがって、都市開発整備事業会計は企業会計方式によっている。すなわち、発生主義会計及び複式簿記が採用されており、損益計算書、貸借対照表等の作成が義務付けられている。

(2) 都市開発事業及び都市整備事業会計規則

地方公営企業法の財務規定等が適用される姫路市都市開発事業及び都市整備事業（以下「開発整備事業」という。）の会計及び財務に関する基準並びに手続きを定め、事業の能率的な運営と適正な経理を行い、開発整備事業の健全な発達に資することを目的として、姫路市都市開発事業及び都市整備事業会計規則が制定されている。

開発整備事業の会計及び財務に関しては、法令、条例及びこの規則に定めのあるもののほか、姫路市会計規則の規定の例によることとされている。

また、財産（資産）の取得、管理、処分等については、姫路市公有財産規則の規定の多くが適用されないこととされており（同規則第48条）、これに代えて姫路市都市開発事業及び都市整備事業会計規則の資産に関する規定等が適用される。

3 事業の所管する財産

(単位：千円)

資産の種類	令和元年度	令和2年度	令和3年度
有形固定資産			
土地	681,845	380,239	380,239
土地造成			
完成土地	54,960	348,648	334,977
(合計)	736,805	728,887	715,216

(注) 建物は所有していない。

4 霊苑の永代貸付事業について

(1) 姫路西霊苑（第1・2期）使用者募集案内の内容

(報告書と関連する箇所を一部抜粋)

姫路西霊苑（第1・2期）使用者募集案内の内容のうち、この監査報告書の内容と関連するものは以下のようになっている。なお、名古屋山霊苑及び片山霊園も類似する内容となっている。

ア 募集区画及び永代使用料・永代清掃料（市内居住者）

姫路西霊苑		面積	永代使用料		永代清掃料
			一括納付	分割納付	
2区・3区（第1期）	1B～4B	4.0㎡	1,000,000円	1,050,000円	104,000円
5区（第2期）	1B～2B	4.0㎡	1,000,000円	1,050,000円	104,000円
		5.9㎡	1,475,000円	1,548,750円	156,000円
		6.0㎡	1,500,000円	1,575,000円	156,000円

イ 墓碑建立の条件

使用許可後、3年以内に墓碑を建立しなければならないとされている（3. 申し込みに際しての注意事項（3））。

ウ 使用許可の取消について

次の①～⑦のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことがあるとされている（9. その他の注意事項 ①）。

- ① 許可を受けた目的以外にえい地（注：墓地）を使用したとき。
- ② 使用権を譲渡し、又は使用場所を転貸したとき。
- ③ 他人に譲渡する目的をもって使用許可を得たと認めるとき。
- ④ 許可を受けた後、ふん墓の造営をしないで3年を経過したとき。
- ⑤ 市長の命じた使用場所の施設の維持及び保護をしないで放任のまま5年を経過したとき。

- ⑥ 偽りその他不正な手段により使用料の徴収をまぬがれたとき。
- ⑦ 法令又は姫路市霊苑条例若しくはこれに基づく規則及び指示に違反したとき。
なお、霊苑の使用許可を取り消されたときは、直ちにその場所を自己の費用をもって原状に回復し、返還しなければならないとされている。

エ 使用権の消滅について

次のいずれかに該当するときは、使用権は消滅するとされている（9. その他の注意事項 ①）。

- ① 使用者が死亡し、相続人又は親族若しくは縁故者等祖先の祭祀を主宰する者がいないとき。
- ② 使用者が住所不明となり10年を経過したとき。

オ 墓地の返還について

墓地が不要になったときは、市長に届け出て、その場所を原状に回復し返還しなければならないとされている（9. その他の注意事項 ③）。

- ① 使用許可を受けた日から3年以内に墓地を返還した場合、既に納めた永代使用料の90%に相当する額が還付される。永代清掃料は還付されない。
- ② 使用許可を受けた日から3年を越えた後に墓地を返還した場合、既に納めた永代使用料の50%に相当する額を還付される。永代清掃料は還付されない。

(2) えい地貸与による使用料収入

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
名古屋山霊苑	47	44,385千円	44	43,788千円	53	55,575千円
姫路西霊苑	6	6,000千円	14	14,550千円	10	10,000千円
片山霊園	9	4,896千円	7	3,576千円	10	5,774千円
計	62	55,281千円	65	6,1914千円	73	71,349千円

第2節 監査の結果

1 墓地の貸付に係わる会計処理について

霊苑事業においては、利用者から永代使用料を収受しているが、通常の複式簿記のルールに従って会計処理した場合は、

(借方) 現金預金	×××	(貸方) 永代使用料	×××
-----------	-----	------------	-----

となるべきところ、

(借方) 現金預金	×××	(貸方) 土地売却益 (売上高)	×××
-----------	-----	---------------------	-----

(借方) 土地売却原価	×××	(貸方) 完成土地	×××
-------------	-----	-----------	-----

と、土地の売却を行った場合と同じ会計処理をしている。

都市計画課によれば、都市開発整備事業会計の開始時から当該会計処理を継続しているとのことである。その理由については「永代使用料となっているので実質的に売却したと考え、売却の処理したのではないか」ということであるが、明確な理由は不明である。

募集案内では、「ふん墓の造営を3年以内に行わなかった場合等には使用許可の取り消しができる」となっており、また、「使用者が住所不明となって10年を経過したとき等は、使用権が消滅する」となっている。これらのことから、使用者が墓地を永久に使用することは想定されていないと考えられる。

なお、各霊苑内の土地には、貸し付けられる墓地区画以外にも、霊苑管理事務所、駐車場及び霊苑内道路等がある。これらの土地については利用者に貸し付けられたものではないので、墓地を売却する処理をしたとしても、共有部分として、貸借対照表の有形固定資産に土地として計上されるべきものである。

しかし、実際には、貸し付けられる墓地区画以外の霊苑管理事務所、駐車場及び霊苑内道路等についても売却を行った場合と同じ会計処理がなされている。つまり、墓地部分の区画の分譲（永代貸付）ではなく、霊苑全体（墓地区画及び共有部分）を分譲（永代貸付）した会計処理となっている。

したがって、墓地の貸付時には、永代使用料を収益計上する方法に改める必要がある。また、過年度の売上原価に振り替えた完成土地を振り戻す必要がある。

【結果11-1】

2 都市開発事業及び都市整備事業会計規則について

都市開発事業及び都市整備事業会計規則第18条第2項第2号には、「土地は、霊苑事業の完成した部分について、完成した部分に投資した額を完成土地勘定へ振替えるものとする。」という規定がある。しかし、完成土地勘定は、霊苑事業以外の事業において、造成が完了した分譲地を計上する勘定科目であって、墓地のように貸し付ける物

件を計上する勘定科目ではなく（都市開発事業及び都市整備事業会計規則第26条）、また、永代使用といえども所有権が使用者に移転するわけではないので、この条項は明らかな間違いであり、不当な会計処理を強いるものである。

当該条項が、墓地の永代貸付であるにもかかわらず、誤った売却処理を誘引した可能性は否定できない。この誤った条項は早急に削除すべきである。また、墓地の永代貸付の適切な会計処理を促すために、墓地の適切な永代貸付の会計処理方法を記載した条項を新設することが望まれる。【結果11-2】

<都市開発事業及び都市整備事業会計規則>

（取得等の意義）

第18条 固定資産の取得その他の異動の意義及び時期は、次の各号に定めるところによる。

(1)～(2) (略)

(3) 土地は、霊苑事業の建設のために投資した直接費及び間接費を建設改良費から振替により計上する。

2 固定資産の喪失その他の異動の意義及び時期は、次の各号の定めるところによる。

(2) 土地は、霊苑事業の完成した部分について、完成した部分に投資した額を完成土地勘定へ振替えるものとする。

（完成土地）

第26条 完成土地は、霊苑事業以外の事業ごとにその事業の完成した部分に投資した額を未成土地から振替により計上し、土地の処分に応じて、別に定めた基準に従い、土地売却原価へ振替なければならない。

3 土地の売上原価の会計処理について

都市開発整備事業会計においては、墓地は永代貸付であるにもかかわらず、墓地を売却する会計処理がなされている。売上原価の計算にあたっては、当該霊苑の「主要事業の投資額累計表」をもとに計算している。

売上原価は、以下の計算方法により原価率を計算し、永代使用料収入×原価率で算定している。

$$\text{原価率} = \frac{\text{当該年度の永代貸付可能霊苑の永代の用地費及び工事費等合計額}}{\text{当該年度の永代貸付可能霊苑の永代使用料の合計額}}$$

$$\text{売上原価} = \text{永代使用料収入} \times \text{原価率}$$

「主要事業の投資額累計表」は、永代貸付される各霊苑の造成開始時から令和3年度までの造成費用及び売上原価への振替額の累計、また、現在残っている完成土地等の残高をまとめたものとなっている。

この表の構造から、次の等式が成り立つはずであるが、この等式が成立していない。

造成費用（用地買収費、工事費及びその他費用） = 過去の売上原価への振替額 + 令和3年度末の完成土地及び未成土地（工事中の霊苑）の合計残高
--

都市開発整備事業会計においては、墓地が永代貸付であるにもかかわらず、売却処理がなされているため、適正な状態に戻すために過去の売上原価の計算資料を検証する必要がある。したがって、売上原価への振替額の基礎資料である各霊苑の「主要事業の投資額累計表」を検証し、過去の売上原価への正しい振替額の累計を貸付土地に戻すことが必要である。【結果11-3】

4 墓地の返還に係わる会計処理について

姫路市の墓地の貸付においては、墓地の返還が認められており、募集案内では以下のとおりとなっている。

墓地の返還について

墓地が不要になったときは、市長に届け出て、区画を原状に回復し返還しなければなりません。

1. 使用許可を受けた日から3年以内に墓地を返還した場合、既に納めた永代使用料の90%に相当する額を還付します。永代清掃料は還付しません。
2. 使用許可を受けた日から3年を越えた後に墓地を返還した場合、既に納めた永代使用料の50%に相当する額を還付します。永代清掃料は還付しません。

墓地の貸付時には、以下の仕訳がなされている。

（借方） 現金預金 × × ×	（貸方） 土地売却益 （売上高） × × ×
------------------------------------	--

（借方） 土地売却原価 × × ×	（貸方） 完成土地 × × ×
----------------------------------	------------------------------------

したがって、墓地の返還があった場合の会計処理は、この仕訳の取消を行うことになるが、実際に行われているのは、

（借方） その他雑支出 × × ×	（貸方） 現金預金 × × ×
----------------------------------	------------------------------------

のみである。

第3節 意見

1 墓地の返還条項の改正について

概要に記載のとおり、使用許可を受けた日から3年を越えた後に墓地を返還した場合は、永代使用料の50%を返還することになっている。

最近の「えい地返還による使用料還付金」及び「使用料収入」の推移は以下のとおりとなっている。

<えい地返還による使用料還付金>

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
還付件数	86件	69件	76件
使用料還付金額 A	16,491千円	17,443千円	15,444千円
使用料収入 B	55,281千円	61,914千円	71,349千円
A/B	29.8%	28.2%	21.6%

使用料収入の実質取り消しである使用料還付金の直近の3年の合計額は50,000千円程度となっている。また、使用料還付金の使用料収入等に対する割合は、21.6%から29.8%となっている。このように、使用料還付金は、無視できない大きな金額となっている。

「永代使用料の50%を返還する」という現状の墓地返還条項は、使用者に非常に有利な条項であるが、姫路市にとっては非常に不利な条項となっているので、将来的には見直しを検討することが望まれる。

本来であれば、現状のように墓地の返還者数が多く、かつ、永代使用料の還付の可能性が高ければ、永代使用料の還付に係わる引当金の計上も検討する必要があるが、都市開発整備事業会計は令和6年度には一般会計に移行することが決定しているため、引当金の検討は必要がないと考えられる。

なお、都市開発整備事業会計を一般会計に移行する際には、えい地返還による使用料還付金は無視できない金額になると思われるので、えい地返還による使用料還付金を過去の実績等を基礎として見積もり、見積額を基金等に積み立てておくことも検討する必要がある。【意見11-1】

2 貸借対照表における墓地用地の表示について

令和3年度の貸借対照表の資産の部における「土地」の表示は次のとおりである。一部を抜粋して示すと次の通りとなる。

(単位：千円)

1	固定資産	
	(1) 有形固定資産	
	イ 土地	380,239

また、令和3年度の貸借対照表の資産の部における「完成土地」の表示は次のとおりである。

(単位：千円)

1-1	土地造成	
	(1) 完成土地	334,977

「土地」は、姫路西霊苑の工事中の墓地用地の簿価であり、「完成土地」は姫路西霊苑及び片山霊園の工事が完了した永代貸付が可能な墓地用地の簿価である。

貸借対照表の表示科目としては、「土地」は「未成貸付土地」とし、「完成土地」は「貸付土地」とすることが望ましい。【意見11-2】

3 永代清掃料について

霊苑事業では、使用者から永代使用料に加えて永代清掃料を収入している。永代清掃料は、地方公営企業会計である都市開発整備事業会計の収益ではなく、一般会計の歳入として処理されている。清掃業務には人件費等のコストが毎年度支出されるが、永代貸付としている現状では、永代清掃料収入は永代貸付の開始時に一定の額を受け取ることになっているため、将来、歳入がないにもかかわらず、歳出だけが発生する時期が必ず到来し、将来世代に負担だけを強いることになる。

他都市においては、姫路市の永代清掃料に相当する管理料を、永代ではなく20年間の使用料の前払方式をとっている例もみられる。このケースでは20年経過後は再度20年間の管理料を徴収することになる。

今後、永代清掃料については、他都市のように有期の清掃料に改定することを検討する必要がある。【意見11-3】

第12章 建設局の所管する財産

第1節 道路総務課の管理する財産に関する事項

1 公有財産台帳の不備について

姫路市公有財産規則第39条では、管財課長は、公有財産台帳記載の事項に変動があれば、その都度整理しなければならないと、また、同規則第21条によれば、公有財産取扱主任は、公有財産台帳の記載事項は適正であるかどうか、現況と一致しているかどうか注意する義務があり、記載事項や現況に異状があったときは、直ちにその旨を課長等に報告し、その指示に従い措置しなければならないと定められている。

したがって、公有財産を所管する課の公有財産取扱主任は、公有財産台帳の記載事項に誤りがないよう適切に管理する必要がある。

なお、道路法の適用がある道路については、道路法により作成が義務付けられている道路台帳において管理されている。また、道路については毎会計年度の決算において調製される「財産に関する調書」（地方自治法第233条、地方自治法施行令第166条第2項・第3項、地方自治法施行規則第16条の2）には記載を要しない扱いになっている（地方自治法施行規則（別記）財産に関する調書様式（第16条の2関係）財産に関する調書 1 公有財産 (1)土地及び建物 備考2）。

しかし、公有財産規則において、公有財産台帳による管理対象から除外されていない以上、道路法の適用がある道路についても、他の公有財産と同様に、道路台帳の記載だけでなく、公有財産台帳の記載事項についても適正に管理する必要があると考えられる。

○ 姫路市公有財産規則

（台帳の作成）

第39条 管財課長は、公有財産台帳を調製して、法238条第1項に掲げる種類及び同条第2項に定める分類に従い、次に掲げる事項を記載して、変動の都度整理しておかななければならない。

（以下略）

（注意義務）

第21条 公有財産取扱主任は、特に次に掲げる事項について注意しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 公有財産台帳の記載事項は適正であるかどうか。また、現況と一致しているかどうか。

2 公有財産取扱主任は、前項各号に掲げる事項について異状があったときは、直ちにその旨を課長等に報告し、その指示に従い措置しなければならない。

(1) 取得日及び異動日の誤り

ア 概要

索引番号	013787-A00011 (土地)
財産口座名称	幹第67号線
財産分類	その他財産
口座用途	道路
種目(登記上の地目)	田
所在地	北平野一丁目234-4
面積	(公簿) 59.00㎡ (実測) 59.14㎡
備考	異動事由: 道路法適用 異動日: 2048年11月25日 取得事由: 売買契約 取得日: 2048年11月25日

イ 監査の結果

公有財産台帳では、本件土地の取得日・異動日が将来の日付となっていた。道路総務課に確認したところ、当該土地(北平野一丁目234-4)の全部事項証明書では、所有権移転の原因日が昭和60年11月25日で、登記申請の受付日が昭和60年12月19日ということであった。

本件土地の公有財産台帳上の取得日及び異動日は、将来の日付となっているため、本来あるべき日付となるように、公有財産管理システムに適切な修正等の入力を行う必要がある。【結果12-1】

なお、現在の公有財産台帳上の異動日・取得日の年である西暦2048年は、「平成60年」に相当するため、システム上「昭和60年」が「平成60年」と誤って入力されたと考えることもできる。

(2) 現在は合筆されて登記簿上存在していない地番の土地について

ア 概要

索引番号	005493-A00046 (土地)
財産口座名称	城北10号線
財産分類	その他財産
口座用途	道路
種目(登記上の地目)	公衆用道路
所在地	広峰二丁目806-831
面積	(公簿) 9.91㎡
備考	異動事由: 寄附 異動日: 2034年06月07日 取得事由: 寄附 取得日: 2034年06月07日

イ 監査の結果

公有財産台帳では、本件土地の取得日・異動日が将来の日付となっていたため、道路総務課に確認したところ、本件土地は、昭和45年11月20日に広峰二丁目806-70から分筆され、同年12月7日に広峰二丁目806-70に合筆されており、現在は登記簿上存在していない地番の土地であるということであった。

しかし、公有財産台帳には市有地として登録されたままの状態であるため、公有財

産管理システムに適切な修正等の入力を行う必要がある。【結果12-2】

なお、別の土地である広峰二丁目806-431（索引番号：005493-A00071、道路総務課所管、財産分類：その他財産、口座用途：道路）の所有権移転登記日が昭和46年6月7日で、取得事由、取得公簿面積及び取得相手先が本件土地の登録内容と一致しているため、所在地について「広峰二丁目806-431」を「広峰二丁目806-831」と誤って入力した可能性がある。

(3) 現在は道路総務課が所管していない土地について

ア 概要

索引番号	013606-A00004（土地）	
財産口座名称	菅生校区法定外道路	
財産分類	その他財産	
口座用途	法定外公共物道路	
種目（登記上の地目）	公衆用道路	
所在地	夢前町寺1293-1	
面積	（公簿）353.00㎡ （実測）353.10㎡	
備考	異動事由名称：用途廃止・所属替 取得事由：売買契約	異動日：2018年03月08日 取得日：2018年03月08日

イ 監査の結果

公有財産台帳では、本件土地は売買による取得と用途廃止が同日になっている。道路総務課に確認したところ、本件土地は、平成17年2月7日に国から譲与を受けた法定外道路であるが、平成29年1月18日に用途廃止して普通財産として管財課に所属替し、現在道路総務課では所管していない土地であるとのことであった。

しかし、公有財産台帳では現在も道路総務課で所管している土地となっているため、公有財産管理システムに適切な修正等の入力を行う必要がある。【結果12-3】

なお、公有財産台帳上の取得日及び異動日の日付が実際ともものと全く異なっているが、公有財産台帳上の取得日及び異動日である2018（平成30）年3月8日は、おそらく入力日であると考えられる。

(4) 財産口座名称及び口座用途区分の誤り（1）

ア 概要

索引番号	008695-A00002・A00007（土地）	
財産口座名称	網干西校区帰属道路（市道認定前）	
財産分類	その他財産	
口座用途	帰属道路（市道認定前）	
種目（登記上の地目）	公衆用道路	
所在地	網干区興浜907-473・907-476	
面積	計 64.11㎡	
備考	取得事由：売買契約	取得日：1998年06月10日

イ 監査の結果

公有財産台帳では、本件土地は取得から20年以上経過しているにもかかわらず、現在も市道認定前の帰属道路と分類されている。この理由について確認したところ、取得当時の状況については不明であるが、現在は法定外道路として管理しており、市道認定予定もないことから、財産口座名称及び口座用途区分は不適當であると考えられるとの回答であった。したがって、現況に合わせて、財産口座名称を「網干西校区法定外道路」に、また、口座用途区分を「法定外公共物道路」に訂正すべきである。

【結果12-4】

(5) 財産口座名称及び口座用途区分の誤り (2)

ア 概要

索引番号	006013-A00020・A00026 (土地)
財産口座名称	高岡西校区帰属道路 (市道認定前)
財産分類	その他財産
口座用途	帰属道路 (市道認定前)
種目 (登記上の地目)	公衆用道路
所在地	下手野四丁目593-7・593-8
面積	計 7.58㎡
備考	取得事由：売買契約 取得日：1976年12月22日

イ 監査の結果

公有財産台帳では、本件土地について取得から40年以上経過しているにもかかわらず、現在も市道認定前の帰属道路と分類されている。この理由について確認したところ、市道認定前の帰属道路と分類された理由については不明であるが、現在は法定外道路として管理しており、市道認定の予定はなく、財産口座名称及び口座用途区分は不適當であるとの回答であった。したがって、現況に合わせて、財産口座名称を「高岡西校区法定外道路」に、また、口座用途区分を「法定外公共物道路」に訂正すべきである。【結果12-5】

2 共有名義の通路について

(1) 概要

索引番号	012520-A00005 (土地)
財産口座名称	香呂校区法定外道路
財産分類	その他財産
口座用途	帰属道路 (市道認定前)
種目 (登記上の地目)	公衆用道路
所在地	香寺町田野地内
面積	(公簿) 165.00㎡ (実測) 165.20㎡

(2) 監査の結果

本件土地の口座用途区分は「法定外公共物道路」であるが、姫路市 (旧香寺町：持

分4分の3)と隣接地所有者(A:持分8分の1、B:持分8分の1)との共有名義となっている。

本件土地周辺は、不動産業者が分譲地として開発した宅地であり、本件土地は宅地内に所在する通路である。一方は市道と接続しているが、反対側は市道と繋がっておらず行き止まりとなっており、分譲地内の4軒の宅地居住者のみが使用する専用通路として、開発時に整備されたものと思われる。

小規模な宅地開発の場合、宅地を分譲する際には、宅地購入者に専用通路の共有持分も売却して、宅地の所有者らで専用通路を共有する方法が一般的であるが、本件土地については、平成5年に4分の1の共有持分が宅地購入者Cに売却(その後ABに売却されABが8分の1ずつの共有持分を保有)されたものの、平成6年、11年、15年の宅地購入者に対しては、共有持分は移転されず、一方で、平成8年には開発した不動産業者が保有していた4分の3の共有持分が、旧香寺町に寄附されたという経過をたどっている。

本件土地は、旧香寺町が香寺町法定外公共物管理条例に基づき「法定外公共物」として管理していたものであるが、旧香寺町管理の法定外道路は、旧香寺町の姫路市編入によって、姫路市法定外道路管理条例(以下「管理条例」という。)に基づく「法定外道路」と扱われることになっている(管理条例附則3)。ただし、本件土地のように、姫路市が市民と共有する土地について、姫路市単独所有の法定外道路と、まったく同様に扱ってよいかは疑問があり、共有による管理上の支障も生じうるおそれがある。

たとえば、道路が毀損して修繕の必要が生じた場合、単独所有の法定外道路であれば、管理条例第5条及び第14条第1項により、許可申請を経て申請者の費用負担により修繕することになるが、本件土地のように姫路市が共有持ち分のみ有する場合の費用負担については明確ではない。法定外道路の占用許可の申請(管理条例第5条)があった場合についても、管理条例に基づく許可を出すことが可能か明確ではない。

また、共有者は共有物の分割請求権を有しているほか(民法第256条第1項)、共有物の変更(大規模修繕など)を行うには共有者全員の同意を得なければならないなど(民法第251条)、権利関係が複雑化していることにより、共有のままであると管理に支障が生じるおそれがあるため、共有状態を解消して、管理責任の所在を明確にし、円滑な管理を可能な状態にする必要がある。【結果12-6】

共有の解消方法の一つとして、共有者ABから共有持分の寄附を受けるなどして姫路市の単独所有とすることが考えられるが、その場合、行き止まりを解消して市道認定をするか、あるいは管理条例に基づき法定外道路として指定し、告示の手続きを経たうえで、法定外道路として管理することが適切であると思われる。

○ 姫路市法定外道路管理条例

(許可事項)

第5条 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 法定外道路の修繕、改良等のため当該道路に関する工事を行うこと。
- (2) (略)

(費用負担)

第14条 第5条第1項の許可を受けて行う工事等に要する費用は、当該許可を受けた者が負担しなければならない。

2 (略)

3 道路総務課所管の駐輪場・自転車駐車場の財産分類区分等について

(1) 概要

下記の3件の土地は、いずれも姫路市が公益財団法人自転車駐車場整備センターに土地を貸し付け、同法人が管理運営している駐輪場であるが(※)、公有財産台帳では、「その他財産」「行政財産・公共用」「普通財産」とそれぞれ異なる財産分類区分に分類されている。

(※) 公益財団法人自転車駐車場整備センターは、放置自転車対策を目的として、市や鉄道事業者から土地の貸付を受けて駐輪場を整備運営し、利用料金収入により整備費等を償還した後に駐輪場を市に譲渡するという事業を全国で展開している。

索引番号	016693-A00001・A00002 (土地)
財産口座名称	ひめじ別所駅自転車駐車場
財産分類	その他財産
口座用途	道路関連用地
種目(登記上の地目)	宅地
所在地	別所町別所二丁目8・9
面積	計 554.47㎡
備考	開設年H17 駅及びロータリー等を合わせて整備

索引番号	017471-A00001・A00002 (土地)
財産口座名称	姫路駅東口第2自転車駐車場
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	地域整備事業
種目(登記上の地目)	宅地
所在地	東駅前町72-1・73-1
面積	計 943.36㎡
備考	開設年H27 市有地を活用

索引番号	018241-A00001 (土地)
財産口座名称	英賀保駅北駐輪場
財産分類	普通財産
口座用途	貸付地
種目(登記上の地目)	宅地
所在地	飾磨区山崎
面積	(公簿・実績) 471.49㎡
備考	開設年H30 区画整理により生じた保留地を市が購入し、整備

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

道路総務課に理由を確認したところ、財産分類区分を登録したのは事業を担当した課であるが、登録された時期によって公有財産台帳のシステム上選択できる区分の種類が異なるほか、取得経緯などによって施設に対する考え方も異なり、分類基準が統一されていないため財産分類区分が異なっているとのことであった。

現在の財産分類区分であると、同じ公益財団法人に用地を貸し付けている駐輪場という施設であるにもかかわらず、姫路駅東口第2自転車駐車場は財産に関する調書(地方自治法施行令第166条第2項・同施行規則第16条の2)に「行政財産・公共用財産」として、英賀保駅北駐輪場は「普通財産」として計上され、一方で、ひめじ別所駅自転車駐車場は「その他財産」(道路関連用地)と分類され、財産に関する調書には計上されないことになる。そもそも、駅前広場やロータリーの一部に含まれている駐輪場の土地については、公有財産台帳上、区別して登録されていないなど、統一的な管理がされておらず、公有財産台帳による財産管理として適切とは言えない。

駐輪場は、道路法の適用のある道路と異なり、道路台帳による管理がされないため、公有財産台帳による管理はより重視されることを踏まえると、財産分類区分の分類の見直しも含めて、駐輪場に関する財産管理の在り方について検討する必要がある。

【意見 12-1】

第2節 道路建設課の所管する財産に関する事項

1 道路建設課所管の四阿（あずまや）について

(1) 概要

公有財産台帳によると、道路建設課にて下記の建物を所管している。なお、道路建設課が所管している建物はこの1件のみである。

索引番号上位	007871-B00001（建物）
財産口座名称	市道見野東西線
財産分類	その他財産
口座用途	校区道路
建物名称	四阿
種目	一般物件
建物別	休憩所・待合所
所在地	四郷町見野1073番地4
構造	鉄骨造
延床面積	12.25㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

道路建設課によると、市道新設に伴い既存の公園の一部を道路にしたため、隣接する場所を新たに公園として整備し、増設した公園内に設置された四阿であるが、すでに供用は開始されているとのことであった。

今後、公園部に所属替を行う予定のことであるが、すでに供用は開始されているにもかかわらず、道路や道路関連用地ではなく公園内に建てられた四阿を道路の担当部署である道路建設課で所管していることは適切な状態ではないため、早急に所属替の手続きを行うことが望まれる。【意見12-2】

第3節 公園緑地課の所管する財産に関する事項

1 財産口座の名称に「(使用不可)」という文言が付加されている事例について

(1) 概要

次の公園については、公有財産台帳上、2以上の財産口座(注)が登録されている。また、そのうち1つには財産口座の名称に「(使用不可)」という文言が付加されている。

公園の名称	公有財産台帳上の財産口座		
	財産口座番号 (索引番号上位)	名称	工作物の登録
阿保緑地	000298	日ノ出緑地(使用不可)	あり
	010868	日の出緑地・阿保緑地	なし
東夢前台第五緑地	001828	東夢前台第五緑地(使用不可)	あり
	006857	東夢前台第五緑地	なし
別所西緑地	002820	別所西緑地(使用不可)	あり
	004880	別所西緑地	なし
保城北緑地	004379	保城北緑地(使用不可)	あり
	002964	保城北緑地	なし
白鳥緑地	008786	白鳥緑地(使用不可)	あり
	006388	白鳥緑地	なし
兼田緑地	009616	兼田緑地(使用不可)	あり
	008602	兼田緑地(階段)	なし
	010024	兼田緑地(進入路合)	なし

(注) 姫路市の「財務会計システム(公有財産管理・資産管理)」のマニュアルによれば、「口座」とは、「●●小学校」や「○○公民館」等、それぞれの財産の所属をまとめた単位であるとされる。

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

上記「(1) 概要」に記載した各公園において現在使用されている工作物は、公有財産台帳上は、「(使用不可)」という文言が財産口座の名称に付加されている財産口座に登録されている。

このような状態は、財産に関する事務を効率的に執行するうえで、混乱を生じさせるものになるといえる。例えば、新たな工作物を取得した際、「(使用不可)」という文言が付加されていない財産口座に登録すべきではあるが、実際に過去に取得した工作物は、「(使用不可)」という文言が付加されていない財産口座に登録されていることから、登録の事務処理を行う職員がどちらの財産口座に登録すればよいのか判断に困ってしまう状況が発生するのは、想像に難くない。

したがって、上記の各公園において現在使用されている工作物を、公有財産台帳上、財産口座名称に「(使用不可)」という言葉が付加されていない財産口座へ登録することについての検討が必要である。【意見12-3】

2 苜編バイパス南公園について

(1) 概要

苜編バイパス南公園（財産口座番号（注）：012073、所属は公園緑地課）に設置されている工作物が、公有財産台帳上、苜編第一公園という名称の財産口座（財産口座番号：018547、所属は公園整備課）にも登録されている。なお、苜編第一公園は苜編バイパス南公園の建設中の名称である。

（注）索引番号の上位6桁が財産口座番号である。本節において同様。

<財産口座番号が012073である財産の公有財産台帳登録例>

索引番号	012073-E00001
所属名称	公園緑地課
財産口座名称	苜編バイパス南公園
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	近隣公園
種目	囲障
名称	フェンス（H1000）
現在数量	157.00

<財産口座番号が018547である財産の公有財産台帳登録例>

索引番号	018547-E00001
所属名称	公園整備課
財産口座名称	苜編第一公園
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	近隣公園
種目	照明設備
名称	照明灯
現在数量	13.00

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

上記、「(1) 概要」に記載したような、公有財産台帳上、一つの公園に係る工作物が複数の財産口座に分散している状態は、財産に関する事務を効率的に執行するうえで、妨げとなることが多いといえる。

したがって、公有財産台帳上、現在は苜編第一公園という名称の財産口座に登録されている工作物を、苜編バイパス南公園の財産口座の工作物として登録することについて検討する必要がある。【意見12-4】

3 香寺総合公園について

(1) 概要

香寺総合公園（財産口座番号：018273）に設置されている建物が、公有財産台帳上、香寺町総合公園という名称の財産口座（財産口座番号：013231）に登録されている。

<財産口座番号が013231である財産の公有財産台帳登録例>

索引番号	013231-B00001（建物）
所属名称	公園緑地課
財産口座名称	香寺町総合公園
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	街区公園
種目	一般物件
建物別	便所
建物名称	香寺町総合公園便所
住所	兵庫県姫路市香寺町矢田部335
構造	鉄筋コンクリート造
延床面積	46.50㎡

<財産口座番号が018273である財産の公有財産台帳登録例>

索引番号	018273-A00001（土地）
所属名称	公園緑地課
財産口座名称	香寺総合公園
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	総合公園
種目	公園
所在地	兵庫県姫路市香寺町土師344-1
面積	（公簿・実測）413.00㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

上記、「(1) 概要」に記載したような、公有財産台帳上、一つの公園に係る財産が複数の財産口座に分散している状態は、財産に関する事務を効率的に執行するうえで、妨げとなることが多いといえる。

したがって、公有財産台帳上、現在は香寺町総合公園という名称の財産口座に登録されている建物を、香寺総合公園の財産口座の建物として登録することについて検討する必要がある。【意見12-5】

4 宮田団地第七公園について

(1) 概要

宮田団地第七公園（財産口座番号：018812、所在地：勝原区宮田263-4）の土地（勝原区宮田263-4）が、公有財産台帳上、宮田団地第六公園という名称の存在しない公園の財産口座（財産口座番号：006958）の土地として登録されている。なお、宮田団地第七公園の工作物については、宮田団地第七公園の財産口座のほか、宮田団地第六公園の財産口座にも登録されている。

<財産口座番号が006958である財産の公有財産台帳登録例>

索引番号	006958-A00001（土地）
所属名称	公園緑地課
財産口座名称	宮田団地第六公園
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	街区公園
種目（登記上の地目）	公園
所在地	勝原区宮田263-4
面積	（公簿）112.00㎡ （実測）112.26㎡

索引番号上位	006958-E00001（工作物）
所属名称	公園緑地課
財産口座名称	宮田団地第六公園
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	街区公園
種目	遊戯施設
名称	スベリ台 砂場
現在数量	2.00

<財産口座番号が018812である財産の公有財産台帳登録例>

索引番号上位	018812-E00001（工作物）
所属名称	公園緑地課
財産口座名称	宮田団地第七公園
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	街区公園
種目	遊戯施設
名称	宮田団地第七公園 遊具
現在数量	2.00

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

上記、「(1) 概要」に記載したような、公有財産台帳上、一つの公園に係る財産が複数の財産口座に分散している状態は、財産に関する事務を効率的に執行するうえで、妨げとなることが多いといえる。

したがって、公有財産台帳上、現在は宮田団地第六公園という名称の財産口座に登録されている土地及び工作物を、宮田団地第七公園の土地及び工作物として登録することについて検討する必要がある。【意見12-6】

5 中島東公園について

(1) 概要

中島東公園には、公有財産台帳上、財産口座が二つ登録されている。

一つは、財産口座番号が013980である財産口座であり、工作物が登録されている。当該財産口座の名称は「中島東公園」となっている。もう一つは、財産口座番号が008808である財産口座であり、土地(飾磨区中島三丁目216)及び工作物が登録されているが、当該財産口座の名称は「中島阿成第四公園」となっている。

<財産口座番号が013980である財産の公有財産台帳登録例>

索引番号上位	013980-E00001 (工作物)
所属名称	公園緑地課
財産口座名称	中島東公園
財産分類区分名称	行政財産・公共用
口座用途区分名称	街区公園
種目	遊戯施設
名称	遊具 (オープンウェーブスライダー)
現在数量	1.00

<財産口座番号が008808である財産の公有財産台帳登録例>

索引番号上位	008808-A00001 (土地)
所属名称	公園緑地課
財産口座名称	中島阿成第四公園
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	街区公園
種目	公園
番地	兵庫県姫路市飾磨区中島三丁目216
現在報告面積	(公簿・実績) 2,000.00㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

上記、「(1) 概要」に記載したような、公有財産台帳上、一つの公園に係る財産が複数の財産口座に分散している状態は、財産に関する事務を効率的に執行するうえで、妨げとなることが多いといえる。

したがって、公有財産台帳への土地及び工作物の登録を、いずれかの財産口座に統一することについて検討する必要がある。また、財産口座番号が008808である財産口座に統一する際には、財産口座の名称を「中島阿成第四公園」から「中島東公園」に変更することが望ましい。【意見12-7】

6 高浜第一公園について

(1) 概要

高浜第一公園には、公有財産台帳上、財産口座が二つ登録されている。

一つは、財産口座番号が018813である財産口座であり、工作物が登録されている。当該財産口座の名称は「高浜第一公園」となっている。もう一つは、財産口座番号が008295である財産口座であり、土地（飾磨区上野田五丁目139）が登録されているが、当該財産口座の名称は「高浜東第一公園」となっている。

<財産口座番号が018813である財産の公有財産台帳登録例>

索引番号	018813-E00001（工作物）
所属名称	公園緑地課
財産口座名称	高浜第一公園
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	街区公園
種目	遊戯施設
名称	高浜第一公園 遊具
現在数量	1.00

<財産口座番号が008295である財産の公有財産台帳登録例>

索引番号上位	008295-A00001（土地）
所属名称	公園緑地課
財産口座名称	高浜東第一公園
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	街区公園
種目	公園
所在地	飾磨区上野田五丁目139
面積	（公簿）2,000.00 （実績）2,000.94

（2）監査の結果

記載すべき事項はない。

（3）意見

上記、「(1) 概要」に記載したような、公有財産台帳上、一つの公園に係る財産が複数の財産口座に分散している状態は、財産に関する事務を効率的に執行するうえで、妨げとなることが多いといえる。

したがって、公有財産台帳への工作物の登録を、いずれかの財産口座に統一することについて検討する必要がある。また、財産口座番号が008295である財産口座に統一する際には、財産口座の名称を「高浜東第一公園」から「高浜第一公園」に変更することが望ましい。【意見12-8】

7 英賀乙第二公園について

（1）概要

英賀乙第二公園には、公有財産台帳上、財産口座が二つ登録されている。

一つは、財産口座番号が019201である財産口座であり、工作物が登録されている。当該財産口座の名称は「英賀乙第二公園」となっている。もう一つは、財産口座番号が011102である財産口座であり、土地（飾磨区英賀乙72-102）及び工作物が登録されているが、当該財産口座の名称は「英賀東浜第二公園」となっている。

<財産口座番号が011102である財産の公有財産台帳登録例>

索引番号	011102-A00001（土地）
所属名称	公園緑地課
財産口座名称	英賀東浜第二公園
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	街区公園
種目	公園
番地	飾磨区英賀乙72-102
面積	（公簿）239.00 （実績）239.81

<財産口座番号が09201である財産の公有財産台帳登録例>

索引番号	019201-E00001（工作物）
所属名称	公園緑地課
財産口座名称	英賀乙第二公園
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	街区公園
種目	遊戯施設
名称	英賀乙第二公園 遊具（1基）
現在数量	1.00

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

上記、「(1) 概要」に記載したような、公有財産台帳上、一つの公園に係る財産が複数の財産口座に分散している状態は、財産に関する事務を効率的に執行するうえで、妨げとなることが多いといえる。

したがって、公有財産台帳への土地及び工作物の登録を、いずれかの財産口座に統一することについて検討する必要がある。また、財産口座番号が011102である財産口座に統一する際には、財産口座の名称を「英賀東浜第二公園」から「英賀乙第二公園」に変更することが望ましい。【意見12-9】

8 白国公園について

(1) 概要

白国公園については、建物が公有財産台帳に登録されている。当該建物は便所（索引番号：004282-B00001）であり、所在地は白国三丁目909-1となっている。

索引番号上位	004282-B00001（建物）
所属名称	公園緑地課
財産口座名称	白国公園
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	街区公園
種目	一般物件
建物別	便所
建物名称	便所
住所	兵庫県姫路市白国三丁目909-1
構造	鉄筋コンクリート造
延床面積	16.91㎡

しかしながら、白国公園（白国公園の所在地は、姫路市のWebサイト「中部の公園一覧」(<https://www.city.himeji.lg.jp/kanko/0000002694.html#index-1-24>)によると、姫路市白国三丁目1364-1となっている。）の土地については、公有財産台帳には登録されていなかった。また、白国公園の敷地は借受地であるかどうかについて、管財課から入手した「借受許可調査票」等により確認をしたが、白国公園の敷地については借受けを行っていないことが確認された。

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

上記、「(1) 概要」の事実から、白国公園の敷地については、公有財産台帳への登録が漏れている可能性が高い。したがって、公園緑地課は、白国公園の敷地について、取得の経緯にさかのぼって調査を行い、仮に、公有財産台帳への登録が漏れている場合には公有財産台帳に登録することが望ましい。

なお、公有財産台帳上、口座用途が「調査土地」である土地（財産分類は「その他財産」に区分されている。）の中に、所在地が白国三丁目1206-1（公簿面積1,951.00㎡）のもの（索引番号：003286-A00004）がある。公園緑地課は、白国公園の敷地について調査を行う際には、当該調査土地との関連についても併せて調査することが望ましい。【意見12-10】

9 さわやかトイレ（赤坂地区）（口座用途：公衆衛生施設）について

(1) 概要

公有財産台帳上、公園緑地課に所属している建物のうちに、口座用途が公衆衛生施設であるものが見受けられた。

そのうちの 하나가、「さわやかトイレ（赤坂地区）」である。当該建物の公有財産台帳上の索引番号は015239-B00001であり（財産口座番号は015239）、所在地は、家島町宮1135-112となっている。

索引番号	015239-B00001（建物）
所属名称	公園緑地課
財産口座名称	さわやかトイレ（赤坂地区）
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	公衆衛生施設
種目	一般物件
建物別	便所
建物名称	さわやかトイレ（赤坂地区公衆トイレ）
住所	兵庫県姫路市家島町宮1135-112
構造	鉄骨造
延床面積	14.75㎡

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

公園緑地課に、当該建物について、独立した公衆衛生施設であるのかどうかについて質問したところ、当該建物は赤坂公園（財産口座番号：013100）の中の施設であるという回答があった。

索引番号	013100-A00001（土地）
所属名称	公園緑地課
財産口座名称	赤坂公園
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	街区公園
種目	宅地
所在地	家島町宮1635-101
面積	（公簿・実測）263.33㎡

したがって、赤坂公園には、公有財産台帳上、財産口座が二つ登録されているということになる。このような、一つの公園に係る財産が、公有財産台帳上、複数の財産口座に分散している状態は、財産に関する事務を効率的に執行するうえで、妨げとなることが多いといえる。

したがって、公有財産台帳上、さわやかトイレ（赤坂地区）を、赤坂公園の財産口座に含めて登録することを検討する必要がある。【意見12-11】

なお、この「さわやかトイレ（赤坂地区）」と全く同様の事例が「さわやかトイレ（亀

岩地区)」にもみられる。

索引番号上位	015240-B00001 (建物)
所属名称	公園緑地課
財産口座名称	さわやかトイレ (亀岩地区)
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	公衆衛生施設
種目	一般物件
建物別	便所
建物名称	坊勢環境さわやかトイレ (亀岩)
所在地	家島町坊勢700-21
構造	鉄骨コンクリート造
延床面積	18.75㎡

索引番号上位	013101-A00001 (土地)
所属名称	公園緑地課
財産口座名称	亀岩公園
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	街区公園
種目	公園
番地	家島町坊勢700-21
現在報告面積	(公簿・実測) 962.00㎡

10 廃止された公園等の工作物について

(1) 概要

次に掲げる、市立の公園や公園に類する機能を有する場所(スポーツ広場公園)は、令和4年3月末時点においてすでに廃止されている。

財産口座番号	所属名称	財産口座名称	財産分類区分	口座用途区分
000769	公園緑地課	木場緑地	行政財産・公共用	河川公園
002608	公園整備課	横関スポーツ広場	行政財産・公共用	その他の公園
006685	公園整備課	大津区石ヶ岬スポーツ広場	行政財産・公共用	その他の公園
006759	公園整備課	西坂スポーツセンター	行政財産・公共用	その他の公園
007850	公園緑地課	明田公園	行政財産・公共用	地区公園
010104	公園整備課	飯田スポーツ広場	行政財産・公共用	その他の公園
011670	公園緑地課	上余部緑地 (廃止)	行政財産・公共用	河川公園
012232	公園整備課	水尾川スポーツ広場	行政財産・公共用	その他の公園

しかし、公有財産台帳上は、上記の財産口座に所属する工作物については、除却の処理がなされていない状態となっていた。

(2) 監査の結果

公園やそれに類する機能を有する場所が廃止された場合、公有財産管理システム(財務会計システムの「公有財産管理・資産管理」の機能をいう。)への入力は、適時

に行う必要があるのは当然である。これは、公有財産規則第 39 条第 1 項において、公有財産台帳は変動の都度整理しておかなければならないとされているからである。したがって、公園部において、廃止された公園やそれに類する機能を有する場所の工作物についての公有財産管理システムの入力（除却の処理）を、できるだけ速やかに実施する必要がある。

また、公園部において、公有財産管理システムの入力が適時に変更されていなかった原因を調査・検討し、今後に役立てることが望ましい。【結果 12-7】

11 用途が貸付地となっている土地について

(1) 概要

公有財産台帳上、公園緑地課の所属とされている普通財産の土地のうちに、口座用途が貸付地となっている次の土地がある。

索引番号	003501-A00002・A00003（土地）
所属名称	公園緑地課
財産口座名称	船津スポーツ広場公園
財産分類	普通財産
口座用途	貸付地
種目	用悪水路
所在地	船津町 1407-4・同 1416-3
面積	（公簿・実測）計 107.00 m ²

(2) 監査の結果

当該土地について公園緑地課に質問したところ、船津スポーツ広場公園は、現在では船津北公園として開設されている街区公園となっており、貸付地も存在していないとのことであった。

公有財産台帳上、船津北公園には財産口座が次のように登録されている。

索引番号上位	所属名称	財産口座名称	財産分類	口座用途
015199	公園緑地課	船津北公園	行政財産・公共用	街区公園

なお、船津北公園の財産口座には、現在、6 筆の土地が登録されている。

したがって、公有財産台帳上、現在船津スポーツ広場公園として登録されている 2 筆の土地については、船津北公園の財産口座に移すことにより、口座用途が貸付地ではないようにする必要がある。【結果 12-8】

12 浜手緑地白浜地区（1）について

(1) 概要

公有財産台帳において、浜手緑地白浜地区（1）の財産口座（財産口座番号：007130）に登録されている次の建物は、すでに滅失しているにもかかわらず、公有財産台帳に

登録されたままとなっている。なお、浜手緑地白浜地区（１）の建物は、公園緑地課に所属している。

索引番号		建物別	建物名称	延床面積	取得日
007130	B00001	倉庫	倉庫	32.40	昭和38年3月24日
007130	B00002	倉庫	名称不明	18.00	昭和38年3月24日
007130	B00003	寮舎・宿舎	宿舎	64.80	昭和38年3月24日
007130	B00005	便所	便所	10.08	昭和38年5月31日
007130	B00006	寮舎・宿舎	宿舎	108.00	昭和41年2月24日
007130	B00007	その他	相撲場	33.98	昭和42年11月30日
007130	B00008	簡易事務所	管理事務所	41.36	昭和46年9月30日
007130	B00009	簡易機械室棟	ポンプ室	15.69	昭和46年9月30日
007130	B00012	倉庫	物置	13.12	昭和48年5月1日

また、次の工作物については、すでに滅失しているにもかかわらず、公有財産台帳に登録されたままとなっている。なお、浜手緑地白浜地区（１）の工作物は、公園緑地課に所属している。

索引番号		種目	名称	数量	取得日
007130	E00002	囲障	外柵	1.00	昭和38年5月31日
007130	E00003	遊戯施設	砂場	1.00	昭和38年5月31日
007130	E00004	遊戯施設	登りはん木	3.00	昭和38年5月31日
007130	E00005	遊戯施設	段違い4連ブランコ	1.00	昭和38年5月31日
007130	E00006	遊戯施設	向合せブランコ	1.00	昭和38年5月31日
007130	E00007	遊戯施設	二連スベリ台	1.00	昭和38年5月31日
007130	E00008	遊戯施設	回転椅子	1.00	昭和38年5月31日
007130	E00009	雑工作物	ベンチ	6.00	昭和38年5月31日
007130	E00010	遊戯施設	プレイウォール	1.00	昭和38年5月31日
007130	E00011	遊戯施設	ままごとの家	3.00	昭和38年5月31日
007130	E00012	遊戯施設	トンネル及びトンネル橋	1.00	昭和38年5月31日
007130	E00014	照明設備	水銀灯	1.00	昭和38年5月31日
007130	E00016	雑工作物	じん芥簡易焼却炉 5.28 m ²	1.00	昭和41年10月25日
007130	E00021	雑工作物	パーゴラ（藤棚）	2.00	昭和46年9月30日
007130	E00023	雑工作物	じん芥簡易焼却炉 4.62 m ²	1.00	昭和49年7月3日

（２） 監査の結果

建物や工作物が用途を外れて撤去（除却）がなされた場合、公有財産管理システム（財務会計システムの「公有財産管理・資産管理」の機能をいう。）への入力、適時に行う必要があるのは当然である。これは、公有財産規則第39条第1項において、公有財産台帳は変動の都度整理しておかなければならないとされているからである。したがって、公園緑地課において、上記の建物や工作物についての公有財産管理システムへの撤去（除却）の入力を、できるだけ速やかに実施する必要がある。

また、公園緑地課において、公有財産管理システムへの撤去（除却）の入力が適時に行われていなかった原因を調査・検討し、今後の事務処理に役立てることが望ましい。【結果12-9】

13 口座用途が「調査土地」である土地について

(1) 概要

公有財産台帳上、公園緑地課に所属する土地のうちに、次に示すように、財産分類が「その他財産」で、口座用途が「調査土地」とされているものがある。

索引番号	財産口座名称	財産分類	口座用途	種目	所在地	面積
003286 A00001	調査対象土地 (公園管理課担当)	その他財産	調査土地	宅地	飾磨区中島2399-4	138.62
003286 A00003	調査対象土地 (公園管理課担当)	その他財産	調査土地	宅地	飾磨区中島2398-19	65.55
003286 A00004	調査対象土地 (公園管理課担当)	その他財産	調査土地	公園	白国三丁目1206-1	1,951.00

なお、財産分類「その他財産」は、道路及び橋りょう、河川及び海岸並びに港湾及び漁港といった、財産に関する調書（地方自治法施行令第166条第3項）に記載することを要しない（地方自治法施行規則第16条の2の様式 備考2）とされている公有財産（土地及び建物）等を、公有財産台帳に登録する際に使用される財産分類の区分である。

また、姫路市の説明によると、口座用途が「調査土地」とされている土地は、登記があるものの所在の確認が困難な土地であり、このような土地についても財産分類を「その他財産」、口座用途を「調査土地」として公有財産台帳に登録をしているとのことである。

(2) 監査の結果

姫路市の説明によると、既述のように、口座用途が「調査土地」となっている土地は、登記があるものの所在の確認が困難な土地であるとのことである。

公園緑地課によれば、これまで、これらの口座用途が「調査土地」となっている土地が公有財産台帳に登録されていることについては、認識がなかったということであった。

したがって、公園緑地課は、これらの口座用途が「調査土地」とされている土地について、調査を実施して実態を確認し、公有財産台帳の整理を行う必要がある。

【結果12-10】

第4節 公園整備課の所管する財産に関する事項

1 才相田スポーツ広場について

(1) 概要

才相田スポーツ広場には、公有財産台帳上、財産口座が二つ登録されている。

一つは、財産口座番号(注)が004380である財産口座であり、もう一つは財産口座番号が008274である財産口座である。これらの財産口座には、いずれも工作物が登録されている。これらは財産口座の名称も「オスポーツ広場」で同一となっている。

なお、才相田スポーツ広場の敷地については、姫路市が無償での借地契約を結び、姫路市が市有の工作物を設置している。

<財産口座番号が004380である財産の公有財産台帳登録例>

索引番号	004380-E00001(工作物)
所属名称	公園整備課
財産口座名称	オスポーツ広場
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	その他の公園
種目	排水設備
名称	側溝 36.6m 溝蓋3枚
現在数量	1.00

(注) 索引番号の上位6桁が財産口座番号である。

<財産口座番号が008274である財産の公有財産台帳登録例>

索引番号	008274-E00001(工作物)
所属名称	公園整備課
財産口座名称	オスポーツ広場
財産分類	行政財産・公共用
口座用途	その他の公園
種目	運動施設
名称	バレー用ポール コーナマーク16個
現在数量	1.00

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

上記、「(1) 概要」に記載したような、公有財産台帳上、一つの公園に係る工作物が、複数の財産口座に分散している状態は、財産に関する事務を効率的に執行するうえで、妨げとなることが多いといえる。

したがって、公有財産台帳上、工作物を、いずれかの財産口座に統一して登録することについて検討する必要がある。また、いずれかの財産口座に統一する際には、統一する財産口座の名称を「才相田スポーツ広場」に変更することが望ましい。

【意見12-12】

第5節 河川管理課の所管する財産に関する事項

1 河川管理課に所属する工作物の公有財産台帳への登録について

(1) 概要

河川管理課に所属する工作物としては、ポンプ場の排水ポンプや樋門のゲート等がある。これらについては、公有財産台帳への登録にあたって、次の2種類のケースが見受けられる。

- ① 河川名の財産口座（注）（例：阿成川）を構成する財産として登録されているケース

この場合、財産分類は「その他財産」、口座用途は「河川 水路」として登録されている。

<公有財産台帳登録内容の例>

索引番号	008825-E00001
所属名称	河川管理課
財産口座名称	阿成川
財産分類	その他財産
口座用途	河川 水路
名称	立軸軸流 700mm×55kw 揚程3.5m 65立方メートル
現在数量	1.00
種目	排水設備

（注）姫路市の「財務会計システム（公有財産管理・資産管理）」のマニュアルによれば、「「口座」とは、「●●小学校」や「○○公民館」等、それぞれの財産の所属をまとめた単位」とであるとされる。

- ② 河川名の財産口座ではなく、ポンプ場等で独立した財産口座（例：阿成排水ポンプ場）を設けて、当該財産口座を構成する財産として登録されているケース

この場合、財産分類は「行政財産・公用」、口座用途は「河川保全施設」として登録されている。

<公有財産台帳登録内容の例>

索引番号	008478-E00003
所属名称	河川管理課
財産口座名称	阿成排水ポンプ場
財産分類	行政財産・公用
口座用途	河川保全施設
名称	自家発電機3φ 220V 60HZ 300KVA
現在数量	1.00
種目	電気設備

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

上記「(1) 概要」に記載したように、2種類のケースが混在している状態は、財産

に関する事務を効率的に執行するうえで、混乱を生じさせる原因となるといえる。

したがって、「(1) 概要」に記載した①、②のいずれかのケースに統一することを検討する必要がある。【意見 12-13】

2 工作物の公有財産台帳への登録もれについて

(1) 概要

河川管理課から提供を受けた「姫路市河川図」を閲覧し、河川図に記載されているポンプ場及び樋門（水門）から任意にサンプルを抽出し、抽出したサンプルが公有財産台帳に登録されているかどうかについて、突合を実施した。

その結果、次に示すポンプ場及び樋門は、公有財産台帳に登録がないことが判明した。

<ポンプ場>

- ・ 柿木川排水ポンプ場
- ・ 大塩西第2排水ポンプ場
- ・ 大塩東濤排水ポンプ場
- ・ 平松排水ポンプ場

<樋門>

- ・ 構東川放水路樋門
- ・ 手野川樋門
- ・ 仁豊野南川樋門
- ・ 中島川防潮樋門
- ・ 福泊樋門
- ・ 六角排水路樋門

(2) 監査の結果

姫路市公有財産規則第39条第1項の規定により、姫路市の公有財産には公有財産台帳を調製しなければならないとされているため、公有財産台帳に登録がない公有財産が存在していることは合規性の観点から問題がある。

したがって、河川管理課は、上記のポンプ場及び樋門について、取得の時点からの経緯を調査し、公有財産台帳を調製するために必要な事務処理を至急行う必要がある。

また、上記「(1) 概要」に記載したサンプル以外にも、公有財産台帳に登録がない公有財産が存在していないかについて、河川管理課において調査することが望ましい。

さらに、河川管理課において、公有財産台帳に登録されていない公有財産が発生してしまった原因を調査・検討し、今後の事務処理に役立てることが望ましい。

【結果 12-11】

3 撤去（除却）されたが公有財産台帳に登録されていた工作物について

(1) 概要

公有財産台帳（工作物）に登録されているポンプ場及び樋門からサンプルを任意に抽出し、「姫路市河川図」と突合することにより、抽出したサンプルが河川図に記載されているかどうかについて調査を実施した。

その結果、次に示す樋門は、「姫路市河川図」に登録がないことが判明した。

索引番号	003955-E00001
所属名称	河川管理課
財産口座名称	広畑川
財産分類	その他財産
口座用途	河川 水路
種目	排水設備
名称	手動引上式木製排水樋門
現在数量	1.00

索引番号	009387-E00001
所属名称	河川管理課
財産口座名称	広畑排水路6号
財産分類	その他財産
口座用途	河川 水路
種目	排水設備
名称	手動引下げ式木製ゲート 1.75m×1.75m
現在数量	2.00

索引番号	003174-E00001
所属名称	河川管理課
財産口座名称	伊伝居川
財産分類	その他財産
口座用途	河川 水路
種目	排水設備
名称	手動引上式木製樋門 0.9m×0.8m
現在数量	1.00

河川管理課による上記の3つの樋門についての説明は、次のとおりである。

- ① 広畑川の手動引上式木製排水樋門は、現在は更新され、広畑川排水ポンプ場となっている。
- ② 広畑排水路6号の手動引下げ式木製ゲートは、平成12年に更新されている。「姫路市河川図」においては汐入川防潮樋門として記載されている樋門の構造物（鋼製スライドゲート）が更新後のものに該当する。
- ③ 伊伝居川の手動引上式木製樋門は、現在は鋼製スライドゲートに更新されている。「姫路市河川図」においては、「伊伝居川分流樋門」として記載されているものが更新後のものに該当すると推定される。

(2) 監査の結果

上記「(1) 概要」に記載した3つの樋門については、いずれもすでに撤去（除却）がなされ、新しいものに更新されている。しかしながら、公有財産台帳上は、撤去（除却）の処理がなされていない状態となっていた。

工作物が更新され、従来のものが撤去（除却）された場合、公有財産管理システム（財務会計システムの「公有財産管理・資産管理」の機能をいう。）への入力は、適時に行う必要があるのは当然である。これは、公有財産規則第39条第1項において、公有財産台帳は変動の都度整理しておかなければならないとされているからである。したがって、河川管理課において、上記の3つの樋門についての公有財産管理システムへの撤去（除却）の入力を、できるだけ早く実施する必要がある。

また、上記「(1) 概要」に記載したサンプル以外にも、公有財産台帳に登録されたままとなっている撤去（除却）された公有財産が存在していないかについて、河川管理課において調査することが望ましい。

河川管理課において、公有財産管理システムへの撤去（除却）の入力が適時に行われていなかった原因を調査・検討し、今後の事務処理に役立てることが望ましい。

【結果 12-12】

4 姫路市が所有するものであるかどうか不明確でない財産について

(1) 概要

公有財産台帳上、河川管理課に所属するものとして登録されている建物のうち、姫路市が所有するものであるかどうか不明確になっていないものが1件見受けられた。

(2) 監査の結果

上記「(1) 概要」に記載した建物については、姫路市が所有するものではない場合には、公有財産台帳に登録すべきものではない。

したがって、河川管理課は、当該建物についての詳細を調査し、現況を把握する必要がある。

仮に、姫路市が所有するものではないことが明確になった場合は、公有財産台帳の登録内容の整理についての検討が必要となる。【結果 12-13】

5 口座用途が「調査土地」である土地について

(1) 概要

公有財産台帳上、河川管理課に所属する土地のうちに、次に示すように、財産分類が「その他財産」で、口座用途が「調査土地」とされているものがある。

索引番号	財産分類	口座用途	種目 (注)	所在地	面積(m ²)
005353-A00001	その他財産	調査土地	井溝	神屋町二丁目62-3	29.00
005353-A00002	その他財産	調査土地	井溝	東郷町80-4	69.00
005353-A00003	その他財産	調査土地	井溝	城東町五軒屋21-2	6.61

索引番号	財産分類	口座用途	種目 (注)	所在地	面積(㎡)
005353-A00004	その他財産	調査土地	井溝	城東町五軒屋10	19.00
005353-A00005	その他財産	調査土地	井溝	宮上町一丁目270	135.00
005353-A00006	その他財産	調査土地	井溝	東郷町94-3	72.00
005353-A00007	その他財産	調査土地	井溝	城東町五軒屋19	6.61
005353-A00008	その他財産	調査土地	井溝	宮上町二丁目76	6.61
005353-A00009	その他財産	調査土地	井溝	宮上町一丁目273	13.00
005353-A00010	その他財産	調査土地	井溝	城東町五軒屋12	26.00
005353-A00011	その他財産	調査土地	井溝	東郷町82-5	19.00
005353-A00012	その他財産	調査土地	井溝	楠町163	6.61
005353-A00013	その他財産	調査土地	井溝	城東町五軒屋8	19.00
005353-A00014	その他財産	調査土地	井溝	神屋町二丁目61-3	19.00
005353-A00015	その他財産	調査土地	井溝	城東町五軒屋21-5	6.61
005353-A00016	その他財産	調査土地	井溝	宮上町二丁目42	79.00
005353-A00017	その他財産	調査土地	井溝	東郷町84-3	3.30
005353-A00018	その他財産	調査土地	井溝	城東町五軒屋5	23.00
005353-A00019	その他財産	調査土地	井溝	宮上町二丁目68	13.00
005353-A00022	その他財産	調査土地	井溝	城東町五軒屋21-3	9.91
005353-A00023	その他財産	調査土地	井溝	東郷町108-2	16.00
005353-A00024	その他財産	調査土地	井溝	城東町五軒屋18	6.61
005353-A00025	その他財産	調査土地	井溝	宮上町一丁目268	72.00
005353-A00026	その他財産	調査土地	井溝	城東町五軒屋13	26.00
005353-A00027	その他財産	調査土地	井溝	城東町五軒屋21-7	23.00
005353-A00028	その他財産	調査土地	井溝	城東町五軒屋21	13.00
005353-A00029	その他財産	調査土地	井溝	城東町五軒屋7	9.91
005353-A00030	その他財産	調査土地	井溝	東郷町81-4	42.00
005353-A00031	その他財産	調査土地	井溝	東郷町83-5	49.00
005353-A00032	その他財産	調査土地	井溝	城東町五軒屋9	16.00
005353-A00033	その他財産	調査土地	井溝	城東町五軒屋20	6.61
005353-A00036	その他財産	調査土地	井溝	城東町五軒屋15	13.00
005353-A00037	その他財産	調査土地	井溝	城東町五軒屋21-4	6.61
005353-A00038	その他財産	調査土地	井溝	城東町五軒屋17	155.00
005353-A00039	その他財産	調査土地	井溝	楠町164	9.91
005353-A00040	その他財産	調査土地	井溝	宮上町一丁目269	105.00
005353-A00042	その他財産	調査土地	井溝	城東町五軒屋21-6	9.91
005353-A00043	その他財産	調査土地	井溝	宮上町二丁目66	69.00
005353-A00044	その他財産	調査土地	井溝	東郷町93-4	26.00
005353-A00045	その他財産	調査土地	井溝	城東町五軒屋21-1	6.61
005353-A00046	その他財産	調査土地	井溝	城東町五軒屋6	9.91
005353-A00047	その他財産	調査土地	井溝	宮上町二丁目67	6.61

(注) 登記簿上の「地目」のことである。

なお、財産分類「その他財産」は、道路及び橋りょう、河川及び海岸並びに港湾及び漁港といった、財産に関する調書（地方自治法施行令第166条第3項）に記載することを要しない（地方自治法施行規則第16条の2（別記）財産に関する調書様式（第十

六条の二関係) 1 (1) 備考2)とされている公有財産(土地及び建物)等について、これらを公有財産台帳に登録する際に使用される財産分類の区分である。

姫路市の説明によると、口座用途が「調査土地」とされている土地は、登記があるものの所在の確認が困難な土地等であり、このような土地についても財産分類を「その他財産」、口座用途を「調査土地」として公有財産台帳に登録をしているとのことである。

(2) 監査の結果

既述のように、口座用途が「調査土地」とされている土地は、登記があるものの所在の確認が困難な土地等である。

河川管理課は、上記「(1) 概要」に記載した土地について、現況の把握に努める必要がある。【結果12-14】

また、現況の把握の結果に対応した公有財産台帳の整理の方法を検討することが望ましい。

第13章 消防局の所管する財産

第1節 消防局総務課の所管する財産等に関する事項

1 実態と異なる借受不動産の管理について

(1) 概要

消防局で借受不動産として管理されているもののうち、下記について契約書の有無を確認した。抽出は管財課から提供を受けた借受許可調査票から実施した。

所属局	所属課	施設名	用途	区分	所在地
消防局	総務課	城陽分団 (庄田班)	車庫用地	土地	姫路市庄田181-1 (*1)
消防局	総務課	城陽分団 (庄田班)	車庫	建物	姫路市庄田181-1 (*1)
消防局	総務課	林田西分団 (下構班)	車庫用地	土地	姫路市林田町下構36-1 (*2)
消防局	総務課	林田西分団 (下構班)	車庫	建物	姫路市林田町下構36-1 (*2)

(*1) 借受許可調査票では180-1となっている

(*2) 借受許可調査票では37となっている

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない

(3) 意見

管財課から提供を受けた借受許可調査票において消防局で借受けを行っていると思われるもののうち、概要に記載の4件の土地・建物について、契約書が作成されていない。

当該土地については、形式上、土地所有者から借受けたものを消防団車庫の用地として同所有者へ貸付けていることとなっているが、これは当該消防団車庫用地が市有地でないことを明らかにするために行っており、そもそも借受けの実態もなく相手方も土地の貸借に関する認識が存在しないため、改めて契約書の整備は行わないとの説明を受けた。ここで、姫路市公有財産規則第4条において、借受けている不動産は行政財産と同様の管理を行う必要があることとされていることから、形式的にであっても借受けている不動産として取り扱うのであれば、行政財産として保有する財産と同様の管理が求められるものと考えられる。借受けの実態がないという状況であるにもかかわらず借受けている不動産として管理を行う事は適切ではないと考えられ、市有地でないことを明らかにするために行うのであれば、別途備忘のための引継書面を整備することが適切であると考えられる。

以上より、借受けの実態がないのであれば、借受不動産としての管理ではなく別途情報の引継が行えるよう書面を整備することで、財産所有と管理について実態と形式

の整合性を図っていくことが望ましい。【意見13-1】

【参考】姫路市公有財産規則

第4条 市が、公用又は公共用に供する目的で借受けている不動産については、この規則による行政財産の管理の例により管理するものとする。

2 公有財産台帳に未登録の土地とその上部の利用状況について

(1) 概要

索引番号	未登録
財産口座名称	未登録
財産分類	未登録
口座用途	未登録
種目（登記上の地目）	宅地
所在地	家島町真浦651番、652番
面積	651番：66.11㎡、652番：62.80㎡

(2) 監査の結果

家島町真浦651番及び652番の土地は、姫路市の所有する土地であるが、公有財産台帳に登録されていない。姫路市は、これらの土地を公有財産台帳に登録する必要がある。【結果13-1】

当該土地については、防火水槽が設置されているため、消防局の所管とすることが適切と考えられる。ただし、当該土地については、地域への貸付けが行われていることから、この点も考慮して今後の管理について検討を行う必要がある。

なお、現在この土地に自動車や二輪車が駐車されており、貸付地であることを考慮したとしても、防火水槽が設置された土地の上部に自動車が駐車されている状況は適切とはいえない。侵入防止用のポールが抜き去られており、自由に侵入できる状態となっていることでこのような状況になっているとも考えられるが、貸付地であることを理由に地域住民にはこの土地は自由に利用できる土地であるとの解釈がある可能性もあり、また、古くから地域住民が利用してきた実態もあることなど、地域の実情に照らせば直ちに完全に侵入禁止とすることは難しいと考えられるため、当該土地の今後の利用について地域住民と協議することが望ましい。

ただし、駐車や駐輪については、近隣に駐輪場などもあることを考慮すれば、他の駐車場等の利用を促すことも可能であると考えられるため、万が一の火災の際に消防車が停車できない状況になることがないように、早期に対策を講じることが望まれる。

第14章 教育委員会事務局の所管する財産

教育委員会事務局は、教育総務部、教育企画室、学校教育部及び生涯学習部で組織されている。

なお、生涯学習部生涯学習課の公民館事業は令和4年4月1日に市民局市民参画部市民活動推進課に移管されているが、令和3年度の機構図に従い教育委員会事務局に所属する事業に含めて監査手続を実施した。

第1節 教育総務部学校施設課の所管する財産に関する事項

1 市立学校財産の管理について

(1) 概要

市立学校とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定により設置された学校のうち、教育委員会の所管に属するものをいう（姫路市教育委員会行政組織規則（本章において「教委行政組織規則」という。）第3条第4項）。

教育委員会の所管する財産のうち、市立学校財産（教材、教具その他用品及び備品を除く。）の管理は学校施設課が行っている（教委行政組織規則第8条第2号ウ）。

(2) 監査の結果

ア 市立学校財産の管理に関する規定の明確化について

地方自治法では、財産を取得し、管理し、及び処分することは普通地方公共団体の長、すなわち市長が権限を有すると規定している（地方自治法第149条）。その上で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（本章において「地方教育行政法」という。）では、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（本章において「教育財産」という。）の管理は教育委員会が行うことと定め（同法第21条）、教育財産を取得し、及び処分することは市長が行うことと定めている（同法第22条）。

姫路市ではこれらの法令を踏まえて、「市長と教育委員会との地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について」（本章において「協議書」という。）や教委行政組織規則で具体的な運用を定めているが、用語の定義や規定する対象行為の範囲が不十分であることから、その権限と責任が十分に明文化されていない。

具体的には、協議書第1条において、教育財産を取得し、及び処分すること（教育財産の営繕に関すること（市立学校の土木工事に関することを除く。）のうち大規模なものを除く。）は、教育委員会の補助機関である職員及び教育委員会の管理に属する機関の職員に補助執行させると規定している。しかし、教委行政組織規則では、第8条(2)において、市立学校の施設の維持管理及び営繕に関すること、市立学校財産（教材、教具その他用品及び備品を除く。）の管理に関すること等が学校施設課の分掌事務と

して規定されているものの、教育財産の取得及び処分並びに管理に関する事務分掌が網羅的に定められているとはいえない。

現在の事務分掌は明文化されていない過去からの慣例に従って行われており、責任部署が明確でないばかりでなく、事務の重複による非効率や誤解による事務の不履行・停滞が生じるおそれがある。教委行政組織規則や協議書の内容を洗い出した上で、法令等に準拠しかつ姫路市として適切と考える事務分掌を決定し明文化することが必要である。【結果14-1】

<参考> 地方自治法

第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

一～五 (略)

六 財産を取得し、管理し、及び処分すること。

(以下略)

第180条の2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

<参考> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の職務権限)

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。

二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。

(以下略)

(長の職務権限)

第22条 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

一 大学に関すること。

二 幼保連携型認定こども園に関すること。

三 私立学校に関すること。

四 教育財産を取得し、及び処分すること。

五 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。

六 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。

(事務処理の法令準拠)

第24条 教育委員会及び地方公共団体の長は、それぞれ前3条の事務を管理し、及び執行するに当たっては、法令、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に基づかなければならない。

(教育財産の管理等)

第28条 教育財産は、地方公共団体の長の総括の下に、教育委員会が管理するものとする。

2 地方公共団体の長は、教育委員会の申出をまつて、教育財産の取得を行うものとする。

3 地方公共団体の長は、教育財産を取得したときは、すみやかに教育委員会に引き継がなければならない。

<参考> 市長と教育委員会との地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について

(市長の権限に属する事務の補助執行)

第1条 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務について、教育委員会の補助機関である職員及び教育委員会の管理に属する機関の職員に補助執行させる。

(1)～(3) (略)

(4) 教育財産を取得し、及び処分すること（教育財産の営繕に関すること（市立学校の土木工事に関するものを除く。）のうち大規模なものを除く。）。

(以下略)

(教育委員会の権限に属する事務の補助執行)

第2条 教育委員会は、次の表の左欄に掲げる教育委員会の権限に属する事務について、同表の右欄に掲げる市長の補助機関である職員及びその管理に属する行政機関に属する職員に補助執行させる。

補助執行させる事務	補助執行させる職員
(途中略)	
教育財産の管理に関すること（教育財産の営繕に関するもののうち大規模なものに限る（市立学校の土木工事に関するものを除く。））	都市局公共建築部営繕課の職員

<参考> 姫路市教育委員会行政組織規則

(教育総務部)

第8条 教育総務部の課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 総務課

(略)

(2) 学校施設課

- ア 市立学校の施設の維持管理及び営繕に関すること(他の機関の所掌に属するものを除く。)
- イ 市立学校の用地事務及び造成工事に関すること。
- ウ 市立学校財産(教材、教具その他用品及び備品を除く。)の管理に関すること。
- エ 市立学校の施設の目的外使用許可及び目的外使用料の収入に関すること。
- オ 市立学校の警備及び防災に関すること。

イ 教育財産の区分管理について

教育財産は、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産である(地方教育行政法第21条第1項第2号)。市長は、教育財産を取得したときは、すみやかに教育委員会に引き継がなければならないとされており(同法第28条第3項)、教育財産は、市長の総括の下に、教育委員会が管理するものとされている(同法第28条第1項)。教育委員会事務局の所管に属する財産については、地方教育行政法に従い、教育財産と教育財産以外の財産とに区分して管理する必要があるが、現在の教育委員会事務局の所管に属する財産については、両者が明確に区分されていない。

地方教育行政法に従えば、教育委員会事務局の所管に属する財産については、教育財産と教育財産以外の財産とに区分することが必要であり、教育財産の定義を明確に把握して法令の要求に応えられるよう区分管理を徹底する必要がある。【結果14-2】

<参考> 地方自治法

第180条の8 教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。

<参考> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(地方教育行政法) (教育財産の管理等)

第28条 教育財産は、地方公共団体の長の総括の下に、教育委員会が管理するものとする。
2 地方公共団体の長は、教育委員会の申出をまつて、教育財産の取得を行うものとする。
3 地方公共団体の長は、教育財産を取得したときは、すみやかに教育委員会に引き継がなければならない。

(3) 意見

<姫路市立学校の目的外使用に係る許可権限の委任方法について>

姫路市では、姫路市立学校目的外使用条例および姫路市立学校目的外使用規則において、学校施設を目的外使用する場合は教育委員会の許可を受けなければならないと定めている。

その一方で、学校財産を目的外使用する場合において、使用料を全額免除する等、一定の条件に該当する場合の目的外使用許可については、条例や規則には定めずに、平成15年3月31日に姫路市教育委員会(学校施設課)が発出している「姫路市立学校目的外使用について(通知)」(この項において「通知書」という。)により、学校(園)

長への使用許可権限の委任事項を定めている。

一時的な取扱いを定める場合には、教育委員会から通知を発出することによって対応しても差し支えないと考えられる。しかし、取扱いが一時的なものではない場合には、通知内容の改定が必要となったときに改定経過の管理が行き届かない可能性があり、また、通知の発出から時間が経過すると、通知の内容が引き継がれなくなる可能性も出てくることが考えられる。

以上の点を考慮して、また、現在通知書に定めている学校（園）長への使用許可権限を委任する場合の取扱いについて規則で規定することに特段の支障はないと考えられることから、通知書に定めている内容を規則で定めることを検討する必要がある。

【意見14-1】

2 姫路高等学校について

(1) 概要

ア 姫路高等学校

名称	姫路市立姫路高等学校
所在地	姫路市辻井九丁目1番10号
設立	1939年4月15日
敷地面積	46,018㎡
校舎延面積	12,985 ㎡（下記パルナソスホール 3,868㎡を含む）
校舎竣工	昭和47年8月29日
在籍生徒数	712 人（令和3年5月現在）

イ パルナソスホール（姫路市立姫路高等学校音楽ホール）

名称	姫路市立姫路高等学校音楽ホール（愛称：パルナソスホール）
所在地	姫路市辻井九丁目1番10号
建築延面積	3,868㎡
構造	鉄筋コンクリート造 地下1階 地上2階
開館	平成元年10月18日
設備	音楽専用ホール 客席数811席 楽器 パイプオルガン（41音栓）、ポジティブオルガン グランドピアノ スタインウェイ Model D-274 1台 ベーゼンドルファー Model 290 インペリアル 1台 他

(2) 監査の結果

ア 安全性に問題のある学校財産について

現地往査時に現物確認を行った財産のうち、吹奏楽部の部室周辺を囲うフェンスについて、安全性に問題があると見受けられた。当該フェンスは1972年4月に取得したもので公有財産台帳ではH=5m、L=40mとなっているが、現存しているのはその

うちの一部であり全長40mに満たない長さとなっている。取得から50年を経過し老朽化が著しく胴縁や金網が欠落し防球ネットを張ることでフェンスとしての機能を保持している箇所が多くある。支柱の一部は写真のとおり大きく傾き手を触れると簡単にぐらつくほどである。物や人との接触や暴風時に倒壊するおそれがあるため、危険な状況にあることについて貼り紙などを設置し注意喚起を図るべきであり、早急に追加補強・補修等を行うべきである。【結果14-3】

なお、当該フェンスの改修は令和4年12月28日に完了している。

<対象施設写真>



(現地において撮影)

イ 学校財産の現物管理について

姫路市公有財産規則（本章において「公有財産規則」という。）第21条では、公有財産取扱主任は公有財産台帳の記載事項は適正であるかどうか、また、現況と一致しているかどうかについて注意しなければならないとされており、現況との一致について定期的な確認を行うことが求められている。

現状の学校財産の管理は、現物の安全性確認に重点を置いた巡回は行っているものの、公有財産台帳の記載事項が現況と一致しているかどうかという観点での現物確認は行っていない。

現況との一致の観点も含めた現物確認作業を少なくとも年に1回程度は実施する必要がある。【結果14-4】

(3) 意見

<パイプオルガンの耐用年数について>

パルナソスホール（姫路市立姫路高等学校音楽ホール）は、姫路高等学校の敷地内に建てられた大型のパイプオルガンを有する音楽専用ホールである。

パイプオルガンは建物に合わせて設計され、一台一台を手作りで製作するオーダー

メイド品である。

パルナソスホールに設置されているパイプオルガンは、財産ではなく物品として以下の2件が登録されている。

品名	規格	取得日	取得価額	耐用年数	簿価
パイプオルガン	須藤オルガン工房	平成2年11月3日	81,300,000円	5年	1円
パイプオルガン	ポジティブ4音栓 (専用椅子・台車含む)	平成27年3月6日	5,500,000円	5年	1円

平成2年に取得したパイプオルガンは建物と一体となり据付けられている大型のものである。平成27年に追加取得したパイプオルガンは小型で移動可能なポジティブオルガンである。

地方公会計上の減価償却を行うための耐用年数は原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に規定されている耐用年数に従うこととされている（総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」第45項）。物品登録されている2件のパイプオルガンは器具備品の楽器として5年の耐用年数が選択されている。移動可能なパイプオルガンは器具備品の楽器として取り扱い、5年の耐用年数で問題ないが、大型のパイプオルガンはパルナソスホールの建物と一体として機能しているものであり、その規模及び実際の使用可能年数を考えると耐用年数が短かすぎると思われる。一般的には、建物と一体的に機能する大型のパイプオルガンは、資産（資産）の区分は器具備品ではなく建物とし、鉄筋コンクリート造の演奏場用建物の耐用年数である41年を選択する実務が考えられる。

今後、新しく取得した財産の公有財産台帳への登録にあたっては、公有財産管理システムと資産管理システムがリンク（連携）していることから、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」及び「耐用年数の適用等に関する取扱通達」の規定を参照し、適切な財産（資産）の区分及び適切な耐用年数の選択をするよう努めることが望まれる（なお、この意見は学校施設課及び教育委員会事務局のみならず、姫路市全体について共通して言えることであるので留意が必要である）。【意見14-2】

3 旧山之内小学校及び幼稚園の敷地について

(1) 概要

旧山之内小学校は、平成18年3月に夢前町から姫路市に編入され、平成22年3月に前之庄小学校との統合のために閉校となっている。閉校となった後の旧山之内小学校の校舎や旧山之内幼稚園の園舎は民間に貸し出すなどにより活用を図っているが、一部の財産は引き続き学校施設課が所管している。

(2) 監査の結果

<旧山之内小学校及び幼稚園の敷地の所管部署について>

学校施設課では旧山之内小学校及び旧山之内幼稚園の財産のうちの一部を所管しているが、実際の利用状況からすると学校財産ではなく、学校施設課が所管すべきで

はないものがある。

山之内運動広場、山之内診療所及び道路として使用している土地について、山之内小学校と山之内幼稚園の用途廃止後の敷地整理時に適切な部署へ所管換すべきであったができていなかった。対象は下表のとおりである。

①～⑤の道路は道路総務課、⑥⑦の運動広場は建設局公園緑地課、⑧の診療所は地域医療課にそれぞれ所管換し、土地を所管する部署と実際に土地を利用している部署を同一にする必要がある。【結果14-5】

No.	区分	索引番号	財産分類 口座用途	財産口座名称 所在地	面積 (㎡)	利用状況
①	土地	013356 A00006	公共用財産 小学校	山之内小学校 夢前町山之内甲619-3	102.00	道路（県道山之内筋野姫路線用地）
②	土地	013356 A00007	公共用財産 小学校	山之内小学校 夢前町山之内甲619-4	212.00	道路（鹿谷269号線用地）
③	土地	013356 A00008	公共用財産 小学校	山之内小学校 夢前町山之内甲619-5	72.00	道路（鹿谷269号線用地）
④	土地	013356 A00009	公共用財産 小学校	山之内小学校 夢前町山之内甲619-6	331.00	道路（鹿谷269号線用地）
⑤	土地	013368 A00012	公共用財産 幼稚園	山之内幼稚園 夢前町山之内乙120-4	139.01	道路（鹿谷270号線用地）
⑥	土地	013368 A00004	公共用財産 幼稚園	山之内幼稚園 夢前町山之内乙125-5	172.85	山之内運動広場用地
⑦	土地	013368 A00010	公共用財産 幼稚園	山之内幼稚園 夢前町山之内乙120-2	57.86	山之内運動広場用地
⑧	土地	013368 A00011	公共用財産 幼稚園	山之内幼稚園 夢前町山之内乙120-3	222.12	山之内診療所用地

4 白浜小学校相撲場について

(1) 概要

ア 白浜小学校の概要

所在地	姫路市白浜町甲458番地
設立	明治5年
敷地面積	16,436㎡
校舎延面積	7,649㎡
校舎竣工	昭和48年3月、昭和53年11月、平成18年3月
在籍生徒数	692人（令和3年4月時点）

イ 白浜小学校相撲場

姫路市は相撲が盛んな地域であり複数の小学校や中学校に相撲場が整備されている。

白浜小学校相撲場については、昭和54年度に木造で建設され、平成16年度に台風で上屋が破損したためこれを撤去し、その後は土俵のみが残っている状態であった。

白浜小学校においては児童数が急激に増加し、普通教室が不足して平成17年度には校舎の増築工事を行っており、更なる校舎増築に備えるためのスペースを確保しておく必要があったことから、相撲場の上屋は復元しないままであった。近年は児童数が

増えていないことや、平成30年度に体育館の移転改築及び既存の体育館の撤去が完了し、運動場が拡張されたことから、相撲場の上屋の復元工事を行うこととなった。

相撲場の新築にあたっては、姫路市議の要望を反映させた結果60百万円の建設費を要しており当時の副市長の辞任など市政混乱について報道される事態となり、相撲場完成後1年以上経過しているが利用開始できていない。当該状況に対し、姫路市及び姫路市教育委員会では、大きく以下の3点の対応を行うことによりできるだけ早期に利用を開始することを決定した。

- ① 地域住民に開放する
- ② 安全性確保のため柱に緩衝マットをとりつける
- ③ 神明造の意匠を改修する（千木の一部を撤去する）

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

<神明造の意匠改修について>

相撲は1300年前の朝廷行事「三度節」の一つとして始まった「相撲節会」が起源と言われている。神明造は国技館の土俵上の屋根にも採用されているが、建築様式の一つであり宗教的な行為を強要するものではない。他の自治体においても国技館を模した神明造の千木を有した上屋を備える相撲場が整備されており、相撲の伝統にしたがった単なる様式であると考えられる。しかし、学校施設としてふさわしくない等の市議会からの意見もあることから、神明造の象徴である千木をカットすることについては、必要最小限の改修とするなど、慎重に判断することが望ましい。【意見14-3】

<対象施設写真>



(教育委員会提供)

第2節 生涯学習部姫路科学館の所管する財産に関する事項

1 姫路科学館の展示工作物について

(1) 概要

昭和40年に手柄山公園内に前身の姫路市立科学館が開館し、姫路市青山に所在する現在の姫路科学館は平成5年4月に開館している。その後平成21年8月に常設展示の大規模リニューアルが実施され、平成25年3月にプラネタリウムのリニューアルを行っている。

姫路科学館が所管する財産の概要は以下のとおりである。

名称	姫路科学館
所在地	姫路市青山1470番地の15
敷地面積	12,455㎡
建築延面積	8,162㎡
構造	本館：鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階， 塔屋2階 資料収蔵棟：鉄骨造
開館	平成5年4月
設備	常設展示：地球と郷土の自然、身の回りの科学、私たちの宇宙、展望室 プラネタリウム「GEMINISTAR IV-HIMEJI」

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

<展示物リニューアルに伴う展示物の一部撤去の処理について>

平成21年に行われた姫路科学館の常設展示の大規模リニューアルに伴い、旧展示設備（工作物、取得価額1,004百万円）の一部が撤去された。しかしながら、撤去された部分の金額（920百万円）及び残存する部分の金額（84百万円）の算定に関する資料が姫路科学館には保存されていなかった。

リニューアル工事を行った平成21年当時は、公有財産管理システムへの登録は管財課が行うことになっており、同課が撤去された部分の金額及び残存する部分の金額の算定を行って資料を保存している可能性もあったため、姫路科学館が管財課に確認を行ったところ、同課にも資料は保存されていなかった。

したがって、撤去された部分の金額及び残存する部分の金額を、どの部署がどのように算定し、公有財産台帳の評価額に反映したのかについての資料は、全く保存されていない状況であり、現存する財産（資産）の評価が適切に行われているかどうかの確認ができない状態となっている。

ここで、姫路市文書取扱規程では、特に重要な財産の取得又は処分に関する文書は10年を超えて長期に保管すべきとされている（姫路市文書取扱規程別表第1）。

旧展示物は、当初取得額が10億円を超える多額かつ特殊性のある投資であるため特に重要な財産であると考えられ、また、その入替えに際して撤去された部分の金額及び残存する部分の金額についての算定を行った資料は、以後の展示物の入替えを行う機会のためにも非常に有用なものであると考えられるため、姫路市文書取扱規程に照

らして特に重要な財産の取得又は処分に関する文書に該当すると判断し、10年を超えて長期に保存しておくべきであった。

また、公有財産規則では、公有財産の権利の得喪変更に関する証拠書類等は保存しなければならないとされており（公有財産規則第43条第2項）、うち処分済みに係るものについては、当該処分の日から10年間これを保存しなければならないとされている（姫路市公有財産規則第43条第3項）。

撤去された部分の金額及び残存する部分の金額を算定した資料については、残存する部分については処分済みとは言えないため、公有財産規則に照らしても一部撤去の日から10年を経過しても保管しておくべきであった。

したがって、今後は、展示物の入替えによる一部撤去を行う場合において、特に重要な財産の取得又は処分に該当すると判断したときには、撤去された部分の金額及び残存する部分の金額の算定に関する資料を長期に保存することが望ましい【意見14-4】

第3節 生涯学習部埋蔵文化財センターの所管する財産に関する事項

1 置塩城跡山麓の財産の管理について

(1) 概要

姫路市埋蔵文化財センターは、姫路市内の遺跡や出土品などの埋蔵文化財にかかわる拠点として平成17年11月に開館した施設であり、発掘調査をはじめ、出土品の保存・整理、普及活動などに取り組んでいる。

埋蔵文化財センターが所管する財産には、旧夢前町から移管を受けた置塩城跡およびその周辺財産である以下の財産が含まれている。

区分	財産口座番号	財産口座名称	財産分類区分	異動情報
土地	017779	史跡置塩城跡	公共用財産	平成18年3月 旧夢前町から姫路市に移管 平成28年7月 所管部署を夢前事務所から埋蔵文化財センターに変更 平成30年8月 普通財産から公共用財産に財産分類を変更
土地	017796	公園広場予定地	普通財産	平成18年3月 旧夢前町から姫路市に移管 平成28年7月 所管部署を夢前事務所から埋蔵文化財センターに変更
土地	017798	郷土資料館予定地	普通財産	平成18年3月 旧夢前町から姫路市に移管 平成28年7月 所管部署を夢前事務所から埋蔵文化財センターに変更

「史跡置塩城跡」については史跡であり、夢前事務所から埋蔵文化財センターへの移管後に普通財産から公共用財産に分類変更を行っている。

「史跡置塩城跡」以外に夢前事務所から移管された財産として、置塩城跡山麓の櫃

蔵神社の隣接地である「公園広場予定地」、「郷土資料館予定地」があり、当該2物件は埋蔵文化財センターの所管する普通財産となっている。

また、櫃蔵神社の敷地内に市民局市民生活部住民窓口センターが所管する公衆トイレ「櫃蔵神社公衆便所」がある。

さらに、櫃蔵神社の北東には、建設局公園緑地課が所管する「置塩城跡山麓公園」（行政財産）、「置塩城周辺整備用地」（普通財産）が存在している。これらの財産は約200m四方の範囲内に近接して所在している。

(2) 監査の結果

<財産分類及び口座用途の変更等について>

「公園広場予定地」及び「郷土資料館予定地」は過去に整備構想があったが、具体的な事業決定はされていないことから行政目的がない未利用の土地であるといえるため、普通財産に分類することに一見問題はないように思われる。

しかし、現地には「県民まちなみ緑化事業 この公園は県民緑税を財源とする『県民まちなみ緑化事業』により植樹、私たちが維持管理しています。平成27年1月 姫路ゆめさきライオンズクラブ」と書かれた看板が掲げられており、兵庫県が姫路ゆめさきライオンズクラブに「学校・公園の植樹」に要する経費などの補助を行った経緯がある。

平成27年1月当時、姫路市が看板の設置を許可していたかどうか、及び姫路市と姫路ゆめさきライオンズクラブとの間で維持管理契約が締結されていたかどうかについては判明しなかったが、現在も植樹した樹木の維持管理は姫路ゆめさきライオンズクラブ（現在の姫路ライオンズクラブ）が引き続き行っている。また、これとは別に「公園広場予定地」及び「郷土資料館予定地」の全体の草刈りなどは、埋蔵文化財センターがシルバー人材センターに委託して年数回行っている。

「公園広場予定地」及び「郷土資料館予定地」は、兵庫県が「学校・公園の植樹」に要する経費などの補助の対象としていることから、未利用の土地ではなく、すでに公園として利用されている土地であると考えられる。したがって、財産分類を普通財産としておくのは適切ではなく、行政財産・公共用に財産分類を変更するとともに、口座用途も公園関係の適切なものに変更し、公有財産台帳に登録する必要がある。

【結果14-6】

また、姫路市が看板の設置を許可していたかどうか、及び姫路市と姫路ゆめさきライオンズクラブとの間で維持管理契約が締結されていたかどうかについては不明であるため、現在の姫路ライオンズクラブに看板の設置許可を与えるとともに、姫路市と現在の姫路ライオンズクラブとの間で維持管理契約を締結する必要がある。

【結果14-7】

(3) 意見

<周辺に所在する土地及び建物との一体管理の必要性について>

姫路市が策定した「史跡赤松氏城跡 置塩城跡保存活用計画」では、史跡の便益施設等の整備については、「・・・休憩施設、トイレ等の便益施設については、遺構の保存

を前提として、史跡や周辺の自然環境を含めた景観との調和を図りつつ、適切な場所、規模、数量を総合的に検討して整備する。」としている。現時点では「公園広場予定地」及び「郷土資料館予定地」の具体的な整備計画は未定である。

現在、登山道入り口から約200メートル北西の櫃蔵神社の敷地内にすでに姫路市が所有・管理している公衆トイレ「櫃蔵神社公衆便所」があり、市民局住民窓口センターが所管している。旧夢前町からの承継財産のうち夢前事務所が所管していたものを、平成28年に関連する部署に分散させることとした際、所管すべき適切な部署が決定されなかったため、当該公衆トイレは住民窓口センターの所管となっている。住民窓口センターは本庁舎における戸籍、住民登録等の市民サービスを行う窓口業務、出張所やサービスセンターの運營業務等としている部署であり、公衆トイレを所管する部署として適切かどうか疑問である。なお、「櫃蔵神社公衆便所」の清掃業務は地元自治会に委託している。

また、櫃蔵神社の北東には、建設局公園緑地課が所管する「置塩城跡山麓公園」（行政財産）、「置塩城周辺整備用地」（普通財産）が存在している。

置塩城跡に関連し、その山麓区域に近接して所在する公有財産について、3つの部署がそれぞれ清掃や除草の業務を実施しており、一体的な管理ができていない。また、3つの部署が所管していることは一体的な意思決定の妨げになる。したがって、財産を効率的に活用できているとはいえない状況である。

したがって、姫路市は、公園緑地課が所管する「置塩城跡山麓公園」及び「置塩城周辺整備用地」、住民窓口センター所管が所管する「櫃蔵神社公衆便所」並びに埋蔵文化財センターが所管する「公園広場予定地」及び「郷土資料館予定地」については、適切な部署に集中して所管させることにより、一体的な管理・意思決定を行うことを全庁的に検討することが望まれる。

そこで、埋蔵文化財センターは、「公園広場予定地」及び「郷土資料館予定地」を公園緑地課に所管換することについて検討する必要がある（住民窓口センターは、「櫃蔵神社公衆便所」を公園緑地課又は埋蔵文化財センターに所管換することについて検討する必要がある。）。【意見14-5】

また、「公園広場予定地」と「郷土資料館予定地」の整備計画が具体的に進展していない現状においては、置塩城跡訪問の観光客向けのトイレとして櫃蔵神社のトイレが利用可能であることを案内する掲示板等を登山道入り口に設置することで観光客の利便性を図ることが望ましい。【意見14-6】

郷土資料館の建設計画は、旧夢前町の合併後は実質的に白紙撤回されており、「郷土資料館予定地」の使用計画は未定である。このため、「郷土資料館予定地」について、財産口座名称を建設計画が現存しているかのように誤解させる名称のままとせず、変更することが望ましい（例えば郷土資料館計画撤回地や、櫃蔵神社南東空き地（東側）などといった名称にすることが考えられる）。【意見14-7】

第15章 上下水道局の所管する財産

第1節 上下水道局の所管する財産全般に関する事項

1 概要

(1) 上下水道局の組織

従来、市長の事務部局である下水道局が所管し、地方公営企業法の一部適用であった下水道事業が、地方公営企業法の全部適用となり、令和4年4月より、水道事業を所管する水道局とともに上下水道局に統合されている。

(2) 水道事業の公有財産規程

令和3年度における水道事業は、姫路市水道局公有財産規程の第50条において、「公有財産台帳を調製して、変更の都度整理しておかなければならない。」と定めており、水道事業は公有財産台帳を整備している。

姫路市水道局公有財産規程

第50条 総務課長は、公有財産について、公有財産台帳（以下「台帳」という。）を調製して、法第238条第1項の種目ごとに、公有財産の分類に従い、次に掲げる事項を記載して、変更の都度整理しておかなければならない。

- (1) 分類
- (2) 所属、用途及び所在
- (3) 種別及び数量
- (4) 価格
- (5) 得喪変更の年月日及び理由
- (6) その他必要事項

(3) 下水道事業の公有財産規程

一方、令和3年度時点における下水道事業は地方公営企業法の一部適用であり、下水道局が所管していたため、水道局公有財産規程は適用されていない。姫路市公有財産規則の第39条では、「公有財産台帳を調製して、変更の都度整理しておかなければならない。」と定めているが、同規則第48条において、下水道事業の所管する財産のような企業用財産には、同規定を適用しないとしている。

したがって、令和3年度時点においては、下水道事業には公有財産台帳を調製する義務は課されていなかった。

姫路市公有財産規則

(台帳の作成)

第39条 管財課長は、公有財産台帳を調製して、法第238条第1項に掲げる種類及び同条第2項に定める分類に従い、次に掲げる事項を記載して、変動の都度整理しておかなければならない。

- (1) 分類及び種類

- (2) 所属、用途及び所在
- (3) 種類及び数量
- (4) 価格
- (5) 得喪変更の年月日及び理由
- (6) その他必要事項

(企業用財産の特例)

第48条 企業用財産については、第5条から第7条まで、第9条、第11条、第12条、第16条から第18条まで、第21条から前条まで、第53条及び第54条の規定は適用しない。

2 監査の結果

(1) 公有財産台帳の整備について

前述の「1 概要」に記載のとおり、令和3年度時点においては、下水道事業には公有財産台帳を調製する必要はなかった。

令和4年4月1日より、下水道事業は地方公営企業法の全部適用となり、上下水道局に統合されている。

統合後の下水道事業には上下水道局公有財産規程が適用される。したがって、上下水道局公有財産規程第50条の「公有財産台帳を調製して、変更の都度整理しておかなければならない。」という規程が適用され、下水道事業に公有財産台帳を調製する義務が課されており、令和4年4月1日より公有財産台帳を調製する必要があるが、下水道事業においては調製されていない。

下水道事業においては、従来から作成している固定資産台帳を公有財産台帳として兼用したいとの意向であるが、固定資産台帳を作成しているにもかかわらず、上下水道局公有財産規程において、姫路市公有財産規則と実質同一の規定を設けている趣旨から、別個に公有財産台帳の作成を義務付けたものであり、固定資産台帳と公有財産台帳を兼用するという考え方には現行の規定では無理があると考えられる。

下水道事業は令和4年度に施行された上下水道局公有財産規程第50条を踏まえて、公有財産台帳を調製すべきであった。上下水道局公有財産規程を改正しないのであれば、早急に公有財産台帳を整備する必要がある。または、固定資産台帳で公有財産台帳も兼ねるのであれば、現状の固定資産台帳に公有財産台帳の記載事項を早急に追加する必要がある。【結果15-1】

3 意見

(1) 固定資産台帳と公有財産台帳の統合について

上下水道局会計規程第11条において、上下水道事業に関する取引を記録、計算及び整理するため、会計帳簿について規定し、この中に固定資産台帳がある。固定資産台帳の様式は、同会計規程には定められていない。しかし、一般的に、固定資産台帳に

は、資産区分、取得年月日、取得価額、期首帳簿価額、償却方法、耐用年数、残存価額、減価償却費、期末減価償却累計額、期末帳簿価額等が記載され、公有財産台帳の記載事項に共通するものも多い。

上下水道局においては、同じ部局にある水道事業と下水道事業で公有財産台帳への取り組み方針が異なっている。水道事業においては固定資産台帳と公有財産台帳を並行して調製しており、下水道事業においては公有財産台帳を調製しておらず、固定資産台帳に必要事項を追加して固定資産台帳兼公有財産台帳を調製する方向で検討している。

「統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和元年8月改訂）」のQ&A集においては、次のような質疑応答がみられる。

質問4：固定資産台帳をもって公有財産台帳に代えることは可能でしょうか。

（回答）各地方公共団体において定めている公有財産台帳で記載すべき内容が、固定資産台帳に記載されていれば、公有財産台帳兼固定資産台帳として取り扱うこともできます。」

将来的には公有財産台帳で記載すべき内容を固定資産台帳の記載事項として追加し、公有財産台帳兼固定資産台帳として活用するなど、両事業における管理方法を統一することが望ましい。【意見15-1】

第2節 水道事業の所管する財産に関する事項

1 水道事業の所管する財産

(単位：千円)

資産の種類	令和元年度	令和2年度	令和3年度
土地	1,985,896	2,344,609	2,417,237
建物	995,567	938,468	921,156
(合計)	2,981,463	3,283,078	3,338,393

2 減損会計について

(1) 概要

近年の地方公営企業法の一部改正により、減損会計（地方公営企業法施行規則第8条第3項2号）が導入された。減損会計とは、資産の収益性が低下し投資額の回収が見込めなくなった場合に当該資産の帳簿価額を適正な金額まで減額する会計処理である。

地方公営企業法施行規則

(資産の評価)

第8条 (第1項及び第2項 略)

3 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において、帳簿価額として当該各号に定める価格を付さなければならない。

(1) 略

(2) 固定資産であって、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきもの その時の帳簿価額から当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額を減額した額

固定資産の減損会計の手続は以下のとおりである (注)。

固定資産の減損会計の手続

(1) 固定資産のグループ化

他の固定資産又は固定資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとにグループ化

① 継続的に収支の把握がなされている単位に区分

② キャッシュ・フローが相互補完的であればまとめる

・水道、交通、ガス、下水道の各事業は、事業全体でキャッシュ・フローを生成するのが通例と考えられる。

・工業用水道、電気、病院の各事業は、施設毎でキャッシュ・フローを生成するのが通

例と考えられる。

- ・なお、遊休資産、賃貸用不動産は個別資産ごとにグルーピングを行うことが適当と考えられる。
- ・一般会計からの繰入金や長期前受金戻入も収益にカウント
- ・資産グループ全体のみならず、主要な資産や土地が著しく下落した場合も該当

(2) 減損の兆候

- ① 業務活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナス（2年連続マイナスで当年度も明らかにプラスにならない）
- ② 使用範囲又は使用方法について回収可能価額を著しく低下させる変化
- ③ 経営環境の著しい悪化
- ④ 市場価格の著しい下落（帳簿価額から少なくとも50%程度以上下落）
 - ⇒ 「兆候なし」の場合は減損を行わない。
 - ⇒ 「兆候あり」の場合は、「(3) 減損損失の認識の判定」を行う。

(3) 減損損失の認識の判定

帳簿価額 > 将来キャッシュ・フロー総額（割引前） であれば、減損損失を認識

- ⇒ 「認識されない」場合は減損を行わない。
- ⇒ 「認識された」場合は「(4) 減損損失の測定」を行う。

(4) 減損損失の測定

帳簿価額と回収可能価額（正味売却価額と使用価値のいずれか大きい方）の差額を減損損失とする。

（注）監査人が総務省自治財政局公営企業課作成の「地方公営企業会計制度の見直しについて（平成24年1月）」をもとに要約したものである。

前述の地方公営企業会計への減損会計導入を受けて、姫路市でも水道局会計規程に減損会計関連の条項を設定している。

姫路市水道局会計規程（令和3年度）

第7節 固定資産の評価

（減損に係る会計処理）

第108条 総務課長は、固定資産であって、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は第110条に定めるところにより減損損失を認識すべきものについて、その時の当該固定資産の帳簿価額から当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額（重要性の乏しいものを除く。）を減額した額を当該固定資産の帳簿価額として付し、減損に係る会計処理を行わなければならない。

2 前項の「重要性の乏しいもの」とは、1件当たりの減損損失の額が100万円未満のものとする。
(減損損失の兆候)

第109条 総務課長は、固定資産について減損の兆候の有無を判定しなければならない。

(減損損失の認識及び測定)

第110条 総務課長は、固定資産に減損の兆候が認められた場合は、当該固定資産について、減損損失を認識するかどうかの判定を行わなければならない。

2 総務課長は、前項の判定により減損損失を認識した固定資産について、減損損失の額を測定しなければならない。

3 前2項に規定する減損損失に係る判定及び測定は、次に掲げる固定資産又は固定資産グループを単位として行うものとする。

(1) 遊休資産又は遊休資産グループ

(2) 前号に掲げる固定資産又は固定資産グループに該当しない固定資産により構成される固定資産グループ

(2) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(3) 意見

<減損会計の適用の検討について>

水道事業では、減損会計導入時において遊休資産について減損会計の手続きを実施し、配水池（一カ所）の土地について減損処理を実施している。

そこで、減損会計が適切に実施されているかを検証するために、重要性が乏しく減損対象外の土地を除く帳簿価額100万円超の土地のうち遊休資産(土地)を対象として、減損会計適用の検討の有無を調査した。

その結果、以下の2件の遊休資産（土地）については減損会計の適用が必要かの検討がなされていなかった。

<休止固定資産>

部門	施設	勘定科目	取得	所在地	面積 (㎡)	帳簿価額 (円)
送水部門	真浦ろ過池	土地	1984年	家島町真浦字岩嶽1863	145㎡	1,346,847
配水給水部門	城山配水池	土地	1992年	家島町真浦字城山477	214㎡	8,661,000

上記の2件の遊休資産（土地）については、減損会計の適用が必要かについて検討することが望ましい。【意見15-2】

3 固定資産台帳の記載内容について

(1) 監査の結果

記載すべき事項はない。

(2) 意見

固定資産台帳において、生野ダムに関連する土地が資産番号A0000246からA0000434までの全188筆あるが、取得日は1973年2月13日となっており、面積は筆ごとに入力されているが、取得価額（帳簿価額）については、資産番号A0000420の77,627,860円を除き、すべて帳簿価額が0円という、【表1】のような状態となっている。

【表1】生野ダムに係わる固定資産台帳（土地のみ）

部門	施設	資産番号	勘定科目	取得(年)	所在地	面積(m ²)	帳簿価額(円)		
取水部門	生野ダム	A0000246	土地	1973	郡生野町竹野原字ツノス31-17	170.96	0		
		A0000247	土地	1973	崎郡大河内町鍛冶字コホキ22-2	57.98	0		
		(途中記載省略)							
		A0000419	土地	1973	朝来郡生野町竹野原字ツノス31-16	134	0		
		A0000420	土地	1973	朝来郡生野町竹野原字ツノス31-17	65.62	77,627,860		
		A0000421	土地	1973	朝来郡生野町竹野原字ツノス31-9	226	0		
		A0000422	土地	1973	朝来郡生野町竹野原字水入込の上34-1	7,394	0		
		(途中記載省略)							
		A0000433	土地	1973	朝来郡生野町竹野原字馬淵37-9	9	0		
		A0000434	土地	1973	氷上郡青垣町稲土字奥山255-143	70	0		
		(合計)						701,197	77,627,860

この理由について所管課に照会したところ、「生野ダムの土地（全188筆）取得価額については、A0000420（朝来郡生野町竹野原字ツノス31-17）に他の187筆分も集約し、合計額で登録している。個々の土地に持分割合を乗じ、取得価額を登録するのが実務上、煩雑かつ非効率的だったためと思われるが、詳細は不明である。」とのことであった。

基本的には当該土地の所得価額77,627,860円を、総面積をもとに比例按分し、各筆の土地の取得原価とすべきである。所管課によれば、現行の固定資産台帳システムは固定資産の金額変更はできない仕様となっているため、187件の土地を削除して、再入力を行うのは効率が悪く、かつ、誤入力のリスクも低くないことから、また、生野ダムの敷地として188筆を一体として管理運用していることから、現状でも問題が生じないとして訂正には消極的である。

しかしながら、現状では問題が生じないとしても、固定資産台帳の土地は、土地の筆ごとに記載管理するのが基本的である。したがって、適切な時期に修正することが望ましい。【意見15-3】

第3節 下水道事業の所管する財産に関する事項

1 下水道事業の所管する財産

(単位：千円)

資産の種類	令和元年度	令和2年度	令和3年度
土地	12,861,918	12,861,918	12,861,918
建物	8,855,204	8,327,074	7,965,289
(合計)	21,717,122	21,188,992	20,827,207

2 固定資産台帳の登録誤りについて

(1) 監査の結果

令和3年度の貸借対照表及び固定資産明細書の土地の残高と固定資産台帳の土地の残高を照合したところ、【表1】のような差異が生じていた。

【表1】土地の固定資産台帳と貸借対照表残高の比較

事業	固定資産台帳 A	貸借対照表 B (固定資産明細書)	A - B
公共下水道事業	11,362,395,894	11,344,225,268	18,170,626
コミュニティ・プラント事業	1,094,428,802	1,094,195,550	233,252
集落排水事業	405,443,626	423,497,626	△18,054,000
(合計)	12,862,268,322	12,861,918,444	349,878

これらの差異が生じた理由は、以下のとおりである。

令和4年4月1日に久畑地区の集落排水事業を公共下水道事業へ統合したことに伴い、当該資産18,054,000円を移管しているが、令和3年度末（令和4年3月31日時点）では当該資産の移管が未了であるにもかかわらず、固定資産台帳上、移管後の金額で各事業区分に計上したため、差異が生じたものである。

また、その他の差異は、コミュニティ・プラント事業2件及び公共下水道事業1件の土地の登録を誤ったために生じたものである。なお、この差異はあくまで固定資産台帳上の誤りであり、令和3年度の決算書の貸借対照表及び固定資産明細書の土地の金額は正しく表示されている。

固定資産台帳の登録・変更にあたっては、適切なタイミングで正しく計上する必要がある。【結果15-2】

3 行政財産の目的使用許可について

(1) 監査の結果

記載すべき事項はない

(2) 意見

株式会社Bが大的析水苑用地の一部を河川管理道路の道路敷として使用する許可を求め、これを許可している。その概要は次のとおりである。

行政財産の名称及び所在地	地目	許可面積	使用目的	使用期間	使用料	相手方	備考
大的析水苑用地 大塩町字明治新開 2018-27	宅地	m ² 367.76	河川管理道路の 道路敷（県の副 申書による）	R3.4.1- R4.3.31	免除 使用料条 例第4条 適用	株式会社B	毎年更新

当該行政財産の使用許可書は、次のとおりである。

様式第4号（第23条関係）	姫路市指令下セ第3-11号 令和3年（2021年） 月 日
住所（略） 株式会社B 代表取締役 ○○○○ 様	姫路市長 （下水道管理センター）
行政財産の使用許可書	
令和3年2月15日付け申請に係る行政財産の使用については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、次のとおり許可する。	
記	
（使用物件）	
1 使用を許可する物件は、次のとおりである。	
所 在	姫路市大塩町2018-27
区 分	土地
数 量	367.76 m ²
使用部分	別図のとおり

(用途の指定)

- 2 使用者は、前記の物件を 河川管理用道路の道路敷の用に供しなければならない。

(使用期間)

- 3 使用期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(使用料)

- 4 使用料は、姫路市行政財産の許可使用に関する使用料条例第4条の規定に基づき、公益上特に必要と認め、免除する。

(遵守事項)

- 5 使用者は、常に善良なる管理者の注意をもって使用物件を維持管理しなければならない。

- 6 使用物件は、第2に指定する用途以外に使用してはならない。

(以下 省略)

(注) 下線については、監査人が注目すべき点と考え付したものである。

また、兵庫県副申書は以下のとおりである。

副 申 書

平成2年3月30日

姫路市長 殿

兵庫県姫路港管理事務所長

昭和63年5月9日付けで株式会社Aに許可した「兵庫県指令姫港許第1003号の1」の10条について、河川管理用通路として使用していることを証明する。

行政財産の使用許可書の第2（用途の指定）において、「使用者は、前記の物件を河川管理用道路の道路敷の用に供しなければならない。」と用途を限定し、また、第6（遵守事項）において「使用物件は、第2に指定する用途以外に使用してはならない。」としており、許可条件以外での使用を禁止している。申請会社はこの下水道の許可エリアを通行しなければ、自社の事業所に入ることができない位置関係にある。

河川管理用道路(通路)は、河川管理者（国、地方公共団体）が、日常及び洪水時の河川巡視等のために、堤防上や河川沿いに設置した通路である。河川管理用道路(通

路)は、一般的に通行禁止の措置が執られていなければ、通行可能となっている。

申請会社は河川管理用道路の許可を求めているが、河川管理者でない。これにかかわって、兵庫県から副申書が提出されているが、兵庫県からの副申書の直近のものは平成2年3月のものである。30年以上前の副申書の内容が現在も継続しているかは甚だ疑わしい。また、河川管理者である兵庫県ではなく、株式会社が使用許可の申請人となっているのは不明である。なお、当時の副申書に記載された会社(株式会社A)は社名が変更となった現申請者(株式会社B)と同一とのことである。

河川管理用通路の用に供するのであれば、河川管理者の兵庫県が申請すべきであるので、兵庫県に申請者となるよう働きかけることが望ましい。【意見15-4】

第16章 全般的意見

この報告書の第3章から第15章までにおいて、姫路市の市有土地等（注）について、監査において検出された事項についての監査の結果及び意見について記載してきた。

これらを通して、今回の監査において、姫路市の市有土地等に関する財務事務や管理について、以下のような課題が明らかになっている。

- ① 市有土地等の現況把握が不十分
- ② 公有財産台帳の管理が不十分
- ③ 財産分類や用途区分の適正化
- ④ 規程等の整備
- ⑤ 財産管理の機能が不十分
- ⑥ 都市開発整備事業のうち霊苑事業の貸付地の管理の適正化

以下において、具体的にその概要を記載する。

（注）市が所有する土地、建物及び工作物並びに市が公用又は公共用に供する目的で借り受けた土地、建物及び工作物（公営企業が所管する場合も含む）をここでは市有土地等ということとする。

1 市有土地等の現況把握について

(1) 市有土地等の現況把握

今回の監査では、多くの課・室において、所属する市有土地等の現況把握が不十分な事例が見受けられた。

(2) 旧町（合併町）からの承継財産の現況把握

現況把握が不十分な事例は、特に平成18年3月に姫路市と合併した旧町（合併町）から承継した土地等について多く見受けられた。承継した土地等をとりあえず関連する課・室に分散させて所属させたものの、その後の管理が十分に行われていなかったとも考えられる。

したがって、合併時に土地等を承継した後、現況把握があまり行われていない可能性があるため、再度の点検が必要である。

(3) 調査未了の市有財産等について

監査において、市有土地等について、実態、現況、契約等について調査を依頼したものの、監査期間中には調査が完了しなかった案件が、財政局（管財課）、健康福祉局及び都市局の所管する市有土地等に散見された。これらの案件についても、継続して調査を実施し、早急に調査を完了させ、問題があれば適切な対応をとる必要がある。

(4) 市有土地等の定期的な実地調査（現地確認）の実施のルール化

現況把握を行うにあたっては、実地調査（現地確認）を実施することが的確な把握

につながり、また、実地調査（現地確認）によって現況把握が容易になる。したがって、実地調査（現地確認）は定期的に行う必要がある。しかしながら、実地調査（現地確認）には時間と労力を要する。これらを比較衡量したうえで、実地調査（現地確認）の実施の頻度や方法についてルール化することが望ましい。

2 公有財産台帳の管理について

(1) 公有財産台帳の適正な記載（登録）

今回の監査において検出された監査の結果や意見には、公有財産台帳の記載（登録）事項が適正ではないと判断したものが散見される。

公有財産の取得、異動、処分等は頻繁に発生するものではなく、公有財産台帳の登録も頻繁に行われることはない。このため、台帳の管理事務に関して習熟することは困難であるかもしれない。しかし、これは記載（登録）項目等の定義や意義を明確にすること、公有財産管理システムに関するマニュアルの内容を充実させること等によりカバーできると思われる。

(2) 公有財産台帳の記載（登録）事項と現況との一致

公有財産台帳の記載（登録）を適正に行うためには、上記1に記載した現況把握を十分に行うことも必要になる。

姫路市公有財産規則第21条（注意義務）第1項では、公有財産取扱主任が特に注意しなければならない事項を挙げている。

姫路市公有財産規則

第21条 公有財産取扱主任は、特に次に掲げる事項について注意しなければならない。

- (1) 土地は、不法に占拠され、又は境界が不明になっていないかどうか。
- (2) 建物は、不法に占拠され、又は滅失若しくは損傷がないかどうか。
- (3) 電気、ガス、給排水等の施設は完全であるかどうか。
- (4) 使用許可に係る行政財産の使用状況は適正であるかどうか。
- (5) 公有財産台帳の記載事項は適正であるかどうか。また、現況と一致しているかどうか。

2 公有財産取扱主任は、前項各号に掲げる事項について異状があったときは、直ちにその旨を課長等に報告し、その指示に従い措置しなければならない。

今回の監査において検出された監査の結果及び意見は、第21条第1項第5号が徹底されていれば問題がなかったものが多い。

端的に言えば、第5号がおろそかになっているきらいがあるといえる。第5号の頻度は明確になっていないが、基本的には1年に1回行うべきである。1年に1回という頻度で行うことは、さまざまな事情により難しいかもしれないが、いずれにせよ公有財産台帳の記載事項と現況の一致は定期的を確認する必要がある。

また、公有財産台帳の記載事項は適正であるかどうか、また、現況と一致しているかどうかの確認についても、具体的なルールを決め、実施することが望ましい。

(3) 公有財産台帳の記載（登録）事項の点検の必要性

公有財産台帳の記載（登録）事項の適正さを保つには、まず、公有財産管理システムを操作した後に入力した内容が適正であるかどうかを確認することが基本である。端末機の操作による入力ではこの確認が難しいとも考えられるが、現状のシステム環境の下において可能な範囲で、入力内容を確認する手順を明確にして示すことが望まれる。なお、この確認は、可能な限り、操作した人以外の人によっても行われることが望ましい。

また、現状では、公有財産管理システムにおいて検索を行った場合、検索結果は400件までしか表示されず、また、当たり前のことではあるが、台帳データの詳細は1件ずつしか照会（呼び出し）ができない。

このため、各課・室において公有財産台帳の記載内容を網羅的・全体的に把握することは難しい状況にある（実際、いくつかの課・室から、監査人が管財課から提供を受けたような公有財産台帳データが入手できれば、公有財産台帳の記載事項が適正であるかどうか、また、現況と一致しているかどうかを確認するにあたって有用であるという声も聞かれた。）。

そこで、管財課から公有財産台帳データを各課・室に配布し、公有財産台帳の記載事項が適正であるかどうか、また、現況と一致しているかどうかについて全庁的に再確認を実施することについて検討することが望ましい。また、これを定期的に行うことも検討することが望ましい。

(4) 機構改革に伴う変更処理等の迅速化

令和4年4月の機構改革に伴う公有財産台帳上の所管課の変更が完了したのは、令和4年9月であり、出納閉鎖後3カ月を要しているのは、変更が適時に行われているとは言いがたい。決算に向けての業務など、さまざまな事情があることは理解できるものの、公有財産台帳の記載事項が適正ではない状態が発生し、継続しているのは確かであるため、管財課は、できるだけ早く公有財産台帳の機構改革に伴う処理を実施するように努めることが望ましい。

また、管財課が実施した機構改革に伴う処理が過不足なく正確に行われているかどうかの確認は、対象となる課・室において実施されていなかった。管財課は、処理が完了した時点で速やかに関係する課・室に対して通知することが必要である。また、その変更完了の通知を受け取った課・室では、過不足なく正確に変更が行われているかどうかの確認を実施する必要がある。

さらに、管財課が機構見直し等を台帳へ反映する際に各所管部署で必要な手続が実施できるよう、管財課は所管部署にて実施すべき手続に関するルールを定めることが望ましい。

(5) 公有財産管理システムの移行について（参考）

現行の公有財産管理システム（財務会計システムの公有財産管理）は令和元（2019）年12月から運用が開始されているが、それまで運用されていた旧公有財産管理システ

ムから現行のシステムへの移行にあたっては、旧システムにおいて蓄積されていた公有財産台帳の履歴情報のうち、最新のもののみが現システムに移行されている。

したがって、現行の公有財産管理システムでは、旧システムにおいて登録されていた台帳登録内容の異動等の情報を入手したい場合でも、情報システムによって当該情報を入手することはできないということになる。

旧システムに蓄積されていた公有財産台帳の情報は、電磁的な方法によって保存されていない。また、旧システムの公有財産台帳の情報は、各種の文書等に添付されている紙面に出力された公有財産台帳は保存されているが、旧システムのすべての公有財産台帳が網羅的に紙面によって保存されているわけではない。

サーバーの容量等の制限により保存できるデータ量に限りがあることや、紙面による台帳を保存するスペースにも限りがあることは理解できるが、情報システムによって台帳管理を行っているからには、旧システムにおいて蓄積された情報を何らかの形で網羅的に残しておかないと、公有財産台帳の台帳としての機能が果たせないということも考えられる。

以上の点から、公有財産管理システムにかかわらず、今後姫路市において台帳としての機能を持っている情報システムを更新する際には、旧システムにおいて蓄積された情報を何らかの形で保存することの必要性について十分検討することが望ましい。

3 財産分類や用途区分の適正化

(1) 行政財産と普通財産の分類

監査において、行政財産と普通財産の区分が不適切な事例が散見された。普通財産等の現況を確認したところ、行政目的に使用されているにもかかわらず、普通財産に分類されているものが散見された。逆に、既に行政財産として使用されていない（用途廃止されている）にもかかわらず、行政財産に分類されたままであるものも散見された。

(2) 用途の把握・記録

監査において、市有の土地、建物及び工作物について、適切な用途が把握できていない事例や、適切な用途が公有財産台帳に登録されていない事例が散見された。

(3) 適正化について

上記(1)・(2)は、現況把握ができていないことに起因する場合や、現況把握は行われているものの台帳の登録漏れに起因する場合があると考えられる。いずれにせよ、適正化に向けては、上記1・2の事項と関連づけて考えることが必要となる。また、誤りがなぜ発生したのかを検討し、今後に役立てることが望まれる。

4 規程等の整備

(1) 既存のマニュアル等の内容の充実など

現在、公有財産台帳に関しては令和元年12月2日付で「公有財産台帳の一部運用開始について（通知）」が管財課長から発出され、「公有財産台帳・固定資産台帳入力マニュアル」が「ここみてネット」に登載されている。また、公有財産管理システムについては「財務会計システム（公有財産管理・資産管理）操作マニュアル」等が「ここみてネット」に登載されている。

台帳の管理事務に関する習熟度の向上のためには、これらのマニュアル等の内容の充実が有用である。また、記載（登録）項目等の定義や意義を明確にすることが望ましい（例えば、建物や工作物の意義、口座用途区分の各項目の定義など）。

(2) 公有財産管理システム記録事務取扱要綱の見直し

姫路市公有財産管理システム記録事務取扱要綱は、姫路市公有財産規則第54条の規定に基づき、市が所有する土地、建物及び工作物並びに市が公用又は公共用に供する目的で借り受けた土地、建物及び工作物並びに道路法等の規定による占用の許可（工事のための一時的な占用許可を除く。）を得た土地（以下これらを「市有土地等」という。）の記録を適正に行うために必要な事項を定めたものである。

土地、建物及び工作物の取得若しくは借受け又は土地の占用の許可申請をしようとする課又はこれに準ずるものの長及び市有土地等を管理する課又はこれに準ずるものの長は、この要綱により当該財産の記録管理を行わなければならないとされている。

当該要綱は、平成5年7月1日に制定されてから30年程度が経過しているが、監査手続を実施した範囲ではそれ以降の改正は確認できていない。

公有財産管理システムも制定当時のものから更新されており、入出力の内容や方法も当時のものからは変化が生じていると推定されることから、要綱の見直しの必要性を検討することが望まれる。

(3) 姫路市公有財産規則第39条の改正の必要性について

「第4章 第1節 1 姫路市公有財産規則第39条の改正の必要性について」に記載したとおり、過去の地方自治法の改正が公有財産規則に反映されていないため、規則第39条第1項の規定を改正する必要がある。

(4) 未利用財産等引継マニュアルの規定の修正

「第4章 第1節 2 未利用財産等引継マニュアルの規定について」に記載したとおり、未利用財産等引継マニュアルにおいて、管財課への引継不用（不適當）財産について定めているが、当該マニュアルによって公有財産規則第30条（用途廃止財産の管財課への引継ぎ）の例外を定めたと誤解される可能性があるため、文言の修正を検討する必要がある。

5 管財課の総括管理機能・総合調整機能の強化

これまでに述べたように、現状把握、台帳管理、財産分類や用途区分の適正化及び規程等の整備に多くの課題があるが、これらは財産管理に係わる機能の不全が原因と考えられる。

財産管理に係わる機能の中心的な役割を果たすのが、管財課である。管財課の機能については、公有財産規則及び行政組織規則における分掌事務によれば、公有財産の総括管理及び総合調整が最も重要とされていると考えられる。

姫路市公有財産規則

(公有財産に関する事務の処理)

第6条 管財課長は、上司の命をうけ、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 公有財産の総括及び総合調整に関すること。
- (2) 略

※ 「公有財産の総括」とは、公有財産の取得、管理及び処分 of 適正を期するため、公有財産に関する制度を整え、その事務を統一し、その増減、現在額及び現状を明らかにし、その他必要な調整を図ることをいう。(公有財産規則第3条第1項)

(総括事務の執行)

第9条 管財課長は、公有財産の効率的運用を図るため必要があると認めるときは、課長等に対して、その所属に係る公有財産について必要な報告を求め、又は公有財産の管理状況を実施について調査し、公有財産の所属替、用途変更、用途廃止その他必要な措置に関し、課長等に指示することができる。

行政組織規則第9条第2号における管財課の分掌事務

(2) 財務部管財課

- ア 公有財産の総括管理及び総合調整に関すること。
- イ 公有財産の評価に関すること。
- ウ 土地の取得及び処分並びに貸借に係る価格の調整に関すること。
- エ 普通財産の取得、管理及び処分に関すること。
- オ 市有財産の登記に関すること。
- カ 市有財産の保険契約に関すること。
- キ 国有財産に関すること。
- ク 自動車による事故の処理に関する指導及び助言並びに賠償額の調整に関すること。
- ケ 自動車の整備、管理及び運用に関すること。
- コ 本庁舎の管理及び秩序保持に関すること。
- サ 公有財産の取得等市の行う事業に係る租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の適用についての税務官署との事前協議に関すること。
- シ 財産区に関すること。

これらの管財課の総括管理及び総合調整の機能が十分に発揮されていれば、今回の監査でこれほど多くの検出事項が発見されることはなかったとも考えられる。管財課は、限られた人員の中で、通常の分掌業務のほか、用地事前審議委員会や毎月開催される公有財産運用委員会の事務局としての準備、運営、記録等の事務、公有財産管理システムや資産管理システム関連の業務に忙殺され、総括管理及び総合調整の機能が十分に発揮されていなかった可能性がある。全庁的な財産管理を有効に実施するためには、管財課の公有財産の総括管理の機能及び総合調整の機能が不可欠であり、そのためには、関係法令等の法的解釈と整理が求められることから、法的知識に精通した人員も必要である。したがって、管財課のこれらの機能の強化のために、管財課の体制の強化が望まれるところである。

6 都市開発整備事業のうち霊苑事業の貸付地の管理の適正化

都市開発整備事業には、地方公営企業法の財務規定等が適用されており、都市開発整備事業会計は企業会計方式によっている。同事業のうちの霊苑事業において、墓地用地の永代貸付を行っている。永代貸付は、使用者に期間を永久として墓地用地を貸し付けるものであるため、墓地用地の所有者はあくまでも姫路市である。しかしながら、都市開発整備事業会計においては、永代貸付に係る墓地用地について、土地の貸付けの場合の会計処理ではなく、土地を墓地用地の使用者に売却した場合の会計処理が行われている。これに起因して、貸借対照表に姫路市の所有する土地（墓地用地）の適正な残高が表示されていない等の諸問題が発生している。

第17章 監査の結果及び意見の総括

第1節 監査の結果及び意見のまとめ

今回の包括外部監査における監査の結果は全部で72件、意見は全部で99件であった。これらを章ごとに区分し、件数をカウントしたのが次の表である。

区分	件数	内 訳	件数
監査の結果	72	第3章 政策局の所管する財産	—
		第4章 財政局（管財課）の所管する財産	22
		第5章 財政局（管財課を除く）の所管する財産	2
		第6章 市民局の所管する財産	1
		第7章 環境局の所管する財産	—
		第8章 健康福祉局の所管する財産	2
		第9章 産業局の所管する財産	5
		第10章 都市局（都市開発整備事業を除く）の所管する財産	10
		第11章 都市局（都市開発整備事業）の所管する財産	6
		第12章 建設局の所管する財産	14
		第13章 消防局の所管する財産	1
		第14章 教育委員会事務局の所管する財産	7
		第15章 上下水道局の所管する財産	2
意 見	99	第3章 政策局の所管する財産	2
		第4章 財政局（管財課）の所管する財産	26
		第5章 財政局（管財課を除く）の所管する財産	2
		第6章 市民局の所管する財産	5
		第7章 環境局の所管する財産	1
		第8章 健康福祉局の所管する財産	4
		第9章 産業局の所管する財産	3
		第10章 都市局（都市開発整備事業を除く）の所管する財産	28
		第11章 都市局（都市開発整備事業）の所管する財産	3
		第12章 建設局の所管する財産	13
		第13章 消防局の所管する財産	1
		第14章 教育委員会事務局の所管する財産	7
		第15章 上下水道局の所管する財産	4
合 計	171	—	171

第2節 監査の結果のあらまし

今回の包括外部監査における監査の結果のあらまきは次のとおりである。なお、報告書の章の順に記載している。

整理番号	内 容
第3章	政策局の所管する財産
	(記載すべき事項なし。)
第4章	財政局(管財課)の所管する財産
結果4-1 P55	姫路市公有財産規則第39条の改正の必要性について 現行の地方自治法では、現行の規則第39条第1項の「同条第2項に定める分類」に該当する条項が「同条第3項」に規定されていることになるため、自治法の改正に合わせて、規則第39条第1項の「同条第2項に定める分類」を「同条第3項に定める分類」とする改正規則を制定するべきである。
結果4-2 P66	財産口座「東洋大姫路高校」について 東洋大学附属姫路高等学校を姫路市に誘致するにあたって同校に売却した土地を除いた残りの土地について、現状の財産口座の用途が台帳上の口座用途と一致していないので、台帳上の口座用途を現状に即した適切なものに修正する必要がある。
結果4-3 P67	大塩第一土地区画整理地区内代替地について 当該土地を公共事業用地の提供者にその土地の代わりに提供する予定はなく、現在は代替地ではなくなっているため、口座用途を代替地から他の適切な用途に変更する必要がある。また、地元の公共用地として使用されている可能性が見受けられたため、利用の実態を調査する必要がある。
結果4-4 P68	代替用地(香寺町中仁野)について 現在は代替地ではなくなっているため、当該土地の他の利活用方法を検討するとともに、口座用途を代替地から他の適切な用途に変更する必要がある。なお、この土地に隣接する土地も、登記簿によると所有者は姫路市となっているが、公有財産台帳には登録されていないので、調査を行い、公有財産台帳に登録する必要がある。
結果4-5 P69	口座用途が「代替地」であるその他の土地について その他の代替地ではなくなっている土地については、代替地として使用の予定がないのであれば、姫路市は、これらの土地の他の利活用方法を検討する必要がある。また、現在は代替地ではなくなっていることから、口座用途を代替地から他の適切な用途に変更する必要がある。
結果4-6 P70	香寺町田野処分予定地について 公有財産台帳によると、当該土地に隣接する土地を、同日に同じ相手方から売買により取得したという記録がある。しかし、隣接している土地については公有財産台帳に登録されていないので、公有財産台帳に登録する手続を進める必要がある。
結果4-7 P71	形的柳池集会所について 当該土地は、公有財産台帳上の用途区分は集会所となっているが、集会所は建設されていない。管財課で調査を行ったものの、実態は不明であるため、管財課は実態について調査を継続し、姫路市と地元との間での利用に関する取り決めの有無等を明確にする必要がある。
結果4-8 P75	青山市有地について 当該土地は市道の底地となっているので、道路関係の部署への所属替の手続を進める必要がある。また、公有財産台帳上は財産分類を「その他財産」、用途区分を「道路」に変更する必要がある。
結果4-9 P76	伊伝居雑地について 当該土地の現況について管財課において調査が実施されたものの、当該土地の実態は明確にはならなかったため、管財課において、当該土地について継続して調査を進める必要がある。

整理番号	内 容
結果4-10 P76	飾磨地区雑地（須賀）について 当該土地の現況について管財課において調査が実施されたものの、当該土地の実態は明確にはならなかったため、管財課において、当該土地について継続して調査を進める必要がある。
結果4-11 P78	大塩町雑地（大山）について 当該土地の現況は市道の底地として利用されているので、道路関係の部署への所属替の手続きを進める必要がある。また、公有財産台帳上は財産分類を「その他財産」、用途区分を「道路」に変更する必要がある。
結果4-12 P78	元高岡小学校跡（通路）について 当該土地の現況は、現在、「道」としての機能を有する土地であることが判明したので、道路関係の部署への所属替の手続きを進める必要がある。また、公有財産台帳上は財産分類を「その他財産」、用途区分を「法定外公共物道路」に変更する必要がある。
結果4-13 P83	口座用途が「その他の普通財産」である土地のうち実態が明確でない山林等について 旧夢前町から合併時に承継した山林等の実態について管財課において調査を実施したものの、詳細については明確には判明しなかったため、管財課は、これらの土地の実態について継続して調査することが必要である。
結果4-14 P83	香寺町管理分割物件3（香寺町矢田部820）について 当該土地は普通財産であるが、野球場、公民館及び市道の敷地となっているため、行政財産として分類することが必要である。また、敷地となっている施設等に対応して、当該土地について管理上の分割を行う必要がある。そのうえで、姫路市公有財産規則第5条第1項の規定に基づいて、所属する課・室を定めるとともに、所属替等の適切な事務手続を進める必要がある。
結果4-15 P85	安志北の台汚水処理場について 旧安富町から承継した旧汚水処理場があった土地であり、汚水処理施設の遺構が残存している。管財課により調査が行われたが、当該土地の実態についての詳細は明確に判明しなかった。管財課は、汚水処理施設の遺構に対する調査を継続して行う必要がある。また、財産口座名称について、汚水処理場が現在は稼働していないことが明示されるものに変更することが望ましい。
結果4-16 P87	溝口ホームタウン（開発行為寄付用地）について 現在は溝口ホームタウン2号公園として利用され、ごみの集積場その他の建物が存在している。当該土地及び当該土地にある建物については、管財課のほか、関係する課室が協力し、現況を把握して整理する必要がある。また、主たる用途が公園と考えられるので、普通財産から行政財産・公共用へ財産分類の変更を行い、公園緑地課の所属とすることが望ましい。さらに、公有財産台帳上の財産口座名称、口座用途等、必要な項目を修正することが望ましい。
結果4-17 P88	生野林業（開発行為寄付用地）について 現在は中寺青谷公園として利用されている。管財課において現況を再度調査し、把握する必要がある。また、市立公園として利用されているため、普通財産から行政財産・公共用へ分類の変更を行い、公園緑地課の所属とすることが望ましい。さらに、公有財産台帳上の財産口座名称、口座用途等、必要な項目を修正することが望ましい。
結果4-18 P88	開発行為・公益用地（菅生新在家自治会）について（その1） 現地付近の状況を視察したところ、作物の栽培が行なわれている可能性がある。管財課が実態について調査したものの詳細は明確に判明しなかった。管財課は、当該土地の実態についての調査を継続して行う必要がある。
結果4-19 P89	藤ヶ台（開発行為寄付用地）について 現地には藤ヶ台公民館が建設されているが、市と地元自治会との貸借契約書や使用に関する協定については存在していないことが判明した。管財課は、当該土地の使用に関する取り決めについて、地元自治会と協議を実施する必要がある。
結果4-20 P90	開発行為（夢前町芦田地内）について 現地視察を行ったところ、現地は駐車場として利用されている可能性がある。管財課が行った土地の実態についての調査でも当該土地の実態についての詳細は明確に判明しなかったため、当該土地の実態についての調査を継続して行う必要がある。また、現在、

整理番号	内 容
	当該土地の公有財産台帳上の財産口座には、他の地域に所在する土地も含まれているので、財産口座を新たに設けることが望ましい。
結果4-21 P91	口座用途区分が「山林」とされているその他の土地について 管財課に所属する普通財産の土地で、口座用途区分が「山林」とされているもののうち、土地の実態の詳細が不明であるものがある。管財課は、これらの土地について、引き続き調査を実施し、実態の詳細を明確にする必要がある。
結果4-22 P93	口座用途が「調査土地」である土地について 管財課の所管する「調査土地」については、すべてについて所在の確認が行われている。したがって、財産分類を「その他財産」から「行政財産」または「普通財産」に変更するとともに、口座用途を「調査土地」から適切なものに変更する必要がある。
第5章 財政局（管財課以外）の所管する財産	
結果5-1 P94	廃車置場の立木について 廃車置場の現地において、公有財産台帳（工作物）に登録されている立木の所在を確認したところ、現在は存在していないことが判明した。実態に応じて、公有財産台帳（工作物）に処分、撤去等の記録をする必要がある。
結果5-2 P95	未利用財産について 工事技術検査室が所管する一部の土地について、未利用であるにもかかわらず、管財課に報告されずに「ここみてネット」に掲載されていなかった。公有財産を有効に活用するために、適時にかつ正確に「ここみてネット」に掲載する必要がある。
第6章 市民局の所管する財産	
結果6-1 P104	公有財産台帳の登録誤りについて 名古屋山霊苑用地は都市開発整備事業会計が所管しているため、名古屋山霊苑管理事務所の所管する公共用財産として公有財産台帳に登録する必要はない。公有財産台帳の登録内容の修正を行う必要がある。
第7章 環境局の所管する財産	
	（記載すべき事項なし。）
第8章 健康福祉局の所管する財産	
結果8-1 P113	蒲田デイサービスセンターについて（公有財産台帳の財産分類区分誤り） 蒲田デイサービスセンターの建物は、平成12年2月1日に普通財産となっているので、公有財産台帳における財産分類区分を普通財産に訂正する必要がある。
結果8-2 P113	蒲田デイサービスセンターについて（土地・建物使用貸借契約の手續誤り） 高齢者支援課は、住宅課が蒲田デイサービスセンターの敷地部分の土地の用途（用途は市営住宅用地）を廃止する（すなわち普通財産にする）前に、貸付契約を結ぶべきではない。普通財産になったことを確認した後に、貸付契約を結ぶべきである。
第9章 産業局の所管する財産	
結果9-1 P120	寄付を受けた太陽光発電システムについて 農政総務課の所管する太陽光発電システムについて、寄付受納日に公有財産台帳（工作物）に登録すべきところ、登録されていなかった。速やかに当該工作物を公有財産台帳に登録する必要がある。
結果9-2 P121	はやしだ交流センターアクセス道路予定地について 農政総務課の所管するはやしだ交流センターアクセス道路予定地の土地は、道路予定地であるにもかかわらず、公有財産台帳上の財産分類区分がその他財産となっている。道路予定地については、公有財産台帳上の分類区分は行政財産・公共用、口座用途区分は道路予定地とする必要がある。
結果9-3 P122	津市場東揚水施設及び津市場西揚水施設について これらの揚水施設は既に廃止されているため、実態に応じて、公有財産台帳に廃止（取壊し、撤去等）の登録を行う必要がある。
結果9-4 P124	家島港ふれあいプラザ及び坊勢漁港ふれあいプラザについて 家島港ふれあいプラザの施設の建物自体は、公有財産台帳上、行政財産・公共用として

整理番号	内 容
	登録されている。敷地は公有財産台帳上、普通財産として登録されているが、行政財産・公共用とすべきである。
結果9-5 P125	<p>勤労市民会館利便施設について</p> <p>指定管理者制度の導入に伴い、姫路市勤労市民会館条例が改正された。これに伴い、勤労市民会館利便施設（1階（展示室））の財産分類を普通財産から行政財産（公共用）へ変更すべきであったが、公有財産台帳上は変更されていなかった。早急に公有財産台帳上の財産分類を普通財産から行政財産（公共用）へ変更すべきである。</p>
第10章	都市局（都市開発整備会計を除く）の所管する財産
結果10-1 P134	<p>開発行為帰属地について（市道認定及び道路台帳反映のための手続の促進について）</p> <p>実質的には道路であるにもかかわらず、道路の専門部署でないまちづくり指導課が所管するのは不適切であり、市を挙げて、名義変更登記を完了させ、所管を道路部局に引き継ぎ、その後の市道認定や道路台帳反映のための事務手続を進めるよう改善する必要がある。</p>
結果10-2 P135	<p>上鈴住宅（木造）跡地について（公有財産台帳の財産分類区分誤りについて）</p> <p>自治会倉庫の敷地部分については、普通財産の貸付地となっていることから、公有財産台帳における財産分類区分を普通財産に訂正する必要がある。（なお、自治会倉庫の敷地以外の部分についても、市営住宅を建設する予定がないことから、行政財産の用途を廃止し、普通財産とすることを検討する必要がある。）</p>
結果10-3 P136	<p>朽原団地入口について（教育委員会への所管換の必要性について）</p> <p>安富北小学校の児童用の農園に使用されている区画については、現在では、朽原住宅の住宅内公園ではなくなっているため、教育委員会に所管換する必要がある。（また、学校施設の一部として運営されているならば、教育財産とする必要がある。）</p>
結果10-4 P138	<p>瑞岡住宅について（行政財産使用許可書における使用料の記載内容について）</p> <p>瑞岡住宅の土地の一部は民間の駐車場として利用されている。駐車場としての利用は、行政財産の目的外使用許可によっている。交付した行政財産使用許可書に記載にされた使用料は、金額だけ記載されており、それが月額なのか年額なのか、あるいは、全期間（使用期間は3年間）なのか判断できない記載方法となっていた。使用料の記載については、月額であることを明示する方法に改めるべきである。</p>
結果10-5 P144	<p>蒲田デイサービスセンターの敷地について（行政財産の用途廃止について）</p> <p>蒲田デイサービスセンターの敷地及び建物は、高齢者支援課が市の社会福祉法人姫路市社会福祉協議会に貸し付けている。現況は、行政財産の敷地の上に、普通財産の建物が建っている状態であり、普通財産だけでなく行政財産も貸し付けられていることになる。敷地及び建物の貸付を継続するのであれば、姫路市広畑区蒲田11の土地のうち蒲田デイサービスセンターの敷地の用に供する部分については、行政財産の用途を廃止し普通財産にする必要がある。</p>
結果10-6 P150	<p>内々環状東線について（公有財産台帳の所属名称変更の遅延について）</p> <p>公有財産台帳では、内々環状東線の土地（歩道拡幅工事部分）は、所管が姫路駅周辺整備課、口座用途区分が道路予定地のままとっている。既に所属替え済みであるため、公有財産台帳における所属名称を道路部局に、また、口座用途区分を道路に変更する必要がある。</p>
結果10-7 P153	<p>白浜の宮駅南エレベーター棟について（公有財産台帳の所属名称変更手続の遅延について）</p> <p>公有財産台帳では、白浜の宮駅南エレベーター棟は、所管（所属名称）が鉄道駅周辺整備課のままとっている。既に所属替が行われているため、公有財産台帳における所属名称を道路総務課に変更する必要がある。</p>
結果10-8 P153	<p>市道白浜313号線（山陽電鉄本線白浜の宮駅周辺事業）について（公有財産台帳の所属名称変更手続の遅延について）</p> <p>公有財産台帳では、市道白浜313号線の土地は、所管（所属名称）が鉄道駅周辺整備課、口座用途区分が道路予定地のままとっている。既に所属替が行われているため、公有財産台帳における所属名称を道路総務課に、また、口座用途区分を道路に、それぞれ変更する必要がある。</p>

整理番号	内 容
結果10-9 P154	市之郷新駅関連事業用地について（公有財産台帳の所属名称変更手続の遅延について） 公有財産台帳では、市之郷新駅関連事業用地の土地（普通財産、事業予定地）は、財産分類区分が普通財産、所管（所属名称）が鉄道駅周辺整備課、口座用途区分が事業予定地のままとされている。既に所属替が行われているため、所属名称を道路総務課に、財産分類区分を行政財産・公共用（システム上は、「その他の財産」）に、口座用途区分を道路に、それぞれ変更する必要がある。
結果10-10 P155	事務所及びレストハウスについて（公有財産台帳の所属名称の誤りについて） 「事務所及びレストハウス」の建物は、手柄山中央公園整備室が所管しているが、公有財産台帳では、誤って、所属名称が鉄道駅周辺整備課と記載されていた。公有財産台帳における所属名称を手柄山中央公園整備室に訂正する必要がある。
第11章	都市局（都市開発整備会計）の所管する財産
結果11-1 P159	墓地の貸付に係わる会計処理について 墓地の永代貸付時の会計処理に売却処理を行っているので、墓地の貸付時には永代使用料を収益計上する方法に改める必要がある。また、過年度の売上原価に振り替えた完成土地を振り戻す必要がある。
結果11-2 P159	都市開発事業及び都市整備事業会計規則について 都市開発事業及び都市整備事業会計規則第18条第2項2号において「土地は、霊苑事業の完成した部分について、完成した部分に投資した額を完成土地勘定へ振替えるものとする。」とする誤った会計処理が記載されている。この誤った条項は早急に削除すべきである。また、墓地の永代貸付の適切な会計処理を促すために、適切な墓地の永代貸付の会計処理方法を記載した条項を新設することが望まれる。
結果11-3 P160	土地の売上原価の会計処理について 売上原価への振替額の基礎資料である各霊苑の「主要事業の投資額累計表」を検証し、正しい過去の売上原価への振替累計額を貸付土地に戻すことが必要である。
結果11-4 P161	墓地の返還に係わる会計処理について 墓地の返還があった場合の会計処理は、その他雑支出として処理しているが、特別損失（過年度損益修正損）として処理すべきである。
結果11-5 P162	貸借対照表に計上されていない分譲残地について 都市開発整備会計における3霊苑以外の保有土地については、簿外となっているため、貸借対照表に計上する必要がある。
結果11-6 P162	固定資産台帳の土地の簿価について 固定資産台帳と貸借対照表は本来一致するのが原則であるが、大きな差異が生じている。したがって、調査を行い、土地に係わる固定資産台帳と貸借対照表の金額を一致させる必要がある。
第12章	建設局の所管する財産
結果12-1 P166	公有財産台帳の不備（取得日及び異動日の誤り） 北平野一丁目234-4の土地（財産口座名称：幹第67号線）について、公有財産台帳上の取得日及び異動日は、将来の日付となっているため、本来あるべき日付となるように、公有財産管理システムに適切な修正等の入力を行う必要がある。
結果12-2 P166	公有財産台帳の不備（現在は合筆されて登記簿上存在していない地番の土地について） 広峰二丁目806-831の土地（財産口座名称：城北10号線）は、現在は登記簿上存在していない地番の土地であるが、公有財産台帳には市有地として登録されたままの状態であるため、公有財産管理システムに適切な修正等の入力を行う必要がある。
結果12-3 P167	公有財産台帳の不備（現在は道路総務課が所管していない土地について） 夢前町寺1293-1（財産口座名称：菅生校区法定外道路）の土地は、既に用途廃止され、普通財産として管財課に所属替し、現在道路総務課では所管していない土地である。しかし、公有財産台帳では現在も道路総務課が所管している土地となっているため、公有財産管理システムに適切な修正等の入力を行う必要がある。
結果12-4 P168	公有財産台帳の不備（財産口座名称及び口座用途区分の誤り（1）） 網干区興浜907-473及び907-476の土地（財産口座名称：網干西校区帰属道路（市道認定前）、口座用途：帰属道路（市道認定前））については、現況に合わせて、財産口座名称を

整理番号	内 容
	「網干西校区法定外道路」に、また、口座用途区分を「法定外公共物道路」に訂正すべきである。
結果12-5 P168	公有財産台帳の不備（財産口座名称及び口座用途区分の誤り（2）） 下手野四丁目593-7及び593-8の土地（財産口座名称：高岡西校区帰属道路（市道認定前）、口座用途：帰属道路（市道認定前））については、現況に合わせて、財産口座名称を「高岡西校区法定外道路」に、また、口座用途区分を「法定外公共物道路」に訂正すべきである。
結果12-6 P168	共有名義の通路について 香寺町田野地内の土地（用途：法定外公共物道路）は、姫路市（旧香寺町）と隣接地所有者との共有名義となっている。共有のままであると管理に支障が生じるおそれがあるため、共有状態を解消して、管理責任の所在を明確にし、円滑な管理を可能な状態にする必要がある。
結果12-7 P182	廃止された公園等の工作物について 令和4年3月末時点においてすでに廃止されている市立の公園や公園に類する機能を有する場所（スポーツ広場公園）については、公有財産管理システムの入力（除却の処理）を、できるだけ速やかに実施する必要がある。
結果12-8 P183	用途が貸付地となっている土地について 船津スポーツ広場公園の土地とされている普通財産の土地は、用途が貸付地になっているが、現在は船津北公園の敷地となっており、貸付けは行われていない。船津北公園の財産口座に移すことにより、口座用途が貸付地ではないようにする必要がある。
結果12-9 P184	浜手緑地白浜地区(1)について 公有財産台帳上、浜手緑地白浜地区(1)の財産口座に登録されている建物及び工作物の一部は、すでに滅失しているにもかかわらず、公有財産台帳に登録されたままとなっている。これらの建物や工作物についての公有財産管理システムへの撤去（除却）の入力をできるだけ速やかに実施する必要がある。
結果12-10 P185	口座用途が「調査土地」である土地について 公園緑地課に所属する土地で、公有財産台帳上、財産分類が「その他財産」、口座用途が「調査土地」である土地について、調査を実施して実態を確認し、公有財産台帳の整理を行う必要がある。
結果12-11 P188	工作物の公有財産台帳への登録もれについて 「姫路市河川図」に記載されているポンプ場及び樋門（水門）のうち、公有財産台帳に登録されていないものが見受けられた。これらについて、取得の時点からの経緯を調査し、公有財産台帳を調製するために必要な事務処理を至急行う必要がある。
結果12-12 P190	撤去（除却）されたが公有財産台帳に登録されていた工作物について 公有財産台帳（工作物）に登録されているポンプ場及び樋門のうち、「姫路市河川図」に登載されていないものが見受けられた。これらについて、公有財産管理システムへの撤去（除却）の入力を、できるだけ速く実施する必要がある。
結果12-13 P190	姫路市が所有するものであるかどうか不明確でない財産について 公有財産台帳上、河川管理課に所属するものとして登録されている建物のうち、姫路市が所有するものであるかどうか不明確になっていないものがある。当該建物についての詳細を調査し、現況を把握する必要がある。
結果12-14 P192	口座用途が「調査土地」である土地について 河川管理課に所属する土地で、公有財産台帳上、財産分類が「その他財産」で、口座用途が「調査土地」とされているものについて、現況の把握に努める必要がある。
第13章 消防局の所管する財産	
結果13-1 P194	公有財産台帳に未登録の土地とその上部の利用状況について 家島町真浦の防火水槽が設置されている土地は、姫路市の所有する土地であるが、公有財産台帳に登録されていない。姫路市は、これらの土地を公有財産台帳に登録する必要がある。また、当該土地は、地域への貸付が行われていることから、今後の利用について地域住民と協議し、万が一の火災の際に消防車が停車できない状況になることがないよう、早期に対策を講じることが望まれる。

整理番号	内 容
第14章 教育委員会事務局の所管する財産	
結果14-1 P195	市立学校財産の管理に関する規定の明確化について 明文化されていない事務分掌があり、責任部署が明確でないばかりでなく、事務の重複による非効率や誤解による業務の不履行・停滞が生じる恐れがある。したがって、事務分掌を明文化することが必要である。
結果14-2 P198	教育財産の区分管理について 教育財産と教育財産以外の財産は区分して管理する必要があるが、現在の教育委員会事務局の所管する財産については明確に区分されておらず、教育財産の定義を明確に把握して区分管理を徹底する必要がある。
結果14-3 P199	安全性に問題のある学校財産について 姫路高等学校の吹奏楽部の部室周辺を囲うフェンスは老朽化が著しく、胴縁や金網が欠落し倒壊するおそれがある。危険な状況にあることの注意喚起を図るとともに、早急に追加補強・補修等を行うべきである。
結果14-4 P200	学校財産の現物管理について 姫路高等学校では、公有財産台帳の記載事項が適正かつ現況と一致しているかどうかの観点での現物確認は行われていないため、少なくとも年に1回程度は実施する必要がある。
結果14-5 P201	旧山之内小学校及び幼稚園の敷地の所管部署について 学校施設課では、旧山之内小学校及び旧山之内幼稚園の財産の一部を所管しているが、現況から見れば学校施設課が所管すべきではないものがある。このため、所管換により土地を利用している部署がその土地を所管するべきである。
結果14-6 P206	財産分類及び口座用途の変更等について 「公園広場予定地」及び「郷土資料館予定地」は、兵庫県が「学校・公園の植樹」に要する経費などの補助の対象としていることから、未利用の土地ではなく、すでに公園として利用されている土地であると考えられる。行政財産・公共用に財産分類を変更するとともに、口座用途も公園関係の適切なものに変更し、公有財産台帳に登録する必要がある。
結果14-7 P206	財産分類及び口座用途の変更等について 埋蔵文化財センター所管の「公園広場予定地」について、姫路ライオンズクラブに看板の設置許可を与えるとともに、姫路市と現在の姫路ライオンズクラブとの間で維持管理契約を締結する必要がある。
第15章 上下水道局の所管する財産	
結果15-1 P209	公有財産台帳の整備について 令和4年4月より、上下水道局公有財産規程が適用され、下水道事業においては、公有財産台帳を調製する必要があるが、調製されていない。公有財産規程を改正しないのであれば、早急に公有財産台帳を整備する必要がある。または、固定資産台帳で公有財産台帳も兼ねるのであれば、現状の固定資産台帳に公有財産台帳の記載事項を早急に追加する必要がある。
結果15-2 P215	固定資産台帳の登録誤りについて 下水道事業において、固定資産台帳の土地の登録誤りが3件あったが、令和3年度の決算書の貸借対照表及び固定資産明細表の土地の金額は正しく表示されている。固定資産台帳の登録・変更にあたっては、適切なタイミングで正しく計上する必要がある。

第3節 意見のあらまし

今回の包括外部監査における意見のあらまきは次のとおりである。なお、報告書の章の順に記載している。

通し番号	内 容
第3章 政策局の所管する財産	
意見3-1 P50	あじさい公園について あじさい公園の利用者数等を調査した上で、あじさい公園の現状を把握する必要がある。加えて、あじさいの里のみを存続させる等、あじさい公園を縮小する、ひいては、あじさい公園を廃止することも含めて、早急にあじさい公園の運用方法等を検討する必要がある。
意見3-2 P53	交通安全啓蒙のための姫路ウェルカムボードについて 現在、普通財産に分類されているが、行政目的を有するものであると考えられるため、公用財産あるいは公共用財産に分類することが望ましい。
第4章 財政局（管財課）の所管する財産	
意見4-1 P58	未利用財産等引継マニュアルの規定について 未利用財産引継マニュアルにある「姫路市公有財産規則第30条の規定にかかわらず」という文言は、規則の例外を定めたと誤解を生じさせるため、適切な文言への修正を検討する必要がある。
意見4-2 P59	高額土地の買入れ又は売払い時の手続きについて 1件5,000平方メートル未満の土地であっても、買入れ又は売払いの予定価格が高額になる場合には、金額の基準を設定したうえで、議会への付議事項とする、あるいは報告事項とすることについてのルールを設定するなど、より慎重な手続きを経ることについて検討することが望まれる。
意見4-3 P61	永久無償貸付地について（管財課所管分） 管財課の所管する自治会への永久無償貸付地のうち、1つの財産口座については、公有財産運用委員会において、自治会への譲与・貸付（無償）案が承認されており、自治会との協議を継続することが望まれる。残る2つの財産口座についても、公有財産運用委員会の審議結果の付加事項に従い、今後の取扱いについて引き続き検討を進め、公有財産運用委員会に諮ることが望まれる。
意見4-4 P62	公有財産管理システムの口座所在地について 公有財産管理システムの入力・登録項目に、「口座所在地」があるが、この所在地に姫路市役所とは無関係な所在地が登録され、郵便番号も加古川市役所のものとなっているデータが多数見受けられる。このようなデータについて、適切な内容に修正することが望ましい。
意見4-5 P63	大塩ゴルフ場貸付地（元大塩最終埋立処分場）について（その1） 姫路シーサイドゴルフコースの用地として（一財）姫路市まちづくり振興機構に貸付けをしている土地は、管財課と企画政策室に所属している。当該土地について、現在所属している課・室のいずれに所属させるかについてはそれぞれメリットとデメリットがあるが、これらを比較衡量したうえで、全庁的な観点から所属させる課・室について再度検討することが望まれる。
意見4-6 P64	大塩ゴルフ場貸付地（元大塩最終埋立処分場）について（その2） 公有財産台帳上、大塩ゴルフ場貸付地の財産口座にグルーピングされている土地のうち1筆は港湾堤防敷として兵庫県に無償で貸し付けられているものである。公有財産関係事務を効率的に実施する観点から、当該土地については現在の財産口座から分離し、別の財産口座を設けて、名称も港湾堤防敷としての貸付けが明らかになるようなものにすることが望ましい。
意見4-7 P65	大塩ゴルフ場貸付地（元大塩最終埋立処分場）について（その3） 公有財産台帳上、大塩ゴルフ場貸付地という財産口座にグルーピングされている土地の中に姫路シーサイドゴルフコースの敷地ではないものが含まれている。公有財産関係

通し番号	内 容
	事務を効率的に実施する観点から、これらの土地については現在の財産口座から分離し、別の財産口座を設けるとともに、財産口座の名称も姫路シーサイドゴルフコースの敷地ではないことが明らかになるようなものにすることが望ましい。
意見4-8 P67	家島町内の貸付地について 旧家島町からの承継財産で貸付地（普通財産）として登録されている土地のうち、貸付契約書の所在については調査が必要なものがある。管財課の課内調査の結果、仮に契約が交わされていないということが判明した場合には、貸付先と契約を交わすよう改善の検討が必要である。
意見4-9 P69	代替用地（香寺町岩部）について 当該土地は、現在代替地ではなくなっており、また、同一の地番には姫路市の貸付地となっている部分もある。しかし、それぞれの部分を明確に特定することはできない。口座用途が代替地となっている部分について、代替地として使用の予定がないのであれば、口座用途が貸付地の部分と統合して、一つの物件として公有財産台帳に登録することについて検討する必要がある。
意見4-10 P70	山畑新田処分予定地について 当該土地の実態は隣接地と一体で駐車場の敷地となっているが、過去の分筆時に境界は確定しており、売却を検討した記録もあるものの、現在のところ売却には至っていない。当該土地については、境界は確定しており、売却は可能な状態にあることから、機会をとらえて隣接者等への売却について再度検討することが望ましい。
意見4-11 P71	復興区画整理事業用地処分予定地について 当該土地は、令和3年度中に区画整理補償課から管財課へ所属替の手続が行われ、現在は復興区画整理事業用地のグループからは外れている。財産口座名称を過去に復興区画整理事業用地であったことを明示する名称に変更することが望ましい。
意見4-12 P73	口座用途が「集会所」となっているその他の土地について その他の口座用途が集会所となっている土地は、土地の所在地の自治会に貸付けが行われているが、公有財産台帳上の財産口座名称について、集会所の敷地となっていることや、貸付地であることが明示できるものに修正することを検討する必要がある。
意見4-13 P73	網干川河川敷埋立余剰地について 管財課に所属している当該土地は、道路管理課が所管しているポケットパークとして利用されており、公園緑地課に所属する工作物が設置され、公有財産台帳に登録されている。したがって、当該土地については、行政財産（公共用）に財産分類を変更し、管財課以外の適切な課室の所属とすることを検討する必要がある。
意見4-14 P74	田寺東二丁目市有地（農業センター跡地）について 当該土地は、現在、駐車場用地として、有償で民間企業に貸し付けられており、現況は遊休状態ではないといえる。したがって、公有財産台帳上の口座用途を貸付地に変更することが望ましい。
意見4-15 P77	大塩町宅地について 当該土地は延命地蔵堂の敷地であるが、教育委員会が地蔵堂に文化財としての価値を認めているのであれば、当該土地を教育委員会に所管換し、行政財産（公共用財産）として管理することを検討する必要がある。並行して、当該土地を今後も市有地としておくのが妥当かどうか、地元と協議のうえで検討する必要がある。さらに、現在、当該土地は、姫路市が何らかの具体的な事業に使用する予定はないので、口座用途を事業予定地から他の適切なものに変更することが望ましい。
意見4-16 P79	八重畑駐在所跡地について 当該土地は、未利用の状態であり、空地となっているが、国道沿いに所在している土地であることから、処分や利活用ができる可能性はあるため、所定の手続きを経たうえで、処分や利活用の方法について再度検討することが望ましい。
意見4-17 P80	香寺民俗資料館について 資料館を運営している（一財）香寺民俗資料館と姫路市の間での貸付契約書の所在等については調査が必要である。管財課の課内調査の結果、仮に契約が交わされていないということが判明した場合には、資料館の運営先と契約を交わすよう改善の検討が必要である。

通し番号	内 容
意見4-18 P80	旧給食センター跡地について（その1） 当該土地は、現在は更地となっており、利活用ができる可能性はあると考えられるため、所定の手続きを経たうえで、処分や利活用について再度検討する必要がある。
意見4-19 P81	旧給食センター跡地について（その2） 現地を視察したところ、当該土地の付近には北部道路事務所に所属する建物の他にも建造物が所在していると見受けられた。管財課の調査の結果、当該建造物の公有財産台帳への登録もれがあったということが判明した場合には、公有財産台帳への登録を行うよう改善の検討が必要である。
意見4-20 P82	旧市役所南車庫（交通）について 事業廃止された姫路市営バスの市役所南車庫として使用されていた土地である。現在は利用の状況から姫路市としては当該土地の処分は予定しておらず、実質的には市役所本庁舎の財産群を構成していると考えられる。財産分類を現状のように普通財産としておくのが最適なのかどうかについて、再度検討することが望ましい。
意見4-21 P84	家島町の港湾施設用地について 土地の表面にはコンクリート製の護岸があり、一見すると岸壁のように見受けられた。これらの土地の護岸については公有財産台帳には登録されておらず、管財課の調査が必要である。調査の結果、仮に、市有地についても公共用の岸壁のように利用されているということが確認されれば、状況に応じた適切な事務処理を進めることが望ましい。また現状のように、専門部署でない管財課が港湾施設に関連する財産を所管するのが最適であるかどうかについて、市全体で再度検討することが望ましい。
意見4-22 P86	安志北の台ガス基地について 現地は植栽が整えられており、公園あるいは庭園のような利用のされ方であると見受けられた。このため、ガス基地ではないことは明らかである。管財課においても当該土地に関する経緯や現況を調査したうえで、誤解を生じないように財産口座名称を変更することが望ましい。
意見4-23 P87	開発行為（夢前町護持）について 現地は金属製フェンス（金網）で囲まれており、コンクリートブロック造の建物がある。当該土地・建物についての詳細は、管財課による調査が必要である。調査の結果、仮に上記の建物の所有者が判明した場合には、所有者と建物の適切な処置について協議をすることが望ましい。また、当該土地について、財産口座名称に所在地を含める等、財産の特定ができるものに修正することが望ましい。
意見4-24 P89	開発行為・公益用地（菅生新在家自治会）について（その2） 現地視察では現地は駐車場として利用されている可能性があると思われたが、貸付契約書の所在については調査が必要とのことであった。管財課の課内調査の結果、仮に契約が交わされていないということが判明した場合には、貸付先と契約を交わすよう改善の検討が必要である。
意見4-25 P91	西庄山市有地について 兵庫県立循環器病センターへの貸付地の山側部分の土地である。循環器病センターは閉院となり、敷地の兵庫県への貸付の終了後に利活用や処分についての検討がなされることになると思われるが、西庄山市有地についても併せて利活用や処分についての検討を行うことが望ましい。
意見4-26 P92	口座用途区分が「山林」とされているその他の土地について 管財課に所属する普通財産で「山林」とされているものがあるが、実態については、詳細は不明なものがあるとの回答があった。現状のように普通財産であるからという理由で管財課の所属としておくのが果たして妥当なのかどうかという点について、全庁的な視点から再度検討を行うことが望ましい。
第5章 財政局（管財課以外）の所管する財産	
意見5-1 P96	工事技術検査室の所管する用地に係る維持管理について 現在工事技術検査室が所管する残土処分地を、今後も本庁舎に所在する工事技術検査室の所管として維持管理を行うのが最適であるかどうかについて、全庁的な視点から再度検討することが望ましい。

通し番号	内 容
意見5-2 P97	町道尾崎鼻九ノ間線残土処分用地（山林）について 不法投棄を未然に防止するために、現地入口のバリケードについて、倒れていない状態を保持し続けることが望ましい。また、バリケードの設置等のみでは侵入を完全に防止できないことから、不法投棄の有無を確認することも望まれる。これらのために、巡回の回数を増やすなどの対応をすることが望ましい。
第6章 市民局の所管する財産	
意見6-1 P98	姫路市と自治会との間の永久土地使用貸借について 形式的には姫路市を所有者として登記し、自治会へ永久無償貸付を行っている土地には、所有者の実質と形式が異なる等の問題があるため、解決に向けて検討を進め、方針を定めることが望ましい。
意見6-2 P101	駅前市役所の借受料について 駅前市役所の賃貸借契約の更新に際し、借受料の見直しにあたって、近隣相場との比較が行われておらず、また、共益費として負担している金額が妥当であるのかについて検討が行われていないなど、検討内容が十分でないと考えられる。今後、借受料を維持するかどうかの判断過程における検討内容について、より充実させることが望ましい。
意見6-3 P105	有休状態の土地の管理について 普通財産として保有している国民健康保険家島診療所の隣接地について、のり面の擁壁が一部崩れていたり、亀裂の入った状態となっているため、緊急時におけるリスク検討を行い、擁壁の補修について適切な対応をとることが望まれる。
意見6-4 P106	家島事務所の仮眠用設備について 家島は離島であり、場合によっては長時間本土との交通が途絶える可能性がある。緊急時に職員が適切に対応できるよう、また職員の健康・安全へ配慮し、家島事務所内に仮眠用の設備を設置することが望ましい。
意見6-5 P107	財産分類の登録誤りについて 人権総務課の所管する総合センターは公共用財産に分類すべきところ、普通財産に分類されているため、財産分類の修正を行うことが望ましい。
第7章 環境局の所管する財産	
意見7-1 P108	香寺町矢田部819-7の土地及び建物について 建物は北部美化事務所が所管する車庫・詰所として使用中であり、公用財産にあたるが、その敷地である土地は管財課所管の普通財産として公有財産台帳に登録されており、整合性が取れていない。土地を北部美化事務所に所属替えし、公用財産に分類するとともに、適切な口座用途に変更のうえ管理することが望まれる。
第8章 健康福祉局の所管する財産	
意見8-1 P111	自治会共同墓地について（覚書の管理について） 自治会共同墓地は、自治会との覚書において修繕等維持管理責任が自治会側にあることを示すことにより対応しているが、自治会については覚書の所在に調査が必要とのものであった。仮に覚書が交わされていないということが判明した場合には、自治会と覚書を交わすよう改善の検討が必要である。
意見8-2 P115	坂田町の保健所について（公有財産台帳の財産分類区分について） 坂田町の保健所の土地及び建物は、利用状況から、中央保健福祉サービスセンター及び中央保健センター以外の部分については、財産分類区分を公用財産に変えたほうが望ましい。（なお、中央保健福祉サービスセンター部分及び中央保健センター部分を分けることが難しい場合には、主たる用途が公用なので全体を公用財産に変えることも考えられる。）
意見8-3 P115	動物管理センターについて（公有財産台帳の財産分類区分について） 公有財産台帳では、動物管理センターの土地及び建物は、公共用財産となっているが、保健所職員が執務する場所であったので、財産分類区分を公用財産に変えたほうが望ましい。
意見8-4 P119	保健福祉サービスセンターについて（機能訓練室及び健診室の有効活用について） 組織再編により、保健福祉サービスセンターに設置されている機能訓練室や一部の保健福祉サービスセンターに設置されている健診室の稼働率は、大きく低下している。今

通し番号	内 容
	後、これら機能訓練室や健診室の利用率向上に向けた取組みを進めていくことが望まれる。
第9章 産業局の所管する財産	
意見9-1 P121	旧山之内幼稚園施設について 当該土地及び建物は、公有財産台帳上、口座用途区分をその他の普通財産として登録されている。しかし、現在は貸付けが行われているため、口座用途区分は貸付地とすることが望ましい。
意見9-2 P123	現中央卸売市場の移転後の跡地について 現在の姫路市中央卸売市場が移転し、令和5年3月13日に新市場が開場すれば、広大な跡地が残り、その跡地の有効な利活用が重要になってくる。現在検討されている市立高等学校の校舎新設を含め、市場跡地の利活用にあたって跡地を買取る方針となった場合には、用地買収の遅れで事業が大きな制約を受けることのないよう、事業化の方針決定を速やかに行っていくことが望ましい。
意見9-3 P124	家島港ふれあいプラザ及び坊勢漁港ふれあいプラザについて 家島港ふれあいプラザ、坊勢漁港ふれあいプラザともに、建物と土地の所管部署が異なっているため、建物及び土地を同一の部署に所管させることが望ましい。
第10章 都市局（都市開発整備会計を除く）の所管する財産	
意見10-1 P127	イーグレひめじ地下駐車場の管理について イーグレひめじ地下駐車場及び大手前公園地下駐車場は、中でつながっており出入口が共用で利用料金も共通であるなど一体的に利用されているが、管理形態が複雑となっている。改善の難しさはあるが、イーグレひめじ地下駐車場及び大手前公園地下駐車場が中でつながっており、一体的な利用形態が利用者にとって利便性が高いこと、また、別々に管理する場合の弊害も見られることから、管理（民間事業者（現在は、タイムズ24株式会社）への業務監督を含む）についても一体的に実施できる方法を検討することが望まれる。また、都市計画課が、駐車場を管理する専門部署として最善とは言い難いため、他の部署（例えば道路部局など）の所管とすることを検討することが望まれる。
意見10-2 P130	旧イーグレひめじ料理店施設について（所属替の検討） 旧イーグレひめじ旧料理店施設は再開発時の担当であった都市計画課の所管となっているが、都市計画課が普通財産を管理し、テナント（飲食店に限らない）の選定やテナントの管理をする部署として最善であるとは言い難い。他の部局（例えば普通財産であることから管財課）の所管とした方が望ましい。
意見10-3 P131	キャスパ地下駐車場について（所属替の検討） キャスパ地下駐車場は、山陽百貨店の地下にある指定管理者制度が導入されている姫路市営の駐車場である。キャスパの再開発の担当課である都市計画課が所管しているが、都市計画課が駐車場を管理（指定管理者の選定や業務監督）する専門部署として最善とは言い難いため、他の部署（例えば道路部局など）の所管とすることを検討することが望まれる。
意見10-4 P131	久保町貯水槽について（口座用途区分の変更） 久保町貯水槽の土地は、山陽電気鉄道(株)から借りている公衆用トイレの敷地の代替地として山陽電気鉄道株式会社へ貸し付けているものである。したがって、公有財産台帳の口座用途は、遊休地ではなく、貸付地とするほうが望ましい。
意見10-5 P132	旧水井家住宅について（有効活用策の検討） 旧水井家住宅は、内部が一般公開されていないこともあって稼働日は少ない。現状の臨時公開等にとどまらず、有効な活用方法を検討するべきである。
意見10-6 P135	上鈴住宅（木造）跡地について（広場としての使い方について） 広場として利用されているが、市営住宅を除却した後の跡地であることから、まずは土地の売却を検討する必要がある。また、将来市営住宅を建てる可能性があるのであれば、建てるまでの間、土地の有効活用を検討する必要がある。公園や広場としての利用が最善と判断した場合でも、市の制度に基づいたものにするよう検討する必要がある。
意見10-7 P136	才分譲住宅建設の残地について（行政財産の用途廃止について） 住宅課としては市営住宅を建設する予定がないことから、行政財産の用途を廃止し、

通し番号	内 容
	普通財産とすることを検討する必要がある。
意見10-8 P137	浜田住宅について（土地の有効活用について） 浜田住宅の土地は将来市営住宅の敷地になる可能性は残されているため、行政財産の用途は廃止されていない。しかし、現況は空き地の状態で、将来、網干西住宅の集約予定地として使うことが決定されたとしても、使う（市営住宅を建てる）のはかなり先のことであるため、使用開始までの期間における土地の活用方法を検討することが望まれる。
意見10-9 P138	東阿保住宅について（行政財産の用途廃止について） 住宅課としては、この土地に市営住宅を建設することは考えておらず、現在、遊休地となっていることから、行政財産の用途を廃止して普通財産にすることを検討する必要がある。
意見10-10 P139	瑞岡住宅について（行政財産の用途廃止について） 瑞岡住宅の土地については、現在の住宅を拡張するための用地として使用される可能性があるものの、住宅を拡張することが決まっている訳ではないので、いったん行政財産の用途を廃止し、普通財産にすることを検討することが望まれる。
意見10-11 P139	元県営六九谷住宅について（管財課への所属替の遅延について） 元県営六九谷住宅の土地は、現在、住宅課から管財課への所属替えの手続が進められているが、既に測量等が完了し、境界が確定しているものの、住宅課の所管が継続している。境界確定など売却のための手続が完了すれば、速やかに管財課へ所属替えできるよう、改善の検討が必要である。
意見10-12 P140	市之郷寮跡地のチビッコ広場について（行政財産の用途廃止） 旧市之郷寮の土地（行政財産・公共用）は、廃止した市之郷寮の跡地であり、当該土地に市営住宅を建てる予定はないとのことであるので、行政財産の用途を廃止して普通財産にすることを検討する必要がある。
意見10-13 P140	市之郷寮跡地のチビッコ広場について（公園整備課への所属替の検討） 旧市之郷寮の土地は、住宅課が、公園整備課に対して目的外使用許可しており、地元自治会のチビッコ広場として利用されている。住宅課としては、この土地を使用する予定がないので、公園整備課への所属替えを検討することが望まれる。
意見10-14 P141	天満住宅跡地の残地について（所属替の検討について） 遊具並びに物置が設置され、公園のようなかたちで使用されており、市の公園との間に連絡通路が設けられているので、一体の公園のように見える状態である。過去の経緯を調査するなどした上で、現状のように公園のような使い方を継続するのが妥当であるか、また、所管部署が住宅課のままが良いかなどについて、再検討する必要がある。
意見10-15 P141	別所第7住宅跡地の残地（公園部分）について（土地の売却の検討について） 過去の経緯を調べる必要があるが、売却しやすい土地なので、用途廃止して普通財産とした上で売却処分することを第一の選択肢として検討する必要がある。（なお、東側がチビッコ広場となっているので、公園整備課への所属替も考えられるが、別所町北宿や別所町小林に都市公園があり、それらに加えて幹線道路沿いに公園又はチビッコ広場を設ける必要があるかについては慎重に検討する必要がある。）
意見10-16 P142	別所第7住宅跡地の残地（別所町北宿867-17）について（土地の売却の検討について） 比較的立地が良い場所にあるにもかかわらず、売却処分されず、現在のような地元自治会を中心とした利用形態になった経緯については、住宅課での調査が必要な状態である。過去の経緯を調べる必要があるが、当該土地については、単独で住宅地として売却することや、あるいは、隣接の2筆と一体で売却することが可能であることから、用途廃止して普通財産とした上で管財課に所属替えし、売却処分することを第一の選択肢として検討する必要がある。
意見10-17 P143	津熊第一住宅跡地について（土地の利用又は処分方法の検討） 隣地の擁壁がせり出すなど強度がかなり低下し、崩落の恐れが生じており、擁壁の修理が行われないと売却するのが難しい土地である。面積が広いので、売却できない状態であったとしても、活用する方法がないか検討することが望まれる。また、東側隣接地の地権者に擁壁修理を要請し、売却できる状態に持って行く努力も必要である。
意見10-18 P143	津熊第一住宅跡地について（行政財産の用途廃止） 市営住宅を建設する予定がないので、行政財産の用途を廃止し、普通財産にすること

通し番号	内 容
	を検討する必要がある。
意見10-19 P144	<p>蒲田デイサービスセンターの敷地について（高齢者支援課への所属替の検討について）</p> <p>蒲田デイサービスセンターの敷地及び建物は、高齢者支援課が社会福祉法人姫路市社会福祉協議会に貸し付けている。建物は高齢者支援課が所管している。姫路市広畑区蒲田11の土地のうち敷地の用に供する部分については、高齢者支援課に所属替することを検討する必要がある</p>
意見10-20 P145	<p>廃止市営住宅の残地（自治会使用部分）について（普通財産の貸付地とすることの検討について）</p> <p>廃止市営住宅の土地のうち市の所有が継続している土地の中には、自治会の使用に供される土地が見受けられる。自治会の使用に関しては、行政財産の目的外使用許可によっている。市営住宅は廃止されているので、行政財産の目的外使用許可によるのではなく、行政財産の用途を廃止し、普通財産にした上で、自治会への貸付契約にすることを検討する必要がある。</p>
意見10-21 P145	<p>廃止市営住宅の残地（通路、道等）について（通路及び道の処分及び管理について）</p> <p>市の所有が継続している廃止市営住宅の土地の中には、本来私道とすべき道が含まれているが、市（住宅課）が所有者責任を負うことは望ましいものではない。今後については、市営住宅を廃止してその土地や建物を処分する場合には、市道とすべきものを除き、道や通路が残らないような処分方法を検討する必要がある。また、現在残っている通路や道については、処分方法や管理方法を検討する必要がある。</p>
意見10-22 P146	<p>廃止市営住宅の残地（傾斜地、山林、水路など）について（行政財産の用途廃止について）</p> <p>市の所有が継続している廃止市営住宅の一部の土地には、傾斜地、山林、水路など民間への売却が困難なものが見受けられる。こうした土地は、そのままでは住宅用地として使用できず、また、住宅課としては造成して宅地化する予定もないことから、行政財産の用途を廃止し、普通財産にすることを検討する必要がある。</p>
意見10-23 P147	<p>廃止市営住宅の残地の管理について（業務の引継ぎについて）</p> <p>廃止市営住宅の残地については、経緯が現在の担当者に引き継がれず、調査が必要になっている事例が見受けられた。基礎データなど定量的な情報は記録されているが、一覧性がなく、管理面の課題を拾い上げにくい。一覧にして、定性情報（過去の経緯、管理方法など）や今後の処分（所属替えを含む）方針をまとめておき、担当者が変わっても課題が引き継がれるようにしておくことが望まれる。</p>
意見10-24 P148	<p>塩町貸付地について（売却努力の継続について）</p> <p>塩町貸付地は、普通財産であり、行政目的に使用する予定がないため、所有継続は望ましくない。市は、賃借人の資力を考慮して、売渡しの申入れをしていないが、契約書では、賃借人に売渡しを申し入れることは可能となっており、できるだけ早く売却することが望まれる。</p>
意見10-25 P149	<p>復興区画整理事業用地について（売却努力の継続及び契約締結努力の継続について）</p> <p>復興区画整理事業用地のうち、「土地の売買の予約並びに土地賃貸借契約書」を締結している土地については、残り4筆となっており、引き続き売却努力を継続することが望まれる。隣接地の進入路の8筆については、地下に廃止すべき下水管があり、下水管撤去工事が必要になる可能性があるが、隣接地の所有者への売却の検討が望まれる。土地賃貸借契約を結んでいない6筆については、契約を結ぶか、あるいは、土地の返還（建物等がある場合は撤去）を求める若しくは売却することが望まれる。</p>
意見10-26 P150	<p>高架関連事業用地について（口座用途区分の変更について）</p> <p>高架関連事業用地は、公有財産台帳では、口座用途区分が処分可能地となっている。しかし、高架関連事業は、現在継続中であるため、口座用途区分については、処分可能地ではなく事業予定地とすることが望ましい。</p>
意見10-27 P151	<p>内々環状東線について（道路部局への引継書提出の遅延について）</p> <p>内々環状東線の歩道拡幅工事については、平成26年度末には完成していたが、道路部局への引継書提出は、令和3年3月になっており、完成から引継ぎまでに約6年もかかっている。迅速に引き継げるよう、改善の検討が必要である。</p>

通し番号	内 容
意見10-28 P152	校区道路について（公有財産台帳の財産分類区分及び口座用途区分の変更について） 姫路駅周辺整備課の所管する土地の中に、財産分類がその他財産で、口座用途が校区道路となっているものがあるが、全て道路予定地である。これらについては、財産分類区分を行政財産・公共用に、口座用途区分を道路予定地に変更することを検討する必要がある。
第11章 都市局（都市開発整備会計）の所管する財産	
意見11-1 P163	墓地の返還条項の改正について 「3年間経過後においても、永代使用料50%を返還する」という現状の墓地返還条項は、利用者に非常に有利な条項であるが、姫路市にとっては非常に不利な条項となっているので、将来的には見直しを検討することが望まれる。一般会計にこの事業を移管する際には、えい地返還による使用料還付金は無視できない金額になるとと思われるので、その分を過去の実績等を基に見積もって、その分を基金等に積み立てておくことも検討する必要がある。
意見11-2 P164	貸借対照表における墓地用地の表示について 造成中の墓地用地を未成貸付土地とし、永代貸付が可能な墓地用地を貸付土地とすることが望ましい。
意見11-3 P164	永代清掃料について 永代清掃料については、将来、歳入がないにもかかわらず、歳出だけが発生する時期が必ず到来し、将来世代に負担だけを強いることになる。今後、永代清掃料については、永代ではなく他都市のように有期の清掃料に改定することを検討する必要がある。
第12章 建設局の所管する財産	
意見12-1 P171	道路総務課所管の駐輪場・自転車駐車場の財産分類区分等について 姫路市が公益財団法人自転車駐車場整備センターに駐輪場とする目的で貸付けている土地について、公有財産台帳では、所在地によって財産分類が「その他財産」「行政財産・公共用」「普通財産」と異なって登録されている。財産分類区分の分類の見直しも含めて、駐輪場に関する財産管理の在り方について検討する必要がある。
意見12-2 P172	道路建設課所管の四阿（あずまや）について 道路建設課所管の建物である四阿（あずまや）は、道路や道路関連用地ではなく公園内に建てられたものであり、すでに供用が開始されている。早急に公園関連の部署に所属替の手続きを行うことが望まれる。
意見12-3 P173	財産口座の名称に「(使用不可)」という文言が付加されている事例について 公有財産台帳上、2以上の財産口座が登録されている公園があり、そのうち1つの財産口座は名称に「(使用不可)」という文言が付加されている。現在使用されている工作物は、名称に「(使用不可)」という文言が付加されている財産口座に登録されている。工作物の所属する財産口座を、財産口座名称に「(使用不可)」という言葉が付加されていない財産口座へ登録を変更することについての検討が必要である。
意見12-4 P174	苦編バイパス南公園について 苦編バイパス南公園に設置されている工作物が、公有財産台帳上、苦編第一公園という名称の財産口座にも登録されている。現在は苦編第一公園という名称の財産口座に登録されている工作物を、苦編バイパス南公園の財産口座の工作物として登録することについて検討する必要がある。
意見12-5 P175	香寺総合公園について 香寺総合公園に設置されている建物は、公有財産台帳上、香寺町総合公園という名称の財産口座に登録されているが、現在は香寺町総合公園という名称の財産口座に登録されている建物を、香寺総合公園の財産口座の建物として登録することについて検討する必要がある。
意見12-6 P176	宮田団地第七公園について 宮田団地第七公園の土地及び工作物が、公有財産台帳上、宮田団地第六公園という実在しない公園の財産口座に登録されている。現在は宮田団地第六公園という名称の財産口座に登録されている土地及び工作物を、宮田団地第七公園の土地及び工作物として登録することについて検討する必要がある。

通し番号	内 容
意見12-7 P177	中島東公園について 中島東公園には、公有財産台帳上、財産口座が二つ登録されており、工作物は二つの財産口座に分散して登録されている。土地及び工作物を登録する財産口座をいずれか一つに統一することについて検討する必要がある。
意見12-8 P178	高浜第一公園について 高浜第一公園には、公有財産台帳上、財産口座が二つ登録されている。土地及び工作物の登録をいずれかの財産口座に統一することについて検討する必要がある。
意見12-9 P179	英賀乙第二公園について 英賀乙第二公園には、公有財産台帳上、財産口座が二つ登録されている。土地及び工作物の登録をいずれかの財産口座に統一することについて検討する必要がある。
意見12-10 P180	白国公園について 白国公園については、建物が公有財産台帳に登録されているものの、土地は公有財産台帳への登録漏れとなっている可能性が高い。白国公園の敷地について、取得の経緯にさかのぼって調査を行い、仮に、公有財産台帳への登録が漏れている場合は公有財産台帳に登録することが望ましい。
意見12-11 P181	さわやかトイレ（赤坂地区）（口座用途：公衆衛生施設）について さわやかトイレ（赤坂地区）は、赤坂公園の中の施設であるにもかかわらず、独立した公衆衛生施設として公有財産台帳に登録されている。さわやかトイレ（赤坂地区）を、赤坂公園の財産口座に含めて登録することを検討する必要がある。
意見12-12 P186	才相田スポーツ広場について 才相田スポーツ広場には、公有財産台帳上、財産口座が二つ登録されており、いずれにも工作物が登録されている。工作物の登録を、いずれかの財産口座に統一することについて検討する必要がある。また、いずれかの財産口座に統一する際には、統一する財産口座の名称を「才相田スポーツ広場」に変更することが望ましい。
意見12-13 P187	河川管理課に所属する工作物の公有財産台帳への登録について 河川管理課に所属する工作物の公有財産台帳への登録にあたって、①河川名の財産口座を構成する財産として登録されているケースと②河川名の財産口座ではなく、ポンプ場等で独立した財産口座を設けて、当該財産口座を構成する財産として登録されているケースが見受けられる。いずれかのケースに統一することについて検討する必要がある。
第13章 消防局の所管する財産	
意見13-1 P193	実態と異なる借受不動産の管理について 市有地でないことを明らかにするために、借受けの実態がないにもかかわらず借受不動産として管理している土地について、借受不動産としての管理ではなく別途情報の引継が行えるよう書面を整備することで、財産所有と管理について実態と形式の整合性を図っていくことが望ましい。
第14章 教育委員会事務局の所管する財産	
意見14-1 P198	姫路市立学校の目的外使用に係る許可権限の委任方法について 学校財産を目的外使用する場合において、使用料を全額免除する等、一定の条件に該当する場合の目的外使用許可については、「姫路市立学校目的外使用について（通知）」により学校（園）長への使用許可権限の委任事項を定めているが、当該通知に定めている内容を規則で定めることを検討する必要がある。
意見14-2 P200	パイプオルガンの耐用年数について パルナスホールのパイプオルガンは建物と一体として機能しているものであるため、器具備品として5年の耐用年数ではなく、鉄筋コンクリート造の演奏場用建物の耐用年数である41年を選択する実務が考えられる。今後、新しく取得した財産の公有財産台帳への登録にあたっては、公有財産管理システムと資産管理システムがリンク（連携）していることから、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」及び「耐用年数の適用等に関する取扱通達」の規定を参照し、適切な財産（資産）の区分及び適切な耐用年数の選択をするよう努めることが望まれる。
意見14-3 P203	神明造の意匠改修について 白浜小学校相撲場の利用開始にあたり千木の一部を撤去予定であるが、神明造の千木

通し番号	内 容
	は単なる様式であり千木のカットは必要最小限の改修とするなど慎重に判断することが望ましい。
意見14-4 P204	展示物リニューアルに伴う展示物の一部撤去の処理について 姫路科学館は、今後、展示物の入替えによる一部撤去を行う場合において、特に重要な財産の取得又は処分に該当すると判断したときには、撤去された部分の金額及び残存する部分の金額の算定に関する資料を長期に保存することが望ましい。
意見14-5 P206	周辺に所在する土地及び建物との一体管理の必要性について 公園緑地課が所管する「置塩城跡山麓公園」及び「置塩城周辺整備用地」、住民窓口センター所管が所管する「櫃蔵神社公衆便所」並びに埋蔵文化財センターが所管する「公園広場予定地」及び「郷土資料館予定地」については、適切な部署に集中して所管させることにより、一体的な管理・意思決定を行うこと全庁的に検討することが望まれる。埋蔵文化財センターは、所管する置塩城跡山麓の「公園広場予定地」及び「郷土資料館予定地」を公園緑地課に所管換することについて検討する必要がある（住民窓口センターは、「櫃蔵神社公衆便所」を公園緑地課又は埋蔵文化センターに所管換することについて検討する必要がある。）
意見14-6 P206	周辺に所在する土地及び建物との一体管理の必要性について 櫃蔵神社のトイレが利用可能であることを案内する掲示板等を、置塩城跡登山道入口に設置することで、観光客の利便性を図ることが望ましい。
意見14-7 P206	周辺に所在する土地及び建物との一体管理の必要性について 埋蔵文化財センターの所管する置塩城跡山麓の「郷土資料館予定地」は、郷土資料館の建設計画が白紙撤回されているため、財産口座名称を変更することが望ましい。
第15章	上下水道局の所管する財産
意見15-1 P209	固定資産台帳と公有財産台帳の統合について 上下水道局においては、同じ局にある水道事業と下水道事業で公有財産台帳への取り組み方針が異なっている。将来的には公有財産台帳で記載すべき内容を固定資産台帳の記載事項として追加し、公有財産台帳兼固定資産台帳として活用するなど、両事業における管理方法を統一することが望ましい。
意見15-2 P213	減損会計の適用の検討について 2件の遊休資産（土地）については減損会計の適用が必要かの検討がなされていなかったため、減損会計の適用が必要かについて検討することが望ましい。
意見15-3 P214	固定資産台帳の記載内容について 固定資産台帳において、生野ダム関連する土地188筆あるが、1筆に取得価額がまとめて記載され、他の187筆は帳簿価額が0円となっている。現状で問題が生じないとしても、固定資産台帳の土地は、土地の筆ごとに記載管理するのが基本的である。適切な時期に修正することが望ましい。
意見15-4 P216	行政財産の目的外使用許可について 河川管理者でない申請会社は河川管理用道路の許可を求めているが、河川管理用通路の用に供するのであれば、河川管理者の兵庫県が申請すべきであるので、兵庫県に申請者となるよう働きかけることが望ましい。